

343

4寸



始



343-4

通航一覽

第八

大正  
2.11.25  
購求



通航一覽第八目次

卷之三百七..... 魯西亞國部三十五、○蝦夷地亂妨始末、 <small>クナツ</small> リ島、	一五
卷之三百八..... 魯西亞國部三十六、○蝦夷地亂妨始末、 <small>クナツ</small> リ島、	一八
卷之三百九..... 魯西亞國部三十七、○蝦夷地亂妨始末、 <small>クナツ</small> リ島、	二〇
卷之三百十..... 魯西亞國部三十八、○蝦夷地亂妨始末、 <small>クナツ</small> リ島、	四三
卷之三百十一..... 魯西亞國部三十九、○蝦夷地亂妨始末、 <small>クナツ</small> リ島、	五五
卷之三百十二..... 魯西亞國部四十、○蝦夷地亂妨始末、 <small>クナツ</small> リ島、	六九
卷之三百十三..... 魯西亞國部四十一、○蝦夷地亂妨始末、 <small>クナツ</small> リ島、	八三
卷之三百十四..... 魯西亞國部四十二、○蝦夷地亂妨始末、 <small>クナツ</small> リ島、	九九
卷之三百十五..... 魯西亞國部四十三、○蝦夷地亂妨始末、 <small>クナツ</small> リ島、	一一七
卷之三百十六..... 魯西亞國部四十四、○漂流、	一二九
卷之三百十七..... 魯西亞國部四十五、○漂流、	一四六

卷之二百十八 ..... 一五七  
 魯西亞國部四十六、○漂流、

卷之二百十九 ..... 一五九  
 魯西亞國部四十七、○漂流、

卷之二百二十 ..... 二〇三  
 魯西亞國部四十八、○漂流、

卷之二百二十一 ..... 二二三  
 魯西亞國部四十九、止、○漂流、○漂着、

卷之二百二十二止 ..... 二三五  
 北亞墨利加<sup>ネウヨルク國、捷斯東</sup>、部、○渡來并  
 通商願等、○漂着并漂流、  
 安悶島<sup>ナリイン島、カ</sup>部、○漂着、  
 異國部、○漂流、○漂着、通船、

同附錄、卷之一 ..... 二四九  
 海防<sup>御備</sup>、部一、○肥前國長崎、奉行、諸番所、  
 御用船、

卷之二 ..... 二六四  
 海防<sup>御備</sup>、部二、○肥前國長崎、黒田鍋島兩  
 氏警衛、

卷之三 ..... 二七六  
 海防<sup>御備</sup>、部三、○肥前國長崎、鹽崎藏、諸家  
 當地御用、

卷之四 ..... 二九二  
 海防<sup>御備</sup>、部四、○肥前國長崎、諸家開役、并井  
 砲臺、御武器、  
 砲臺積古等、

卷之五 ..... 三三一  
 海防<sup>御備</sup>、部五、○陸奥國松前并蝦夷、松前氏家  
 用地南津輕  
 兩氏警衛、

卷之六 ..... 三四四  
 海防<sup>御備</sup>、部六、○陸奥國松前并蝦夷、巡視開  
 創、

卷之七 ..... 三五六  
 海防<sup>御備</sup>、部七、○陸奥國松前并蝦夷、巡視開創、附  
 寺社開基、

卷之八 ..... 三四九  
 海防<sup>御備</sup>、部八、○陸奥國松前并蝦夷、奉行并支  
 配役人、

卷之九 ..... 三六七  
 海防<sup>御備</sup>、部九、○伊豆國下田、

卷之十 ..... 三六一  
 海防<sup>御備</sup>、部十、○相模國三崎并走水、○相模國  
 浦賀、附所、持場等、

卷之十一 ..... 三九七  
 海防<sup>御備</sup>、部十一、○相模國浦賀附所、持場等、  
 ○安房上總兩國、

卷之十二 ..... 四〇八  
 海防<sup>巡</sup>、部十二、○海島、

卷之十三 ..... 四二七  
 海防<sup>巡</sup>、部十三、○御船手方御番方等浦々  
 見分、○御備場所見立、

卷之十四 ..... 四四三  
 海防<sup>異國船</sup>、部十四、○總括、○阿蘭陀船、○諸  
 厄利亞船、

卷之十五 ..... 四五五  
 海防<sup>異國船</sup>、部十五、○南蠻船、○唐船、○朝  
 鮮船、○琉球船、○魯西亞船、

卷之十六 ..... 四六八  
 海防<sup>異國船</sup>、部十六、○拔荷禁令、

卷之十七 ..... 四八二  
 海防<sup>異國船</sup>、部十七、○拔荷禁令、

卷之十八 ..... 五〇五  
 海防<sup>船</sup>、部十八、○官船、國一丸、文祿御軍船、  
 異國造日本丸等、

卷之十九 ..... 五一五  
 海防<sup>船</sup>、部十九、○官船、天地丸、  
 安宅丸、

卷之二十……………五二天  
海防船、部二十、○官船、安宅丸、  
諸御船、

卷之二十一……………五三九  
海防船、部二十一、○官船大川御座、○五百石  
積以上安宅船禁制、○三本檣船禁制、○船  
方調練、

卷之二十二……………五四九  
海防隊、部二十二、○大筒鑄立并献上、

卷之二十三……………五五九  
海防隊、部二十三、止、○大筒打試、

以上

本編 二百二十二卷

附録 二十三卷

通計三百四十五卷

繪圖 一帙

凡例總目 二卷

第八目次終

通航一覽卷之三百七

魯西亞國部三十五

○蝦夷地亂妨始末  
文化九壬申年六月、俘囚出奔の夜、當番たりし同心及  
ひ津輕氏家人等を糾問ありて、奉行より其罪科を江  
戸に伺ふ、よりに老中より下知ありて悉閉居せしむ、  
文化九壬申年六月、番人御仕置伺進達、  
魯西亞人置所出奔仕候節、見守當番之同心、并  
津輕越中守家來吟味仕候趣申上候書付

小笠原 伊勢守  
荒尾 但馬 守按す  
此二人松  
前奉行、

當三月廿四日夜、魯西亞人ガワピン其外五人置所  
出奔仕候節、見守當番之同心、并津輕越中守家來吟  
味仕候趣、左に申上候、  
同心 飯 田 幸 吉 申三十  
柴田 角兵衛 申四十  
同假抱入龜山 新太郎 申二十  
今 井 豊 八 申二十  
辻 瀧 次 郎 申二十  
高 橋 津 平 申四十

通航一覽卷三百七

(黄紙下付札)此飯田幸吉、今井豊八、柴田角兵衛、辻  
瀧次郎、龜山新太郎、高橋津平儀、魯西亞人置所  
見張番いたし乍罷在、當三月廿四日夜、ガワピ  
ン外五人、置所障子をわけ庭の出、板扉土臺下を  
掘り、右穴より這出遁去候儀を不存罷在候哉、  
見張居候詮も無之、心附方不行届一同無念に付、  
三十日押込可申付候哉、

右之者共吟味仕候處、魯西亞人置所見守之儀は、六  
人に而晝夜持切相勤、日々當番之者、朝五ツ時置所  
に罷出、前日當番と代り合、晝之内は半時代り二人  
宛見張いたし、夜分は代り合二人宛見張いたし候  
申合に而、當三月廿四日は此者共當番に付、朝五ツ  
時一同置所に罷出、前日當番之者より申送等承、別  
條無之筈、代り合二人宛見張番いたし罷在候處、魯  
西亞人爲保養他行致し度段相願、其段御役所申  
立、御聞濟有之候に付、晝時より同心并津輕越中守  
足輕附添、魯西亞人ラシヨワ人共一同他行いたし、  
海岸通り下及部村迄罷越、夫より引返し、泊り川之  
澤に罷越、ブクシヤと申草を取、七ツ時頃一同置所  
に罷歸候に付、今井豊八、辻瀧次郎見張いたし罷

在、暮時より飯田幸吉、龜山新太郎代り合見張番致し罷在候處、魯西亞人とも草臥候趣に而、五ツ時過一同相休、ガワビン、ヘレフニコフは、見張番所より二間隔り候座敷に臥り、モウル、フロキセは見張所より一と間隔り候座敷敷次之間に臥り、マダロス二人は座敷入側に臥り、同一人は見張所より二た間隔り候東之方之間、爐之際に臥り罷在、四ツ時より今井豊八、高橋津平代り合見張番いたし罷在、夜明候得共、魯西亞人共一同臥り居、行燈之火も有之候間、右行燈を引候様、水夫源七、福松に申付遣候處、魯西亞人共一同臥り居候哉、不不相分旨、右兩人申聞候に付、角兵衛、瀧次郎儀、魯西亞人寢間を參り見候處、モウル、フロキセは臥り罷在、ガワビン、ヘレフニコフ、マカロフ、シカヨフ、シーモノフ、ワシリエフは、一同夜着を被り臥り居候様子に相見、障子も建有之候間、銘々之夜着を剝候處、ガワビン外五人共不罷在、便所を罷越候趣にも可有之と存、兩便所相尋候得共不相見候間、驚入早速其段津輕越中守家來見守之もの申通し、見張所引居候もの共にも夫々申談、置所庭に罷出候處、板塀忍ひ返し

等は別條無之、板塀土臺下土を掘明け候穴有之候間、右穴より拔出候儀と存、モウル、フロキセを起し、ガワビン外五人逃去候儀を存罷在候哉之段相尋候處、兩人共熟睡いたし居、一向不存旨申聞、誠に驚き仰天いたし候様子に付、右兩人儀、萬一異變之儀可有之も難計存、幸吉、新太郎は側に附添罷在、右之始末御役所に相届、いまた遠方へ遁去候儀にも有之間敷と存、角兵衛、豊八、瀧次郎、津平并水夫源七一同、直に所々相尋候得共、行衛相知不申候に付、山々澤々等穿鑿いたし罷在候處、四月四日江差木の子村に而、魯西亞人六人共不殘捕相成候儀に而、前書之通、夜分は二タ時、二人宛見張番いたし罷在候得共、障子等明候音も不承、都而夜中物靜に而相替候儀も無之、殊にモウル、フロキセ儀は、此者共見張所之際に臥り居候間、一同臥り罷在候趣とのみ存罷在、且毎夜雨戸を建候得共、廿四日夜は一同不心附失念いたし、雨戸を建不申、障子之儘に而有之候處、ガワビン外五人、同夜九ツ時迄障子を明、追々庭へ出、板塀土臺下を掘明け、右穴より這出逃去候儀を一向不存罷在候、見張番いたし候

詮も無之、一同心附方不行届恐入候旨、銘々申候に付、右始末不念之旨吟味詰候處、可申立様無之由申之候、

(朱書)水夫源七、福松相糺候處、當三月廿五日期、魯西亞人置所行燈を引候様、見張所同心柴田角兵衛、辻瀧次郎申付候間魯西亞人寢間を罷越、行燈を引候節、一同夜着を被り臥り居候様子候へ共、頭も不相知、臥り居候哉、不不相分候間、其段角兵衛、瀧次郎へ申聞、右兩人罷越、銘々夜着を剝見候處、ガワビン外五人不罷在、庭板塀土臺下土を掘明け候穴有之、右穴より遁去候儀に可有之と存、源七儀は、直に同心一同所々相尋候得共、行衛相知不申候處、四月四日江差附木之子村に而、六人共一同捕押へ相成候儀に而、ガワビン外五人遁去候始末は一向不存、今般吟味之上、魯西亞人申立之趣、源七、福松承り、驚入候由申之候、

津輕越中守家來  
上番兵士  
岩川喜間 太 申三十 下番足輕小頭  
柴田八郎 次 申四十  
同並足輕  
小山内要七 申三十 同  
毛内惣次郎 申五十  
(黄紙下け札)此岩川喜間太、柴田八郎次、小山内要

七、毛内惣次郎儀、魯西亞人置所見守面番致し乍罷在、當三月廿四日夜、ガワビン外五人置所障子をあげ庭へ出、見廻り持場板塀土臺下土を掘あけ、右穴より這出逃去候儀を不存罷在候段、時廻り夜番いたし候詮も無之、心附方不行届、一同不念に付、三十日押込可申付候哉、

右之者共吟味仕候處、當三月廿四日夜、此もの共魯西亞人置所見守當番に付、夕七ツ時より一同罷出、晝番之者と代り合、夜中見守面番所詰切、構内半時廻りいたし罷在候處、同夜五ツ時過魯西亞人并ラシヨワ人一同相休、尤魯西亞人居間三間有之、ガワビン、ヘレフニコフは、面番所より二タ間隔候座敷に臥り、モウル、フロキセは、座敷敷次之間面番所に寄候所に臥り、マダロス二人は座敷入側に臥り、同一人は東之間に臥り罷在、夜中起出候様子も無之、物靜にて門内并置所庭構内は、半時廻り致し候節も、見廻り持場板塀忍ひ返し等別條無之、尤雨戸は建不申、障子計建有之候得共、子細も有之間敷と存、同心に申達候心附も無之罷在、夜明候而小山内要七儀、置所庭構内見廻候處、南之方板塀土臺下土を

掘明候穴有之候段、同人面番所に罷歸申開候間、岩川喜間太罷越見届候處、南之方板塀土臺下土を掘明候穴有之、不審に存其段可申立存居候處、魯西亞人六人置所相見不申段、同心今井豊八申開候間、驚入、見廻持場門并路次口等之締見分いたし候處、別條無之、全右板塀土臺下穴より遁去候儀と存、右之始末重役人の申達、早速人數手分いたし、山々澤々海岸等穿鑿いたし罷在候處、四月四日江差附木之子村に而、魯西亞人六人とも不殘捕押に相成、逃去候始末吟味有之候處、廿四日夜九ツ時過、ガワビン外五人密に起出、障子音致さる様あけ、追々庭に出、見廻り持場板塀土臺下土を掘あけ、右穴より一人宛這出遁去候段驚入候儀に而、モウル、ヲロキセ儀、面番所前に臥り罷在候間、其外之魯西亞人も一同臥り罷在候儀このみ存罷在、夜中構内見廻持場半時廻りいたし候節も、板塀忍ひ返し等別條無之候得共、板塀下土臺下穴に向不心附、右穴よりガワビン外五人遁去候儀を不存罷在候段、時廻夜番いたし候詮も無之、心附方不行届、一同恐入候旨申之候付、右始末不念之旨吟味詰候處、可申立様無之

由、岩川喜間太并足輕共銘々申之候、右吟味仕候趣書面之通御座候、御答之儀は黄紙附を以奉候、以上、

申六月

小笠原伊勢守  
荒尾但馬守北

文化九年十一月廿五日、荒尾但馬守より按するに、此頃在府、高橋三平、柑本兵五郎に贈る、去月廿二日之御用狀松前着、

昨廿一日伊豆守殿、按するに、老中於新部屋御直御下知書、別紙寫之通御渡有之候間、答書相添相達申候、此段被得其意、於其地可被申渡候、尤申渡相濟候は、其段早々可被申越候、且押込日數相立候は、差免、其段早々可被申越候、

一此節自分儀、其表詰合無之候付、支配吟味役を以、御下知書之趣爲申渡候旨申上置候、

松前奉行の

松前奉行掛り

豊八、津平は百日、外  
飯田幸吉

四人は五十日押込  
今井豊八

柴田角兵衛  
辻瀧次郎  
同假抱入  
龜山新太郎  
高橋津平  
津輕越中守家來

上番兵士  
岩川喜間太  
下番足輕小頭  
柴田八郎次  
同並足輕  
小山内要七  
毛内惣次郎

五十日押込

右之通可被申付候、以上、

十月

覺

同心并津輕越中守家來共、押込差免候以後、魯西亞人番人、并魯西亞に拘り候御用筋等は、相掛り不申候様、其方限之心得に而取計可申候事、

答書

飯田幸吉、今井豊八、柴田角兵衛、辻瀧次郎、龜山新太郎、高橋津平儀、魯西亞人置所見張いたし乍罷

在當三月廿四日夜、ガワビン外五人置所障子を明、庭の出、板塀土臺下土を掘明、右穴より這出遁去候儀、不存罷在候段、見張候詮も無之、心附方不行届、一同不念に付押込申付る、

一岩川喜間太、柴田八郎次、小山内要七、毛内惣次郎儀、魯西亞人置所見守番いたし罷在ながら、當三月廿四日夜、ガワビン外五人、置所障子を明け、庭に出、見廻り持場板塀土臺下土を掘あけ、右穴より這出遁去候儀を不存罷在候段、時廻り夜番いたし候詮も無之、心附方不行届、一同不念に付、押込申付る、魯西亞一件、

同年八月三日、魯西亞船クナジリ島ケラムイ崎に渡來し、同七日より同島センベコタンに上陸して、水を汲取、或は漂流の日本人を上陸せしめ、書付をもて船長對談をこふ、遭厄日本紀事によれば、船長よ、されども疑惑して近つかさるにより、太田彦助同島詰調南部氏の人數と議し、本船を打碎かんとすれども、銃丸及ひかたくして數日を経る、よて奉行同十一日より廿四日に及ひ、支配向注進の旨を江戸に言上す、

文化九年八月十一日、小笠原伊勢守より荒尾但馬

守に贈る御用狀、

當月三日、クナヅリ島之内ケラムイ崎後之方に異國船相見候旨、太田彦助より申越候に付、御届書差進申候、按ずるに、此届書ならひに、いまた魯西亞と見極め候儀も、彦助注進狀等所見なし。また魯西亞と見極め候儀も、無御座候間、呈書にては不申上候、猶様子申越次第追々可申上候、

同月進達、

當月三日、クナヅリ島之内ケラムイ崎に異國船相見候間、同所詰支配向より申越候段、當月十一日附を以、小笠原伊勢守より申越、御届書差越候間、右書付類相添、此段申上候、以上、

申八月

荒尾但馬守

同月十四日、小笠原伊勢守より荒尾但馬守に贈る御用狀、

先便申進候クナヅリ島に渡來之異國船之儀、猶亦太田彦助より急便到來に付、申上書相添、其儘差進申候、委細は右に而御承知、被御申上候様存候、  
一右五郎次書付、按ずるに、エトロフ島番人なり、去文化四組て歸、横文字とも封之儘差越候間、披見之上差進申候、且右横文字其儘差進候而は、譯合も相知不申

候、御評議も難相成と存、魯西亞人ゴロウイン、モウルに爲讀、上原熊次郎に通辯爲致差進申候間、按ずるに、此通辯書いよ所見なし。是又可然様被仰上可被下候、右之趣に而者、挨拶を承り候迄滞船可致哉に付、猶御下知之儀も御座候は、早々被御申越候様存候、

一太田彦助の差圖之儀、三平相伺候間、別紙之通按ずるに、別紙ま爲申遣候、此段爲御心得得御意置候、按ずるに、此御用狀によれば、本月三然様御取扱可被下候、日の後クナヅリ詰太田彦助より、五郎次書狀の事等、追々注進ありし事著し、されども今其書狀を得ず。

同月十二日、

太田彦助より高橋三平按ずるに、松前に詰吟味役、贈る御用狀、同廿日松前着、

異國船兩艘共、今に洞内遠洋に繫居、センベコタンに傳馬船日々致上陸候に付、彼是と心配は仕候得とも、可打取手段無御座、彼船之様子相考候處、水取に上り候迄に而、外に如何敷事も致さず、同所の日往來仕候は、自然去年之如く逢對之便も出來可申、左候は、去年召捕候者共之事も相知れ可申、杯之手段にも可有之哉、遠見に遣し候番人夷人も容易に出し難く、差遣候節は右等之用心も致させ、

聊油斷無之様申合差遣申候、此度渡來之船は兵糧も用意有之、時候後れ參り候は、漂流人與茂吉申立候通り、ヲホツカには不歸、ガワン迄は八九月頃迄は渡海も相成候由に付、右之處に歸帆之積之由相聞候得者、此後何程滞船可致哉も難計、一時もはや打拂申度心掛罷在候得共、能圖も無御座、打方先控罷在候、尤當方人數南部家共々氣張強く、此末幾日滞船いたし候共、聊めげ候儀は無御座候、尤長き内には過失も出來候ものに而、自然小過に而大替を妨候而は、一同勵み居候證も無御座候に付、寸志も油斷不仕候得共、兎角異船へ矢頃遠く、打拂之儀不任心底、此上聊に而も能圖有之候は、嚴敷打拂候心得に而、一同堅固に相守罷在候、此上數日滞船仕候共、當方人數不屈様手當仕、其時宜を考罷在候間、御掛念被下間敷、猶追々可申上候、

同月十四日同斷、同廿三日同斷、

當七日四ツ時頃、異國船兩艘より傳馬船二艘つ、センベコタン之方水取と相見、桶様之ものを引候而乗出し、や、有之候而、海岸通り上手之方日本人一人罷越候に付、會所前土手外に而、支配人利

左衛門を以爲承候處、右水取船に乗組上陸いたし候とて、上書も無之、赤き膏藥の如き物に而封印いたし候物一封差出、是を當所に差上候様、魯西亞人より申付候に付、持參いたし候旨申聞、此者も攝州加納屋十兵衛手船水主之由、利左衛門申聞候に付、竹内五郎助按ずるに、松前奉行手附出役、山口茂右衛門、にや詳ならず、同心兩人召連、土手外に罷出、上書も無之封書は此方に而も難受取、此後何度持參候共不取上候間、重而來問敷旨申聞せ、水取場は罷歸候様申渡、外之事は相互に不申聞、早々罷歸候處、水取之傳馬船に乗組本船に立歸候段、追而遠見之夷人申聞候、右等に付御筒打方之儀、南部家にも及評議候處、トマリより本船迄は町數遠く、迎も玉は届申間敷旨申に付、フシコ、タン之内ヤムワカ、シユンビビ申所兼而幕張も致し置候に付、此處に當方二百目長筒一挺、南部家陣屋内に備有之候、二百目長筒一挺持運はせ、夕七ツ時頃より本船を目當に打始、二百目之方五放、百目之方三放打拂候得共、二挺共玉間遠く届不申候得共、右打拂候以前、大船之方よりも傳馬船二艘に水桶にも可有之候哉、數々引候而セン



へコタン之方に向、本船より凡八九町程も乗出候頃、御筒打出候に付、右傳馬船直に船路を替候而、本船之方ハ漕戻申候、ヲロシヤ船小之方親船は、兼而センベコタン之方ハ少々寄せ候而繋居候處、繰出し大船之側ハ出船之様子に、二艘共船之向きをかへ繋り罷在候、彼よりは小筒たに打出し不申、無程晩景に相成候に付、南部家共に右出張候所は引拂ひ、トマリ之方ハ罷歸申候、

一同九日朝四ツ時頃、異國船北之方帆を掛ケラムイ之方ハ航行、傳馬船一艘下し、テレケウシ番屋ハ致上陸候様子に付、親船を目當に三貫五百目一放打候處、玉間遠く届不申候得共、無程親船傳馬船共颯戻し、元之如く大船之際ハ繋申候、異國人もテレケウシハ上陸いたし、番屋板藏等及見候様子に候得共、板一枚も紛失無之、尤番屋之諸色は不殘トマリ之方ハ兼而爲持運置、板藏には運殘之鱒ハ粕少々有之候得共、是等も聊持行不申候、一去る十日、異國船より傳馬船二艘、センベコタンハ漕、漂流人之内忠五郎と申者、當會所前ハ參候に付、土手外に而一通り相糺候處、彼國之紙に而左之

通書面差出申候、

此船之カピタン御相談仕度事有之、御上様ハ掛御目度由に御座候、

右に付及評議候は、異國船兩艘共、遠沖に繋居候に付而は、迎も玉間も遠く可打拂手段も無之、又今年ハ兩艘に而兵糧之貯も有之、其上時節後れに致渡來候は、ヲホツカハ不歸、カムサツカ之内ガワン湊ハ歸帆之積り之由、漂流人與茂吉申聞候趣も有之候へは、いつ迄も滯船可致も難計、數日に相成候而は、一統之疲れと相成、萬一無謂被打破候半も口惜敷、頃日日々センベコタンハ傳馬船を寄せ、又ハケラムイハ上陸いたし、玉間遠く相隔候とは乍申、及見居候も心外に而、既にセンベコタンハ出張致し、傳馬船を可打拂致評議候事も有之候上は、今日之書面幸之事に而、カピタンハ面談可致旨僞り、帶引寄候而、親船なり、傳馬船なり、矢頭之節、打拂決戰いたし可然と、同心等呼寄、其手等迄委細及評議候處、何れも一統可然旨致評議候に付、右忠五郎ハカピタン致相談度旨申越候に付、致相談可遣候間、當方ハ罷越候様可致旨申合、夕七ツ時過右忠

五郎をセンベコタンハ差歸申候、南部家ハ者、右手段を以異國船帶引寄候積に付、矢頭相成候は、打拂可申、兼而其手等堅固に致し置候様子、神子田判左衛門ハ申談、同家手等と此方御筒打方之手等申合、異國人共之挨拶を相待罷在候處、右忠五郎をセンベコタンハ相返し候得共、日も暮傳馬船之迎も不參、其夜は同所海岸罷在候由に而、翌十一日本船ハ相歸候様子、遠見之者申聞候、同日夕七ツ時頃、去る卯年エトロフに而捕候番人五郎次、昨日之使忠五郎、センベコタンより當會所之方ハ罷越候に付、土手外に而相糺候處、忠五郎ハ被仰付候應對之挨拶は、何共不申聞、去年於當所被召捕候異國人共之様子承に參候様、尤應對之事も中々陸ハ參候事は難成趣、逢對いたし候は、雙方船にて逢可申杯と、唯一通り船中にて相咄候迄に而、當方ハ申立候様にと申事には無之、捕はれ人之否を聞參候様、カピタン五郎次ハ申付候旨申候に付、右評議中日も暮、センベコタンハ歸候而も、傳馬船も居不申候に付、右番人は土手外ハ留置、備之様子見透され候而は不相成、彼者共小用に參候節は、付添候様嚴

敷申渡、番人附置及評議候は、昨日私牢内見廻、漂流人與茂吉ハ、何となく彼船之儀承候處、カピタン兎角去年被捕候者之否を聞度、松前、箱館、長崎に居候とも、其否知れ候所ハ可參合之様子、相察被申候旨申聞候事も有之、箇様に日本人を度々差越候付而は、右等之儀共、萬一異船ハ聞え候而、松前ハ罷越候様に而は、所々相騒き不宜、何れとも當方限喰留申度、種々評議之上、翌十二日朝、土手外において、五郎次、忠五郎へ申聞せ候は、去年召捕候七人之者共ハ、米盜取候不法有之候に付、不殘於當所及殺害、元來去る卯年エトロフにおいて及亂妨候始末も有之、魯西亞人之事は、此上何艘にて何年打續參り候共、船人共不殘打殺可申手筈は、卯年以來當所に不限手當有之、相堅罷在候事に候、此度之船も、微塵にいたし候心得に而、兼而備罷在候に付、いつれよ共、彼もの共ハ承知に可有之處、何をうろたへ滯船いたし居候哉、心中之程おかしく、一時も早く責來可申旨、五郎次、忠五郎へ申合、センベコタン方ハ相返候處、迎之傳馬船に、日本人一人乗組漕行候旨、

遠見之者申聞候に付、一人陸に相殘候と相見候間、遠見之夷人差遣候處、良有之候而、忠五郎同道に而夷人罷歸候に付、忠五郎を相糺候處、於途中深草之中に隠れ遁去、木立有之候は、縊死可致と草を分、山手之方に罷出候處、夷人に行あひ、逆も死を極め候上は、會所に罷出被殺候共、日本之土に相成申度、若亦慈悲有之候而助候は、仕合と存、右夷人を頼、會所裏手之方より當所の罷越候旨申立候に付、先一と通り糺し候而入牢爲致置申候、此日夕七ツ時頃、異國船傳馬一艘センベコタンに漕付、間もなく本船に立歸候處、同所海岸より日本人五人罷越候に付、土手外に而相糺候處、五郎次并漂流人四人に而、五郎次申聞候は、先刻被仰合候趣、本船に罷歸カビタンに申聞候處、驚候而、右之越船中一同にも申聞候得共、カビタン疑惑いたし、去年被捕候者彌被殺候と申事に候は、右書付を貫申度旨申聞候に付、最早御役人左様成儀は難申上相斷候得共、承引不致候に付、左候は、漂流人不殘陸に上り、兼々申居候に付、按するに、此續落字あるへし右四人を送り参り候しほに、書付之事を可申上と申聞候處、承知いた

し、私俱に上陸いたし、當所の罷越候旨申聞候に付、漂流人四人は一通糺し候所、攝州加納屋十兵衛船水主に付、入牢致させ、五郎次は土手外に差置、同人當所の留置候は、異國人共立腹いたし、不得止事寄來可申、又自然長滯船に相成候時之計議にも可相成と、彼是勘辨仕、翌十三日五郎次を相糺候處、彼國宗躰にも不相成候に付入牢爲致申候、同人并漂流人六人共、野郎頭に而日本仕立之木綿綿入を着罷越、所持之品も、異國之者は襦袢、股引、沓、させる類に而、外品は無御座候、口書は追而可申上候、

一同日四ツ時頃、異國船傳馬二艘、ノワイトと申所之方に向漕出し、右崎をかわし可申程合之頃、同所沖合に圖合船一艘相見、遠眼鏡に而見候處、此船を目かけ漕行候體に而、異船小之方親船帆を懸、右崎之方へ飄出、夕七ツ時頃、親船傳馬船并圖合船を引候而、如元大船之際の繫申候、右圖合船は、ネモロ地シベツ場所の口味支度に、當所より先日差遣置候番人稼方五人、夷人四人共、并南部家飛脚足輕一人、中間一人、シベツ夷人五人、都合二十人乗組

罷在候處、當場所之内サルカマツブ沖間に而、右傳馬船を見掛、程近候得共、漸々同所海岸に漕付、不殘山に遁出候處、異人共追懸鐵砲を打掛候由、昨今當所の通歸候者申聞候得共、右二十人之内、稼方二人、男夷人一人、女の子一人、只今以不能歸、若異國人に被捕候儀にも可有之哉、所々尋罷在候、

同月廿四日、小笠原伊勢守より荒尾但馬守に贈る御用狀、

クナヅリ詰太田彦助より、當月十二日、同十四日附急便を以、別紙之通申越候間、右書狀差進申候、委細は右に而御承知、宜被御申上候様致し度、彦助之返書、三平より別紙之通爲差遣候、

一魯西亞船滯船罷在候に付、爲加勢ネモロ詰南部家人數、クナヅリに差遣候様、別紙之通按するに、別紙所見なし申渡候、

同年九月進達、

去月三日クナヅリ島ケラムイ崎に相見候異國船、翌四日、センベコタン沖合に船繫仕候處、漂流之日本人一人、橋船に而上陸爲仕候に付、同所詰支配向

に而、一通相尋候趣、松前の申越候旨、去月十四日附に而、小笠原伊勢守より申越候間、同人申上書一通、横文字本書并通辯書、其外支配向書狀類とも入御覽、此段申上候、以上、

申九月 荒尾但馬守以上、松前殿夷地御用留、靖北録、

一千八百十二年第七月十八日、自注、我文化九年六月廿二日、既に船の設も調ひて、出帆する計になりければ、彼カムシヤツカノ海濱にて、破船せし日本人六人をも送り歸さむと船にのせぬ、彼等の厄に遭しも、正に我同僚の日本人に捕はれし年の事にて、其人數も同しく、實に天命のしからしむるか如し、歐羅巴の風習なれば、互に此人々を取替るにて、容易に事濟なれども、日本の國法はいかなるや、次て其異なるを見るへし、

一同年八月廿八日自注、我八に、クナヅリの詐偽港に船を入たり、彼濱の要害の前、十二三町許の處を乗過てみるに、海岸に新に十四の大砲臺を二行に設けたり、我船此港に入ると直に、日本人は皆陣屋の内に隠れて、砲を放す事もなく、只静りて物音な

し、陣屋の海岸には、筋ある木綿の幕を張廻し、只大なる陣屋の屋根より外みゆるものなく、彼小船を皆溝に引あけたり、此形情にては、日本人我等に對して別意なきか如し、我船は彼陣屋より二十町ばかり離れて碇を下せり、扱彼良左衛門は、按ずるに、五郎次捕はれし後、かく改名せしむれ、此書に見えたり。六年以前ホーシトフか捕へ歸りしものにて、少しは俄羅斯語を覚えける故、此島の官吏に送るべき短き書札を、日本語に譯せしめぬ、その意は、テイヤナ船の日本濱海に來りし縁故、甲比丹ゴロウキン等を何故に欺き捕へしや、我國王はかゝる我等に敵對せる事情に拘はらず、カムシヤツカの海濱にて、破船せし日本人を送り歸し、我國より日本に向ひ抗敵する意なき事を知らしむ、此によつて日本に捕へし咎なき不幸の者を歸すへし、若いま歸すこと能はされは、或は日本政家の命を待へしとか、或は故障の事ある歟、何れとも、其答へを聞てのち、明年此濱に來るへしといへり、

一同日、日本人の内一人に此書を持しめ、クナジリの官吏へ呈すへしと命して、船の碇せる處の海岸

に遣りぬ、其所の高草の内より、クリル人二三人顯はれ出、彼日本人を見て取かこみ、陣屋の方につれ行たり、然るに、彼等陣屋の内に近づく頃、大砲臺より海灣に向て、始めて砲を放てり、予は按ずるに、予の船長イリコルツの筆記にして、己をさす。良左衛門にむかひ、何故に俄羅斯船より、只二人武器をも持たざるものを出すを見て、かく砲を放てるやと問ければ、日本の法にて人を打にあらず、合圖のため放てるなりといへり、かゝる日本人の作方にては、我今日本人と和議せむと、計りし望の叶はずとみえたり、いま此小船を出せし時も、我船にては何の動作もせず、只一人の日本人を送りたる計なるに、かく砲を放てるは、何れ好事はあらしとおもへり、扱彼日本人を取かこみて、陣屋の門まで往し後はみえずなれり、かくて三日の間、彼か歸り來るを待しに、何の左右もなく、其間は終日望遠鏡にて濱邊をみはり、彼日本人を上陸せしめし處より陣屋までの間にある小さきものまでも、みばつすこともなきほどなり、良左衛門も望遠鏡を手に放さず見居たり、しかれども人影をたにもみえず、彼の陣屋は只人なき隊の

ことくなりし、

一同日夜分は、我等敵を防ぐべき軍令を船中へ示し、夜直班の士は、鈴を鳴して眠らざるをしめし、又薪水に乏しければ、武器を備へし小船に水桶を積、岸に出し水をとらせ、且此序にまた一人の日本人を陸に上げ、前に同し書を持せしに、肯はずしていひけるは、始送りたる書に答へなきは、日本法にて予に書事を禁するなり、此に依て、俄羅斯語にて簡條書にして、日本人に持せ遣りて、辨せしめはよからんといへり、因て予是を書して、日本人にあたへ陸に遣りしに、數時過て歸來り告げるは、日本官人の前に出て、書札を出せしに、官人は是を受取すしていひけるは、少人數にて岸に來り、水を取は妨なしと、俄羅斯人に告へしとて、他の言なく立さりぬと、此男はクリル人等の内にも居けるか、クリル辭をしらされは、何をいひしやしらす、其邊に日本人も居たれども、彼の傍には近つきよらず、按ずるに、此續談あるい、其内に、クリル人等彼を強て引立、門外に押出しぬとなり、此男清直なるものにて、又予に語りけるは、彼處に留り度思ひ、官人に願ひ、一夜なりと

も留め給はれといひければ、官人は怒り、何分許さゝりしとなり、是によつて考ふるに、初遣りし使をば、日本人はあしく心得て、後捕はれしもの、音信を、我等にしらせざるならんと察しぬ、又或日水を汲せんとせんと思ひ、夕七ツ時に小船を濱に出しければ、日本人是をみて、岸へ近よるとき、銃を放すこと頻りなり、予此體を見て、直に合圖して其舟を招き返しければ、日本人も放す事を止めたり、さて此海灣に船を止めて、既に七日を経しか、此島の官吏の私意にや、又は日本官家の命なるや、いつれにも我等を嫌ひ忌て、和談の事には及はずとみえたり、かくては捕はれし人々の音信を聞むには、如何すへきと不圖思ひ出せしは、彼厄に遭し輩の、什物を漁村に残し置たるは、如何なりしや試みんと思ひ、ロイテナントヒラトフの司とれる運送船に、兵士數人をのせ、彼村に至らしむ、此船岸によするをみて、日本人又砲を放せしか、間遠にて彼岸に詮なかりき、暫しありて、ヒラトフ歸り來りて、彼行李を遣し置たる處に一物もなしといへり、是は捕はれし人々の恙なき吉兆と思はれぬ、次日日本人

一人を上陸せしめ、日本官吏の彼村に船を遣りし故を告しめ、又良左衛門に被害を説き勸めて、短き日本語の書面を書しめ、彼に持せやりぬ、その意は、予日本官吏と小船にて出あひ、和談すへしとなり、翌早朝彼日本人歸り來り告げるは、日本官吏かの書札を請取しか、報書はなさずして、俄羅斯の甲比丹接話せんとならば、上陸するかよしと演舌せりとなり、此答には全く肯はざる詞なり、如何と云れば、我等いかに思慮なしとも其詞に従はんや、又遣せし行李の事は、其時返せしにといへり、予此疑はしき答にて、捕はれし輩の恙なからんと思ひしも覺束なくなりぬ、又使にやりし日本人をも、夜中は陣屋の内に留す、我船の對岸なる草深き處に追出せしとなり、扱も俄羅斯語を知らざる日本人を使ふは、今更益なく、我方より屢日本官吏へ書を送りしかとも、一度も報書を得ず、かくては是まで打棄返らんより外なし、良左衛門は俄羅斯語を略知たれども、彼を上陸せしめん事は容易ならずし、若彼を上陸させ再船に歸らざる時は、我方に只一人の日本通事を失はん事を恐れてなり、是に由て、予

一計を設けたり、今まで日本人に對し和平を示し、少も敵抗せされども、今は止事を得ず、日本船若此海灣を往來せば、不意に乘ごりて、船中の好き日本人を捕へて、厄に遭たる人々の成行を聞、今度クナヅリに來りて、効なき罪を償はんと思へり、然るに、爾後三日の間、此海峽に日本船一艘もみえず、既に秋に至りぬれば、日本人の航海はやめたりと覺えぬ、かくて謀も盡き、只此上は彼良左衛門のみ頼なり、彼を上陸させん前に、かれか眷屬を聴糺さんと思ひ、良左衛門にむかひ、明日は船を發せんとおもへば、備等家に贈るべき書簡を書すへしといひければ、忽ち色を失ひ、甚當惑せる様子にて、予に謝していひけるは、然らば予は家に、もはや子を待ことなれといひやるべき歟、又忍ひて心を痛めたる様子にて、否予は自殺すへし、いな予は此所を去まじと、いろ／＼惑へる體なり、かく心の顛倒せる人、今はや我等か爲に便なし、彼は已に六年俄羅斯に在しか、今日本に歸らん便の絶なきは、詮方つき自殺せんも計りかたしと察しければ、彼を上陸さすへしと思ひ、今一應日本役人等に、我等か意

をいひやらんと計り、彼に予か意を諭しければ、彼みづから誓て、假令上陸していか様の事ありとも、力にてさへ留めされは、必再び船に歸り來らんといへり、予是において、尙一人の日本人を按するに、今漂流の日、添けり、良左衛門に書三通を託せり、其一人はゴロウキンの輩、今クナヅリに居るや、其一人は彼等は長崎、松前か、もしくは江戸に遣りたるや、其一人は彼等は殺されたりやとなり、此三通を持って上陸し、若良左衛門再び船に來る事を得ずは、彼日本人に此事の一通を持せ返し、ゴロウキン等のなり行をしらすへしと定めぬ、

一同年第九月四日、自注、我八、月十一日、此兩人を按するに、良左衛門本人を上陸せしめ、次日其返事を待て、我方より小船を出し迎へしむ、此時望遠鏡にて濱邊を望みて、彼一人の日本人は、草深き内に隠れ入て、良左衛門のみ歸り來りければ、先ゴロウキン等の在所を問しに、しらすと答へぬ、此とき船中の諸士彼か話を聽んど、みな良左衛門を取圍みければ、良左衛門予にカユイトに按するに、カユイトは船長の居所をいふ、往と請しゆる、予ルタクコフのみカユイトに入しに、良左衛門語りけ

るは、予は日本官吏に漸く許されたり、官吏の先問けるは、俄羅斯の甲必丹は、何ゆゑ上陸せざるやと、予答て其故はしらす、只ゴロウキン等の何處にあるやを問む爲に、來りしなりと答へぬとて、暫し詞なかりしかは、我等彼官吏の答はいかかと問て、早く聞んと欲せしに、良左衛門予に向ひ、予實を以告へきか、必ず予をとかめ給ふなど再三詞をつかひ、驚へき聲して、按するに、此輩殺害せられし處なりと云々の文を脱せしなるへし、思へば、悲歎に堪さりき、扱かゝる事ありし時は如何すへきか、官旨を受來らされども、予おもふに、かゝる上は我等正しく此恨みを報すへき事なり、我朝廷にも、日本人のかゝる無法非道を打すておかるべき様もなし、然れども、只良左衛門か一言のみにて、外に證據もなく其意を信すへきにあらすと思ひ、今一應確信を得んと欲し、又良左衛門を上陸せしめ、日本官吏に、彼等を殺せりといへる證書を、こひ來るへしと命したり、我船に命して、時宜に従ひ陣屋に押よせへきの備をなしおきぬ、良左衛門は上陸して後、又歸り來るへきに、絶て歸り來らされば、彼を待は詮

なしと思ひ、是より此海灣にて日本船を奪とり、事の實否を糺すまでは、此所を退くまじとおもひさためぬ、遺厄日本紀事附録○按するに、是まで今度渡來の船長イリコルツの筆記にして附録なり、下に載するは、俘囚ゴロウキンの記するさるなり。

一千八百十二年第九月六日、自注、我入予とモウルを城に呼出せり、奉行は病に障りて出ず、他の官人出で、テイヤナより贈りたるごとく、二幅の書翰を示せり、ともに第八月廿八日、自注、我八の月四日の日を記せり、

此書翰は、第八月廿八日テイヤナより、快船にてクナジリの海岸に送れるなり、思ふに其日の夜なるへし、自注、據按に、此書翰は丁卯年ホーシトフ等に捕はれて、彼地に至りし五郎次に持せしたるなり、松前に着せしは第九月六日の朝なり、僅七日半にて至りしは、尤急き走れるならん、クナジリより松前まで、日本里數二百八十里といへり、即我千二百ウユルスと、自注、上也、是に依て、日本走口夫の一日の路程を察すへし、

其一是、テイヤナの甲比丹リコルドより、クナジリの上司に送れる書翰にて、其趣意は、今俄羅斯の命を奉りて此處に來りし故は、先年高橋沙都加の海濱へ、日本の船漂着破船せしもの、并に松前の賈人

良左衛門自注、據按に、五郎次の事也、を護送し、又去年テイヤナ船薪水に乏しく、此湊に寄せしに、日本人偽計を以、甲比丹一人、副官一人、水夫四人并にクリル人一人を陣屋に招き捕へしか、其後彼等は如何なりゆきしや、安否を問はん事を欲し、且又此度來るものは、俄羅斯國帝の臣下にして、日本國に對し害心あるものにあらされは、よろしく和順に遇せらるへし、若しからずとも、日本政家より此答のあらんまでは、此港を去まじと、終に其答をまつまに、船中水汲入事は許さるへしとなり、凡て此文義よく整ひ、賢く決斷して其答を得されは、其處をいさ、かも退かざる勢みえて、日本人の心に、しかと徹するやうに書せり、其一是リコルドより、我等に贈る書翰にして、大意は彼がクナジリに來りし事を知らせ、且クナジリの上司に書翰を送り、吉か凶かの答をまつことを述、また彼等か死生をしらすは、日本人我等より報書を送ることを許さずとも、紙のさきはしへなりとも、存生の一語をかきて、今海岸へ送り歸せる日本人をもて贈るへし、本國に歸りて證となさんとなり、我等此書をみて、甚

心跳りしか、モウルは殊に心に徹せしとみえて、其後は我等と親しく應接するやうになれり、日本人の望に任せ、此二幅の書翰を辯せしかは、又其寫を出し、熊次郎に日本語の詞を施さしめき、テイヤナ船來りて我等甚よろこばしきは、リコルドの書翰の様にては、我帝家より日本に對し、嚴猛なる事なく只和順を以て計れば、元より今は、我身の上の善惡兩道の間にあれば、日本人に只一行の報書をリコルドに贈りて、我等存命なる事をしらせ度よし

を乞ければ、奉行に問て答へむとおもへり、再びおもふに、此事奉行に願ふども、王都よりの許しなれば、狼にゆるすまじ、我等通事并に看守等に、クナジリにて俄羅斯船をいかやうになせしや、再三書翰の往復ありやと問ければ、絶てしらす、只備等か身の上吉事ならんといへり、右の書翰の和解、速に江戸へ送りし由なれば、クナジリの上司より、我テイヤナ船へは、いか、こたへをなせしやしらす、熊次郎話にて、俄羅斯船は二艘にして、二本橋の船と三本橋の船自注、是は即チにして、日本人四人を載來れり、兩度海岸に送りこしたりと、予思ふ此兩度に

送り越せしは、よからざる事なり、日本人よりリコルドの間に答へざるゆゑ、其答を求めんとてかくせし事ならん、

一此頃モウルと我等と和睦せん事を考へ、一冊の書を送り、其書冊の間に小き書冊を挟みて、いひおこしけるは、私に看守の者よりきくに、此來れる船は、一艘は八十人、一艘は四十人乗にして、其内婦人もありと告たり、遺厄日本紀事、

通航一覽卷之三三七終

### 通航一覽卷之三百八

#### 魯西亞國部二十六

○蝦夷地亂妨始末 クナヅリ島

文化九壬申年八月十四日、ケラムイ崎の沖合にて、異賊日本の商船を妨、箱館買入嘉兵衛等五人、嘉兵衛は、エトロフ島諸人、これか爲に捕はる、同十六日、センベコタン以上、ナツリ島に上陸して水を汲取時に、南部氏人數より火砲を放とも及はず、晩に遠洋に出帆す、

文化九壬申年八月十四日、太田彦助より按するに、ケラムイ崎に附す、高橋三平に詰吟味役贈る御用狀、同廿三日松前着、

今朝五ツ時前、ケラムイ後之方に、凡六七百石計之日本船一艘相見候處、無程同所之崎をかはせ候處、異國船より、昨日之圖合船に凡二十人餘も乗組、沖之方に漕出し、跡より傳馬船一艘漕出、日本船を目懸候様子に付、玉間遠く候得とも、三貫五百目四放、二百目三放、百目六放打候得共届不申、會所見渡之海上凡二里程相隔候得共、目前に及見候而

罷在候も殘念に付、南部家の人數差出候儀申談候處難差出旨、神子田判左衛門申聞候に付、此方に而圖合船に乗組可差出と及評議候處、同心共は御人少に付、番人夷人の弓鐵を爲持、竹内五郎助可罷越旨申候付、番人夷人等及評議候處、素肌同様之上、海上之事故評決不仕、彼是と申内、傳馬船追々二艘漕付、日本船の乗組、親船之方引付申候、右日本船は三ツ星之印有之、高田屋嘉兵衛船にも可有之哉に相聞得申候、右日本船の乗組、異國人とも所々亂妨可致哉も難計候付、東地塲所々々廻狀差出候様、ネモロ申遣、エトロフにも申遣候、右等之始末、骨髓に徹し殘念奉存候、異國船此上幾日滯船いたし居候とも届は不仕、且南部家其外とも一同無異、堅固に相守罷在候得とも、返々も前書之始末申譯も無之、殘念千萬奉存候、御賢察之上、よろしく奉行衆に被仰上可被下候、

一一昨十二日申上候御用狀、按するに、此御用狀前書之内可申上廉も御座候而、諸事決着之上と乍存、不申上候、此段御含被置可被下候、右御用狀別紙

相分次第猶追々可申上候、

一歸郷之同心は、乗組不申由御座候、

同月十七日、同斷御用狀、同廿五日同所着、

昨十六日巳刻頃、異國人とも圖合船に、人數凡三十人餘乗組、センベコタンに水取に上陸仕、引續小船之方海岸近く乗寄候に付、圖合船歸帆のみぎり、フシマコタン出張所より、百目御筒南部家にて三放之内、二放は元船を目懸打候得とも、何れも玉落相見不申、一放は圖合船を打候處、艦之方三間程跡に落候様相見候旨、同家足輕兩人見届候段申聞、無程小船も圖合船も本船之方走歸申候、夫より魯西亞船二艘共、夕七ツ半時過より帆支度仕候様子之處、暮六ツ時頃、二艘とも午未之方東風に出帆仕候付、三貫五百目、二百目、百目、二十目御筒一放つ、打拂申候、船は沖に進候様子候得とも、夜中之儀に付、帆影も相見かたぐ、今朝見候得は、ケラムイ沖凡一里餘沖に、二艘とも繫罷在候處、巳半刻頃二艘とも午未之方に出帆仕候、猶帆形見隱候は、追而可申上候得共、別紙之趣申上度儀も御座候付、先此段申上候、

フロシヤ船に被捕候辨天船は、按するに、船の名高田屋嘉兵衛船觀善丸と申、人數は嘉兵衛を始使船人二十五六人、船方之者十五六人乗組、當三日エトロフ島に着岸いたし候處、上り風も無之候に付、エトロフ島より、當所之御用狀も有之よしにて、昨今下り風に付、當所に入津可致積に而、今朝スイシヤウ島出帆いたし、當所ケラムイ崎に參り候て、異國船繫居候を見懸け、夫より沖之方へ颯尻可申積之處、無程圖合船に異國人共三十人計乗組、鐵砲を打懸脇差を抜候て、表之方より乗上り、其節便船人か水主かは睨と不覺候得とも、十八計海の飛込候よしにて、今夜四ツ時頃、エトロフ稼方之よし、二十歳相成候與右衛門と申もの、ケラムイ崎に漕り上り居候處、當所より遣し候遠見之夷人兩人に行逢、夷人之アツシを借候て着用いたし、今晚當會所へ罷越候に付相糺候處、前書之始末申聞候得とも、最初に飛込候間、委細之譯は不存旨申聞候、年若故か、格別疲れ候體も無御座候得共、御雇醫師に申付薬を與へ、其外會所に而介抱爲仕申候、此外之ものども、ケラムイ邊の上陸可仕と、尋人さし遣申候、

右御用狀別紙

魯西亞船に被押候高田屋嘉兵衛手船觀世丸乗組之内、十人内一人は、雇番人角右衛門妻に而、外に去る十三日サルカマワフ沖合に而出合候、シベツ場所より當所々罷歸候圖合船に乗組候者ども、同所の上陸仕、山中に逃去候者之内、稼方二人、シベツ場所夷人シトガア并メノコ一人、不相見候段、當十四日之御用狀申上候處、右四人之ものども異國船に被捕、彼船に罷在候處、夷人一人相殘し、外三人は、一昨十五日高田屋嘉兵衛乗組十人之ものども、一所に上陸仕候、右之ものども儀、纒なからも異國船に乗組候に付、口書取候心得御座候得共、今便取調出來兼候付、口書は追而差上可申候、

一高田屋嘉兵衛手船觀世丸、并去十三日サルカマワフにて被取候圖合船ども殘置、今朝觀世丸水主七兵衛、定助、稼方七郎兵衛と申もの上陸いたし候に付、一と通り相糺候處、魯西亞船には嘉兵衛并船頭吉藏、自注、二水主金藏、自注、四平藏、自注、一文次郎、自注、三都合五人、魯西亞船に乗組罷越、觀世丸には水主八人、稼方十四人、都合二十一人罷在、嘉兵衛

存念は、自分一人異國船に乗組、其餘は不殘相歸吳候様仕形にて、カビタンに強て申聞候得とも承引無之、いつれ五人爲乗組候様申に付、嘉兵衛も無詮方様子、其上誰々可申事も難成候哉、十方に暮候様子之處、前書四人之もの申候は、久々嘉兵衛恩に相成候に付、嘉兵衛に付添罷越可申とて乗組申候、五人に相成候得者、無程出帆いたし候様カビタン申聞候、且シベツ夷人も陸に上候様、嘉兵衛より申す、め候處、如何之心得に候哉、上げ不申候、且又明荷一つ、箱物等、魯西亞人より私どもに相送り、右は五郎次と申者の荷物之由に而預置申候、是等之事ども相濟、魯西亞船は暮六ツ時頃、沖出仕候段申聞候、觀世丸は沖に繫罷在候付、引船を以當會所前淵内に繫せ申候、右水主共一同、并シベツより戻之節被押候稼方二人は、纒なからも異國船に乗組候に付、口書取候而追而可申上候、右之内、去る十五日陸へ上げ候十人之者どもは、口書相濟次第、觀世丸に爲乗組、一同出帆申渡候積御座候、右十人之内、魯西亞人より別紙之品々貴請候付、此品可返手段も無御座候付、追而松前表に差出候積御座候、且又

前書觀世丸に預け置候五郎次荷物之まゝ、是も取上置、松前に差出可申候、

一エトロフ詰合より、高田屋嘉兵衛に相渡候箱館之御用狀一封、當所の差出候に付、同人より之添手紙之内に、別紙魯西亞人より五郎次之書面一枚有之候付、五郎次に爲見候處、同人事魯西亞船に參候様、カビタンより申來候旨申聞候得とも、五郎次は遣不申候、嘉兵衛書狀并横文字書付共、本紙差上申候、此外之儀は猶追々可申上候、

一觀世丸之儀、先便は觀善丸と申上候處、嘉兵衛書狀には、觀世丸と有之候付、エトロフ稼方與右衛門猶又承候處、同人は觀善丸とのみ相心得候旨申聞候、

同月廿六日、小笠原伊勢守より、荒尾但馬守に贈る御用狀、

太田彦助より當月十七日附急便を以、別紙之通申越候間、右書狀寫一綴、横文字書付一通差進申候、御承知之上、宜被御申上候様存候、

一當月十七日夕七ツ時頃、ネモロ場所之内ノツケ崎字シヤモシブイ之沖間、異國船二艘クナヅリ之

方より出帆之様子見請候處、東風強雲霧厚く相成、船形も相見不申候旨、ノツケ崎番屋より届出候段、ネモロ詰より申越、右は彦助より申越候、クナヅリ出帆之魯西亞船と存候、御心得迄に此段申進候、以上、松前蝦夷地御用留、蝦夷筆記

一千八百十二年九月七日、自注、我文化九年八月十四日、一艘の日本船沖より此海湾に走り來るあり、日本の大船と見ゆ、予ルゴコフを遣り是を襲はしむ、但彼に命して、必ず靜にして兵器を用ふる事なく、只怖しつ論しつ其船を奪ひ、船主を捕へ來るへしと教へやりぬ、一時許過て、彼日本船を少しの闘争なく、我船の碇せるに又引來れり、ロイテナントヒラトフ歸り來り、予に告るには、我等の端船此日本船に近づきたる時、帆をおろす事なく、防戦の用意をなせし故、止事を得ず、我等空に向て銃を放つ事一聲しければ、日本人忽ち帆をおろしけるか、其船已に濱に近きければ、船中之人々、水に入て遊き逃れむとするものもあり、其内に我船に近づきしものを、楫にて引上しか、其餘は岸に向て上るもあり、又水に溺るゝもあり、此船中凡て六十人ありと、其船主は即

ち捕へ來れるなり、さて此船主なるものは、美なる衣服を着し、短刀を帶て、いかにも貴き人ごみえたり、予此男をカユイトに按ずるに、船長の居所をいふ、伴ひ入れければ、予に向ひ日本風にて叮嚀に禮をなす、予も彼を勞りければ、彼は甚た心を安んじ、親しめる體にて椅子によれり、予嘗て良左衛門に習へる日本語にて、先問ければ、高田屋嘉兵衛と呼へるセンドフフネモチ也と答へぬ、是は船數艘を持てる會長といへる事なりと云、彼か船エトロフ島より、箱館の港に往んとするものにて、船に積む處は乾魚なり、風のあしきまゝ、又クナジリの灣に入らんとせしなりと、予後彼に此始末を略語り、彼良左衛門に書せ、クナジリの官吏に送れる書を出し、讀きかせければ、彼忽然として言けるは、甲比丹モウル其外五人の俄羅斯人は、皆松前にありとて、何れの月彼等がクナジリより松前に送られ、何と云へる所に幾月を経たるなりと語り、モウルか姿を詳に演けるか、我等是を聞に、喜の中に只彼か一言、ゴロウキンの名を云はざるを怪しみ、因て彼か意を察するに、厄に遭し人をは恙なしといは、今彼か身の上の爲

よからんと思ひ、かく我等に語れるならんか、しかし其體いかにも飾なく、是言且偽ならば、かく悠悠と言出るものにもあらし、又良左衛門か、ゴロウキン等は皆殺されたりと云へる、今さら疑はし、如何なる故にや、我等を欺きしや、疑らくは、ホーシトフの侵掠を怨みて爾云へるか、或はゴロウキン等は恙なしと云は、其代に己を我船に捕へ置んかと恐れて、かく云しにや、もしくは良左衛門彼三條の書札の一を予に答へ、彼地に留り居らんと欲するに、全くクナジリの役人あしき巧にて、一旦我等を返さんと計りて、ゴロウキン等を殺したりと云はしめしか、夫故良左衛門は、我等を欺きたるを恐れて、再び我船に來らず、形を隠すものなるやいふかしか、かく思惟紛々を定め難く、尙ゴロウキン等の存命せるも計り難ければ、先仇を報ふ企をは制止せしかども、主とするところのゴロウキンか生死の程疑しければ、船中の諸士の意を靜むる事もならざりき、其内一人の云けるは、我等去年夏はしめて、エトロフ島にて出逢へる日本人を思ひ出せば、即ち今爰に在る日本船主と同人なり、其時

モウルとノールスキイと其所に居れり、ノールスキイも又云、其時の日本官吏と此船主とよく似たり、且思ひ出せば、其時モウルか己か名を名のり聞せたりきと、此時船中の諸士、船の屋上に集り居しか、皆云けるは、日本船主のモウルを知りて、甲比丹ゴロウキンを知らざるは、其言にて分明なり、何れにもゴロウキン等の殺されたるは實ならば、船持の令に従ひ、速に我等か血を日本海濱に注かんと覺悟せり、且是に於て、予彼等を諭しけるは、其志は予と同しけれども、又ゴロウキン等か、なを活て在るといふ實とせん事願はしけれ、若實に殺されなは、我政家においても、必取あへす復仇の擧を命せらるべきなりと、是よりして日本人を敵とするの念を止め、天命にて手に入たる高田屋嘉兵衛を率ひ、葛模沙都加に返り、此冬中に彼に、日本政家の情を搜り知るへしと思ひ定めぬ、一抑嘉兵衛は、今まで我か捕へし日本人の類にあらず、素性もよし、且日本の古事に通する者と思えたらば、彼を我手に獲たるも天幸なれ、後彼の話にて聞は、元より富貴にして、日本の風習にて、其所持

の船を支配する事、恰も市正の職に似たりとなり、此故に、我等彼をナトシカルニキ自注、支配人と呼なせりと云ふ、一予嘉兵衛を俄羅斯に伴ひ往む事を告て、其役をせよと云しに、彼躊躇せず其意を得たり、但クナジリの官吏か、ゴロウキン、モウル等を殺せるといへる事を、予か語ければ、彼此を争ひ、其言は實に虚妄にして、俄羅斯の甲比丹モウル、其他五人共に恙なく松前に居り、身を自由にして市中を逍遙するにも、唯官卒二人従ふのみにて、甚よく遇せられぬといへり、又予に請けるは、假令俄羅斯に至るとも、必ずと分れ離る、事なかれと、予もかれと誓ひ、明年はかならず、本國に送り歸さんと言ければ、彼も、心を安せしやうにみえたり、嘉兵衛の外漂流の日本人四人とも、一語も俄羅斯語を論らざれば、我においても全く無用なり、且シケウル自注、物の名を病あれは、今一度葛模沙都加に越年せは、病死すへしと察しければ、夫々の手當をなし、岸に送り歸しぬ、かくせば、彼等俄羅斯人の事をよしなに、吹聴せんと思ひしなり、又此四人の代りに、嘉兵衛



か船より四人を出し、其主に従ひ往へしと云しに、嘉兵衛は其水主を許さん事を頼に請ひ、且彼等は愚昧にして、且俄羅斯人を畏るゝのみなれば、己か爲に甚たよからずと、強て願ひけれども、予は同僚の人と、尙恙なく日本に有や否覺束なければ、意を決して、其四人の者を將て往んと定めぬ、是において、嘉兵衛予を請て、彼等船につれゆき、彼船中のものごもを艦に呼集め、己は好き布團を敷ける處に坐し、予をも其所に居らしめければ、彼水夫等皆予か前に跪きたり、嘉兵衛彼等に對して、己か俄羅斯に連行かるべき事を、長々と演説せり、然るに船中の水夫等、此事を聞て驚き騒ぎ、各嘉兵衛か側に進み寄り、別を惜しみ落涙せしか、嘉兵衛も初の程は大丈夫にみえしか、此時に至て始て悲歎しぬ、予此有様を見て、殆ど連れ往ん念も折れしか、我同僚の生死を糾さん爲に捕え往事なれば、止へきにもあらずと忍ひ居けり、さてナトシカルニキ自注、嘉兵衛平生の暮しといひ、又亞細亞風の好色放逸の習と云、此時も二人の婦人ありて、かはるゝ彼か側にをりしか、彼等と別れん事は尤傷むならんと、予も

心を察しぬ、予また嘉兵衛に求て、今俄羅斯へ連往ん事のわけと、クナジリの官吏か、良左衛門をもて我等に答へし事の子細を詳に記し、クナジリの官吏に送りやるへしといひしに、嘉兵衛其意を得て、即ち良左衛門か事の始末を予に聞糺し、凡て詳に書し與へぬ、予嘉兵衛か船より歸ると、嘉兵衛及其船の水夫ども、予か船に入來りぬ、是に於て、予彼等に對し、俄羅斯人も日本人を敵と思ふの意にあらず、只日本と和順の交を欲せるを、不圖行違ひより、我等に不幸起れる事を説き示しぬ、  
一同日天氣もよく風も順なれば、碇を上んごせしに、嘉兵衛其水夫等に、我船中を一見せしめんといひける故、是を許しければ、彼等は珍らしく思ひ、船中を見廻り、器械の名を問ひ、綱具の巧なるに感し、綱に取付、恐れなくマストコルツ自注、艦の上にある架のこまき物の冬に登り杯せり、予彼等にカユイトを見せしむるに、皆敬みて其内に入、恰も君の前に出るかごとくせり、又彼等に銀盃を以て、俄羅斯の火酒を與へければ、喜び和して、我水夫等とも睦しくなりて、光ある紐釦紐釦、或は彩とり染たる手巾杯を甚賞し羨み、各

己か所持の日本骨董を出して、是に交易杯せり、又嘉兵衛水桶の空たる有をみて、これを己か船にやり水を充んと請ひ、直に彼水夫等に、其桶を盡く持運はせ、水を充て送り來しぬ、先程迄は我等を敵のごとくみし人の、かく懸になり交をなせるは、予において悦ひにたへさりき、かくて彼水夫等は別れ歸りぬ、  
一晚に近づく頃、船を海上に出さんとするに、岸の方より大砲を放しぬ、是彼方にて我船の動くをみて、岸に押寄ると思へるならん、然れども、遠く隔りて笑ふへき無益の業なりき、嘉兵衛も是を陋みて、クナジリは俄羅斯の爲に宜しからぬ所也、長崎は是より勝れりといへり、此時風忽ち變りてあしく成ければ、次日まで此海峡に碇泊しぬ、陣屋を去事五十町許なれば、時々望遠鏡にて岸の方を見たり、もしや前に岸にやりたる船の、再び歸り來る事もあらんとおもひて也、嘉兵衛いひけるは、俄羅斯船のこの島を離れざる間、彼船再び海に乗出す事はあらし、  
一第九月十一日、自注、我八船をまきり出し、針路を

葛模沙都加に向けるに、風波烈しき事、此度敷の地の誤按するに、此嶺末の頃のことき危難に逢しか、天幸を以て、幸して船を救ひ免れたり、然るに又正午の頃より、風殊に烈しく波濤もあらくなり、松前とシコタンシコタンの間に、低き島あるを見る、此島に乘かけまじと、大なる帆張疾走りけれども、潮の流強く此島に向ひ流れ、海深く碇は留らず、是に由て、船をクナジリとシコタンシコタンの間にやるに、忽一つの暗礁に當りぬ、此時頻にさけ索して深さを量るに、船はいよゝ、此島に近よりぬ、夕七ツ時頃に、はしめ十八尋の深さありしか、減して十三尋と成、船は彼島に近つきぬ、此難を救はんには、碇を下すの外なれば碇を投げしに、深さは又二尋減しけれども、海底砂石にして碇留らず、更に第二の碇を投せしに、船は横に風にあたりて、碇を引て流れければ、繼碇を引下し、碇を留て、幸にして此危難を免れぬ、これ此歸途の海上第二度の幸なり、  
一嘉兵衛は、予とカユイトに對居して、よき折なればゴロウキンゴロウキンか事を聞糺さんと、予種々に問をなせとも分らず、嘉兵衛もゴロウキンゴロウキンか官職姓名を、

委しく予に問ひ、兎角左様の人は聞知らずといへり、予思ふに、俄羅斯人の姓名の稱呼は、日本人の耳もなれず、予か音をいか、聞なすも、計られずと思ひて、予またゴロウキンの名を、種々に聲を呼聞せし中に、彼ロウワリンと呼を聞て云、其名は聞知りぬ、その人も松前に居れると、予是を聞て悦はしく、尙其趣意を問しに、其人を日本人は俄羅斯の諸侯なりと思へり、其人となりを聞に、身高く威儀ありて、モウルかことき柔和にみえず、又煙草を好ます、かれに煙草を與ふれども吃せず、モウルは是に反して、尤煙草を好み、且よく日本語を解せりといへり、我等是を聞て初て疑念を晴し、天の祐を以て、此日本人を得たりと、且悦ひ且天祐を恐れ尊みぬ、又かたはら良左衛門か詞を信せず、輕々しく日本人に抗敵せざりしを悦ひぬ、又嘉兵衛は、毎年己か舶に、日本の産物を積てエトロフに至り、乾魚と交易して積歸ると、然るに、彼良左衛門を知らざるは怪しき事なり、又我日本人の名と呼聲のよからず、嘉兵衛に聞取さるか考へ、予か手冊を取出し嘉兵衛に示し、良左衛門か産地迄も語りしに、嘉兵

衛は、此名の商人は、エトロフ島に有ることなしとて、彼か知たる今エトロフに居る所の、商賈の名を數へ舉たり、予又良左衛門か姓名なりとて、聞おける諸稱呼ナカシマ、トモシロ、ゴロウジと云由を語りければ、彼驚き且わらひて、五郎次かと呼つ、夫なれば予も知れり、此男を俄羅斯にてオヤゴタ自注、クリル人酋長をオヤゴタと云とおもひ、且富人とおもへるやと問しゆゑ、予然りと答へければ、奴は一艘の小舟も持ず、漁屋の番人にて、且文字をかきけるを以て書吏を勤めぬ、又彼はもと松前の産にあらず、南部領の産にて、クリル人の女を以て妻とせりといひつ、彼を賤しめる様子にて、奴かみつからクリルの酋長と稱せば、日本にて首をさるるへしとて、嘉兵衛手様して己か首を指さしぬ、此話にて、はからず我等おもひ當れるは、さきに彼男をクナジリの吏に使せしめしに、己か狡詐にて我等に仇をなさんと、表裏の計をなせしならん、又其前に使にやりたる日本人は、留りて歸り來らず、又良左衛門に副やりしものをば、中途にて隠し、己一人歸り來り、偽言を以て予に答へ、一旦我等を返さんせし計なるこ

と明なり、又此時嘉兵衛か話に、日本國法にて、日本人一年より久しく異國に留るものは、歸國の後直にその郷里に歸ることをゆるさず、先江戸にめして其始末を審訊して後、或は生涯囚のごとくして、家に歸ることを得ざるもありと、今我方にありし日本人等も、葛模沙都加に一年も留り居たるものなれば、此法に従ふへしとなり、  
 一日本海上の難所を離れ、クリル諸島の遠洋に船を出し、ベテロロウセ自注、人名の名つけたるブユスワ自注、按ずるに、海峽の名他國所見なし、疑らくは、ワルツプ、按ずるに、海峽の名他國所見なし、疑らくは、ワルツプ、シモシリ間の海を名つけしならんに向ひしに、此日は晴朗にして、星學の試をなすによりしかりき、扱此廣き海峽よりオホーツカ海にいたり、其西北邊の渚を過て又東洋に入、ロイユケとマタ自注、保接するに、ロイユケはラツクワキ、マタウはモノラウの轉訛ならん、ワルツプ、シモシリに北に連れる小島なりの間に、新に海峽を見出せり、此海峽は、未だいつれの海圖にも載ざる所なれば、今此をゴロウキン海峽と名附たり、是我等と航海の業を共にする、不幸に遭し甲比丹の名を顯はさんか爲なり、  
 一第九月廿二日、自注、我八葛模沙都加の大山を遙に望しか、嶺は已に雪に覆はれたれども、麓は尙みど

りにして寒氣も烈しからず、嘉兵衛もウルツプ及エトロフの航海に、今の時節にはいつも彼海濱迄雪に埋り、寒氣も此地よりも甚しき事を覺たりといへり、風順にしてアツロカの灣に近づき、明日はベテルバウルス港に入らんと思ひ悦ひしに、入風あしくかはり、再び大洋に吹出され、辛苦し、港口に近づく事三度にして、漸く船を入しに、その夜殆ど礁に當り、船を破らんとせし大危難に逢しか、幸にして免かれぬ、第十月三日、自注、我九に始て港に入しに、此に船三艘か、り居たり、其一はオホーツカのプロヒアント自注、地名の買人に屬する船な轍章を立て、トベル自注、地名、所の産物を積り、此船は廣東と瑪泥兒自注、呂宋島の都の名、この産物を積み、此所と支那とに交易せんとするものなり、扱將ひて來りし日本人を上陸させんと、其計ひなとし、又我諸官朋友等濱邊に來りて、我等か無事歸れるを賀せしに、嘉兵衛甚だ鬱悶の體にみえたり、必船中の疲勞にやと思ひしに、左にはあらで、彼か意は、俄羅斯も日本國法のごとく、彼日本にて捕へられたる俄羅斯人のことくに、囚へ置るへしとおもひ、

心を苦めしとなり、然るに彼上陸して、予と同し家に住するのみならず、同じ室に居らしめければ、彼は按に相違して、且驚き且悦ひぬ、

一同月十二日、自注、我九此船海中三次の危難を免れし天資を感謝のために、船上にて祭設けぬ、夫より船中ことごとく上陸せり、是予か初度日本の海濱に至りし航海のをはりなり、此の行にて我同僚の恙なき信を得たれば、旅中の辛勞の甲斐ありとよろこひぬ、遺厄日本紀事附録○按するに、以上今度渡來の船長イリコルツの筆記なり下に載するは、俘囚ゴロウキンの記事

一 第九月二十日、自注、我八二人の調役來りて奉行の命なりとて、俄羅斯船は數日以前クナジリを出帆せしといふ、

此日を計に、第九月十日、十一日のころ成へし、自注、據按に、俄羅斯船のクナジリを出帆せしは、彼邦九月七日にして、我八月十四日なり、○按するに、クナジリを歸帆せしは、八月十六日のよし、同島詰太田彦助の書狀に記す、豫按、八月十四日とするは誤りなるべし、

但、其船より日本人へも、備へも残し置ける書翰はなしと云て、暫く黙して、稍ありてまた云けるは、エトロフよりクナジリへ廻る日本船ありしに、彼俄羅斯船より小舟を出して襲ひ、其船に五人を捕

へ行けり、按するに、箱館商人高田屋嘉兵衛及び水主四人を捕ふ、是はいかなる趣意なるへきやと、予答て、其趣意は計りしれされ共、定めて我等か身の上を、儘に聞糾さんか爲なるへし、然らば明年は送り返すならんといひければ、彼二人も、我等も左こそあらんと思へりて去れり、我等右の事を聞て甚心に惱しは、我船いかして日本船に乗つき、日本人を捕へしや、其船には只五人のみなりしや、

ホーシトフ、嘗てサハリン自注、北蝦夷地の海上にて日本船を乗り取しか、其船に乗たる日本人等、多く海に跳り入て、陸の方に遊き通れんとし、只船中に隠れし四人を捕へたりと、予思ふに、恐らくは今度リコルドの日本人を捕へしも、同様の事ならん、

其時リコルド等は遠く離れありしや、又日本人をいか様に遇せしや、且其後はいかなるやとおもひ悩み、通事并に番守等に問へども、皆知らすとのみいへり、番守等は、我等には敢ていはされども、水夫等を弄して、俄羅斯人既に日本の船を奪ひとれる上は、備等免さるへきやうなしと云へりと、然

るに、モウルより小き紙に書し書冊に挟みて、予に告げるは、多言なり、番守の籍に語りしは、

我等か方には、常に番守二人つゝ居り、モウルか方には只一人のみなれば、憚るものなくて、よくよく祕事を聞き、

俄羅斯船クナジリの湊に入れれば、日本人陣屋より銃を放しけるか、銃玉は船まで届かされは、是を恐れず、水桶に十分水を汲入たり、然處日本人の此湊に入らんとするもの有りけるを、俄羅斯船より端船を出し、日本船を引止しか、日本人怖れて海に跳入て溺れし者もあり、

後に聞は、此時溺るゝもの九人有しとなり、此後、船を乗取り、船中の人を縛りけるか、我等か存命の趣をきくと、直に繩をこきて、只五人のものを留め、其餘は船ごとともに放ちやりたりと云へり、但し、此事は同僚にも堅く語るへからず、戒のよしなり、又モウルより告せし内に、先年アレキセイか輩を日本にて捕へし時、彼等はホーシトフの間者にて、日本領の村落を伺ふものとして、已に首を刎られへきに、奉行荒尾但馬守の大量にておもへら

く、彼等は己か意にて來るにあらず、原より俄羅斯人に従ふものにて、其命を受て來りしなれば、彼等を罪し殺すは、日本の恥といふへし、免して本國に歸すへしと議定せしに、政官是を仁術の計ひなりとて、其議にしたかひしとなり、予おもふに、日本人は、異國の人を肉刑に處することなしと聞しか、此アレキセイか輩を殺さんとせしは、其法に悖れる事ならずや、後按するに、日本人は實にクリル諸島の土人、己か屬下の如くおもへば、左もあるへきか、

爰におもひ合すれば、我等の衣服は、常に歐羅巴の風に製して、椅子等を造らしめ、アレキセイのみは、日本の服を與へ、奉行官人の前に出れば、必日本禮をなさしめたり、通事しは、語りしは、今を去る事三百年計以前、日本人にクリル諸島を廻り、葛模沙都加まで至りしものあり、其時に此諸島を從へんは、容易なるへけれども、此人は平人にして且齡も老たればやみぬ、其證據には、クリル詞と日本詞と、自注、據按に、爰に日本詞と云○按するに、魯西亞人蝦夷地を凡てクリルと呼へれば、日本詞とあるは、蝦夷詞にあらずるべし、同じもの

の甚多しと、予おもふに、此事は左も有へし、葛模沙都加の、原名クルシイシイといふかことし、  
自注、據按に、葛模沙都加とは、俄羅斯人等所に名くる處にして、クルシ諸島及蝦夷人書とも、原名を稱してクルシイシイといふ、尙其地名同稱なるもの多し、

右モウルか告し事、虚實疑はしけれと、是を通事に糺す事能はず、いかにとなれば、其事を誰より聞しやと問れん事を恐れてなり、偕も日本人の我邦の人とは、聊ごりあえまじと定めしは、我等に於て穩やかならざるなり、彼テイヤナへたらへし日本人を、あつく遇する時は、予かこゝろも少し穩かならむ、遭厄日本紀事、

通航一覽卷之三百八終

通航一覽卷之三百九  
魯西亞國部三十七

○蝦夷地亂妨始末 クナヅリ島、

文化九壬申年八月廿九日、小笠原伊勢守より、去十六日賊船歸帆の旨、江戸に言上、及び箱館の買入嘉兵衛等異賊に捕はれし始末、また去文化四年捕はれしエトロフ島番人、異船に乗組歸國の始末等、口書三通、荒尾但馬守に在府、達し、其所置を議す、  
文化九壬申年八月廿九日、小笠原伊勢守より、荒尾但馬守に贈る御用狀、  
クナヅリ諸島田彦助より、當月十九日附之書狀到來、按ずるに、此書同所沖に相繋居候魯西亞船二艘とも、致出帆候影見隠候旨申越、且高田屋嘉兵衛船觀世丸乗組之者共、其外共口書差越候間、別紙寫差進申候、按ずるに、この御承知之上被御申上候様存候、魯西亞船帆影不相見候趣、御届書別段差進不申候間、宜様御取計可被下候、  
一觀世丸乗組之ものども、口書之趣に而者、子細も

無之ものに御座候得共、異國人に逢對いたし候ものに付、當地の招呼相糺候上、彌子細も無之候は、無構旨申渡候様可致哉、五郎次并漂流人吟味一件、落着迄は永引候儀、大勢之者共難儀も可致事に付、此段及御相談候、否御報に被御申越候様致し度存候、

口書

エトロフ島請負人 高田屋嘉兵衛番人 長 松申三十六歳	同僚方 四郎兵衛三十七歳
卯之 松三十五歳	金 藏二十二歳
鬘之 助同	巳之 松五十二歳
伊之 松二十二歳	萬之 助二十七歳
次 助三十五歳	與右衛門二十歳
角右衛門妻 つね 二十二歳	親世丸水主 七兵衛 三十五歳
定 助三十四歳	重 吉二十五歳
平 吉同	和 助三十歳
仁 兵衛五十歳	和 吉二十九歳
久 七五十一歳	惣 吉十九歳
番人勤方 七兵衛 三十八歳	吉右衛門三十一歳

又 兵衛二十七歳	福 松同
長左衛門三十五歳	長之 助三十六歳
三五右衛門二十七歳	久之 助三十一歳
萬十郎四十歳	源兵衛四十五歳
定 吉二十七歳	長五郎二十八歳

右申口

私共儀ヲロシヤに被押候始末御糺御座候、  
此段エトロフ島請負人高田屋嘉兵衛手船觀世丸、嘉兵衛并番人稼方共、都合四十六人乗組、當月二日シヤナ出帆仕候、同十二日スイシヤツ島に船繋仕候處、エトロフ御詰合様より、箱館の之油紙包御用狀一封、嘉兵衛の御渡に付、クダリ風に而は箱館の之出帆も難相成、右御用狀は急御用之趣相聞候に付、當御會所は差上、是より御差立相成候は、早々箱館の相届可申と、翌十三日晝頃同所出帆仕、翌十四日朝ケラムイ岬を替せ候頃、凡十五六間程相隔、圖合船に異國人二十人計も乗組、私ども船の向漕參候様子に而、大筒之音も相聞候に付、ヲロシヤ人參居候と驚見候得者、異國船二艘繋罷在候間、沖之方へ颯出可申と船を廻候付、猶圖合船之方

の近く相成、異國人共よりは鐵砲を打懸、無程漕付、帆網等に取付押上り、各脇差様之抜身を振廻し、又候異國之傳馬船一艘、凡二十人計乗込、漕付押上り、其節私ども乗組之内、海へ飛込、又は爰彼處に隠れ候ものも有之、居合候者は勿論、隠候者ども尋出、嘉兵衛を始追々縛上げ、船中之及もの類不殘取上候て、ヲロシヤ本船之方へ飄付、ヲロシヤ人共に而帆を下け、觀世丸は二艘之間に繋ぎ、碇一挺入候而、重立候ヲロシヤ人五人其外乗移、嘉兵衛に何か申候趣候得共、相分不申、其内指を七つ計折候而、クナシリ松前と申候而、死んだと申候付、右者去年クナシリに而被捕候者共之事にも可有之哉と相察、嘉兵衛より、松前に生て居ると申候得共、分らざる様子相見申候、夫より嘉兵衛を先に、追々繩をとかせ、嘉兵衛はヲロシヤ船之方へ連行、私どもは觀世丸に差置申候、乗組總人數調候處、十人不足仕候に付、是は海に飛込相果候哉と存候處、與右衛門と申者一人、十四日之夜御當所へ罷出候よし被仰聞、殘九人は海死致し候哉と奉存候、私共を始め殘居候人數は、嘉兵衛共二十六人に御座候、私ども之橋船

は皆具取上、異國人ども不殘渠等か船に立歸、其後またく嘉兵衛同道に而、重立候もの觀世丸に罷越、帆仕舞いたし候様、嘉兵衛申候に付、私ども打寄帆仕舞いたし、碇も亦一挺入候上、嘉兵衛をつれヲロシヤ人ども本船に罷歸、翌十五日嘉兵衛同道に而、私ども船へヲロシヤ人ども參、嘉兵衛食事いたし度旨申、又ヲロシヤ人五人にも、飯酒出候様申付候付差出候處、兩様ども聊つ、給申候、從者にも酒差出候處、見合居候處、頓而重立候者より差圖いたし候得者、各盃に而一杯つ、給申候、其後私ども十人陸に上候趣、仕形いたし候に付、今少上げ度旨嘉兵衛仕形いたし候處、不相成旨仕形に而申聞候、然に角右衛門妻にヲロシヤ之船を見せ候而、陸に遣候様仕形に而申候に付、無據參候積付、長松も付添、嘉兵衛諸共、ヲロシヤ船に罷越、カビタン部屋に而、渠等所持之品色々見せ候上、別紙之品々くれ候に付、請取候而は相濟間敷と強而相斷候而も、達而と申渡候て、兩人之ふところへ入眞珠之飾玉は、ヲロシヤ人之女持參、つね襟に懸ひたすと相贈度趣に相見得、再應之事に付、嘉兵衛申候は、畢竟言語

不相分故之儀、いたし方無之、先請取候而、上陸之上御會所御詰合、右之始末委細申上、品物不殘差出候様申聞候に付、持參仕差上候處、御取上げに相成、夫よりエトロフより箱館に之御用狀一封、嘉兵衛より當日詰合わ之一封とも請取、私ども十人、并先日サルカマワフに而被押候よし、當御場所隊方二人、メノコ一人、私共之橋船に乘組、センベコタンに上陸仕、橋船は當所迄引候而罷越候段申上候處、右之外彼者どもより相尋候儀、并宗門等す、め候事は無之哉、又嘉兵衛より之書狀には、委細之儀は水主へ申含遣候と有之候付、同人申越候事も可有之哉、此儀前書申上候通、去年被捕候者共之事に候哉、松前かクナシリか、死たし申事計折節申聞候迄にて、宗門等す、め候事無御座、嘉兵衛よりは、存外之事にて御上様御苦勞懸候段恐入罷在候旨可申上段申聞候より外無御座候、且與右衛門申上候前書同様之始末に而、ヲロシヤ人私共船に乘込候哉否、海へ飛込逃去、ケラムイ崎に潛り上り候處、空腹相成候に付、打寄昆布を喰、飢を凌罷在候處、夷人に行逢、其夜當御會所へ罷出候付、委細之儀は存不

申候、七兵衛外二十人之もの申上候、エトロフ島出帆よりヲロシヤ人に被捕候始末は、前書之通相違無御座候、當十六日ヲロシヤ人重立候もの、嘉兵衛同道に而私ども船に罷越、乗組之内今四人、ヲロシヤ船に乘せ候様、仕形に而嘉兵衛の申聞候得共、嘉兵衛存念は、自分一人ヲロシヤ船に乘組、其餘は殘らす相返候様、仕形に而カビタンに強而申聞候得とも承引不致、いつれ五人乗組せ候様申に付、嘉兵衛も無詮方様子、其上誰々と可申事も難成哉、十方に暮候様子之處、船頭吉藏、水主金藏、平藏、文次郎、此四人は、久々嘉兵衛恩相成候に付、嘉兵衛に附添可申とて、乗組候積相成候處、カビタン仕形に而咄候は、五人に相成候得者、無程出帆いたし候様、嘉兵衛の申聞、夷人一人は陸へ上げ候様嘉兵衛申聞候處、承引いたし不申候、嘉兵衛より私どもへ申聞候は、觀世丸并乗組人數二十一人、圖合船一艘共相返候付、當御會所へ申上、御差圖も請候様申聞、嘉兵衛外四人ヲロシヤ人ども一同、ヲロシヤ船に罷越候に付、右五人之着替夜具手廻之品々、玄米四十一俵、味噌三樽、此外遺残り之酢醬油杯、ヲロシヤ

船の遣候處、彼船より二番明荷一、錠前有之箱一、古布子之類五捆、私ども船の差越、右は五郎次と申もの之荷物に付、陸の上り候は、相届候様申聞候付、其儘預り置、御會所へ差上申候、彼是仕候て夕七ツ半時より、ヲロシヤ船二艘をも帆支度いたし、暮六ツ時頃沖出仕候に付、當十七日之朝、七兵衛、定助、七郎兵衛上陸仕候處、御會所に而一通り御糺之上、觀世丸御會所前引付候様被仰渡候に付、引付候處、船中御見分之上、私ども一同御呼出御糺に付、前書之始末申上候處、嘉兵衛より傳言無之哉、又ヲロシヤ人より承り候儀も有之、又宗門す、め候儀等は無之哉之旨御尋御座候、嘉兵衛よりは不慮之儀に而、御上様御苦勞懸候段恐入候旨可申上段申聞、ヲロシヤ人之儀は、言語も不通、又彼船にも參不申、嘉兵衛觀世丸の參候節、ヲロシヤ人と仕形に而咄合候様子及見候迄に而、宗門之事は勿論、其外何に而も逢對不仕、此外可申上儀無御座候、右之通、銘々相違不申上候、以上、

文化九年八月 長 松 爪印  
御詰合中様 外三十一人爪印

クナシリ場所様方 惣 九 郎 四 十 周 助 七 十  
右申口  
私共魯西亞人に被押候始末御糺御座候、此段私共儀、シベツ場所秋味支度として、先達而右場所の罷越、右支度は片付候得とも、當方より増人并網之類不相廻、外に仕事も無之、又御當所の異國人參居候趣及承候に付、御用も可有御座と番人喜三次を殘置、私ども仲ヶ間兵藏、政吉、卯之松、私共兩人、御當所夷人四人、メノ子四人、シベツ場所夷人五人、南部飛脚足輕一人、中間一人、都合二十人着替之着類、并生銚二十本、御當所御雇醫師根本宗仙被預置候明荷一つ、圖合船に積入、御當所可罷越と、當十三日朝シベツ出帆仕候處、沖合に而異國船之傳馬船二艘二十人餘乘組、私ども船を目かけ參候様子に付、御當所サルカマフツの漕付、逃去可申と差急、同所着岸仕、船中一同山手之方逃去候處、異國之傳馬船も直に漕付上陸いたし、鐵砲を打ながら私どもを追懸け、三町餘も參り候處、追詰られ、私ども兩人、シベツ夷人一人、御當所夷人一人被押縛候而、私どもを傳馬船に乗せ、圖合船は引

候而異國船本船の連行、繩を解き、仕形に而色々申候得共不相分、其内ネモロ、クナシリと申候に付、私ども之生所を尋候事と心得、ネモロと申候得者うなつき罷在、前書之通積入置候品々不殘取上、船底の四人一所に入置、當十五日私ども兩人、女夷人一人陸の上り候旨仕形にて申聞、今日さし上申候書物相渡申候、シベツ夷人一人も同様連度旨、仕形にて申聞候處、是は跡より上げ候旨申聞、高田屋嘉兵衛方之人々と一所に乘組、上陸仕候段申上候處、彼船に罷在候内、仕形咄等いたし候儀、并彼ものともより貫請候品、且宗門之儀す、め候事は無之哉、御糺御座候得とも、右等之儀會而無御座、四人とも船底罷在候に付、船中さへ耽と見不申候、右之通、相違不申上候、以上、

文化九年八月 周 助 爪印  
御詰合中様 惣 九 郎 爪印  
同斷

右申口 エトロフ島 番人小頭 五 郎 次 申 四 十 五 歳

ヲロシヤ人に被捕、此度彼國之船に而渡來仕候始末御糺御座候、

此段私儀、生國南部川内出生に而、若年之頃松前の罷越、奉公稼いたし居候内、東蝦夷地御料相成候付、享和元酉年と覺え、栖原庄兵衛世話に而エトロフ御場所稼方相成、御場所の罷越、其後追々番人小頭迄被仰付、相働罷在候處、文化四年四月、御雇船歡厚丸爲荷役ヲイトの罷越候處、ナイボの異國船二艘參候よし注進申來候付、同所には番人不居合候間、私罷越取始末いたし、異國船もシヤナ御會所前に參候様可取計旨、兒玉嘉内様按ずるに、松前奉行支配調役下役より被仰渡候に付、早速ナイボの罷越候處、大工三助、稼方六藏、長内、左平、私共も都合五人に而相詰居候處、翌廿六日四ツ時過、異國人傳馬船四艘の二十四五人も乘組、海岸の上陸いたし候付、右之者とも番屋の呼可申と、長内を遣候處、此もの留置、異國人計五六人鐵砲を持、番屋之方罷越候に付、三助外二人は逃出、私一人に相成、迎もいたし方無之、逃去可申と存候得共、嘉内様より被仰付候儀も不申聞候而は相濟間敷と、番屋罷在候處、無釋異國人

とも踏込、私を縛、逃去候三人之ものを尋出縛候而、直に五人とも傳馬船に連行、長内之繩を解き、異國人とも大勢付添、藏々を明させ、御仕入もの諸品番屋に有之候着替、其外目立候ものは不殘船に運ひ、右運方は圖合船に而、夷人に手傳はせ、運ひ限り候上、夷人は不殘差戻、私ともは本船に連行、繩を解き、去寅年カラフトに而被押候源七、福松罷在、富五郎、西は小船之方居候よし、源七咄に而承り候得共、此度同様にカラフト亂妨いたし、右四人も被押、去年はヲロシヤ國に越年いたし、當年又々乗組當所を參候よし申聞候、夫よりナイボ之方、家倉の火をかけ不殘焼拂、此沖に兩三日滯船いたし居候内、大風吹候而小船之方は碇を引流れ、大船は碇近く流れ候處、風に相成、シヤナに乘廻し、上陸いたし御仕入もの其外盜取、御會所其外とも焼拂、此節南部家火業師次五平治五平なり、大村を縛り連越、私とも一同に罷在、此沖合に四五日も滯船仕候而出帆いたし、ウルツブ島に參り、傳馬船に而上陸いたし、無程立歸、またシヤナ、ナイボ之方に乗廻し、クナシリ島西之沖に參り候之處、海岸之方に日

本船之帆影相見得候とて大きに騒ぎ、船を左右に分、右船を取巻近寄見候得は、大瀧自注、下札此瀧之儀、間、シヨクベと申所に有之候に付、其所を颯出し、シレトコ崎より船を沖に出し、カラフトに參り、傳馬船をおろし、去年及亂妨候場所を見候て、此沖に一兩日滯船、夫より出帆リイシリ島に參り、日本船三四艘繫罷在候處、日本人一人も不居合候に付、右船之諸色盜取、船を焼拂候之上、南部家次五平、源七、富五郎、西藏、福松、長内、六藏、三助、七巳七人、エトロフ島、此所へ上げ候て出帆、ヲホツカに罷越番人なり、私共乘候船之大將よミカライアレキサンドラエチホウヲシトフより重き役人之よし參り、其節私共は船之下に隠し置候様子に而、外へ一向に出し不申、右役人申候には、此度ミカライのいたし方不宜趣に申候由に而、兩三日立候而、岡より鐵砲を持候もの大勢參候故、大に驚罷在候處、ミカライは船之下に這入出不申、鐵砲持候者ともは、船之番人と相見候に付、此度及亂妨候始末は、彌過ちにも可有之哉と推察いたし居候處、又々役人體之もの參、私とも兩人は船に而も岡に而も留候所に可居

旨申候付、岡に參旨申候得者直に上陸いたさせ、コンバンヤと唱候交易商人之内に連行、此家は大家に而家内總體に而三十人計も暮申候、ヲホツカ之役人イワンニカライチと申もの參り、持越日本之品々不殘藏に入、番人付置、ミカライ并小船之船頭、其外共岡に押込、番人附置候處、其年九月半頃右番人の酒を振舞醉候上、ミカライ小船之船頭とも夜逃いたし、追而承り候得は、兩人とも相果候由御座候、日本より持越候荷物は、翌辰年五月頃、イワンニカライチ交代として、ヲロシヤ本國よりバハエフと申もの參り、子細は不存右荷物不殘コンバンヤに相渡、右店にて賣拂、矢は煙管之らう竹に賣申候、尤右之内差遣又は木綿之類私兩人に吳申候、渠等持越候書物類、日本總繪圖等、彼國に差置候而は宜かるましくと、役人を欺き借候て追々川の沈、又は燒拂申候、翌々巳年五月まで、私とも存分之沙汰無之候に付、逆も日本へ歸り候事は有之間敷、ケ様に難澁いたし候より、人目に懸り不申處に參り可申と、ヲリヤ自注、ヲリヤと申は川名、ナホツカより日本道三十里程、と申所に逃行、鮭を取食用に致し、七ヶ月居候處、雪に足跡有之候

をしたひ尋參候旨にて、ヲホツカより迎參候付、無是非元之コンバンヤに立歸、ヲリヤにて取溜候鮭千五百本、鱒五百本程有之候を、コンバンヤに取上、其代にも候哉、革にて拵候彼國仕立之表類、股引、沓之類迄兩人に吳候得共、日本へ立歸申度、翌午年五月アサラシ獵に出候とて、小船一艘コンバンヤより借受、ヲロシヤ人一人、私とも兩人、按ずる人は同番人左五月十一日覺ヲホツカを乗出し、ヲリヤに參候得とも、又々尋人可參哉と難計、是より凡二百里も參候處島四つ有之、セントランと申は自注、滿洲之方大島にて此處に上陸仕、一日過候て赤人二人、水主十六人參候に付、私とも之追手かぞ存候處、ウツコイと申所より漁に出張いたし候由申付、俱に漁事いたし候得とも、漁一向無之、其内薄氷も張候間、南之方之島へ參り可申と、九月二日此所を漕出、西地之方へ付候處、海岸に鯨之頭を熊二十二三疋喰居候に付、私岩之上より打候處、一疋打留、食物に貯、皮は蒲團に仕、こゝかしことイ居候内、十二月に相成、右熊之身も殘少に相成、人家を見付可申と其所を出立、八日程參候處、人家一軒

有之、名をゲヤカと申、滿洲へ交易いたし候もの、よし、此ものとも食料之貯も手薄にて、私どもを置候をいやかり候様子に付、三日居候て立出、六七里程も参り候處、又ゲヤカ有之候付、兩三日居候得とも、これもいやかり候様子に付、立出可申と存候處に、トクシ自注、此トクシ申は、と申、フロシヤ人に出合候間、私どもをやしなひ吳候様子に相頼候處、當年不獵に付、一人はゲヤカにて養候様に、トクシよりゲヤカへ相頼候處承引不致候に付、トクシ之方の参候積にて同道いたし、私ども身分を相尋候間、セントリンと申島に、鬼有之由に付見物に参候處、氷にとちられ、此所へ食物を尋に参候旨申聞、此外咄いたしなから附添参り、雪深く候得とも、トクシは至て足早く、トコロと申處へ参候頃日も暮、右トクシを見失ひ候得とも、遙に燈火見得候間漸く尋参候處、先之トクシには無之、外之トクシ兩人罷在、私ども腹もへり候間、何を給させ候様相頼候之處、鯨之腐肉を喰はせ候付、是を十分<sub>ニ</sub>に喰候而はあしく候間、勘辨いたし候様左平に申聞候處、たとひ死候とも此空腹には替難く、夥敷

喰候故歟、翌朝ものもいはれず、腰も立不申、私肩にかけ、昨日逢候トクシ之方の尋参、左平は翌日相果候に付、死骸を雪之中に埋め、印を建置申候、私ヲホツカより同道いたし候フロシヤ人申候は、此所に長く滞留いたし候ては喰物も不宣、後には相果候間、元之ゲヤカに参候様す、め候付、私申候は、此大寒之時節途中にてこ、へ死可致間、來春迄相待候様申候へ共聞入不申、赤人一人参候處、途中に而こ、へ死し相果申候、翌春トクシ不殘引拂候に付、私は又々去年立寄候ゲヤカに立歸、滿洲之者に候間養ひ可申旨申聞候間、彌滿洲人に候は、滿洲より持越候品可有之見せ候様申に付、兼々所持仕居候金毘羅之木像を出し、是は滿洲玉之木像にて、船之守として國王より直に被下置候とて見せ候處、王之姿に無相違、左候得者滿洲より迎人も可參、夫まては無心置滞留いたし候様申候付、五月半迄居候處、去年逢候トクシより致注進候よしにて、赤人三人迎に参候得とも、参間敷と種々申候得とも承引不致、後には繩をかけ候様申に付、無是非此所を立出、船にて四十里計も参り、ヲツコイ

と申所に上り候處、赤人之家二三十軒も有之、此處之頭立候もの之方に参候處、日本人一人、赤人一人相果候よし、何ゆゑ右之處に参候哉と申に付、コンバンヤに斷候て、アザラシ獵に二人罷出候旨申聞せ候處、此所之役人其外十三人同道にて、四十日程道中仕候て、九月末之頃ヤコツカに罷越、所之役人方々落着、一日銅錢十文つゝ之積を以、二ヶ月分六百十文自注、大之月は、貫ひ、此所にて去年於御當所被召捕候赤人之事、并此度連渡候漂流人之事を承り申候、極月に相成、イリコウツカ大名より、此所之役人の手紙にて申來候は、私儀長々難澁いたし候旨承り候か、何もあしき事もいたし不申候間、此方々差越候旨申來候旨申候得とも、罷越間敷旨達而相斷候得は、同所には外日本人も参り居候間、参り候方可然旨申聞候付立仕、十八日目にイリコウツカに着仕、ヤコツカより付添候もの、宅に落着、月代等いたし、善六と申ものと同、役人方々参候處、申聞候は、其許呼候は外之字子細も無之、長々遠方々流され候事故、氣之毒にぞんし呼寄候旨申聞、ヲロシヤ仕立之着類并襦袢六つ、股引六足、外

に一日に銅錢百文つゝ、呉れ申候、私は善六方に同居仕候、其後此度渡來之甲必丹ヒョウトロイワノイチイリコルド子細は不存、キタイチより自注、唐土之由、歸候よしにて、同人方々被呼参候處、私儀日本へ遣候積り、自分も参候旨申聞、紙之札にて錢十貫八百四十文與申候、右錢札を旅料にいたし、此度之カピタンと一所に、ヤコツカに當三月罷越、又々コンバンヤより錢三貫文貫ひ、此所に七日居候て、當五月初頃ヲホツカに罷越、此所に役人ミハイロイワノイチミニイツコイと申もの、方々落着、當年参候船之修覆いたし居候内、與茂吉外六人之者も按するに、本邦の漂人なり、罷越、此ものも日本へ連参候旨申聞せ、此ものも私と同居仕、六月廿四日乗船仕候、漂流人之内久藏と申ものは足痛に付、カピタンより申付、彼國に殘置申候、其砌は外船七艘程繫罷在候、船は商内船之よしにて、カラフト島へ参候よしの處、私ども出帆五六日以前、右船之船頭、子細は不存傳馬船にて乗出候處、傳馬船打かへり、右船頭相果候よし、私ども乗船よりも餘程相隔候に付、其様子見不申、其沙汰を承り候而已にて、無程私ども船は二



艘とも、六月廿六日出帆仕、七月十二日之荒れに小船を見失ひ、此船を相待候て、シコタン沖に十三日まがり居候て不罷越、船中之咄には、小船は先になナジリに参候半と、當三日夕方クナジリ島の颯候處、日も暮候に付、まさり居候而、翌四日四ツ時頃洞内の乗入、幕張無之所の碇を入、カピタン申候は、其許方を岡の揚げ、去年被捕候者を連歸候は、歎候と申居候て、夕方漂流人與茂吉の申聞候は、此所の碇を水取候儀、并去年被捕候ものも息才に有之候哉、相尋参候様申、若與茂吉被留候は、右否之印を建候様申付候處、與茂吉も右之所は何とも請合不申、カピタンより横文字一枚、右之添書いたし吳候様申聞候に付、其書面に不拘、カピタン之咄を承、左之通相認、

カピタンゴロビン并六人之者とも、生死在所之程、右七人之者御歸可被下旨、相認候横文字之儀に付、外にヲロシヤ言葉通し候御方も有之候は、御聞可被下旨、  
相認、甲必丹之書付と一所に封し、外に無之横文字は、按ずるに、此横文字は、脱あるへし、船之甲必丹より、去年被捕候カピタ

ンに遣し候積、此外に私よりも一封は、彼國にて及見聞候儀とも荒増書付封印仕、御詰合様を差上申度、與茂吉の相渡、傳馬船に載せ、センベコタンの上り、直に傳馬は本船の罷歸、無程日も暮候處、大筒不殘の玉を込口薬を差し、心得候ものも筒前に附置、小筒も同斷火繩に火を付置、櫓の上には二十人計番人附置、一同用心いたし、一人も寝候もの無御座、翌五日小船も渡來仕、大に力を得候様子候得とも、兎角去年被捕候者とも之否を承度、又々甲必丹書付相認、添書いたし候様申聞候得共、昨日認候意味候は、又々認候にも不及旨相斷候處、無是非右書付清五郎の相渡、岡の上り差上申候處、即日清五郎罷歸申聞候は、上書も無之封書は此方にては難請取、此後何度持來候とも不取上候間、重て來聞敷旨被仰渡候段、甲必丹の申聞候處、何之挨拶も不致、其儘にいたし置、當十日に相成又々岡の書付遣候様申聞候に付、相斷候得とも強て申聞候間、不得止事左之通相認、

此船之カピタン御挨拶仕度候事有之、御上様の掛御目度由御座候、

右を忠五郎の渡し、センベコタンの上陸いたさせ、同人當御會所の右書付差上候處、右書面之通相認いたし可遣候間、御當所の罷越候様、カピタンの可申聞旨被仰合、センベコタンの立歸候て、迎船を呼候よしには候得とも、一向聞入不申、無程日も暮候に付、草之中へ野宿いたし、翌十一日朝水取船同所の参候付、本船の立歸り、右等之趣私の申聞候間、甲必丹の申聞候處、岡の上り相認いたし度と申には無之、互に船にて相認いたし度、岡の上り候て、去年のことく又々被捕候而は不相成旨、甲必丹申聞、此日夕七ツ時頃又々申聞候は、外々之ものを遣候ては一向に不相分候間、私に罷越、去年被捕候ものも否承候様申付、忠五郎同道いたし、センベコタンの上り、傳馬船は直に本船へ漕返り、私共兩人は水をあひ候て、何卒日本へ立歸申度、直に御當所の被留置候様仕度、神佛を祈り御當所の罷越、前書カピタン申聞候通申上候處、昨日之挨拶は如何候哉と御尋付、相談之事は岡にては難成、相互に船にて相談可致旨咄候迄に而、此段も可申上とは不申聞旨申上候處、無程日も暮候付、私とも兩人は、土

手外に假に雨覆御補理、兩人被入置、番人衆は別に離れ被相守、相互に無言にて、私とも小用に罷越候節は被附添、翌十二日朝被仰渡候は、去年被召捕候異國人ともは、米盜取候不法有之、不殘御當所において被及切害、元來去る卯年於エトロフ及亂妨候始末も有之、打續魯西亞人之事は、此上何艘にて何年打續参候とも、船人とも不殘打殺可申手筈、卯年以來此處に不限手當いたし、嚴重に相固罷在候事にて、此度之船も微塵にいたし候手筈にて、兼而備罷在候付、其方共之勝手次第、いつれよりも攻來可申、此趣は不申候とも、彼ものとも承知に可有之候に、何をうらたへ滞船いたし居候哉、心中之程おかしく、一時も早く攻來可申旨被仰合候て、私共センベコタンの罷歸候、途中忠五郎儀は、跡に成候處不相見、小用にては達候と存、不構先の罷越候處、センベコタンの不參、傳馬船居合候に付、私計乗組本船の罷越、被仰合候趣カピタンの申聞候處、大に驚き船中之もの一同呼出し、右之趣爲申聞、迎も生きては被居不申旨、カピタン申渡候得は、一同笠を脱き請をいたし申候、夫より俄に長二尺計、横幅二

尺計之大筒車臺を、二つ計拵候趣にて、木拵に取懸候間、彌打合候積にも可有之と推察仕居候處、書頃相成、去年被捕候ものとも、被殺候と申書付を貰ひ申度、私に亦々岡の參候様、カビタン申開候に付、御役人之被仰聞候事に偽は無之候に付、書付相願候儀は思ひも寄不申、最早岡には難參と申候處、岡の參候様強て申候に付、左候は、漂流人は不殘岡の遺候積、兼而相咄候間、右四人之ものを岡の上へ、此ものを送參候しほに、書付之儀可申上と申候得は、直に漂流人清五郎、安五郎、嘉藏、吉五郎呼出、岡の遺候旨申開、直に私俱に傳馬船にてセンベコタンの上陸仕、御當所の罷越、書付之儀申上候處、漂流人四人は御構之内に被入、私儀は土手外に、如前夜番人衆被附置候處、翌十三日朝御構内に被入、一通り御糺之上、入牢被仰付候段申上候處、彼國に六ヶ年罷在候上は、彼國宗門に相成、野郎頭相成候も、當年當所の參候に付、日本風に相直可申、此外彼國之様子并今度渡來之船之様子、且亦彼國より持越候品に至迄、可申上旨被仰聞候得とも、六ヶ年之間日本歸國之儀、一日も忘却不仕、前書之通

兩度迄逃去、極々難澁仕候得とも、歸國可仕と存込候に付、彼國宗門には相成不申、此外彼國在留中之趣日記帳認置、日本歸國之上は申譯之助けにも可相成哉と、帳面三冊所持仕、此外彼國にて貰ひ候着類等、錠前付之箱に入置、御當所の罷越候節は、私存寄にて與茂吉着類之内、日本仕立之小紋布子一つ、兼て借候て着用仕、殘之分は箱に入、船中に差置候處、高田屋嘉兵衛手船觀世丸に預け、差越候旨にて、被成爲御見御改を請候處、甲必丹より書面一枚有之、爲御見被成候得共、中には文字覺候得共、言葉不相辨廉も有之、全體彼ものとも之風は、察候事而已多候に付、甲必丹に面談仕候は、意味違可申哉、先つ拾ひ讀にて相考候得は、私偽を申候とて、殊之外恨居候趣に相聞、御別紙御書取之意味に御座候、所持品之内彼者共盜取候上、錠を締差越品不足相成、殘之品々別紙之通御取上相成申候、彼國之品は被盜取而も、惜くも無御座候得共、卯年以來認置候日記帳三冊之内二冊不差越候は、殘念に御座候、髮之儀は卯年以來左平申合、日本風に仕居候へとも、油元結も無之、月代は剃候得とも、水髮を芋に

通航一覽卷之三百十

魯西亞國部三十八

○蝦夷地亂妨始末 クナシリ島  
文化十癸酉年三月十六日、是より先、老中より松前奉行に渡せし魯西亞人教諭書を、かの國語に直し、また翻譯せしめて、服部備後守より、今年松前奉行を命せられ、二月廿八日松前に着す、柳生主膳正に御勘定よりて江戸に進達す、これより後、行としは、贈答の事あるは、この地の御用に、りしなるへし、この主膳正松前奉

通航一覽卷之三百九終

て結置申候、此度渡來之船は、軍船とは申候へとも、其始末は一向不存、只々去年被捕候得とも之否を承度、右之ものとも罷在候處の參候旨、常々申居此外船之大き、乗組人數、大筒小筒等之儀は、與茂吉外五人之者より申上候通御座候、於御當所髮月代被仰付、其上日本仕立之布子、襦袢、上帶、下帶、手拭にいたる迄被下置候、此外可申上儀無御座候、右之通、相違不申上候、以上、

文化九申年八月 五郎次 爪印  
御詰合中 様以上、靖北、蝦夷、蝦夷雜記、蝦夷雜記

當年、魯西亞人渡來致し候は、彼船の御渡可相成御諭書等、備前守殿 按ずるに、老御直、但馬守勤役中、按ずるに、荒尾但馬守、今年四月廿五日御抽者、兩人の御渡付、當地に持越、在留魯西亞人共わも爲讀聞、夫々翻譯等申付、取調候趣別紙印封にいたし差進候間、御進達被下候様仕度奉存候、  
魯西亞船の相渡候御諭書本紙  
二十二ヶ年以前、松前の其國之船さしむけ、十一ヶ

年前、長崎の使者差越、兩度共我國の掟を申聞せ、その國を辱しめたる事も無之處、八ヶ年前、其翌年も、蝦夷の島々に船さし向、クシユンコタン、ルウタカ又はエトロフ島にて、我國の人々をさらへ、家倉焼拂ひ、リイシリ島の海上にても、我國の船々を劫し、諸品を掠め取たる事とも、何の恨なるや、其故を辨へ難し、然るに三年前、其國の船漂ひ來れるよしにて、クナシリに至りたれば、其處に居合たる役人怪敷思ひて、右七人迄擄取たり、其者共に尋れば、此前島々へ來りしは、海賊の仕業にて、役人の知る所にあらずと申せども、片言にて取用ひ難し、去年もクナシリへ船さし向、七ヶ年前エトロフにて捕行し良左衛門、并三ヶ年前其國の流れ寄たる我國の人々を返して、捕置たる其國の人を取返さんとする、先年島々へ來りしものとも、彌海賊にまされなくは、あやまりを申越すへし、其事承知ならば、此度江戸の伺ひ置て、捕へたるものどもを歸し遣す事もあるべきなれば、來年箱館迄船をさし越、申譯をいたすへきなり、

文化十年月日

高橋三平書判

柑本兵五郎書判

前書再譯書

當年魯西亞船罷越候節、此方より差遣候書面、魯西亞語に爲相綴、魯西亞人共に添削爲致候に付、猶又此方之語に反譯爲仕候書付

服部備後守

往時千七百九十二年、魯西亞船松前に來り、并千八百四年、魯西亞の使節長崎に來る、二度共に我方より日本之法制を以て示すのみ、魯西亞を恥めしこと、日本之方より絶て是をなさず、然るに千八百六年、并其明年、魯西亞の船、蝦夷島の北蝦夷地クシユンコタン又はルウタカ、并エトロフ島に於て、皆日本人を捕へ、又は家倉を焼、猶又リイシリ島海上に於て日本船を劫し、又諸物を掠む、是如何なる所存、何之いはれなるや辨すへからず、其後千八百十一年中、魯西亞船進退窮せるに依て、自法、深流御座候、又クナシリに來る、往時の仕業あるに依り、官吏魯西亞を疑ふ事ありて、七人を擒となす、此者を質問するに、彼等往時の船の仕業は、大賊の形勢にして、魯西亞政家の絶てしらする所なりと言、然

れども此者共の一言、日本政家猶是を信せず、去年魯西亞船又クナシリに來るといへども、然も往時捕へ去りし良左衛門、并一昨年破却の船より魯西亞地方に助命せし日本人を伴ひ來り、以て生國にかへし、依て捕へ置ける魯西亞人をかへさん事を願の意をしめす而已、往時蝦夷島に來りし船、并大賊の仕業、政家の知て命する所にあらざることを確然たらば、官家より是を答書中に明辨して贈らん事可なり、若し是を承諾し、當然の仕業ならば、其時江戸に乞ひ得て、捕へ置ける皆の魯西亞人をかへすにいたらん、  
若し今年明辨書を贈る事あたはずんは、必明年明辨書を携て箱館に來れ、  
文化十年三月十五日

高橋三平

柑本兵五郎

(附札)魯西亞船渡來之節、相渡候本書之方には、本文兩人書判爲認申候、

松前の鎮臺に從へる第一の高官二人、此令書に於てみづから題名し、并記印を點押す、右御書面、私とも兩人に而魯西亞語に相綴り、魯西

亞人共の拜見爲仕候處、彼等へ不相通廉も御座候に付、所々加筆いたし申候、依之、猶又此方の言語に反譯仕候處、御文言とは言語増減も御座候得共、右様無御座候而は、先方にも相通申問敷よし申候に付、得と御本紙比考仕候處、差而御文意には相違も無御座候哉奉存候に付、奉入御覽候、以上、

西三月

村上貞助

上原熊次郎以上、

筆記、蝦夷

同年五月廿六日、魯賊去年捕へ行し箱館買人嘉兵衛及び水主を携へ、クナシリ島に來り、これを上陸せしめて、俘囚七人を返し給はらん事を願ひ、封書を呈す、よて翌廿七日諭書諭書前條を示すに、去文化寅卯兩年の亂妨は、ミカライサンタラエチなるものにて、官人しらする事の上し、既に國王の答めを請し旨等を陳し、船長直に箱館に赴き、陳謝せん事を願ふにより、増田金五郎、太田彦助俱に、クナシリより、具に松前に達す、よて高橋三平、柑本兵五郎松前詰、俱等奉行差圖を得、同島に赴き事を謀る、時に通船のため、囚人の中シイモノフ、ラシヨツ島人ヲロキセを召連出

立、但し、遭厄日本紀事に、其旨六月七日、奉行同役により、六月六日出船なり、六月六日に言上す、

文化十年五月廿九日、増田金五郎、太田彦助より、高橋三平、柑本兵五郎に贈る御用狀、六月六日松前着、

去る廿六日申上候魯西亞船、センベコタン沖に船繋仕、同日八ツ時過、橋船一艘に人數六七人乗組、同所海岸の漕寄、去年高田屋嘉兵衛手船觀世丸より連行候水主金藏、平藏兩人上陸致させ、橋船は直に本船の漕戻、右兩人之もの共は、海岸通會所罷越候に付、私共土手外に罷出、一通相尋候處、此度渡來仕候船は、去年渡來仕候大船之方に而、右船去八月クナシリ島出帆、何れの島々にも寄不申、九月十一日カムサツカ之内ベトロバウスコイに若船いたし、小船の方は同所近邊に而及破船、大船之人數は嘉兵衛其外共一同上陸仕、明家入、越年いたし候處、船頭吉藏、水主久次郎、并ネモロ塙所蝦夷人シトカ儀は、當春に至り浮腫、痰等相煩、追々病死仕候よし、右大船の方へ、魯西亞人マダロスとも、都合七十人之内、四人は女にて、外に嘉兵衛并

右水主兩人共乗組、當五月六日ベトロバウスコイ出帆、島々にも立寄不申、去廿六日當所へ入津仕、外類船等無之趣、尤此度渡來仕候趣意は、去年被召捕候彼國之ものとも、御歸しの儀奉願度罷越候旨にて、嘉兵衛にも俱に相願吳候儀、毎度申聞候趣、粗承罷在候處、廿六日當所に船繋仕候上、右之趣兩人之者共、船長并嘉兵衛よりも申合、當所詰合に申立候様申聞、上陸爲仕候よし、勿論船中は大筒等備有之候得共、聊戰爭等可仕様子には相見え不申候段申立候處、同日は夜入候間、土手外に一宿爲致、翌廿七日兼而御渡之書物、兩人之もの相渡、右は魯西亞船に相渡、請書取之持參いたし候様申渡、海岸通差遣候處、暫有之候而嘉兵衛儀、右兩人之者同道にて會所罷越候間、如以前土手外にて、嘉兵衛に始末相尋候處、昨日水主之者に申合奉願候儀、猶又嘉兵衛にも上陸致し、俱に願吳候様申聞、今朝上陸爲仕候處、右兩人之もの罷越、御渡之書面持參仕候旨申聞候間、何れにも嘉兵衛儀、詰合に面會一通始末等申立候上、右書面本船に遣し候積に而、其儘持參いたし候旨、且又去年彼地の被捕候より、廿

六日迄之始末は、前書水主共申立候通り相違無之旨申立候、且此度乗組人數之内、船長と可申ものはナチャ一人、(本文ナチャと申は、カムサツカ支配仕候者之役名にて、カビタンより上役之由、日本にては代官にも相當可申旨、嘉兵衛申聞候)、甲必丹一人乗組罷在、ナチャと申もの、去年渡來仕候大船之カビタンにて、ベエトロイワノイナと申者に候處、(本文去年渡來仕候大船之カビタンは、ヒヨフトロイワノイナイリコロトとその砌申立、此度之名前少々變候得とも、嘉兵衛始水主とも言語文字等不覺所より、承達も可有御座候、やはり去年之甲必丹に相違無之旨申立候)、當正月下旬ベテルボルより、去六月出之書到來之砌、ベエトロイワノイナ儀、ナチャと申役人に役替之儀申來候由に而、右昇進之祝儀とて、其砌居合候魯西亞人共の酒杯爲給祝申候由、(但是迄カムサツカナチャ相勤候テルボルスケと申ものは、當年都へ歸候付、右跡役相成候趣相聞申候)、且又甲必丹と申候者、去年渡來仕候小船の方乗組居候カビタンに御座候旨、嘉兵衛申立候に付、再應相尋候得共、前書之通り相

違無之旨申立候に付、最初水主兩人に相渡候書物、嘉兵衛に相渡、右は本船に持參、船長之者に相渡、請書取之持參候様、尤右書物之内、不相分廉も有之候は、申聞候様申渡、爲持差遣候處、翌廿八日晝頃、嘉兵衛上陸いたし、申聞候は、相渡候書物船長へ相渡候處、殊之外悦候様子に而、嘉兵衛に砂糖湯杯爲飲候上、右書物封を切横文字之方得と熟覽いたし候上、面色を變歎息いたし候様子に付、嘉兵衛儀不審に存居候處、暫有之右書物をいたし候に付、嘉兵衛も安心致し候由、(本文面色變候儀、其後嘉兵衛承候處、船長申聞候は、右書面之内、去年嘉兵衛其外之ものともを連行候御叱無之候に付、如何哉と懸念いたし候得共、右は公之御沙汰と愚察仕候に付、安堵いたし候旨申聞候由)扱又船長申聞候は、書面之趣に而、是迄日本にての取計之趣具に相分り、一同安堵仕、難有旨申聞、且ミカライサンタラエチ、去る寅卯兩年島々來、不法仕候儀は、實に役人共之不存儀に而、既に歸帆後、右島々に而之始末不屈之旨、國王より答有之候處、其後入水相果候由、其外先年長崎に而之取計向も、右

書面之趣に而は、聊日本を恨可申儀も無之、却而音物等いたゞき難有可存處、レザノットよりベテルボルに申越候趣は、大に相違いたし候段相咄候由、且又船中乗組之もの不殘呼出、右書面之趣爲讀聞候處、一同大に悦び候體に而、その後酒爲給候由、并和文に而認候方も嘉兵衛爲讀、横文字と引當、彌文義も相通候様子に有之、尤横文字之方一字多き廉有之候得共、是迄通信も無之、彼國之文字右様出來候儀大に驚入候趣、且是迄日本之事情、右様に相分候儀無之處より、彼國心得違之筋とも有之候得共、此度之書面に而は悉相通、是迄之始末誠に恐入候旨申候由、扱又船長儀、此度はナチャ役にも罷成候儀に付、早速右之者より御答之申譯書相認、直に箱館表の罷越度、乍然海路不案内之儀に付、何卒水先之者兩人箱館迄付吳候様、(本文水先之儀は、先年幸太夫送として罷越候節、ネモロより箱館迄、水先之もの御添被下候例を以相願候旨、此度は嘉兵衛を連罷越度、左も無之候而は、彼等懸念も有之候間、是非水先に相願度旨、相咄候由に付、同人不罷越候は、箱館の參候程難計旨、嘉兵衛申聞候、)

且又是迄、魯西亞之いたし方不宜候に付、箱館の罷越候而も、甚懸念存候間、當所詰合より添狀いたし候様仕度旨、尤今日差出候請書之中にも、右願之趣認込候得共、猶又嘉兵衛よりも願吳候様、船長より相頼候よし、嘉兵衛申立候、依之私とも種々評議仕候處、一體金五郎松前出立之砌、若渡來之船に重役之もの罷在、答書差出度旨申立候は、直に箱館の相廻候積申上置候得とも、右ナチャ儀は、去々年去年共甲必丹に而渡來仕、殊に去年は、嘉兵衛其外連行候儀も有之候得は、右之ものより直に答書差出候而は、餘り輕卒にも相成、御趣意之處の當可仕哉之程難計、若箱館の相廻候上、右に而不相濟、一先カムサツカに御差戻相成候様に而は、事不相成儀に而、箱館迄之騒きに相成、奉恐入候間、右之譯合得と相諭、カムサツカに差戻、外重役之ものより之答書取之、直に箱館の可罷越旨、嘉兵衛を以申諭候様可仕哉とも奉存候得とも、事之早く決候儀に付、右ナチャより之答書に而も、御趣意に相當可申哉之程も又難計、此所私とも種々勘辨仕候得とも、尋常之儀とも違ひ、異國の對し御大切之儀にも奉

存候間、私ども愚存を以、差極候筋にも有御座間敷、殊にいまた旬季早く御座候得は、御下知相待、差戻候とも又は箱館の差廻候様、御下知御座候而も當年中彼等歸國出來兼候と申儀にも至り申間敷奉存候間、此段奉伺候、兩條之内何れに取計候而可然哉、急使を以御下知御座候様仕度奉存候、尤カムサツカに差戻之儀申渡候は、嘉兵衛儀は、猶又彼地の連可參、右は嘉兵衛より申聞候、

一右御下知御座候迄は、往返十日程も日間相懸り可申候間、魯西亞船は此度相渡候書面は、彼地の立戻、重官之者より答書取之、持參可致趣候得は、直に此船より答書差出候而は、趣意も相變候に付、此譯松前申遣候間、右返書到來迄、廿日餘も當所滯船いたし居候様、尤程近く繫居候而は、雙方とも心遣も有之事に付、今一里程も沖に繫居候様、勿論滯船中は水主兩人之者遣置、彼等申立候儀も有之節は、爲取次候積、嘉兵衛を以申諭置候は、請負人ども、漁方其外通船等之差支にも相成不申、且又南部家警固之儀は、聊不相弛様手堅爲相固、大筒懸り遠見等之儀は、晝夜出張爲致、其餘之分は御勤番

所にて、代るく、休足爲仕置候は、是又疲候儀も有御座間敷奉存候、

一前書之通、魯西亞船數日滯船相成候に付、南部家其外共疲れ可申哉と御察御座候而、此上加勢人數等御差立之御心配も可有御座哉、御固人數、夷人等に迄、不疲様能々相養、御備向不弛様相守居候間、御懸念無御座候様仕度候、

一右水主兩人は勿論、嘉兵衛とても、魯西亞語未相覺、中々通辨咄等出來候儀は無御座、手眞似仕形を以、一言を漸々申候趣に付、此後得と通辨を以相尋候は、前書申立候内には、品々承達仕候廉も可有御座候得共、差急候儀に付、先此段申上候、

一御渡之書面相渡候請書一封、并嘉兵衛初而上陸之節、船長より私共充之横文字書付一封持參、右は在留魯西亞人御歸之儀願書之由、嘉兵衛申聞候間請取置、都合二封差上申候、御落手可被下候、

(下札)本文横文字書付者、陸便之方より差上申候一魯西亞船一先御差戻相成候ても、カムサツカナチャは當船に乘組居、留守中は去年渡來仕候大船之方乘組居候カピタン相詰居、ヲホツカにもナチ

ヤ詰合候得共、當船之ナチャよりは席下之由、イリカウツカにも、此者席上之ナチャ詰合居候由、然る處、ヲホツカ、イリカウツカより答書取候様に而は、迎も當年引返し罷越候儀は、旬季後れ出來兼候趣、船長之もの相咄候由、嘉兵衛申聞候、且又本文之内、ヲロシヤ船當方より本國へ差戻候様相成候は、嘉兵衛連可參旨申候節、差遣可申候哉、此儀は分而被仰下候様仕度奉存候、  
 同年六月七日、服部備後守より安藤彈正少弼に按ずるに、今年四月七日贈る同斷、  
 松前奉行仰付らる、  
 一クナヅリ島センベコタンに船繋いたし候魯西亞船に、去申年彼方へ連行候高田屋嘉兵衛、外水主兩人此度連來、右之ものセンベコタン海岸へ上陸爲致候に付、昨年より之始末、彼地詰合相糺、兼而高橋三平、柑本兵五郎より相違置候諭書、彼船中に差遣候處、右に付嘉兵衛を以申越候趣等、委細之儀増田金五郎、太田彦助兩人より、去月廿九日附之書狀、昨六日夜八ツ時過、當方へ到着致し候に付、右本紙之儘按ずるに、前に載、差進申候、右に而委細御承知可有之候、

一右クナヅリ詰申越候書狀之趣、得と勘辨致し候處、當年罷越候魯西亞船長之儀は、昨年嘉兵衛其外之もの、彼國へ連行候者に有之候に付、たとへ箱館へ彼船差向させ候而も、明辨書彼者より爲差出候而は、御趣意にも相振可申哉に付、何れ當年はクナヅリにおいて歸帆申渡、明年明辨書持參、箱館へ可罷越旨、同所詰之ものより可爲申渡候處、來年罷越候節は、右一條に而、御趣意之通行届候様いたし度、右に付、先年エトロフ其外にて不法之始末有之、届に付、容易に召捕置候もの難相歸に付而は、前書之趣、彼國重役人より、明辨書差出候様に無之候而は、縱令明年箱館に罷越候而も無詮事に候間、當年申渡歸帆爲致候儀、いかにも得と不申渡候而は難相成、依之種々勘辨を盡し候處、所詮文通に而彼是詰合に申遣候儀、差跨候上、長途之往返難行届、殊に時宜に應し取計方も可有之哉に付、三平に御趣意之趣具に申合、クナヅリ島に差立候積り申渡候、左候得者、明年彼國重役人之書付、箱館に致持參候旨、巨細申合候は、明年罷越、右一條に而御趣意も行届可申哉に付、右之通申渡差立申候、

一同人儀、クナヅリに陸路罷越候而は、數日相懸候に付、松前御備船に乗組いたし、罷越候御船頭役、水主同心石井茂三郎爲乗組申候、  
 一魯西亞人通辯相心得候に付、在方勤方同心上原熊次郎儀、三平彼地の召連候、  
 一右に付、クナヅリにおいて、御趣意之趣通辯、又は其時宜に應し、御趣意に相振不申様、差略之取計申渡方も可有之儀候得共、一體彼船中之者ども、一時之通辯計に而事を論し候儀に付、歸帆いたし候而も、當方より通辯致し候意味、悉く相辨候方には相成間敷哉、右に付猶明年持參いたし候明辨書、御趣意に振可申、厚く勘考いたし候處、是迄召捕置候彼國之者どもは、御國體之嚴重成儀も粗相辨居、且者禁錮之中も、厚き御惠も有之趣も存知罷在候儀に付、尙又明年明辨書、箱館に持參いたし候儀、得と彼國之者共爲申聞候爲、召捕置候魯西亞人七人之内、シイモノフと申マダロス一人、ラシヨワ人ヲロキセ一人、右兩人も、此度三平クナヅリに召連候積申渡候、  
 一前文異國人兩人、三平乗船へ爲乗組召連候に付、

船中不寝等も爲致候間、同心共召連罷越申候、右廉々之内には、伺之上取計可申儀も有之候得共、江戸、松前、クナヅリと懸隔差懸候儀に付、無其儀取計申候、右等之趣可然被御申上置候様致し度存候、  
 一横文字書付二通は、陸便差立候様申來候處、書狀之儀は、船使之方着船いたし申進候故、陸便着次第、跡より差立可申候、  
 同日進達、  
 以別紙申上之候、  
 去月廿六日辰上刻、クナヅリケラムイ後之方に、三本柱白帆掛候船一艘相見得、異國船に相違無御座候間、會所前其外共幕張仕、南部大膳大夫御固人數に申談、御備向夫々嚴重手配仕罷在候處、未刻センベコタン沖に船繋仕候旨、クナヅリ詰調役並増田金五郎、太田彦助より、急便を以申越候、依之先此段申上候、猶委細之儀は、追而申越次第申上候様可仕候、以上、  
 西六月 服部備後守以上、亞魯四、靖北錄、

文化十年五月廿六日、センベコタンにシヤアナ船一艘、自注、乗組の人去年連行し高田屋嘉兵衛を送りて着岸し、前年におなし嘉兵衛を上陸せしめて言、先年カラフト、エトロフ等の島々を亂妨せし事、素より魯西亞王の知る所にあらず、みなカムシカッタカ等の屬國に住るあふれ者等か仕業なり、依て彼等を罪に處し、自今以後貴國の地に足を入へからず、願くは虜八人を返し給はるへし、此事申さんかため、一昨年の五月此地に参りし處、計らさりき、嚴重の御あしらひに逢て船を返しぬ、去年高田屋嘉兵衛を得て、漸に我國の事情を通すと、依てセンベコタンより急ぎ松前に告て、此時の奉行服部伊賀守、按するに、此羽徹を飛して江府に注進し、吟味役をしてセンベコタンに遣し、事を執しむ、則高橋三平、本兵五郎なり、自注、此時高橋傷寒を患ひて、漸々癒に至るも邊を置いて彼地に事を執るへき人なし、保護を加へ快氣次第に發足有へしとなり、三平思らく、全快の期を待ば、平生無事の時なり、陣に臨み、さる事あるへからず、事はゆるかせにすへからず、延すとも陸地の旅行成難し、海路より進へしめて、其日より旅の支度して、不日に松前を發せしといふ、○山本氏筆記、

一千八百十三年第五月十日、自注、我文化十年四月廿二日、嚮に我等

よりテイヤナ船に送るへき書翰の稿を、王都に贈りて申稟有しに、これをゆるし來りしかは、即ち五幅同文に書し、彼此湊に送れり、其文は、我等諸官并水夫等、アレキセイ、皆生命を全して松前に在、

千八百十三年第五月五日

ワシリイゴロウイン  
ヘオドルモウ  
ル

此時ヘレフニコフは病に係りて、其姓名書す事あたはさりき、

此節は、我船の交るへき時なれば日々に俟てり、リコルドか書翰にて考れば、多分直に松前に舶來りつへしと、是に依て予常に患ひしは、此地方にて東風吹は必霧深きゆゑ、彼船の患あらん事をしれり、

一 第五月六月七月自注、我六月七月八月の間は、北極出地の地界、自注、保按に、赤道にては、大抵天氣よく積き、好ほどの風あるは常なり、しかれども時々大風の雨霧を送るあり、予此所にて夏時の天氣を観する事、左の如し、

一 第五月三十日より第六月一日畢、自注、我五月十三日按するに、誤は、雨霧をかね來る東風吹積きたり、第寫なるへし、六月十五日より十八日に至るまで、自注、我五月廿九日は、大抵天氣よく、日々強き東風吹たり、日本人我船の來らん待設とて、新に衣服を製し、我等に恵めり、予等三人には、よき絹にて造れる外套なり、水夫等には木綿或は紋羽にて造り、アレキセイには日本様の服なり、

一 第六月十九日、自注、我六クナジリの岬に碇泊せし日本船より、三本橋の俄羅斯船、クナジリの湊に入んとする光景をみけりとて、箱館に報せり、翌廿日自注、我八月五日、○按テイヤナの來濱を、クナジリの吏より報するとのみ聞たり、翌廿一日日自注、我六月八日の誤、通事來り、官命なりとて予に問けるは、水夫をテイヤナに使せしめん誰を遣んやと、予第一口口者を遣るにしかしと思ひければ、シイモノフを遣はさんと答、且奉行に願ひ、アレキセイを副遣らんと乞ければ、許しけるゆゑ、彼等ともに旅装をなさしむ、此日子とモウルを城に呼、二人の吟味役及其他の官吏出て、我等に問けるは、シイモノフと

アレキセイをテイヤナに使せしめん事は、いよいよ備等の願ふ所なりや、予然りと答けるか、モウルは黙して答へさりき、此時三平我等に向ひ、予自らクナジリに往き、リコルドと和議せんとす、然れば萬事和好ならん、心を勞すへからず、又且水夫とアレキセイも予か以て行なれば、彼等か旅中も心安かるへしと言て別れたり、

一同廿二日、自注、我六予とモウルを城に呼出し、リコルドか書翰二幅を示せり、是を看に、一はクナジリの上司に贈る、一は予に贈るなり、其一幅の大意は、彼等來るは和好の意なるを明し、又昨年連行たる日本人高田屋嘉兵衛及二人の水夫を送來り、其外に日本人二人、クルル一人、葛模沙都にて病死せし事を述、又嘉兵衛は質直にして才智あるものと思はれ、彼か話にて、政家の俄羅斯に對して和順なる事情を知、且我等を久しく日本へ捕へ置けるより、禍の起らんかとて、皆免し回すに至りなん事を彼より聞知けるに因て、總て日本人の正道に任せて、其答を埃ごの意なり、

二幅の書翰を水夫の前にて寫し、是を譯して翌

朝王都に送れりとなり、按ずるに、江戸注進の日記、松本邦の記事と照應する、前奉行御用状に合す、此他凡て

一千八百十三年六月廿四日、自注、我六月八日、○按ずるに、九日の誤りなり、三平は彼熊次郎、シイモノフ、アレキセイを従へて、船にてクナジリに出帆せり、其節予シイモノフに屢いひ含けるは、備テイヤナに行は、よく日本の陣屋の壁營士卒の備等を委しく語るへし、若事ある時は心得にもなるものなりと、シイモノフ能是を領して、テイヤナに至らば、詳に傳ふへしといへり、又彼竊に告げるは、モウル彼に命じてテイヤナに至らば、リコルドに告て、モウルか船中に遺せる品を持来るへしといへり、如何なる意にて、かく命せしか知らされは、予シイモノフにいひけるは、モウルの命をリコルドに達するは可也、其品を送り來らん事は不可也、如何となれば、又是に附て新に禍を引出さん事を恐れてなりと、ヘレフニコフもリコルドに書簡を送らんとして、シイモノフに託せり、その書中リコルドを警め、餘りに深く日本人の言を信すへからすと説けりとなり、予シイモノフに、かく悉くいひ含遣したれど、テ

通航一覽卷之三百十終

イヤナに至りて、皆忘れて只大略をのみ傳へけるとなり、  
一 第七月二日自注、我六、クナジリの左右も聞さりしか、此日リコルドよりクナジリの吏に送れる短き書簡一幅を持來りて、我等に示せり、其意は、クナジリの吏より、我等か恙なく居れる事の告を得たりとて、リコルドより其官吏に謝せる書なり、予是を譯しければ、亦速に江戸へ送れりと也、遺厄日本記事、

通航一覽卷之三百十一

魯西亞國部三十九

○蝦夷地亂妨始末 ヲナツリ島、

文化十癸酉年六月十九日、高橋三平、柑本兵五郎クナジリ島に參着し、増田金五郎等と議し、同廿一日より廿四日に及び、諭書の趣を示すに、かれ遂に承諾し、ヲホツカ魯西亞の府名に歸帆、重役と示談の上請書を携へ、八月箱館に渡來すへきよしにて、此日出帆す、遺厄日によれば、此時停泊ゴロウイン、船よて、其旨三平より、松前に長イリコルドと自書の贈答あり、七月五日奉行江戸に言上し、且伺ふ旨あり、

文化十癸酉年六月廿四日、高橋三平より、按ずるに、松にて當時クナナに在り、服部備後守松前在勤、に贈る御用状、同廿六日松前着、去る十九日クナジリに着仕、翌廿日高田屋嘉兵衛呼出し相糺、同廿一日別紙之趣に嘉兵衛の申合、シイモノフは、按ずるに、去々未年浦へし四人の中にて、水主なり、高橋三平今度クナジリに携へゆく、松前出帆以來、熊次郎按ずるに、通事、を以諭し置き、右同

日嘉兵衛一同ヲロシヤ船に遣し、船長イリコルドに申開せ候處、一々承服仕候趣、嘉兵衛罷歸申開、シイモノフは其夜船に一宿相願候間承届、且別紙之趣は、嘉兵衛へ申合候へとも、巨細には言語通しかたく、仕形咄に仕候趣ゆる、數日シイモノフに申諭し置候故、右同人一宿仕候間、廉々意味委敷承服仕候趣に相聞候、船長イリコルド相願候は、捕置候ゴロウインも度々腹痛等も仕、モウルも病氣之趣にも御座候間、此節直にヲホツカへ罷越、引かへし箱館へ當年罷越度旨、強て相願候間、勘辨仕候處、諭し書にも、若今年明辨書を送る事不能者、必明年と有之候間、當年引かへし箱館へ罷越候共、不苦候儀に奉存候間、御諭書は勿論、別紙之廉々も承服仕候上は、當年出帆引かへし、無相違重役之明辨書等持參、箱館に可罷越旨、昨廿三日嘉兵衛并シイモノフに申合差遣し、イリコルドに申開候處、昨夕兩人罷歸候節、別紙横文字書簡差越し、直に今日出帆仕候、  
一 シイモノフ儀召連罷越度旨、嘉兵衛迄申開候へとも、右マダロス按ずるに、水主なり、を當にて相歸し遣し候



ては、ホウシトフ按するに、去文化四年エト之故を以召捕候者ゆゑ、嘉兵衛と引替之姿に相聞候ては、御國威巍然と不仕候間、右之ものは通辯に召連候ゆゑ難差遣、當秋明辨書持參、彌捕置候もの御返しにも相成候節は、一同に差かへし可申旨、嘉兵衛を以申聞候間、シイモノフは昨日も船に遣し候へ共、直に連れ此方に相歸申候、

一ラシヨフ夷ヲロキセは、熊次郎、マダロス雙方之解得いたしかたき辭も有之候節は、通辯爲仕候迄に御座候間、ヲロシヤ船へは一度も遣し不申候、一熊次郎も品に寄り、ヲロシヤ船長又はカピタン等へ面會之儀も、臨機に隨ひ、雙方共橋船にて、出會も爲仕候様にも相計可申哉に、存合は仕候へとも、嘉兵衛、シイモノフにて、旨趣會得仕候趣に相聞候間、御支配向之儀、先不被遣方可然旨も、兼ての御沙汰にも觸不申候間、旁以右之族へ面會不爲仕候、

一彼船より相越候書簡之内に、エトモより不案内に付、水先之者相願候廉も相見候得共、否とも挨拶には及び不申候、尤其内出帆も仕候間、尙勘辨仕候

處、畢竟箱館の潤入仕候節、彼是掛念に存候而之儀に可有之候得共、捨置候ても可然哉、若水先可被遣儀にも相成候は、別船にいたし、右船より先に出帆いたし、夫へ引續、彼も出帆いたし候方にも御差圖可有之か、いつれ御勘考之上、御伺に被爲成候様奉存候、尤エトモは少しは御手當可有御座候哉、一津輕南部地は、右船渡來之節見渡しの場所にも有之、殊に寄風順不宜、船繋も可仕哉も難計候之間、夫々御達し無之候而は相成申間敷哉に奉存候間、早々御伺、江戸表に而御達し御座候方、手繰よろしく可有御座哉に奉存候、

一嘉兵衛より船長へ申達し候廉は、書面之趣能々申合、かれに駭と會得いたさせ候上にて、申達候事に候へとも、又面通りには、模通り兼可申かにも奉存候處、シイモノフを以、船長より熊次郎に申越候にも、いさゝかに會得仕候趣申聞候由に御座候間、相違之儀は有之間敷奉存候、却而此度之掛合、いかに御國意相立、御威光之儀肝要に奉存候間、シイモノフも嘉兵衛と引かへ不申、右書面之外にも、  
(附札) 本文書面之儀、被方の遣し候儀にも無御座、

右之趣を兩人の申合遣し候廉々に御座候、

手強に申論候上、御慈惠をも合候而取計申候處、却而無滯承服仕、三日之内にすら、と相片付候而、出帆仕候間、御懸念不被爲成候様奉存候、偏に御威光之程難有仕奉存候儀に御座候、

一當所詰増田金五郎、太田彦助、萬端指揮行届、別而查助儀、去年以來心配も仕候て、蝦夷人共も格別相服し罷在、番人杯の内にも、去年以來いか様の苦辛をも仕、たとへ亡命仕候而も、危難之場所にも臨み可申趣、申立仕候ものも有之趣、却而備向等も小人數に引競候而は抜群之指揮、海上より見込等は、一廉之陣營にも相見申候、一昨年奈佐瀨左衛門、當方にてゴロウイン以下召捕候節は、心配其外之儀も、滞船中晝夜辛苦格別之趣、絶言語之事共相聞申候、此度私などより船長の申論し候にも、熊次郎、シイモノフは通辯差支無之候ゆる、廉々分り候儀も、畢竟は瀨左衛門捕へ候より、ホウシトフ亂妨之御咎も相立、御國威も顯然仕候之様に奉存候、此段乍序御合に申上候、其外一昨年以來、瀨左衛門、彦助手に付、骨折候もの共は取調置候間、歸郷之上可

申上候、

一此度當所にて彼船に申論候儀、猶又箱館の當秋相廻し、同所にて明辨書等差遣させ候儀は、此度限り出格之譯を以、取計候儀にて、松前、箱館は勿論、蝦夷地方にて右等之取扱、已來は決而難相成旨、嘉兵衛并シイモノフは精々申合、其段船長イリコルドの申聞置候、右之段別紙を以申上候、按するに、此別紙下に載す、猶委細之掛合之節にて意味其外共、歸郷之上可申上候、

同斷別紙

御内密申上候、此度ヲロシヤ船長へ申論し候事共、御威光を以すら、と相濟候得共、段々高田屋嘉兵衛をも内糺仕、愚察仕候處、一昨年渡來之事情も、漂流と申儀には有之間敷、エトロフ會所フウレベツに可相廻答を、當島へ乗おとし罷越候など申儀は、全く實事には有之間敷、ヲロキセ儀者、當洲は宜又矢砲の憂ひも薄き場所ゆる、案内仕候儀にも有之候哉に奉存候、右渡來之本意は、全く交易之糸口を引出し度、手をかへ候方便にも可有之か、ゴロウイン以下、申さは苦肉捨身之謀慮之姿にも可有

之、右等之儀は愚察に御座候へども、元來私儀、  
 いかにも一昨年渡來之譯は、右等之糸口を引出し  
 候種とのみ存合、其段先入主と相成候事故にて、其  
 念慮御座候間、申さは我意之募り候にも可有之哉  
 に付、恐入候得共、此度渡來之船長イリコルド、嘉  
 兵衛説話之中にて、カムサツカ邊窮し候場所ゆゑ、  
 何ごそ交易御差ゆるし有之候へは、世界之品は御  
 好次第持渡り可申、尤損得に拘り候儀も無之候間、  
 取成吳候様には相成間敷哉にも、物語仕候儀も有  
 之候よし、嘉兵衛相答候には、先年被召捕候ゴロウ  
 イン以下之ものごもを御歸し之儀を願ひ候故、右  
 等の事坏申出し候儀は難相成旨、及挨拶置候儀も  
 有之候よし、是等を以監定仕候得者、一昨年漂着  
 仕、食料盡候段申立候も、誠實之申立とは不被爲成方  
 得共、此期には、右等之再御吟味などは不被爲成方  
 可然、矢張申立候通りに被居置、當秋かの船明辨書  
 持參、御歸しに相成候は、其節被仰渡候儀、右意味  
 を被爲合、御國法之顯然と相立候様仕度候、御國意  
 之儀は、かねてかの國にても相辨可罷在候には候  
 へども、通辯之儀、耽と通徹不仕哉にも奉存候間、此

度こそ幸之儀に奉存候間、先年松前并長崎にて被  
 仰渡等之意味も尙又被爲合、分明に相成候様に被  
 仰渡御座候て可然哉、兎角に長崎表へ罷越候節、先  
 年松前之御取扱に劣り、使節を昆布藏に入置杯と  
 申候儀を、イリコルド嘉兵衛に申聞候儀も有之候  
 由、其上人ごも懇に罷在候之趣考察仕候處、全く  
 通辯十分に不行届儀には可有之哉に奉存候、此度  
 はいつれとか、御趣意之程を得と被仰渡、書面等  
 御渡し被遣候は、横文字翻譯を被爲添、御渡等に  
 も相成候は、御國初以來御制禁も會得仕候て、交  
 易之念慮を絶切候は、手をかへ品をかへ罷越候  
 儀も、容易には仕間敷哉、右等之儀は、私式之可申  
 上筋には無御座候得共、此度當所被差遣、掛合向  
 御威光を示し、存分に申述候處、一々申旨に承服仕、  
 罷歸り候に付而者、猶更渠等之心中、含之程も可有  
 之儀に愚察仕候上、當秋罷越候に付、此段不願恐早  
 早申上候、其外意味之儀は、歸郷之上可申上とは奉  
 存候へども、御内慮御伺振之御合にも可相成と、愚  
 存申上候段恐入候、尙風順次第、出帆歸郷仕候間、  
 其節萬々可申上候、

教諭書

當年其船當島へ渡來に付、此頃さとし書を送り、其  
 答書も差越し、粗旨趣もわかりて、當所より直に箱  
 館にいたらん事を願ひ、其旨當所詰役人より松前  
 へうか、ひこせしなり、然るに當年直に箱館に來  
 りたりごも、願ひの趣かなひかたかるへし、夫ゆ  
 ゑに、事のわけを解諭せんかために、高橋三平さし  
 いそき當方へ相越したる旨趣は、其方今箱館に來  
 り、明辨書をさし出し、捕へ置たるものを乞得て歸  
 らんといふごも、捕へ置たるものは、ホウシトフ亂  
 妨によりての事なるかゆゑ、その方去年無餘儀こ  
 とのよしには申立るといへども、高田屋嘉兵衛を  
 も連行しなご、殊に是より末に述る所のわけに寄、  
 申わび其證明らかならされは、松前鎮臺も願之趣  
 承引なりかたき事に至るへし、ゆゑに明年重役人  
 より明辨書を持參し、箱館に來るへし、  
 此頃送る所の論書の如く、別異なしといへども、猶  
 事の譯を委しくいはんには、先年ホウシトフ亂妨  
 して、武器又は諸品を奪ひ、その上人を捕へ行たる  
 は、たやすき事にあらず、夫ゆゑ、蝦夷地に於て重

而其國の船來らは、きひしく打拂ふべき旨、我國政  
 家よりの命令ありしなり、よつて其國の船來らは  
 打拂はん事を欲し、當方其外にても、常よりも猶  
 備を設け、時宜に寄謀をも施し、打ひしかん事を主  
 とせし也、且捕へ置たるゴロウイン以下申分とて  
 も取用ひかたしといへども、ホウシトフ亂妨は、  
 其政家の知れる所にあらざるよしに付、此頃その  
 船へ諭し書を送りて、海賊にまきれなくは、猶詫  
 ひ來るべき旨を申せしなり、其内その船よりの書  
 簡も松前へ到來、ホウシトフ亂妨により、ゴロウイ  
 ン以下を捕へ置たる事も、高田屋嘉兵衛の説諭よ  
 り事實を辨へ、其上此頃送る所のさとし書にて、委  
 細に解得せしよし、是によりて右申譯を明らかに  
 せんとならば、先年ホウシトフ亂妨のせつ、武器を  
 の外奪ひ取、ヲホツカに至りし事なれば、その品同  
 所に存在すへし、又其取散したるは是非なし、今  
 存在せる品、ことに武器類は、いまた年數も程歴さ  
 れは、その儘有へき事なり、是等の品を集て、來年明  
 辨書にそへ箱館へ携へ來らば、其證あきらかなれ  
 は、此頃諭し書のこごとく取計ふべきなり、

一審ひ行し品々、その頃諸國へ取ちらし、今に至りてその先きも不分明にして、來年出帆の頃にも至りなは、其段證書を認め、明辨書に添箱館に來らば、是亦諭書の如く取計ふへし、

一其品不分明にして持來かたくとも、その國よりのつきのひ可出事などは、我政治家の欲せざる所なり、夫等の事は無用たるへし、ホウシトフ亂妨の節、諸品をヲホツカへ持越したるには紛れなければ、其頃の同所役人はわきまへあるへし、其頃の役人も交代をなし、又は異事も有るへき事なれども、當今の役人とても、その譯は可知事なれば、いつれにもヲホツカに至り、その證を分明にし、重役人の明辨書にそへて携へ來らば、是又諭書のこごとく計ふへし、然る上は、早々當所出帆、來年に至り箱館へ來るへき也、

同月廿五日、同人より大島榮次郎按するに、松前詰吟味役格に贈る同斷、

魯西亞船之儀、増田金五郎、太田彦助申談、高田屋嘉兵衛相糺候上、去る廿一日より昨廿四日迄、同人并シイモノフを以、此度御趣意之趣、ヲロシヤ人へ

申遣候處、一々致承知、船長より書付差出候處、ヲホツカに歸帆いたし、彼地重役申合、御諭書之請書持參、當八月下旬迄に、箱館に渡來いたし候旨にて、昨廿四日未刻過當洞内出帆いたし候、船長より差出候書付一封、和解相添差進候、奉行衆に御差出被成候様存候、嘉兵衛、同水主兩人とも差返候付、追而其地に差出可申候、右に付拙者儀も、魯西亞船帆影見隠次第、手附其外共同船にて、風順次第當所出帆之積御座候、委細之儀は無程歸郷之上可得御意候、

一本文之趣、箱館にも申遣候、且魯西亞船出帆之儀は、ソウヤ、イシカリに當方より廻狀差出、北蝦夷地には、ソウヤより申達候様、是亦申遣候、同日同斷、

ヲロシヤ船、昨廿四日當洞出帆いたし候處、夜中より今日に至風順次第に宜敷、今已刻帆影不相見旨、遠見之もの申出候付、南部家其外共、御備向引揚させ申候、

同年七月五日、服部備後守より柳生主膳正、按するに、御勘定奉安藤彈正少弼按するに、松前奉行に贈る同斷、

高橋三平より差越候書狀寫差上申候、尤右之内、南部家クナジリ詰人數之儀は、魯西亞船當秋又箱館に渡來、夫より及歸帆候迄は人數差置候様、於當方可申達存候、

同斷別紙

クナジリ島々にて、高橋三平より魯西亞船の爲相懸合候趣、委敷相分候趣にて、早速歸帆之上、重役之ものより申譯之明辨書持參、當秋引歸し箱館に罷越候積、三平より申越候、右に而彌當八月中持渡候申譯之書面、御趣意に振不申候は、其節伺之上、兼而捕有之候魯西亞人共、可相渡儀御座候得共、御用狀往返日數、其節之渡海場等、別而延引可仕相成可申哉、左候得者、異國船旬季も後可申哉、御趣意之趣相分候上は、成丈手繰いたし取計不申候而は、秋更、越年等に相成候は、御固人數其外萬端御失費不少儀に可相成哉、且又右に付而は、拙者儀頃合見計、箱館に罷越、取計方及差圖不申候而は、差跨手繰行届兼可申存候間、右兩様此節御下知御座候様いたし度、別紙伺書按するに、伺書下に載す取調差進申候、右等之趣御合、宜被仰上御取計御座候様いたし度、委細

之儀は別紙伺書面にて、猶又御承知可被下候、同日進達、

於クナジリ島、魯西亞船役人エリコルツ按するに、多分イリコルツに、高橋三平爲相懸合、諭し方も逸々相分、御趣意も彼もの相辨候趣に付、彼國に歸帆仕、重役之者より申譯之明辨書持參、當秋引返し箱館に渡來可仕旨、三平より右申越候趣、其外横文字明辨書等、按するに、此明辨書所見なし、當便一同申上候通御座候、右に付當八月中旬頃には、箱館に渡來も可仕哉に奉存候、右申越候通、明辨書持參仕、箱館に渡來仕候は、其節右之趣等相伺候上にて、取計申儀は勿論之儀御座候、然處彌魯西亞船見込之通、八月中旬頃迄之内渡來仕候而も、最早其頃相成候得は、當方海岸西北之風日々烈敷時節相成候間、急御用狀繼送、陸路之儀は差支も無之候得共、渡海之往返間遠に相成、前文伺之往返に日數も相懸可申哉奉存候、左候は、旬季相後れ、秋更冬之分にも及候は、彼國氷海之頃にも罷成、歸帆差支可申哉之程も難計、萬一冬分に懸り、或は越年等にも罷成候而は、御固人數は不及申、箱館市中等迄も、一統之難儀と可相成

哉、右等之趣勘考仕候得者、渡來仕候上は可成丈手  
 繰仕、取計候方に不仕候而は相成申間敷哉、右取計  
 方に付而は、御入費向之儀、相厭候筋には無御座候  
 得とも、諸般之失費にも相響可申哉奉存候間、箱館  
 の渡來仕、明辨書之文面是迄之申譯相立、并ゴロウ  
 イン其外之者とも、請取度願之趣にて、外子細も無  
 之、御趣意に相振れ候儀無御座候は、捕置候もの  
 とも、不及伺相渡候様可仕哉、且彼船渡來在留中取  
 計之儀、其時々松前表の申越、及差圖候様にては、  
 差跨手間取、日合も相懸候間、手繰行届申間敷奉存  
 候に付、御固人數等夫々當方到着仕候は、私儀も  
 頃合見計、箱館の罷越居、取計方等及差圖候様可仕  
 哉、右兩條之儀、此節御下知御座候様仕度奉存候、  
 依之此段奉伺候、以上、

西七月

服部 備後 守以上、  
浪速、雜事記、蝦夷雜記

文化十年十月廿三日、松前出或書狀、  
 此節歸國仕候高田屋嘉兵衛、於松前表御糺之節、申  
 上候趣荒増承候處、カムシカツトカに七ヶ國之人  
 人集り、則嘉兵衛居候節、日本人は、彼者共并廣東

人、イギリス人、其外歐羅巴諸州之者、ヲロシヤ  
 弱年之者を夫々付置、其國之言語文字を稽古爲致  
 候のよし、嘉兵衛にも勿論人を附け、日本言葉文字  
 等習候趣御座候、廣東人は、嘉兵衛同様之仕方にて、  
 廣東洋中において、ヲロシヤ船より引捕、カムシカ  
 ツトカに連越候趣にて、此節嘉兵衛歸國に付、右廣  
 東人カムシカツトカの代官に願ひ、何卒嘉兵衛一  
 同日本に遣し吳候様混と相歎、左候は長崎に參り、  
 唐土に歸國相成候旨申候へとも、嘉兵衛歸國之砌  
 にては、何分免不申趣、哀成事之由に御座候、  
 一ヲロシヤ國より、此節は日本に被捕居候八人之  
 者を御返し被下度、カムシカツトカにて重々嘉兵  
 衛に相頼、次に交易之儀も、御免有之候様いたし度  
 旨、申之候由候へ共、何事も一同申出候ては不相  
 叶、此節は被捕之人御返之事而已相願候様、嘉兵衛  
 より相答候之間、當節は先づ被捕候人御返之儀計、  
 相願候趣御座候、追而は交易筋可奉願被存候、  
 一ヲロシヤは隨國所々七ヶ所諸國に交易之代官差  
 置、交易方爲取計、蝦夷地之方は、ヲホツカ并カ  
 ムシカツトカより取計候よし、エトロフ島よりカ

ムシカツトカに海上二百里程、ヲホツカに二百五  
 十里程、北蝦夷地よりカムシカツトカに五六十里  
 も有之、近き由に御座候、自注、北蝦夷地云事は、唐太島  
 〇長崎、當時北蝦夷地を被仰出之  
 秘記

文化十年六月、高橋三平、柑本兵五郎センベコタン  
 に至り、同月廿一日魯西亞の會長イリコルド、船長  
 コセラエンモウル等を糾問せしに、先年亂妨の申  
 譯委細に分りしかは、其節エトロフにて持行たる  
 我國の兵器、并に申譯の書面證據等を持し、當年再  
 ひ松前に至るべく、其時に至りて、官府より諭書を  
 も賜り、且虜八人も返し與ふへしと申渡す、會長  
 等怡悦して領掌し、屬國ヲホツカと云處に歸帆す、  
自注、魯西亞船あらためて松前の官舎に來る事容易ならず、先奉行  
 所に行、夫より官府に親ひ、其往返數月を経、御下知を得時に當年  
 の事に至らず、高橋豫め其成安きを知るが故に、斷然として來年  
 いはず、當年再來るへしと令す、來年成時は、松前の守備監使の  
 殿其費用いくばくそや、其計らひの機密、年功にあらざれば致事能  
 はず、後此事政府に聞え、執事のたたく稱美せり、〇山本氏筆記、  
 一千八百十三年第七月廿九日、自注、我七  
 月十五日、文化十年予  
 とモウルを城に呼、奉行及諸官吏の前にて、リコル  
 ドより高橋三平に贈れる書、并予とモウルにも各  
 一通の書を贈れりとして示せり、其三平に贈れる書

は、日本政官より和順の待遇あるを謝し、□□□オ  
 ホーツカに返り、俄羅斯官家の證據を取來らんと  
 の約をのべ、按するに、高橋三平再渡の約  
 ななせし事は、下に詳なり、又箱館の湊に便  
 宜を知らされは、アタルモに船を入れんと、日本人  
 エトモ云、自注、按に、箱館より東北に當る、此所に、昔諸  
 厄利亞の甲比丹フローフトンの船を入し所なり、  
 按するに、寛政九年蝦夷地エ  
 トロフに來り、地形を視る、此所にてよき教導の者を求  
 て、箱館に至るへしと約し、且三平にシイモノフ  
 を使せし事を謝せり、予に投せる書は、先に我等よ  
 り送りたる書、按するに、ゴロウイン外六人存して、  
 松前に在りといふ短文の書なり、の届た  
 るを答、且我等か囚も久しからず、自注、我  
 九月八月頃、に  
 は再び來り、共に歸國すへきと約せるなり、モウル  
 に贈る所も別儀なく、彼は危難窮厄を以力を落す  
 事なく、堪へ忍び、無事を保つへしと慰めたるなり、  
 我等右の書翰を、奉行の前にて譯示し終りければ、  
 奉行は退座せり、其後我等、其副書に譯を施しけれ  
 は、又直に江戸へ送れり、爾後日本人よりきく  
 に、テイヤナは右の書翰を海岸に送れる後、直に出  
 帆せり、我等其日數を推に、自注、我六  
 九月十日、九月十日  
 に出帆せしなるへし、數日過後、三平并シイモノ

フ、アレキセイ共に松前に歸り來れり、此時久しふりにて、本國の便を聞へしと雀躍して、悦はしき事筆紙に盡難し、二月月なるに、自注、まる日本二年也の事たにも逐一は語り聞する事なし、況俄羅斯は勿論、歐羅巴諸州の風俗久しく聞すと、シイモノフはテイアナの人々に逢歸りければ、我國をはしめ、歐羅巴の風俗をも聞んと樂みしか、嗟其甲斐もなく、此シイモノフの人となり、極て愚鈍兇性にて、何の物語もなき事遺憾なれ、日本人とテイアナ船と問答の事を語りけるか、此事はリコルドか附録に委しければ、茲に贅せず、熊次郎は此時シイモノフと同一く、其事に關經て、テイアナの光景を聞たりと語りしは、リコルドか才智にて、彼高田屋嘉兵衛に、俄羅斯人實義正しき事を會得させ、我等か會て日本人に證明せし事をよく論して、彼を心服せしめしかは、嘉兵衛よく是を悟りて、俄羅斯より歸れる五郎次か事は、詐偽なるを知り、彼か姦曲なるを明かにして、若日本政家尙俄羅斯人を疑ひ、己自ら死を以證すへしと、誠心を顯したる故に、三平もリコルドに負せて、以前ホーシトフの奪ひ取たる日

本の武器を、オホーツカにて取出し、必日本に返すへしといはんと思ひしに、其品のなきにおいては、只ホーシトフの、何處に遣りたるも知れぬといふにて、事濟へきになりたり、ホーシトフの奪取たる品物は、リコルド始めテイアナ船中の諸役人、并カムサツカの諸役人も、是を其品なりといふへきものを見知たる者なく、嘉兵衛も會て見受たる事なかりしとなり、嘉兵衛は三平に従ひて松前に來りたれ共、我等か方に來り訪事能はず、日本の法にて、彼か親戚といへども、彼を訪ひ説話する時は、必官卒傍に守れりと、遭厄日本紀事、七月高橋三平、クナヅリ島において、箱館買人嘉兵衛及び水主二人の口書を取、松前に達す、よて同十日奉行江戸に注進す、文化十年七月十日、服部備後守より柳生主膳正、安藤正少弼に贈る御用狀、クナヅリ場所において、高田屋嘉兵衛外二人口書取之、高橋三平より別紙之通申越候間、則書狀寫按するに、此書所見なし、并口書とも差進申候、委細は右にて御承知、可然御取計被仰上候様いたし度候、

エトロフ島請負人 高田屋 嘉兵衛 西四十五歳  
 同人水主 金 藏 西四十二歳  
 平 藏 西二十歳

私共儀、ヲロシヤ船の乗組、彼地の罷越候始末御糺御座候、

此段私共儀、手船觀世丸の荷物積入、稼方其外共都合四十六人乗組、去年八月二日シヤナ出帆仕、同十二日スイシヤウ島の船繋仕候處、エトロフ御詰合様より、箱館の之御用狀一封御渡、右は急御用狀之趣相聞候付、下り風にては箱館の之出帆難相成、クナヅリ御會所の差上、是より御差立相成候は、早早箱館に相届可申と、翌十三日晝頃同所出帆、翌十四日朝當ケラムイ岬を替せ候頃、凡十五六間程相隔、圖合船に異國人二十人計も乗組、私共船の向漕參候様子にて、大筒之音も相聞候間、ヲロシヤ船參居候と驚見候得は、異國船二艘罷在候間、沖之方に帆出可申と船を廻候付、猶圖合船之方に近く相成、異國人ともより鐵砲を打懸、無程私とも船の押上り、各脇差様之拔身を振廻し、又候異國船之傳馬船一艘、凡二十人計乗組、同様押上り、其節私共乗組之

内、海に飛込又は愛かしこへ隠候ものも有之、旁にて可支手便無之、其内嘉兵衛を始、隠れ候ものをも尋出し、追々縛上、船中之刃物類不殘取上候而、船人共ヲロシヤ本船の方へ引行、觀世丸は二艘之間の繋き、重立候ヲロシヤ人五人其外乗移、嘉兵衛を始一同之繩を解き、嘉兵衛は何か申候得共相分不申、其内指を七つ計折候而、クナヅリ、松前に申候而、死んたと申候付、右は去々年クナヅリにて、被召捕候ものどもの事にも可有之哉と相察し、嘉兵衛より、松前に生而居候と申候得とも、分らざる様子相見得、夫より稼方其外之人數を調候處、十八不足仕候付、是は海上に飛込相果候哉と相察、觀世丸は橋船皆具等迄取上、異國人一同嘉兵衛一人彼船の連行、外之者は一同觀世丸の殘置、嘉兵衛は彼船之船長同居致し置、種々仕形にて申聞候得共、一向に相分不申、兎角被捕候魯西亞人之事のみ、相尋候様子に御座候得とも、是亦疑と難相知、翌十五日魯西亞人五人并嘉兵衛共觀世丸の罷越、乗組之内十人陸の上候様仕形にて申付、今少し上げ度旨、嘉兵衛仕形に而申候得共、不相成旨申之、右十人内角右

衛門妻つねは、彼船を見せ候而陸に遣候様、仕形にて申候付、斷候得とも是非と申に付、長松付添、嘉兵衛、魯西亞人共彼船に罷越、船長部屋に而渠等所持之品々爲見候上、彼國細工もの都合四品、外に花めんきん様之新敷足袋一足は、長松に相贈候間、強而相斷候へとも、達而と申不開入、畢竟言語不相分故之儀、致方無之候に付先爲請取、右品は上陸之上、御詰合様の差上、右之始末委細申上候様、長松に申合候付、去年同人より申上候儀奉存候、翌十六日觀世丸并乗組人數とも差返可申、其内今四人魯西亞船に乗らせ、嘉兵衛とも都合五人にいたし、連行可申旨船長申付、嘉兵衛計連行候様、達て爲申開候得共、承引不致候に付、船頭吉藏、水主金藏、平藏、文次郎、外にシベツ夷人一人乗組、前日サルカマツブにて押候隊方二人は陸に上り候迎、觀世丸に爲乗、嘉兵衛外四人之着替、夜具、其外之品々魯西亞船に積入、五郎次并漂流人共之品之由にて、都合五相は陸に遣し、五郎次は相届候様申、觀世丸に遣し、魯西亞船二艘とも、同日暮六ツ時頃沖出し仕候付、其後觀世丸并乗組人數一同、御當所の上陸仕、私とも

彼船に乗組候始末は、去年中右之ものともより申上候通御座候、翌十七日朝當沖出帆任、何方にも寄せ不申、九月十一日カムサツカ之内、ベトロバウシコへと申所へ着船仕、小船之方は同所附邊にて及破船、兩艘乗組人數不殘、私とも五人、夷人一人とも上陸仕、同所明家に入、越年仕候處、吉藏、文次郎、夷人シトカ儀は、當春に至り、痰症等にて追々病死仕候、且去年カムサツカに歸帆後、子細は不存候得とも、船長よりベテルボルに書狀差出候由、右返事を聞候而出帆いたし候而は、時刻遅なはり候迎、船支度いたし、小船之方はカピタン一人は、當船長之代にカムサツカに殘置、一人は當船に爲乗組、總人數七十人之内、四人は女にて、嘉兵衛、水主二人とも乗組、當五月六日ベトロバウシコへ出帆、外類船無之、島々にも寄せ不申、去る廿六日御當所の渡來、センベコタン沖に船繋仕候、此度渡來之始末は、去年被召捕候彼國之ものとも御返之儀奉願度、嘉兵衛よりも口上相添願吳候様申之、同日金藏、平藏上陸爲仕、魯西亞人願之趣、并水取候儀とも申上候處、翌廿七日魯西亞人の相渡可申御書付一封御渡、

右請書等之儀とも、委細に被仰渡候旨に而、右兩人センベコタンに罷越候節、嘉兵衛儀も上陸仕、センベコタンにて右兩人に行逢、被仰合候趣并御書付とも請取候得とも、猶又御詰合様の相同候上、彼船に持參可仕と、其節は船長も送參候間、御書付之儀一通相同候上可相渡旨、船長に爲申開候處、得と相伺候て相渡吳候様申、傳馬船は本船に漕戻、私とも三人は御當所に罷出、彼船之様子等申上げ、其後金藏、平藏より請取候御書付之始末、猶又被仰渡候付、金藏、平藏は御當所に殘置、嘉兵衛即日彼船に罷越、船長に御書付相渡、御請書等之儀爲申開候處、横文字之方得と拜見仕、其後和文之方も突合候處、横文字之方一字多き廉之有候得共、符合仕候由にて、船中一同呼出、右始末申渡、酒等爲給、一同悅候様子候得共、最初は船長面色を變し驚候様子付、子細相尋候處、船長申開候は、右書面之内、去年嘉兵衛其外之ものとも連行候様之事ともは、彼國にては書載候處、日本にては右御叱等無之、如何仕候事哉と掛念仕候得とも、右は公之御沙汰と愚察仕、安堵いたし候旨、且又去る寅卯兩年ミガライサンタ

ライチ、蝦夷地島々にて不法仕候儀は、實に役人とも之不存儀にて、既歸帆後右始末不届之旨にて、國王より咎申付、其後入水いたし相果、此外先年長崎にて之御取計向も、右書付之趣にては、聊日本を恨可申儀無之、音物等戴き難有可存所、レザノットよりベテルボルに申越候趣は、大に致相違、誠に恐入候旨申開、且船長儀ナチャ役にも罷成候儀に付、早速御答之申譯書相認、直に箱館に罷越度、乍然海路不案内に付、水先兩人付吳候様、右は先年幸太夫送として罷越候節、ネモロより箱館迄、水先之もの御添被下候例も有之、其上當御詰合様より御添狀をも相願申度、右は是迄魯西亞之致方不宜候付、旁以懸念存候間、水先一人は嘉兵衛乗組吳候様申開候段申上候處、船長ナチャ役にも相成候儀、且私とも并彼地にて病死之三人とも、彼國宗門に相成候哉、此船戰爭之心得にて可參、且又彼ものともより請候貴品々可有之、委細可申上旨被仰開、此儀船長ナチャに相成候は、ベテルボルより、去る六月出之書狀、當正月下旬カムサツカに到來之處、ナチャと申役人に役替之儀申來、昇進之祝儀とて、其砌居候

魯西亞人共の酒杯爲給申候、當船に大筒等備有之候得とも、當年は聊戰爭等可仕様子相見不申、去年御當所の緊罷在候節、去々年被召捕候彼國之者も被殺候と承候節は、船長始一同生而不歸積にて、大船之人數、不殘小船之方に乗込、大船は乗捨候て、陸地の寄せ打合候合に有之候處、觀世丸を押取候而、被補候七人之者も無事之儀相分候に付、打合之儀相止候旨、沖出したし候て船長相咄、右者相違も有之間敷哉、車臺等拵懸有之候、且私とも并彼地に病死之ものとも迄、彼宗門には相成不申、貫請候品之内、當所の持越候品々、別紙之通御當所の差出候處、刀一腰、脇差三腰、并彼國製之品は御取上相成、日本仕立之着類は、松前迄之船中用意に御渡被下奉預候、右之外彼地製之着類等御座候得共、其餘は一品も持越不申候段申上候處、私とも三人は、彼船に被遣候儀も御座候付、表御門外に假小屋御補理、晝夜番人二人つ、被御付置候、且私とも儀、彼國之言語曉と覺不申、仕形を以問答仕候事故、時宜に寄承違之儀も可有御座哉奉存候、此儀は兼而御開濟被成下候様仕度、此外可申上儀無御座候、

通航一覽卷之三百十一終

右之通、銘々相違不申上候、以上、  
文化十四年六月  
エトロフ島請負人 高田屋嘉兵衛 印  
同人水主 金 藏 爪印  
平 藏 爪印  
クナシリ御詰合中様北緯、蝦夷雜事、

通航一覽卷之三百十二

魯西亞國部四十

○蝦夷地亂妨始末 クナシリ島  
文化十癸酉年八月六日、此月魯西亞人箱館に渡來あるへきにより、かれ扱方の心得等、老中より七ヶ條の下知到着あり、同十一日、松前奉行及び支配吟味役より示すへき諭書到着す、よて扱ひの旨趣等、兼て言上をふる旨あり、

文化十癸酉年八月六日、安藤彈正少弼より、按するに、在府に、在府松前奉服部備後守に、按するに、在府に、在府松前奉行贈る五月廿三日出御用狀松前着、  
別紙御書付一通、御書取一通、急き差立候様、備前守殿按するに、老中牧野忠精、御直御渡被成候間、即刻差立申候、同日、去月廿三日備前守より、安藤彈正少弼に渡す下知狀同斷、

松前奉行に  
南部 大膳大夫  
津輕 越中守

當夏、東蝦夷地クナシリ島の渡來之魯西亞船歸帆之上、猶又來月中箱館に來着之筈候魯西亞船之儀、打拂一圓勿論之事候得とも、此度は魯西亞人とも申諭之品有之付、蝦夷地警固人數とも、松前奉行差圖有之迄は、打拂之儀猶豫致し候様可被申付候、且亦右之船自然其方領分に而見請候共、此度に限り打拂之儀、用捨いたし候様可被取計候、  
七月

右之通相違候間、可被得其意候、同斷、

來月中魯西亞船箱館に渡來之節、伺之通其以前備後守箱館に相越罷在、持參之書面申譯相立、御主趣に振れ候儀も無之候は、不及同捕置候魯西亞人并ヲロキセをも引渡遣可申候、尤御國法之趣申諭、請書取候而歸帆可被申渡候、右諭書案近日相渡に而可有之候間、其以前魯西亞船渡來候は、何ごなく引留置候様可被取計候、  
一水先之者差遣置、彼船に爲乗組候儀不苦候、  
一箱館近邊警固之儀、南部、津輕増人數とも都合四百五十人に而、御不要害之儀は有之間敷候、此度之

船は僅一艘計之儀付、手廣く所々相固候には及間敷候間、佐竹は人數之儀不相達候、兩家人數を程能間配可被申候、

一 佐竹右京大夫、松平淡路守も、按するに、越中富山の城主彼地御用向相心得候儀付、來月中箱館の魯西亞船罷越候段は、彈正少弼より心得申達置可被申候、

一 魯西亞人共より進物贈物等致し候とも、差返決而請取被申間敷候、

一 食料薪水等望候は、相應差遣可被申候、

一 箱館に而備後守始支配向とも、魯西亞人の應對之儀も候は、羽織袴着用たるべく候、

右之通得其意、差懸り候儀は、備後守了簡次第、御爲宜様十分に取計可被申候事、

同月十一日、柳生主膳正、按するに、御勘定奉行安藤彈正少弼より、服部備後守に贈る去月廿六日出御用狀同斷、箱館に來着之魯西亞船の、相渡可申御諭書二通并御書取相添、備前守殿御直に、主膳正、拙者の被成御渡候、右御書取之内、按するに、この御書取所見なし朱印相用候旨有之候著、大體差渡一寸五分位之印を用候様被仰聞候間、其地にて木印にて成とも、貴様御實名にて御

出來、御用被成候様存候、  
一 奉行より可申諭書面、御下札有之、右は本文之内、武器不持來候は、□□□□□□と申御文言を相除候様にとの御下札に有之候、此段も御演舌被成候間申進候、朱印之儀、其地に而彫刻出來可致哉、其程も難計候間、貴様御實名に而彫刻申付、猶兩三日中には差立候様可致と存候、併差懸り候儀付、其地に而も御穿鑿被申付候様存候、

松前奉行より可申諭趣

我國むかしより、其國と仇もなく怨もなし、其國の船蝦夷の島を亂妨せしによりて、我國にても守備を設け、くなじりにして、其國の者どもを捕へたり、推問するに及て、先年亂妨を致せしは、其國役人の知るる所にて、海賊の所爲なりといふ、然れどもいまた信用にたらず、此度其地の役人より書を贈りて、其證をあらはし陳謝する所、我を欺さる事を知れり、此故にわれも又疑念を散して、こゝに其國の者どもを歸し、互に憾を遣さず、抑外國とあらたに通信通商を議する事は、我國の禁にして許さ

さる事、往年其國より長崎に來れる時、委しく曉諭せしか如し、我國の浦々はいふに及はず、蝦夷島島においても、異邦の船見ゆる時は、銃丸を以て打拂ふ事、是我國の掟嚴にして違ふ事なし、されは此度の事に託して、通路を求めんとして推して來るども、益なくして過ちあるにいたらん、よりてあらかしめ諭し知らしむる所也、

文化十年九月廿六日

松前奉行朱印

按するに、此月日は魯西亞船に諭書を渡せし月日なり、かれ猶渡來なき以前、月日を書すへきいはれなし、全く書寫の誤りと知らる、下吟味役諭書また同し

松前吟味役より可申諭趣

覺

其國の船、二十二年前按するに、寛政四年なり、松前に來りし時と、十一年前長崎に至りし時と、按するに、長崎に來りしは文化元年にして、今十年前なり、十年前は魯西亞船に諭書を渡せし月日なり、かれ猶渡來さあるは不審なり、我國法を委しくいひ聞せしか、其國にては能聞わけぬとみえたり、是言語文字の通し難き故なるへし、今度は其國の人をも留置たれば、自ら事の譯も通し易し、歸帆の上奉行所の曉諭書を、カムシカツトカ、オホツカを初、所々の役人にみせて、よく我國法を呑込せ、此後心得違なき様に

いたすへき也、

一 我國の大禁は、きりしたんの教法なり、ゆゑに長崎の外にてエウロツバの船をみれば、陸に上たてずして打拂ふ、あへて其國に限るにあらず、此度は問答する所あるにより、クナジリにても打拂はず、又約して來る海路は打事をとむ、此後約束もななくして船をよせたらは、何方にても用捨なく打拂ふへし、よく此旨をかねて心得、あやまちありとて恨へからず、

一 都而歐羅巴より來りしもの、我國人にきりしたんの教を勸むれば、其人を歸さずして重き罪に行ふは我國法なり、今捕置たる其國のものども、かゝる所爲なきを以て、此度かへす事をゆるす、此事も能を辨ふへし、

一 八年前と三年前と、按するに、八年前は文化三年、三年前は文化八年なり、其國の船蝦夷地に來るとて、前年に必ず其屬島ラソツ人をして、ひそかに我屬島を伺はしむる意ありしは、此方にもとくに是を知れり、然れども其本國の人につかはれて、無智のラソツ人うかへと來るを憐みて、兩度とも無事に歸しやりたれど、夫に



も心つかず、また來らばかきかねては許し難し、捕へて國法に行ふへし、よく此旨を聞わくへし、一我國は、外國の交易を頼ますして國用辨し來れり、長崎の交易は、むかしよりいはれある國々の往來を許して、利潤を必とするにはあらざるなり、然るに、先年より其國の好所を以て、頻りに我國を謀るは大なる誤りなれば、此後交易を乞ふの念を絶へきなり、

文化十年九月廿六日

高橋三平 書判  
柑本兵五郎 書判以上、  
亞一件、

文化十年八月、服部備後守進達、

魯西亞人共の被仰渡御書付御案、并支配吟味役より可申諭兩様之御文表、得て拜見仕候處、至極御文柄等可然御儀奉存候、右付勘辨仕候處、吟味役より先達而論書差遣し、其上クナヅリ島の高橋三平罷越、猶又申諭候處其趣承諾仕、箱館に再渡來仕候儀に付、クナヅリにおいて承服仕候通り、明辨書持參子細も無之上は、此度之被仰渡御書付に、横文字辨書相添、私より申渡候趣を以、吟味役より相渡

爲申諭候様可仕候、且吟味役より可相渡諭書之儀は、切支丹御制禁之儀、并先年罷越候ラソワ人等之儀も有之候に付、通辯之儀も餘程巨細相諭不申候而は、相分兼可申哉に付、右は是迄捕置候カビタン、ゴロウイン初、其外之ものともわ、相諭候方可然哉奉存候、一體此度箱館に再渡來可仕申諭手續之儀は、前文申上候通、都而吟味役よりの申諭御座候間、箱館に再渡來仕候ものともわは、私共よりの申渡書計相渡候は、是迄之手續と一段引替、嚴格之取扱に而威權をも相示候方と奉存候、左候得は、私共と吟味役と之階級も相分、經緯も正敷相立可然哉奉存候、殊に捕置候ものとも、最早三ヶ年當方に罷在、當方之者共と時々手合も仕、其上御國法之嚴重成儀も粗相辨居候付、諭方も仕能、其上事情も相通し候上は、歸國仕本邦之手堅様子等、役人には勿論、魯西亞一般の流布可仕哉奉存候間、吟味役より可相渡諭書之儀は、此節より漸々に爲申諭候積に仕候、右等之儀は、伺之上取計可申渡儀に御座候得とも、先達而御書取之内、御爲宜様十分に取計可申御沙汰も御座候儀に付、殊に魯西亞船長イリコ

文化十年八月十三日、於金之間按ずるに、奉行所の席名なり、服部備後守申渡、同支配吟味役兩人、同調役四人、下役二人出席、

申渡

カビタン	ゴロウイン
レイチヤナント	モウ
シトロマン	ヘレフニコフ
マダロス	シイモノフ
	シカヨフ
	マカロフ
	ワシリヨフ
ラシヨワ人	フロキセ

ルツ申立候、再渡來之凡日積頃合にも赴き、伺を経候而は、御用狀繼立渡海之儀も秋更候得者、風烈敷波荒にも罷成、船便も間遠之時節にも相成候間、若申渡等相後、彼船歸帆之圖を外し、萬一越年にも罷成候而は、御固之人數等は勿論、土地之ものとも一統難益可仕哉にも奉存候間、無據伺をも不經、右之趣に取計候積仕候、素より前文申上候通り、私共より可相渡被仰渡書は、吟味役よりの諭書同時に相混候も如何に付、旁以吟味役よりの諭書は、捕置候者共の爲申諭候積に仕候、且渡來之仕向方に寄、御文表之内少しは加除仕候とも、通信通商難相成儀は勿論、打拂御主意相動不申意味通徹仕、名實全く御國法之儘に申諭候様可仕奉候、萬一難打捨異事も出來仕候節は、彼船留置相同候様可仕奉存候、依之此段申上候、以上、

酉八月、松前蝦夷地御用留、

同月十三日、虜八人を呼出し、かの船長答書の旨に違はず、謝狀を携へ箱館に再渡あらは、歸國を許すへきむね奉行申渡、同十七日、かれを松前より箱館に送る、本月廿日箱館に着す、此頃寛政五年ラツクスマン、文化元年ザノットに諭せし諭書を翻譯せしめ、其趣意を會得せしむ、

先年エトロフ其外は、魯西亞船渡來不法之儀有之候處、此度クナヅリ島へイリコルツ渡來、右之始末申譯書持參再渡來可致旨、答書差出候事に付、彌無相違持渡においては、其方とも願之通歸邦申付間、最早同所の渡來之時節にも趣候間、右之段申渡、箱館に差遣置條可得其意候、  
酉八月、蝦夷筆記、

文化十年九月十三日、在留の魯西亞人御役所へ呼出し、鎮臺備後守左之通り申渡す、去る卯年蝦夷地の渡來して、亂妨いたせしものとも、王命を請渡來するにあらず、定賊同様の者にて、歸國の上仕おきにもなりし由、去る未年クナシリ島において召捕しものともは、全く薪水に苦渴して、地方へ寄せし由分るに付、歸國申渡、今度來りしイリコルドへ渡し遣す段申渡あり、

文化十年、去末のどしクナシリ島にて捕押へし魯西亞人歸國になり、迎ひ船箱館の渡來の筈に付、同所まで遣はさるゝに付、路中附添申渡され、下役村上貞助、在住勤方上原熊次郎、外に同心組頭一人、同心六人召連、其外津輕家兵士一人、足輕小頭一人、足輕五人途中警固し、八月十七日松前表出立、路中別條なく同廿日箱館に着、同所詰調役坂本傳之助、三浦喜十郎へ引渡し、吟味役柑本兵五郎へ届置て旅宿へ引取、

魯西亞人名前  
 役名 カビタン  
 姓名 ワシレイメハロウイチ、ガワピン

役名 レイチヤナント  
 姓名 ヒヲトロ、ヒヲトロイチ、モウル  
 役名 シトルマン  
 姓名 アンテレイイチ、ヘレフニコフ  
 マドロス シイモノフ、シカヨフ、マカロフ  
 ワシリヨフ  
 ラソフ夷 フロキセ 以上八人  
 箱館の方公用済て、八月廿六日出立して松前へ歸村す、北夷談、

一千八百十三年八月廿二日、自注、我文化十年八月八日、熊次郎私に告げる、五六日過は我等を別室に移すへしと、二十七日<sup>自注、我八月十三日、</sup>我等を城に呼び、先頃荒尾但馬守か、常に我等に逢たる大なる廳に入りし後、諸官及び學士、和蘭通事等座に列れり、但此二人は諸官より少し退きて坐せり、  
 學士と和蘭通事松前に來てより、我等に官吏の逢へる時々、或俄羅斯の書を譯せしむる時は、此二人も其列に列れり、予或時日本人に、彼兩人は其職分にて、我等が事にかゝはるものなりやと問ければ、奉行彼等を以て其處行の證とし、政官

に對し私曲なきを示すなり、前の奉行の間宮林藏に訴へられたるか如し、予此に依て、日本人は偽訴を免るべきを知る、

奉行其席に出て、懷より書札を出し、通事を以王都の命なりとて、是をよみ聞せたり、其意は、俄羅斯日本人の約に従ひ、證書持て箱館に來りなは、奉行其書を見て、俄羅斯の四人を速に免し歸すへし、

右の書を讀聞せし後、奉行我等に命しけるは、偏等箱館に往き移るへし、予も彼處に至りて又逢見へし、夫までは無事に旅行せよといへり、

かくて奉行は席を立けるか、其前に予は謝詞を述けるに、モウルは其思は已に於て謝すへきにあらすといひける、モウルか意思は、何をいはんとするや量るへからず、爾後我等も退去せり、

一千八百十三年、城を退きければ、我等を以前暫く置ける家に導き行たり、自注、豫按、出奔の前、住居せし所なり、以前は我等か居る處の間を格子にて隔て、武器を列ね看守せしか、今は格子も取去り銃も置かず、予を其内に上なるよき座敷に居らしめ、モウル及びヘレフニ

コフを次の廳に導き、水夫等及びアレキセイを又其次の房に居らしむ、飲食器皿も改まり、美なる漆碗を卓にのせ、美服を着せるもの給仕せり、

我等此居に移りければ、官吏等其子弟を將て來て、訣別の情を演、又通事に書せしめし俄羅斯文の告子の名刺を出せり、其文に安全にて速に歸國を祈るご書せり、終りに松前の市長も來て、訣別の情を演、糖菓一箱を恵めり、皆其顔色實に我等か幸なるを悦へる色なり、彼等の實意に感し、我も誠に涙を浮むるに至れり、ヘレフニコフか作意にて、奉行

に此度の謝書を送らんとて是を書し、通事にも恩を謝するの實義を述て、日本語の譯文を作らしめ、是を奉行に出せり、此時より日本人、我等を厚く遇して、語も賓客のごとし、曾て水夫等は白酒を好けるか、日本人其量の過ん事を危て、予か命にあらさ

れば彼に白酒を與へざるやうにせしかは、水夫等も元の如く、予を甲必丹として貴む事になれり、一我等今は、日本人の歸國せしめん事を知りければ、心を盡して其恩を報せんと思ひ、ヘレフニコフか曾て自ら作れる測量の術に用ふる對數表を、

足立左内に按ずるに、天文方手傳なり、通贈れり、予も發贈り、予も發  
 明せし緯星の事を書し、予か考をも附候て送れり、  
 又彼等と親しく交り、介保をも受しかば、貯ふる處  
 の書籍衣服をも贈らんと思ひしに、彼等は官のゆ  
 るしなれば、我等より物をうくる事はならざる  
 よしいひしゆゑ止ぬ、

一日日本人いひけるは、備等此所に居るも、僅三日計  
 になれりとて、奉行より盛饌を贈りて饗應せり、  
 一第八月三十日、自注、我文化十朝早く行を起して護  
 送列を整へ、松前の街を過しに、諸人皆群りて此を  
 觀、或は我等と別の情を演たり、ヘレフニコフは  
 足腫て僅に坐立する計なりしかば、日本人甚いた  
 わり扶け、市街を出て肩輿にのせたり、我等を護送  
 するものは、下役通事貞助及び其弟、并官卒八人  
 と我に給仕せし皂隸の者、其他役人等夫等なり、此  
 下役は我等にははなはた親切なるものにて、途中  
 休息の間、我等か側に來り、彼か持る煙草を恵み喫  
 せしめなとして、甚懇情を顯せり、  
 一予貞助に向ひ、今日松前を立しは、我等に於ては  
 極て吉日なり、今日は俄羅斯大帝の祭りにて、國中

の大祭なりと語りければ、日本人酒を持來りて我  
 等に飲しめ、數瓶を傾けて祝しぬ、實に思ひ設けぬ  
 事なりき、予此時貞助に、アレキサンデル大帝  
自注、保按に、漢土の  
史に、歴山帝と譯す、の世界無雙の大徳有りし事を語り  
 ければ、貞助是を日本人に通辯せり、

此帝を、我國の人皆父と敬ひ崇ふ事は、俄羅斯に  
 暫く居たる日本人も聞ける所也、予嘗て日本人  
 に、アレキサンデル帝は、自ら國內貧賤の者の家  
 に至りて親しく語る、其者の食物をも喫せし事  
 ありと語りければ、日本人大に愕き、王帝のかゝ  
 る態はあらし、或は官人を帝と成したるなるへ  
 しと覺ゆる由なりしか、予か大帝の徳の大なる  
 を語りしによりて、始て其大帝なる事を知れり、  
 かくて嚮に松前に來りし道を往き、宿泊も皆同し  
 邑なり、但此度は甚自由にして、食物も格別によ  
 かりき、只モウル計は、日本人に嚴しく守られた  
 り、是は自殺せんかと恐れてなり、既に松前を立し  
 とき、彼はしきりに悲歎涕泣せしかば、人或は彼に  
 向て、餘人は皆爾く喜へるに、備ひとり悲むは何故  
 そやと、彼日本人の厚志に感して、涙を流せしな

りといへり、然れども我等に向ては、日本人の姦  
 黠にて今に免され難き禍に陥んとするを察せしゆ  
 る、爾く悲むなりといへり、是は日本人の我を免  
 し歸さんといふは偽なり、といふを旨とせしなり、  
 モウルか此は實に笑ふべき事なれども、水夫等は  
 彼か詞を信し、予に歎き訴へしには困り果たり、嗚  
 呼モウルか此言葉何等の謎なりしや、今に會得せ  
 す、

一千八百十三年九月二日、自注、我文化十箱館に着  
年八月廿日、しけるに、見物群集の中を通りき、陣屋に遠からぬ  
 官舎を我等の假居とす、この舎は小き庭ありけれ  
 ども、板椽に隔あり、其上に板の遮塀ありて日光少  
 く、外面の景色も十分にみえず、ほのくらしき事恰も  
 牢舎に似たり、但其他は皆清淨と設たり、數日過  
 て我等か求に應して、彼遮塀を取れば室内明る  
 く、庭の詠も朗かになれり、食物は常に其美を調理  
 し、飯後に茶菓を出せり、但午飯は日本の習にて、  
 常に午時半時前なり、

一此館に入しかば、直に此地の吟味役柑本兵五郎、  
 我等を訪來り恙なきを賀し、且此館は甚狭けれど

も、此地に官吏多く、また松前奉行も來るに就て官  
 舎狭きなり、俄羅斯船も遠からず此所に來りなん、  
 然らば此冬は、備等も自由なる廣き住居に歸るへ  
 ければ、かくのとき不自由なる事は見ざるへし  
 といへり、

一數日過て吟味役高橋三平、足立左内、馬場佐十  
 郎并熊次郎等、按ずるに、佐内以下船にて此所に至れ  
は通辯の者なり、り、左内、佐十郎は、直に我等を訪來り、夫より日々  
 終日我方に來り、時として午飯をも取て食せり、  
 これはテイヤナ船按ずるに、テイヤ來るも遠からされ  
 は、彼等か學を勵み學はんと欲してなり、佐十郎は  
 拂郎察辭書より書拔て、其辭に擬する俄羅斯語を  
 習ひ、日本語の譯を施せる事をせり、此法にてまた  
 知らざる俄羅斯語を學へるなり、此業始りて予も  
 大に勤めて勞せり、今其一二を舉ぐ、日本人の集め  
 し俄羅斯語の中に、トストイニイといふ語を論ず  
 には、譽へき貴ふべき語を以する類なり、廣く喻を  
 引時は、却て彼に記し難し、彼拂郎察辭書より出し  
 て、ガルグといへる語は、高價或は高位などを標す  
 る意なりやと問へり、予其語を解釋せしに、彼等は

解し得ず、種々譬を設けて談せり、これに依て、予も日本語の意を會得せし利あり、此のこゝろ容易に論し得ざる事も多かりき、其時には日本人は頭を傾け、ムヅカシイコトバ、ハナハダムヅカシイコトバとつぶやきけり、是は解し難き詞、いひ難き詞といふ義とみえたり、

頭を傾くとは、我國の人の肩をはるに齊し、佐十郎又俄羅斯の種痘の書を翻譯する事を始めぬ、此書は良左衛門か俄羅斯にて、醫師に恵まれし書なり、左内は是に反して、務て算術の事を持來せり、

此種痘の書は、我等日本を立し迄には、業を終らざりき、

一九月按ずるに、我月日を調く、前後を推考するに、八月下旬なり、貞助、上官より命せられしとて我等に言けるは、先年ラツクスマン及レザノフに、按ずるに、文化元年長崎に來りし使節なり、日本より諭せる意を、俄羅斯人よく會得せしや否やを、日本官家に疑へるご也、そのゆるは、レザノフが來りしは、日本官家よりラツクスマンに、按ずるに、寛政五年蝦夷地に來り商願の條、併通商を願ひしものなり、猶渡來通商願へし、諭せし意と違ひ、俄羅斯船長崎に來らば、

交易を許さんと思へり、此によりて、レザノフは、日本人に對して甚不快なりし由なり、是は俄羅斯人日本より送れる書を得解せず、日本國法をよく辨へざるより起れるならんご、又會て日本人の聞けるは、今の俄羅斯帝は仁徳廣大にして、其國人の仰き慕ふ事、父の如くするのみならず、他邦の人もその徳に懐くもの多しご、此のこゝろ國王より日本へ使を送らるゝは、日本において快とせざる處なり、是によつてラツクスマン及レザノフに諭せる書を、通事を以備等に翻譯せしめ、且よく其意を會得せしめ、歸國の上是を官家に傳ふへしといへり、

右の翻譯は、日本語の本意を主として、俄羅斯語にて對譯し、文の巧拙に拘わらず、毎語相當して其意味の解し易き様に綴りて、我官家に示すへしごなり、貞助又ラツクスマン、及レザノフの日本人と應對ありし始末を詳に語り聞せたり、是は後に譯すへしと諭したる儀は、長崎に廻り其地にて懸合せよご、ゆるせしの意なりご、遣厄日本紀事

同年九月十日、箱館沖に異船のみゆるよし注進あるにより、同十三日奉行松前より同所に赴く、同十六日同所澗口の沖にかけ置、翌十七日圖面をもて言上す、奉行本月十六日箱館に着す

文化十年九月十二日、服部備後守より柳生主膳正、安藤彈正少弼に贈る御用狀、

當月十日晝四ツ時過、箱館在ウスシリ沖に異國船帆形相見申候旨、箱館詰より注進有之候間、兼而申上置候通、明十三日拙者儀、當所出立箱館表へ罷越申候、

同月十七日、同人注進、

魯西亞船之儀、兼而クナヅリにおいて、約定之通昨十六日戌上刻、箱館澗口外山背泊と申所之沖合、別紙繪圖面之通船繋爲仕候、猶始末之儀は、追々取調可申上と奉存候得共、先此段申上候、以上、

九月十七日

服部備後守以上、端北録

文化十年癸酉年、

一異國船、箱館持ウスシリ自注、地名、沖へ見えし由注進ありて、鎮臺備後守箱館に出張に付、手附を申渡され、九月十三日松前出立あり、當別村ヤケナイ自注、字名、

有川村、南部、津輕兩家御固め所臺場巡見あり、同十六日龜田村陣屋にて小休の處、異國船箱館沖へ見ゆるよし注進に付、直に出立同日暮合に箱館へ着ありし處、異國船夜に入り、澗入して掛りし段見届のもの注進あり、番船等出し警固し、陸は所々に幕張り、弓銃脱カカの御備嚴重にして、南部、津輕家御固め人數張番あり、  
一今度渡來の魯西亞船の大將名前、左之通、  
在留のもの迎ひとして來りしといふ、  
(○ロシヤ船圖略)

右此度箱館へ渡來のヲロシヤ船沖合乘圖、北夷談、一千八百十三年九月十六日、自注、我文化十年九月五日、通事來り告けるは、去十三日自注、我九月十一日、歐羅巴の大船立檣なるもの、エルミヲの岬に見えたりご、エルミヲはエトモ溱の西隅の海陸なり、自注、保按に、此海をエルミヲと稱す、恐らくは何等の轉訛ならんご、エトモはワコルドか入らんと約せし溱にして、此處にて、教導の船を求むへきなり、エルミヲは諸厄利亞の甲必丹フロラトン自注、人名、か、火山自注、保按に、ふに向き近き所に舶を寄せしといへる、彼か火山

灣と名つけし所なり、按ずるに、寛政九年諸厄利亞人、蝦夷地、予思ふに、其船はテイヤナならんか、此節は常に西風なれば碍はるへしと、心安からざりしに、後通事等言けるは、彼船遠からずこの湊に来るへきよし、奉行に報し來れり、  
一九月二十一日自注、我九迄の船の消息を聞きしに、その夜は晝エルミヲの東に近く船見えたりと聞けり、察するに彼エトモに船の入らんとせしなるへし、

此時箱館近邊の官吏士卒、多く箱館に輻湊せり、我等松前より此地に來りし時みしも、海濱に沿て砲臺を築き陣屋を設たり、思ふに、先年リコルドか日本船を襲ひし時に、日本人に溺死せしもの十人計ありし由なれば、もしや彼等か爲に仇を報せんとして、我船を乗取んと計るなりと危ふめり、且日本人に今度リコルドと應對の事情を、一言も我等に語らざるも怪しと思ひければ、予貞助に向ひ、何故に數多の士卒箱館に集り來るや、又何の用にか備ふるやと問しかば、是は異國船の日本海濱に至る時は、毎々かく備ふる事

日本の法なり、既にレザノフが長崎に來りし時も、猶數多の砲臺を置、士卒も多く備へしか、今度は事急なれば士卒少しといへり、且予が掛念し恐るゝを笑て、備等少しも日本人を恐るゝ事なかれといへり、  
一同二十四日自注、我九通事來りて、テイヤナのエトモに着せし事を告、且リコルドより其口□□の吏に送れる書簡を示せり、是は彼船の日本通事キセレフか、日本詞にて書たるなり、貞助其書の意を辨しけるは、リコルドの願に教導者として、高田屋嘉兵衛と其水夫とを出して給へと乞ひ、且水に乏しければ、彼所にて水を汲入んことを願ひ、又此報書は日本の通事文字にて、書せられん事を求めたり、是キセレフは日本の假名の外は讀得されはなり、  
通事我等にいひけるは、俄羅斯船へは速に水のみならず、食物等も贈るべきなり、さてリコルドの願のこごとく、此報書を假名にて書贈る事はなし難き事あり、假名にて書時は、下吏の姓にて贈るべきなり、然ども、かくのこごとき事には、長吏の名にあ

らされは能はず、長吏よりは假名の書は贈り難し、又嘉兵衛も教導者として、エトモ迄遣る事は、奉行の許なければなしかたし、是を乞ふには數日を費すへし、何れ諸官吏の計ひにて、嘉兵衛か水夫を遣るへければ、箱館までは彼か教導に従ひ來入るへく、船の爰に見ゆる時は、嘉兵衛を迎へて出すへし、夫は其山にて號有て、直に嘉兵衛を遣すへきなり、右の次第を備より、リコルドに委しく書簡をもて通すへしとて、即ち予に其書簡を書せしめ、又其末に箱館のもの決して危懼すへき事なしと書やるへしといへり、然ども予が見る所日本の備、必我船に禍なかるへしとも決し難ければ、予答てその事は日本人より彼に證し給へといひけるか、答へずして、只則書を携へて去れり、翌二十五日自注、我四日、吟味役三平來りて、昨日通事より告し事を再ひとき、且つ書簡はリコルドの方に送れりといへり、  
同廿七日、自注、我九朝奉行爰に按ずるに、箱館をさす、到着せり、此晚テイヤナ船此濱に近寄たりとて、約束のこごとく高田屋嘉兵衛と、此湊の役人とは彼船に迎に出

たり、其役人は、此濱の舟路に習へる者のゑ、嘉兵衛に副て遣りたるなり、然るに此夜は暗ければ、テイヤナは湊に入らず、港口にて碇泊せりと、彼役人夜中歸來て語れり、遣厄日本紀事、

通航一覽卷之三百十三

魯西亞國部四十一

○蝦夷地亂妨始末 クナヅリ島

文化十癸酉年九月十七日、かの船長箱館買人嘉兵衛をもて、ヲホツカ役人の書簡を出す、よて同十九日かれを上陸せしめ、高橋三平、柑本兵五郎應對す、時にイルコーツカ鎮臺の書簡等、すへて二通を呈す、其意嚮に蝦夷地島々を亂妨せしは、素より官人しらざる事の上し、其外數箇條の陳謝なり、文化三年四年、賊將、ミカライサンタラエチ、ホウツトフ蝦夷地を侵せしは、實に一己の所爲にして、かの官人の知らざる事、前後載する所の遺厄紀事によりて知るべし、

文化十癸酉年九月十七日、魯西亞船より高田屋嘉兵衛を以差出、ヲホツカ役人ミニイツキイより之横文字書面翻譯、

ヲホツカの轄埠頭の官人、海上官第二等之甲必丹、及諸官章をかくる者ミニイツキイより、松前島御役人高橋三平、ソウモト自注、冊本之誤兵五郎高貴諸君に懇親之書翰

葛莫斯亞都哈領を、御帝家之船ジアナの長官自注、以上

名、海上甲必丹用レイテナントにして、官章を帶る事を得る者自注、以上格のイリコルツ、當千八百十三年七月二十三日、ヲホツカに到着して後、我口島カムチャツカに暫く居たる、日本之役懸之船持高田屋嘉兵衛之物語、并クナヅリ島において、高橋三平君より申付にて、甲必丹レイテナント自注、官名、ゴロウイン并其同伴之者と、俱に御戻しに可相成事端之趣を御諭有之候儀、悉くイリコルツより私に申聞候、猶又同人魯西亞船の官人の御遣し有之候、其貴君被相認候公事の書翰を私に相届申候、

一右之次第を以て、私儀心中歎を催し相考候得者、ホウヲシトフ儀、松前領内某の村落に於て、我儘なる亂妨之事に依て生したる魯西亞國人と日本國人との不和、并解すへからざる事、又クナヅリ島において、被召捕候魯西亞の官士の事とも、悉く速に落着仕、雙方安堵可仕と奉存候、私儀其貴君の申上度儀は、私感謝之意を以察知仕候は、此希ふ所の兩國接壤之國人の懇親をなす事に、偏に天性正直なる松前御役人の思召に關係仕候儀と奉存候、

一甲必丹レイテナント、イリコルツ、未だ此地に到

着不仕以前、私よりイルコーツカの鎮臺に、去る千八百十二年に、イルコルツ、クナヅリ島に往返之事、并高田屋嘉兵衛、カムチャツカに罷在候儀申遣し候處、イルコーツカ鎮臺より、態々役懸之者に、この地に療治のため相殘し候日本人京藏を、日本に送戻すへき命書を持せ、且又イルコーツカ鎮臺より、松前御奉行所に隣境之睦き且接壤好みの驗迄に、音物と懇親之書簡を持せ、私共差越申候、今千八百十三年甲必丹レイテナント、イリコルツ往返仕候始末、私より伊兒哥都加鎮臺に申達、其命を相待申度候得共、同所は遠隔之地故、是か爲にイリコルツ箱館港に罷越候時節を失はんか爲に、是を相待居候儀、不相成候段殘念奉存候、私只今伊兒哥都加鎮臺の書翰并音物を、其貴君に差上候間、松前奉行所の御届被下度奉願候、扱又イリコルツに、日本入京藏を日本の差戻候様申付置候、

一其方より、甲必丹レイテナント、イリコルツに御相談有之候通仕候に於ては、希ふ所の甲必丹ゴロウイン并同伴之者と共に、早速本國に御戻し被下候由に付、予只今申上候儀御座候、夫ホウヲシト

フの亂妨仕候儀、全く魯西亞政家之不知と申儀は、イルコーツカ鎮臺より、松前御奉行所之書簡に而、分明に足れりと奉存候、私儀は我國ヲホツカ領其外の長官に御座候故、貴君に遮て申上候は、ホウヲシトフ儀、日本地に於て亂妨仕候頃者、商賣のコンパニヤの家來にして、コンパニヤの自屬する二艘の商船の頭役を勤居候節之儀御座候、同人我儘に、日本國人の村落を襲ひ亂妨仕候儀は、一己の了簡にして、魯西亞政家の不知所に御座候、

一ホウヲシトフ、ヲホツカに到着後は、私之先官ヲホツカ領之長官、彼か帶劍を取上、嚴舗守護之者を附置候處出奔仕候、其後右之罪に依て、ホウヲシトフを軍役に遣ひ敵に向はせ候處、其同伴之者ダウエドフと俱に、川中に落ち溺死仕候、右ホウヲシトフ奪取、ヲホツカに持來候日本物、米、武器其外は、私之先官之者より、右ホウヲシトフ相勤居候コムパニヤ之主人に預置候處、申付方手弱く候に付、右主人魯西亞政家にしらせなく、其品を悉く取散し申候、私儀先達てよりは是迄是を吟味仕候得共、此品ヲホツカに無之のみならず、尙誰有て是を疵と存罷在

候もの無御座候、私先官之者之儀は、其勤方不行届候に付、一千八百八年其官を剝き、應に相渡、是より魯西亞之帝都に連行申候、帝都に於ては、只今にも禁獄仕有之候儀に御座候、右申上候趣は、悉く誠實なるを以、其貴君御信用被下候爲、私自分にて私之名を記し、且又、ヲホツカ領并ホルタの官印と私之實印を居申候、

右申上候通に而は、貴邦諸君之間ふ所に相叶可申候に付、予無疑相考候處、魯西亞官家、其國人中より愚昧之惡事仕候事は、一人之仕業にて官家之粗せざる事を致證書候得者、日本御官家にも此後魯西亞國人に御不信之思召は、絶て有之間敷と奉存候、

一我國之嚴誠人物衆多、はかるへからざる領國浩大威勢并有教之儀は、萬國ともに存知罷在候、然に大日本國人其高名至智之御政家より、何事にても無正之事を以被憎候事は、我魯西亞之爲に大に心苦敷存候に付、予當に高貴諸君に可申上儀は、日本魯西亞之間に、不辨之事より可愛事を生せしと申説を、承知いたし候程の魯西亞人、何れも私同様

歎敷奉存候儀申上度候、雙方之歎、雙方之安堵に相成候事は、雙方より速に舊時より之接境約懇之約束を、回復いたし候事に有之候、然るに此儀は、高貴諸君之御命令等有之候事御座候、只今遅引なく速に、甲必丹レイテナント、イリコルツに、此方之舟子并一人之クリ、ツケ人、日本に罷在候ものを御歸し被下候様、猶魯西亞と接境之結約を被立候は、浦々の土人を安し、且は其近海の船路商賈之徒も相安し可申候、貴國北方之御所領も、海外より之憂を以、不安心に相苦しみ可申、土人安からざる時は、此地商賈毎時交易之御盛大をなす事、相成申間敷奉存候、

一貴邦政家之至智浩大正直之御高名付、予相考候處、ゴロウイン并同伴之者を、海上官甲必丹レイテナント、イリコルツに御渡被下候儀、久敷此者を御待せ被成候には至る間敷と奉存候、此悉くの證書に於て、直に無御延引、我同國人を生國に御歸被下候様仕度、私に於て奉希候、別而ゴロウイン儀者、尤政家所賞之者にて、其士官之ものの、同様希代厚志之者に御座候、

一貴邦諸君之御通徹、并有教之思召の様子を以相考、此方政家にては、大日本の間地と及魯西亞との間、接境之親睦を彌堅くせん事を希ひ候儀は、私存罷在候付、甲必丹レイテナント、イリコルツに、如何様とも貴邦適理之法を以て、此兩大國人之近昵を取結候様差圖いたし置候、以來此親睦をなし候得は、兩方之益と相成候事疑なく、且只今迄之如き不可敷事を以、接境之好みを動し候儀は、曾て無御座候、

一日本之御政家、兩國人境界に於て、永久不變之應接所を定め、好みを結ぶ事を被爲好候は、當時魯西亞と唐山之間に有之候通に、起基致度御座候、此一法有之候得者、此接境兩大國之懇意堅く相成、且は不可辨或は不可信事、悉く斷滅可仕候、

一魯西亞政家、日本人に懇至之主意に於ては、日本人幸太夫之時より、此度相送候キヨゾヲ按ずるに、京藏、按ずるに、魯西亞國之地方に、不幸を以て致漂着候節、日本人を相救候事にて、其方高貴諸君承知被下候事と奉存候、彼等皆魯西亞に於て、官費を以て被爲愛養、惡敷取扱少しも致し不申、且彼等望申所に任

せ、毎度其生國に致護送候、只今日本に相送候日本人キヨゾヲ儀、足に難治之疵を病ひ候得共、善き取扱を以相果候事は免れ、且は此度此もの生國に歸帆迄、予等格別に取扱置、悉く先年之ものとも之如く、官費を以相養置申候儀御座候、

一予等右之通、高貴諸君に申上候者、魯西亞日本政家之法を比較いたし候爲には無之、唯此方之士を無運引御引渡被下候様、予か願を重くいたし度而已に御座候、若此適然御正實之御取扱を以、接境之國自注、魯、常に懇至不變之主意并仕業に、報はれん事を希罷在候、

一序に此處に於て、其方高貴諸君に相願候儀は、別段に予一箇之願より、愛人之情を予か心中に入れ、相願候事に御座候、予甲必丹レイテナント、イリコルツより承候處、當所罷在候日本人良左衛門、按ずるに、エトロフ島番人五郎次なり、文、其譯は不存候得、化四年賊船に捕はれし後、かく改名す、共、何か其方御役人之御不興を蒙り候由、日本人良左衛門儀、凡六年計ヲホツカ之轄に罷在候、始終常に能く慎罷在、曾而何事も惡事に不陷、且又彼か姓氏は卑賤之ものと承候處、右様之行を以て、其國

之大道を顯し候儀相違無之段、其方高貴諸君の申上度奉存候、若予か此誠證を以て、彼か身上之罪をかるくする事御座候は、予等に於ても歡喜可仕候、且又若御慈惠を以、予願ふ處之儀御請被下、良左衛門か身上之罪を被宥、彼か仕合相成候は、大慶奉存候、

一ヲホツカ府之轄并ボルタ自注、官船製に於て、予か自手を以題名いたし、猶所轄ボルタ及び自章の三印を居差上申候、大魯西亞皇帝、神惠を以て即位せしより十三年、則千八百十三年七月三十日、ヲホツカ轄之官人、海上官第二等甲必丹、ヲルテン號器をかくる

ミニイツキ

所 轄 印

ボルタ 印

自 章 印

右之通、反譯仕奉差上候、以上、

西九月

足立 佐内 馬場 佐十郎

村上 貞助 上原 熊次郎

同月十九日、船長イリコルツ上陸、於箱館沖之口、高橋三平、柑木兵五郎面會之時、船長より差出す横文字書付、

伊兒哥都加鎮臺イリコルツヲレスキンより、松前鎮臺に差越候横文字書翰イリコルツ反譯書付

大魯西亞國を統御する英明の帝王官理にして、廣大なる邊境イルコーツカ轄の鎮臺、文官補佐のテイヌツウイテリにして、ヲルデンの官章を帶るテレスキンより、大日本國天子、公方、高位の官理なる、松前及此地北方御領地の鎮臺に、懇親之書翰

予は、大魯西亞國皇帝の聖命に依て、廣大なる伊兒哥都加轄の鎮臺なり、我鎮する所の地と、其大日本帝國の地とは接境なるに因て、其天子公方高位の松前島及び其地北方諸御領地の鎮臺に、我腹心の官人、魯西亞官船の甲必丹にして、官章を帶る事を得るイリコルツを差遣候間、其鎮臺腹心の御役人と、左に相記し候親和之御相談被成下候様相願候、  
一六年前按ずるに、文化五年、ヲホツカの埠頭に、ホウヲシト

フ及びダウエドフと申者司り居候處の商船二艘到着いたし、承候處、此船クリ、ツケ諸島なる、日本領の村落を襲ひ候よし、依之其節此儀を我帝王に奏し候處、右惡事之仕業を相怒り、其上甚敷民は彼等我儘に、敢て魯西亞政家の名を假り用ひ候事跡を承り、官人其事を探索吟味之儀申付、嚴敷吟味いたし候處、彼等を召捕候故、國法の刑罰に行ひ候ため、我帝都に差遣し、其罪に適當之刑に行ひ申候故、最早存命不能在候、依之相考候は、日本御政家にて、右之ホウヲシトフ及びダウエドフの我儘なる仕業は、魯西亞政家之命に依て仕候儀と被思召候とは不奉存候儀は、敦厚魯西亞帝王不適之儀、且其仁義ある情態に遠さかり候事御座候、奉使を受させられざる儀に報ひ、日本の村落に亂妨して平人を苦しめ、其上二艘の小さき且商價の船を、我帝王の公事を以て差遣候と申儀は、實々不相當之儀御座候、

一其後今より三年前、按ずるに、文化八年、魯西亞海上官甲必丹官章を帶るもの、ワシリイゴロウインなる者會長として、我帝家の船具水の要用に苦み、クリ、ツケ

第二十と名つくるクナヅリ島邊にあり、此島は先年我魯西亞國の航海家、爰に至りし頃は、其地いた何れの所にも、日本之村落無御座候、右之甲必丹ゴロウイン儀は、魯西亞と日本との境界を睨と不存候處、飲水不足に及び、其屬從之者之命を大切に存、心配差迫り不得止事、當島に於て眞水を貰ひ候儀を存立、先最初試に彼等致上陸候處、敵の如くに仕向られ候に付、無據本船に立戻申候、眞水は纔の桶に取候得共、夫より存立遠く地方を退申候、然處、其後直に村落之御役人より御使參り申聞候者、其方存念を不知、誤て彼に鐵砲を打候間可相許、且官人とも陸へ可參との儀御座候、甲必丹ゴロウイン儀は、自分の正直なる心を以て、其國人のちかく親めるを信し、欺き被招候意を不疑、元より惡事仕候事無之、ミイチマンモウル及び船舶ハレフニコフ、并四人之水夫と共に上陸いたし候處、其所におゐて不意に被相捕申候、

一船中に相殘居候頭役之者、其不意に相發し候儀に驚き、其官人其外自國之者を取戻し候事を、少々は相試候得共、其致方我政家の意に逆ひ候儀を致



さん事を恐れて、思ひ切たる事を不致、我に任せられし領分に屬するヲホツカの埠頭罷越候、

一我領分に屬する邊界の半島、カムチャツカに於て、魯西亞人、七人の日本人を助け候節、同時に第二十番目のクリ、ツケ島に於て、魯西亞帝家之武臣ども、欺き被召捕申候、

一我英明なる帝王の、甲必丹ゴロウイン并同伴之者ども、クナヅリ島に於て被召捕候儀を奏し候よりは以前に、不幸なる右之日本人七人之儀を承知被致、被命候者、大日本帝國には常々懇親和順なるを以て、右之日本人と、ホウヲシトフ捕へ戻り候を取上置候日本人と共に、我邦に近き日本領内に差戻し、且ホウヲシトフ我儘なる業をいたし候に付、其事跡亦其同伴之者を、俱に法例之刑に行ひ候儀を、申辨すべくこの儀に御座候、右之趣を被命候後、無程甲必丹ゴロウイン并同伴之者共を被召捕候クナヅリ御役人非理之致方を奏し候、然處英明なる魯西亞帝國の帝、此クナヅリ御役人之無理なる致方を苦心するといへども、相考候者、其天子公方高位の聖意には、右御役人之致方は戻り可申

被存、即帝王私に被命候は、先達而被申渡候通、右之日本人を差戻し、并ホウヲシトフ我儘なる仕業を明辨し、此序に甲必丹ゴロウイン同伴之者と俱に御戻し被下候儀を、相願候との儀御座候、

一我國王皇帝の聖慮に隨ひ、予去年中帝家の武船二艘、ヲホツカの埠頭よりクナヅリ島に差遣し、我皇帝命令之通、唯と可取計旨右船長の申渡候、

一此度、右之諸船罷歸候後、予に申聞候は、クナヅリの御役人、何様にも魯西亞船の官人と對話不被致様子、并同人右之次第を以て、王命を命する事あたはず、唯彼か護送する處之日本人七人、悉く上陸爲致、命令之一端を全くするのみのよし、然處同人右之通成取計之上、甲必丹ゴロウインか身上を不承罷歸候事を恐れ、無據事を以て不得止事、一日本商價船を引留、其船主并日本人四人、日本屬之蝦夷一人を合せ捕へ、尤一年を越候得は、此ものども本國に返し可申事を約し候よし、然處右船主申聞候由にて、甲必丹ゴロウイン、同伴之者と俱に存活いたし居、并其地にて同人ども、格式に相叶候御養護に預り居候様申聞候、依之實に其方大臺鎮

之心中感謝いたし候、

一予右之儀を承知いたし候に付、兵器を備候大船を以て、貴方御不審相成候儀を不差向様、兵器少き小船、并同前のイリコルツを役人といいたし、貴方松前之大鎮臺に差遣候様、ヲホツカ埠頭の官人に申付候、右船は去年中相捕候船主并日本人四人、蝦夷一人及びカムチャツカに助命せしもの共の中より、病氣に依て、ヲホツカに殘置候日本人一人を上陸爲致、且は此懇親之書翰、并贈物金製之時計一、并赤色之カゼンル自注、毛織の名、本邦にて、ラダミ申ものに御座候、十尺を呈し候様申付置候、若願くは御請被下度、唯我貴方と接境の敬を表し候驗御座候、

一貴邦大鎮臺に、我懇親を以て應接する譯を、右に申上候に付、予君に相願候は、イリコルツに、彼不幸之甲必丹ゴロウイン同伴と共に御渡被下候様被仰渡候、左候得者、其時予より右之者御歸被下候に報ゆる、感謝之書翰を差出可申候間、貴方よりも予に御答を被惠候様相願申候、且是と一同御諭被下度儀は、貴方天子公方高位と、魯西亞帝國之皇帝と懇親結約之儀は、七年以前此方より、奉使を以

其證をいたし候事は、クナヅリ御役人にも御存に可有之處、其方何之不快なる儀も致さる魯西亞の官士を召捕、其上最初請ふ所を與へずして、猶又、何様之對話も無之候は、如何之譯に候哉、此儀も被仰下度候、

一若此上にも、貴方鎮臺何事か有之、此度も甲必丹ゴロウイン同伴と共に、御歸し不相成か、又は甲必丹イリコルツに、予か書翰之御答も難被下時は、其時に於て君に相願候者、君何れ之時に於て、予か所間に被答候事相成可申哉、左候は、御答并此方より之擒人を請取候ため、何れ之時何之所に船差向可申哉、此段甲必丹イリコルツに、被仰渡下度候、

一乍然、若貴方大鎮臺何様にも、又何之時にても、予か此方に被答候思召も無之、又は如何様にも、甲必丹ゴロウイン、同伴共に御歸し可有之御念も無之に於ては、則予歎敷存候は、日本御政家魯西亞に對し不快之御主意、并其御仕向方に必定御決斷被成候儀は、此方に存候様相成、且は此事を以、我國王にも奏し候様相成可申候、左候得者、我皇帝之仁

心、接境之諸國と隣好を堅くし、其國人安堵いたし候事は、悉く歡樂いたし候得共、然も日本御政家に而、人倫之理御破却被成候得者、我皇帝も其仁意、其和情を試盡し候後は、苦心を俱に予か國敬する所の日本國といへども、我大國の威力に適候程之度を取、充分之力を用ひ、みづから足れりとする事をなすに至り候は、必皆國の御静謐を騒動すへき基本を起し候様相成可申、歎ケ鋪奉存候、

一此所、日本語熟譯之者無之候に付、予日本之譯書共に、於滿洲并獨逸詞に譯し相添申候、獨逸譯文之儀は、長崎に居申候異國人より明辨いたし候事、相成可申ため相添申候、

一鎮臺之所治伊兒哥都加府、大魯西亞皆國皇帝神惠を以、即位せしより十三年五月三日、

右之通、反譯仕差申上候、以上、

西九月

足立 佐内 馬場 佐十郎

村上 貞助 上原 熊次郎

同日、伊兒哥都加より之書面之儀に付、イリコルツ

ニコライ テレスキン

より差出す横文字翻譯書付

松前鎮臺附第一兩御役人高橋三平、柑本兵五郎高貴諸君に、

從カムサツカ領、并魯西亞帝の武船ジヤナ役人、

予貴方申上度儀者、伊兒哥都加鎮臺より、松前鎮臺之親懇之書面相認候節は、日本之御政法にて、魯西亞を御不信之可有之許多之次第、假令は、ホウヲシトフ、君之地方に差置候書面、并クリ、ツケ人貴方之島に罷越、彼等魯西亞より竊に貴方之諸島を相同に差越候杯と申虚説を不存以前に、个様相認候儀御座候、若イルコソツカ之鎮臺、右之儀存候は、決而右様之書狀には、不相認等之儀御座候、依之貴方高貴諸君に予相願候は、右イルコソツカ鎮臺の書面は、ホウヲシトフ亂妄之仕業を明辨いたし候事を、主と仕候書面に而、其餘事は誠實之儀不存候に付、謬語仕候儀と御察被下、不相認も同様思召可被下候、

千八百十三年十月 ベートル イリコルツ  
右之通、反譯仕奉差上候、以上、

西九月

足立 佐内 馬場 佐十郎

村上 貞助 上原 熊次郎

以上、蝦夷、夷雜事、

文化十年十月廿三日、松前出或書狀、

當九月十六日、ヲロシヤ船一艘箱館に渡來、カムシヤーツカ仕出之由にて、イルカウツカ大名より之書翰并ヲホウツカ奉行より之添翰を、カムシヤーツカ奉行イリコルト持渡、第一申越候趣は、去る未年御捕之八人之者を御返し被下度、又當夏クナジリ島にて、高橋三平殿被仰渡候去る丑年亂妨之節盜取候武器は、此節無之候に付、代り物何品なりとも被仰付次第償納仕度、或は交易御免之儀等願出、其外變に應、戰爭にも可及問答之趣も有之候得共、外の事は皆御取用ひ無之、長崎記

文化十年九月十六日、魯西亞國の會長イリコルト及ひ船長等、約に違はず箱館に來船し、先年亂妨せし申譯の謝狀、且貴國の兵器處々を求るごいへども不知、依て其證狀を捧の由を申す、山本氏筆記、文化十年九月十九日當日には、沖の口番所へ吟味

役高橋三平、柑本兵五郎、其外調役以下出席あり、

外通海岸番所前は、南部津輕兩家嚴重に固めあり、今度來りしイリコルト初め、筆者通詞役、其外マダロスまで上陸し、在留のもの引渡しの申渡し濟、即刻元船へ連行、直に船支度して洞内出帆、其夜洞口に船繋して、翌朝西風にて颯行、見届の者歸りて帆形見えず颯行し段届る、按ずるに、出帆せし附、箱館洞内へヲロシヤ船繋場并船の圖、沖の口御番所へ上陸の圖、右に付御固めの場所、并南部津輕兩家御固め人數張番の圖、左のこゝに、  
◎圖略ス、

右ヲロシヤ船箱館洞いれせしに、はや日も暮にをよひ、御備場にてはかゝりを焚、洞内數艘の番船出て見守りす、夜中より翌日出船まで附置し事嚴重なり、

一此船の大將名前

ベウトロイワノ市 イリコルト

◎ヲロシヤ船繋ノ圖略ス、

一當別よりヤクナイ迄津輕家固め、有川より七重濱、龜田、箱館迄御直固め、沖の口より立待、ヤマセトマリ迄南部家固め、總地圖は左にあり、  
◎津輕家勤番所圖略ス、  
一鎮臺備後守箱館へ出張の砌、此當別より御備場

見廻り有り、津輕家物頭牧野徳一はしめ、副役兵士の面々残らず出て面會有り、

一此ヤケナイも前同斷、物頭成田求馬はしめ、副役兵士出て前に同斷、○大筒番所、津輕家勤番所、有川村御備場、圖略ス。

有川村より箱館と蝦夷地への別れ道あり、夷地へは大野村、夫よりカヤベ山中を通行して、わしの木村へいつる、○七里濱御備場、龜田村御備場、箱館會所等ノ圖略ス。

一右濟て、箱館御役所持有川村より七里濱、龜田村と見廻り、箱館へ着、

一箱館御役所は、此御役宅後山の中ふくに建あり、○辨天御藏御備場、其他南

一千八百十三年九月二十八日自注、我文化十は逆風なりしか、テイヤナ船名、按するに、倅四ゴロウイン、窓より望めり、此濱の内には、日本の小船蔭かこごとく、陸には着人按するに、此二字解しかたし、にて覆へり、日本人等大船の逆風に向て入來るには驚きたりと、我等か方に常に来るものいひけるは、彼船は帆の多き故、かく疾くのり入ことなるへしと感歎せしなり、さてテイヤナ湊内に碇を下せり、通事兩人足立左内、馬場佐十郎等

す、俄羅斯船をもつて、日本の海濱を驚かし害をなさんと計るなり、全く彼書になき詭をいへり、通事彼に答けるは、日本人とても痴愚のみにあらず、俄羅斯船のこゝに來り兵を起さんごせは、何ぞしらざる事のあらん、ミニイツキイの書翰を、其條理分明なる事なりといへり、我等此答を聞いて心を安んし、モウルを諭せども、モウルは更に用ひさりき、ミニイツキイか書翰を、日本人の筆に振ひしか、良左衛門か日本官家より咎めを蒙りし由聞て、彼か罪を免されんことを乞へる一條なり、(ミニイツキイ、此事を高田屋嘉兵衛より聞けりといへり、)通事我等に語りけるは、ミニイツキイか仁愛あるは、良左衛門か事を、日本に願ひたるにて感したりとて、奉行諸官吏も甚是を稱美せり、此事王都の人にも傳へべきかは、俄羅斯人を熊にても狼にてもなく、智仁ある人なりと思ふへしといへり、是實にミニイツキイかほまれ也、(日本王都の人々、俄羅斯人を異類の様と思へるも、此事にて解るならん)此事通事より聞しか、イルコーツカの總督の書簡并に一二の贈り物を、松前の奉行に送るへき

我方に來り、リコルドより、按するに、渡來の船長をいふ、ツツあり、但し、この書簡には、イリコルド下おなし、高田屋嘉兵衛か受とり來れる書簡を示して、奉行の命にて我等に翻譯すへしとなり、其書は、オホーツカの總督ミニイツキイより、日本の吟味役兩人に送りし報書なり、其意は、ホーシトフの亂妨は、全く彼か一己の意にして、俄羅斯官家の命にあらず、我官家は日本人に對し、實義に相待するを旨とす、何ぞ卑賤の者に命し、日本に禍をなさしむるの理あらんや、ホーシトフの事においては、疑念を晴し和交あらむことを願ふ、もし此事遅延せば、我海船屢此海上に來り、日本海濱の人を驚かし、運送漁獵の妨となるへしとなり、日本人、ミニイツキイか書翰の旨を聞て大によろこび、ホーシトフの事、彼か一己に出しこと明白なる上は、俄羅斯船と商議ありて、備等を無事に本國に歸さるへし、幸甚幸甚とて我等を祝せり、爰に憂ふべきは、モウルには、テイヤナ船來りし後は、深く鬱々として悲み、ごにかくに己は日本に留らんと欲し、何かな日本人と俄羅斯人の和談を妨げんと、通事等にいひけるは、ミニイツキイの書簡は、實に好意にあら

ため、リコルドは上陸すへき日を約せり、是は日本人船中にて、リコルドに逢ふことを嫌ひてなり、我等此事を聞て、大に驚き心を痛めしは、日本人又再ひテイヤナの船長を欺くにあらすや、此事の濟まては、我等みな恐れあやふめり、  
一同月三十日自注、我九、リコルドか上陸の期になりしか、此日日本人一兩人來り、上陸せし俄羅斯人風俗を大略に語り、かつ俄羅斯方に、日本人の風俗にて、俄羅斯服を服せるキセレフといふ者を通事とせりと、我等は其者をしらす、思に此はイルコーツカに使用する日本人より、日本語を學ひしイルコーツカの者なるへし、此時通事來り奉行の許にて、我等に此樓に登り、リコルドのテイヤナに歸るを視るへしといひしゆゑ、我等樓上より望見るに、奉行より出せる美艷に飾れる幟三本立て、○脱ア(此船は、サレイ自注、歐羅より大なり、一本は日本の幟、二本は俄羅斯の幟なりき、)我等いまた樓を下らざるに、日本ヘリコルドの持來りし書翰を示し、我等に是を譯すへしといへり、此書は、イルコーツカの總督より松前奉行へ贈る所なり、但日本より贈

れる書翰の、いまた彼に達せざる前に、リコルドに傳へし書翰なり、其大意は、初めて我等が航海せし主意、并日本にて欺き捕られし事を述、又ホーシトフのことは、彼が一己の意にて、俄羅斯官家に與らざる事を明し、我等を免し歸されん事を乞ひ、リコルドと其事を和談あるへし、もし奉行より此返事、日本官家の命を俟て後、此報書を贈らんとならは、其時を期せん事を請ひ、奉行へ交親の贈物として、金製の時辰表一器、赤きカチミール自注、日本にいふ、一巻を呈すと、又今我等を免し、リコルドと共タビに回さるゝにおいては、謝恩の書を呈し、向後日本と俄羅斯と和順の交を結はん事を願ふ、但此事凡取敢さるゝにおいては、俄羅斯を仇敵の意と察し、此事を俄羅斯官家に奏し、止事を得ず充分の威力を以、日本國を騒すに至るへしとなり、

に、其字をも我等か方に留置ことなかりしか、今イルカーツカ總督より贈りし書は、忽にならして、二日二夜我等か方に留置て譯せしめたり、右の書を譯し終りければ、通事是を奉行に出せり、然るに又本書を我方に持來りていひけるは、奉行此書の趣意を宜なりと譽しか其内に、二條の解しかたき事あり、夫は書中に、クナジリの吏、俄羅斯船に對し非法の事を爲せしは、日本官家の意には反したること成へしとあれども、是は日本政治家の命にて、俄羅斯人を執へしなり、日本より贈れる書にて、彼等も其事はしるべきなり、(イルカーツカにて、初我等か捕へられしは、クナジリの官吏の私意にて、無法なる事をなせしと思ひしか、クナジリに限らず、日本何れの海濱にても、俄羅斯船を見れば、皆此の如くせよと、日本政治家より命し置し事、後にしれるなり、)又書中、尤日本人の意に協はさりしは、日本國を震動せしむへしとの詞なり、右の語意を曲に譯し論すへしとの事也、通事とひけるは、充分の力を用ゆることは如何なる事なりやと、予答て、譬へは備に怒る事ありて、この輕き驚管を擲

ちたるは、予か充分の力にあらず、もし石を擲くるには、予か相應の力を用ふるなり、その如くホーシトフか亂妨のときは、俄羅斯國の力には絶て當らず、彼か二艘の船は、今予か驚管を擲つに均し、又日本國を震動せしむへしといふ事は、爾なりとて、貞助を捕へ左右に搖動して、此のこととする事なりといひければ、彼愠りて、如何して日本國を其ごとく震動するやといへる、予答て、國はそのごとく搖動すへからされども、俄羅斯國より充分の力を用ひて、日本國と兵戦する時は、大に騒動し幾許の損害あらんといふの理なりといへり、此問答の内、通事等の語れるを察するに、奉行を初め、諸官吏は怒を含める様子なりければ、是を鎮るにしかしと思ひ、予通事に云けるは、イルカーツカの總督、此書翰を作りし時は、いまたホーシトフか日本に書を遣せし事、及びクルル人の日本人を欺きたる偽意の事、并に今日日本官家より俄羅斯船に和談ありし事等は知すして、只以前のごとく、日本にて俄羅斯船を見る時は、打拂むとするのみと心得、然らは何れの國にも例ある事にて、終には兵戦にも

及はんとなり、然れども吾俄羅斯帝は徳廣大なれば、日本より反逆の報告なき前に、何ぞ威力を奮ふ事あらんや、彼その如く和談あるべきをせしらは、此の如き事は、書載せまじきこと明らかなりと論しければ、通事も是を會得して、イルカーツカの總督、以前のことに思ひて、此書を出せし事ならば左もあらん、然れども今となりては、かやうの事には及はしとて事濟たり、右のごとく予か演説にて、日本人は、イルカーツカ總督の書翰の事は領解せしか、モウルは、彼書は日本人に疵つくる詔なりとて謗り、且其贈答も甚不興のわざなりといへり、然るに、その品は奉行の許にて暫く留置て、日本人その器の奇なるを驚嘆せしとなり、時辰表は我等に見せられしか、機密を設けて、川の流に馬の水をのみ、其頭を仰俯する様に熟脱脱したり、日本人は今まで見たる事なき奇新なりとて、モウルか不興なりといひし詞は用ひさりき、

イルカーツカ總督の書簡中、不審の條を辨解書を出せし時、通事予にいひけるは、備等よりリコルドに書翰を贈り、イルカーツカ總督の命のごとく、

今日日本へ恩謝の書翰を出すへしと傳へよとなり、予答て、其事今はなし難し、如何となれば、イルコ  
ーツカ總督のリコルドに命せしは、我等か免され  
たる後に謝恩すへしとなれば、我等尙日本人の手  
にあれば、其書を出すへきやうなしといひたれば、  
通事此理に服し、其後此事はいはさりき、遺厄日本  
紀事  
同月廿四日、再船長を上陸せしめ、俘囚の甲必丹をし  
て示談せしむる旨五箇條あり、時に船長より兩國分  
界を定めむとの事を談す、されども遂に甲必丹の示  
諭にしたかふ、此事、本邦の紀事に所見なし、  
姑遺厄日本紀事による。  
一千八百十三年九月十九日、自注、我文化十  
年九月十九日、通事來  
り奉行の命なりとて我等に傳けるは、今度リコル  
ドか持來りし書面にて、事分明なるによつて、彌備  
等を免し歸すに定まれり、是に因て、備等テイヤナ  
に乗船の前、今一度リコルドを上陸させ、備等に對  
面し、日本國法の嚴密なるを、他國と交り方の風習  
をくわしく傳へ、彼に不審をなさざる様を示談す  
へし、其旨は、第一に、日本人少しも俄羅斯人に對  
し惡意あるにあらず、されども、松前奉行におい  
て、俄羅斯人より贈れる物を受ること能はず、如何

となれば、是を受る時は、必此方よりも報をすへき  
なり、然れども日本國法として、外國の人に物を  
送ることを禁す、これによつて、其贈物をうけず  
して返す事、別意あるにあらず、然る事をよく諭す  
へし、第二に、此度リコルドか持來れるオホーツカ  
總督の返書によつて、日本より質問せし事明白な  
るを以て、今奉行よりリコルドに諭書を授るなり、  
第三に、右のごとくオホーツカ總督の書面にて事  
分明に濟たる上は、イルコーツカ總督の書翰は、ホ  
ーシトフの事、及び日本政官より質問せし事の答  
なきを以て、奉行より答をなさず、是既に事済たる  
において、イルコーツカ總督も異議あるまじけれ  
はなり、第四に、右イルコーツカ總督よりの書翰  
は、いまたホーシトフか日本へ書を遣せし事と、ク  
リル人の偽言、并日本より質問を送れる事も、し  
らざる前に書たるといへる事を、リコルドより書  
面にて出さすへし、第五に、リコルド上陸の時に、  
松前奉行の諭書副本を添て渡さん、其書をリコル  
ド俄羅斯に譯し、其意旨を會得せし事、并に歸國の  
後、俄羅斯官家に傳ふへき旨を書して出すへし、

一千八百十三年十月五日、自注、我文化十  
年九月廿四日、を、リコルド  
上陸の日と定め、其日はモウルも共に出會すへし  
と、日本人より命しけるに、モウルは出會すること  
を願はずとて辭したり、ヘンフニコフは、テイヤナ  
の人々を見たしとて出會を願ひけれども、モウル  
を一人遣し置かたしとて、ヘンフニコフの出會を  
許さざりき、

一次日の朝、按するに、廿  
四日をさす、通事予か帽子と佩刀とを持  
來り、予に與へて深く喜べる色にて、我等か幸を賀  
せり、扱予か衣服は、今般日本人、箱館にて製して  
與へし服なり、外套は甚長し、袴は甚廣し、是を穿  
て出立は、たゞ帽子と佩刀は歐羅巴の製なれども、  
衣服は尤異風なりき、通事に向ひ、既に日本人は我  
等を囚人と思はざる事固よりなれば、日本人より  
惠める衣服を穿つも、日本人の厚意を背くまじと  
て、此のごとき異様にて、吾國人に逢此容を見せな  
んといへり、且髪は短く切たれども、髭は剃され  
は、實に俳優の出立ともいへり、(是より先、日本入  
我等か歸國別に、はれの服を製し與へむとて、純  
子に似たるよき織物箱を數多我等に見せ、其内に

て意に適ひし品を選むへしといひしか、我等は好  
みなし、何れにてもよろしきと答へしかども、許  
さざれば、上にある箱の品にてもよしといひけれ  
は、同伴も皆一樣に答へしに、日本人尙許さず、全  
く箱を開き見せて、政家よりの命にて製せしむる  
なれば、此内にて尤よき品を選み、製作を好むへし  
といへり、) 對面すへき所は、海邊の賦税所なり、  
午時頃通事兩人、足立左内、馬場佐十郎、其外下役  
等來り、予を誘ひて彼處に至れり、其外面には多く  
の官卒排列せり、予其内に入らざり居たり、日本人  
等は皆常のごとく平座せり、暫くありてリコルド、  
奉行より迎へる小船に乗、サウエリエフ、并通事キ  
セレンフを將て、此所に來り内に入り、從ひ來れる  
水夫等は其庭前に居たり、(日本の兵卒は、異國人  
と應對する時は、はれの服を穿てり、或はよき絹、  
或は縞子に金銀の繡ある、常服よりは短きものな  
り、此服常は官庫に收めて、事ある時は出して服せ  
しむといへり、其服一樣ならず、數々縫合して製した  
るものとみえたり、自注、按、陣羽織  
の事なり、)  
一予今リコルドにあふの悦び、更に筆紙に盡し難

し、此書を讀む人よろしく察せよ、  
 一リコルドにも覺を興へ、通事我等に向ひ、先互に  
 語る事もあるへし、心置なく語るへしとて、彼等は  
 傍に聞き、予とリコルドの話に意を用ひて聞體も  
 なかりき、さて我等兩人絶て久しければ、種々の問  
 答絶まなく、リコルドは予か囚となりたる間の事  
 共を聞んと欲し、予は其後の本國の様子を聞むと  
 て、彼を語り是をこひ、一事いまた終らざるに、は  
 や他の事に移りなとして、暫く時を移せしか、終り  
 に此對面をなすの本事に及び、日本人より命せし  
 數條を語りしに、リコルドもイルコツカ總督の  
 意に、今般日本地と俄羅斯地との分界を定め、交り  
 を結はむと欲するを語り、此事を予と計りて、日本  
 人に商議せんといへり、然れども予考ふるに、界  
 を定め、交りを結はん事は、當時計り難き故あり、  
 日本政家の主意を演へし、松前奉行の諭書の意に  
 よれば、只此般は我等を免し歸すといふ事のみな  
 れは、其他の事を奉行に議することも、日本政家の命  
 令なければ、答ふること能はざらん、されは政家  
 の答をまたは、我船箱館にて冬を越すへし、海灣は

凍らされども、冬は海上荒ければ、船も人も危く、歸  
 帆の時節悪かりなん、又船を湊内に繋ぎ、人は上陸  
 せん事を日本人に乞はんに、許容せむや否を知ら  
 ず、或はレザノフが長崎に至りし時のことと、遇せ  
 られんも計り難し、按ずるに、レザノフは長崎に來り、且又  
 通商を願ひしは、文化元年なり、且又  
 通事毎に語りしは、俄羅斯と日本と交りを結はん  
 事、絶てなるまじといふにもあらざれば、日本政家  
 より俄羅斯へ返答、備に快からざる事も忍て、時を  
 まつへしといへりと語りければ、其事の商議はや  
 みぬ、  
 一リコルドが兩度日本に來りにしよつて、我等イ  
 ルコツカ總督テレスキン自注、人名の事務の勝れたる  
 と、殊にリコルドの膽略あるに感せり、此般平和に  
 事收りたるは、初はリコルドか危きを顧す、勇まし  
 く上陸して日本の吏と談話せしに因てなり、其時  
 通事、予に語りけるは、今般リコルド上陸の事、猶  
 豫あるにおいては、事甚不容易になりゆき、備の身  
 の上もいつか落着せん限りもあるまじといへり、  
 以上、道尾日本紀事、

通航一覽卷之三百十三終

通航一覽卷之三百十四

魯西亞國部四十二

○蝦夷地亂妨始末 クナシリ島

文化十癸酉年九月廿六日、魯西亞役人よりの書類、大  
 凡陳謝の趣意聞ゆるにより、前冊通譯書併、此日、箱館に  
 おいて諭書を船長に渡し、また吟味役より、俘囚の魯  
 西亞人に示諭する旨數ヶ條あり、其請書を得て、則虜  
 八人を返し渡す、時に謝物として物を獻すれども、返  
 却して薪、水、米、酒を與ふ、

文化十癸酉年九月廿七日、服部備後守より、柳生主  
 膳正、按ずるに、御  
 勘定奉行、安藤彈正少弼に贈る御用狀、  
 魯西亞船之儀、先便御届申上候通、當所渡來之上、  
 追而彼地より持越候書簡等も差出候間、反譯等爲  
 取調候處、先年亂妨之始末申訖、在留魯西亞人等  
 も御渡しに相成候様いたし度段申立、書簡之内其  
 證も相分、御趣意にふれ候筋も無之哉に奉存候間、  
 夫々取計在留之者共も、昨廿六日引渡差遣申候、此  
 度之儀は、都而反覆叮嚀に御諭も有之候儀に付、御

諭書之趣も得と了解仕、且在口之ものども、被召捕  
 候程之もの共に有之候處、御仁惠久々御手厚之御  
 取扱相成候段、實に感服いたし候様子御座候、則別  
 番差出候書簡類等、反譯書相添、目錄書之通差進申  
 候、尤始末別紙取調申上候間、委細右にて御承知被  
 下、得と御一覽之上思召も無之候は、御上可被下  
 候、按ずるに、此書  
 類下に附す、

一ラホツカより差越候書面之内、重而漂流人有之  
 差送候節、境界之儀如何可致哉之趣申越、船長之も  
 のも、否承知仕罷越申度趣、通辯之ものまで申開候  
 得共、此度之儀は、被召捕候在留之ものども一件  
 重之儀に而、別事之儀は、當方にて取扱候筋も無之  
 候間、難及挨拶儀御座候處、強而此節取極罷越申度  
 趣にも不相聞、旬季も後れ候故、風順次第出帆仕候  
 積御座候、  
 右之趣、可然被仰上置可被下候、

同日、同斷別紙、  
 吟味役諭書之儀、先達而申上置候通、在留之もの共  
 ね得と爲申談候處、逸々會得仕、答も差出、御趣意  
 通相ふれ候儀無御座候、右故横文字にも爲引直、在

留魯西亞人共爲相咄申候、此段宜被仰上可被下候、同日進達、

フロシヤ船渡來に付、取計方始末申上候書付  
服部備後守

先達而申上置候フロシヤ船、當所渡來之上、ヲホツカより持參之書簡、并イリコウツカ重役人より指越候書簡ども、差出し度段申聞候間、夫々請取、按ずるに、此書類前冊に載反譯等爲仕候處、ヲホツカより之書簡之内、申詫候趣其證書相分、御趣意に振れ候筋も不相見候間、御諭書之儀も相渡指遣候趣、左に申上候、

一當月十六日、フロシヤ船渡來之上、同十七日、先ヲホツカより之書簡、船中より差越候間、一覽仕度反譯書爲仕候處、先年ホウシトフ亂妨之始末申詫、在留フロシヤ人ども御返等之儀も、申譯候毫中之内、先年奪取候武器を以、其證を顯し候儀、此節何れ品々散亂いたし候哉、難相分趣には御座候へ共、書面を以前罪を申詫候趣、御主意に振候文章にも無之哉奉存候間、末文に申上候通り夫々取計、則

横文字にも反譯書相添、彼地より差越候假名文字文章共相添差上申候、

一イリコウツカよりの書簡は、同所重役人より之書簡にも御座候間、兼而支配吟味役之内に直渡にいたし度趣、船長イリコルト按ずるに、この書簡の名に、イリコルト、相願候間、當月十九日呼出し、應對所において吟味役罷出請取候處、右書面之儀は、高田屋嘉兵衛、去年中カムサツカに罷在候節、於同所ホウシトフ亂妨之始末不埒之段、且は右に付、カビタン、ゴロウイン以下、クナヅリにて召捕候趣等、雪夜閑暇に物語に仕候趣に候處、船長イリコルトより委細書取、イリコウツカ役人まで申遣候趣、然る處、當夏クナヅリにて御渡に相成候御諭書持越、又船長イリコルト、ヲホツカに立戻候砌、尙又別紙イリコウツカより之書簡到來仕居候由、左候へは、猶同所より被遣御諭書之趣を以返酬持越可申處、日數も相懸候故、當年渡來之間に合不申候に付、ヲホツカより指越候書面之趣にて、申譯も相立候姿に奉存候間、書面譯書之儀は、船長之者より取之、且別紙書面之内、二種按ずるに、二種は時計、織物なり、相贈度趣申聞指出候間、

段々御國法之趣申示、是又差返し申候、尤前書イリコウツカよりの書面、横文字之方は和解仕、并彼地より假名文字も指越、右之内滿洲文字にて認候分共三通り按ずるに、此本書都而所見なし、差上申候、滿洲文字之方は、於當地和解出來兼候間、其儘差上申候、右之通、ヲホツカよりの書簡にては、粗其證も相立、敢て御趣意に振れ候筋も不相見候間、昨廿六日船長イリコルト、其外在留カビタン、ゴロウイン初、夫々應對所呼出して、吟味役兩人罷出御諭書爲相渡、在留之者共引渡遣候、則右受書取之差上申候、且又松前奉行所より可相渡御諭書之儀は、末御文言之處は當然之御文意に付、可相成丈け差跨不申候様可仕哉と奉存候間、追々フロシヤ言を以、横文字に解し道理を結び候時は、兎角異國之情真理に模通り兼、都而文義通徹仕兼候に付、兼而彼地よりの文意に應し、程よく添削之儀も被仰付候儀に付、御文格之内にて、少々充前後取直し相渡、猶了解仕兼候儀は、數篇教導仕、たごへ遷延仕候共、辨別仕兼候儀は、委敷可申論積り差含罷在候處、在留カビタン、ゴロウイン等久々滞留も仕、粗御國法之趣も、とくと

相辨居候間、此度罷越候船長共猶示談仕、御諭書之趣精々申合候處、誠意通徹透仕、正義顯然と仕候趣等感伏仕、且是迄在留之もの共、格別に御憐惠も有之、御手厚之御取扱等にて御厚德之趣、逸々承知仕、實に難有趣申聞、段々御諭し之趣は、本國に歸船之上、得と夫々申聞候様可仕趣を以、別紙御請書迄も差出候間、則書簡類等一同取調、此段申上候、以上、九月廿七日、以上、栗園抄、靖北録文化十年九月廿六日、於箱館沖之口、魯西亞船長イリコルトに渡、

松前奉行より之諭書魯西亞語に相綴、日本語に反譯之書付  
諭 從松前鎮臺

日本國、魯西亞と昔より、仇にても怨にてもあることなし、其國の船蝦夷島に亂妨せしによりて、此方よりも守備の兵を置き、クナヅリにおいて、其方之同伴を捕へ吟味するに及て、彼等先に亂妨せしは、其國政治家のしる所にあらずして、海賊の仕業なりといふ、然といへども猶不信なり、只今其國の官家

より、此明辨を贈りて其證を明にす、依之初て我を欺かざることを知る、且依之、我か疑念散却し、今其方の人々をかへし、此後兩方より絶て怨を殘さす、異國と新に通信并互市を始むる事、我國中掟を以許さす、この事に於ては、長崎に於て其國の使節來りし時、其詳なる事を論せり、日本地方近くは論なく、蝦夷諸島にても、若し異方の船近き所に來る時は、則銃丸を以て打拂ふこと、是我官理地の嚴命にして、毎も變革する事なし、依之後來今の事を以て、若し他事に託し、通信の欲情を以て推して來る時は、則幸なきに至り、又是を以て害に至らん、是に依て爲後來是をささす、

文化十年九月廿六日

大日本官理松前島之鎮臺

(印所)

本紙に於て置く所の印章、サダカツといふ詞を以てす、此人の本名にして、服部は此人の姓なり、扱又備後守は身分格式の稱號なり、

村上貞助 譯す

上原熊次郎

右再譯仕、差上申候、以上、

西九月

村上貞助

上原熊次郎

同日、魯西亞船役人イリコルツに、松前奉行より諭書渡に付、爲右請取同人差出候横文字書付、并在留魯西亞人とも同人に引渡、イリコルツより之贈物返却に付、爲請取差出候横文字書付、合二通翻譯書付、

松前大鎮臺附第一の兩御役人高橋三平、并柑本兵五郎高貴諸君に

松前大鎮臺之御諭書予請取之、并其趣悉く承諾仕候、右御書面カムチャツカ到着之上、我政家に相達し可申并我地方諸役人の申論し、此後魯西亞皆國之諸船、日本御領地に絶て不能越様、我政家より嚴敷申付候儀、貴方高貴諸君にも御承知可被下候、

千八百十三年十月七日

自注、本邦九月廿六日

松前大鎮臺附第一兩高貴御役人高橋三平、柑本兵五郎諸君に、從カムチャツカ轄并魯西亞帝家之武船ジャナ役人、

魯西亞皇帝之臣、甲必丹ゴロウイン、ミチマン自注、官名、モウル、船司ハレブニコフ、舟子シイモノフ、マカロフ、ワツリエフ、シカエフ、及ヒクリ、ツケ人アレキセイ、悉く帝家之船シアナに罷歸、并イルコルツカ鎮臺より、松前鎮臺に之贈物も同様、被成御返請取申候、

ベートル イリコルツ

印(ベリ)

千八百十三年十月七日、自注、本邦九月廿六日

右之通、反譯仕差上申候、以上、

西九月

足立左内 馬場佐十郎

村上貞助 上原熊次郎

同日、吟味役より之申渡書魯西亞語に綴り、再び日本語に反譯之書付、  
譯するに、魯西亞語を以てす、

覺

從松前鎮臺附第一之官人吟味役

一魯西亞船、此二十ヶ年前按するに、寛政四年、松前に來、及此十一ヶ年前に、魯西亞國の使節レザノツト長崎に來りしは、文化元年にして、今年より十年前なり、

今十一ヶ年あるは、長崎に來る、其時詳に我國法を字なるへし、下同し、然も其方にては辨へざる事と察せり、其故は、言語及文字總て相通せされはなり、然るに、今其方の人を捕へ留たるに依て、自然に我事の詳を論し易し、若魯西亞に歸らば、明に我鎮臺よりの諭書を以て、其方の地方カムチャツカ、ヲホツカ、并他の官人に、日本の法を承諾させ、此後其方より此上之誤無之様相論すへし、

一我國中之重禁、吉利支丹之教法にあり、依之、長崎之外、若歐羅巴の船を見るときは、則上陸を許さずして是を打拂ふ、しかも魯西亞のみならず、然るに、今年クナヅリに於て、是をなさざるは應接すへき所以あるを以てなり、又今爰に來るは、待處の船なるを以て放煩する事せず、若し此後無約にして來らば、則何處にても直に打拂ふへし、能此趣を辨して、是を以て不幸に至るといへども、必怨さるへし、

一若し歐羅巴より此方に來し人、我國人に吉利支丹の法を教ゆる者ある時は、則其者を歸さすして重刑を授る事、是我國法中にあり、然るに、今捕る



處の其方の者、かゝる仕業をなさず、依て、彼等を許して今歸國せしむ、此趣も亦能辨すへし、  
 一此前去る八年、按ずるに、文化三年なり、下三三并去る三年、魯西亞船蝦夷島に來りし前、毎に其方の領島よりラソワ人接するに、魯西亞の屬島ラソワ島の夷なり、差越し、竊に我領島をみする事あり、此主意我方より速に知るといへども、然も無智之ラソワ人、魯西亞人の爲に勤て旨來するを憐み、依て兩度とも無事に彼をかへしやれり、然も、此後若し我か此意を辨せず、彼再度來る時は、則必是を捕へて我法刑に行ふへし、能此旨を辨ふへし、

一我國に於ては、異國と交易する事を希はず、然も我國中の用物不給ある事なし、長崎に於て交易をなすは、古より我と約ある國の爲に往來を許し、利而已の爲にあらず、然るに、往時より其方の念慮を以て、度々屢願するものは、汝我國之俗習を其國に比考せるとみえたり、是大に誤れるなり、依之、此後はよろしく、總て交易の意を絶つべきなり、

文化十年九月

高橋三平印所  
相本兵五郎印所

本紙に於て、二人の官人俗習に依て、日用の題印す、

村上貞助  
上原熊次郎

同日、吟味役より在留魯西亞人共へ申渡の趣、爲請書差出す横文字反譯書付、

松前鎮臺附第一高貴之御役人兩吟味役君に、魯西亞帝之甲必丹ゴロウイン、士官モウル、并へレブニコフより、君之覺書と名附られたる書、我等拜見いたし、是を答奉る爲、謹而下條に呈し候、

一我國の船、此二十二年以前松前并十一ヶ年以前長崎に來り、日本之高官に如何應接ありしや、予等詳に悉く是をしらす、然も相考候處、又君のこし、我か言語は君に不知して、君の文字言語は我に通せざるを以て、應接中誤り可有之、かつ長崎に於ては、和蘭陀國の者、譯を欺話いたし候事、曩に我か士官モウルか呈書に相認、我等も亦同様是を證し候事も有之、旁以、兩方より悉くは辨せざる事と奉存候、只今異國之船、貴國中に來候節之日本御法制、予等御明諭を以て辨知いたし候に付、謹而君に

致感謝候、若し神明并君の大帝家大國王の惠を以て、予等魯西亞に罷歸候は、思召之通必我地方之官人に諭し、猶又政家に呈書可致候間、君にも御承諾可被下、我愛人の國王皖と御法制之趣、承知いたし候は、悉く嚴に自國の船々に命し、決而御法制を破り申聞敷候、

一若我等に被諭候は、御國人に吉利支丹の教法を教へざるを以て、則生國に被差歸候よし、是に依て、予等謹而愛人之御政家に奉感謝候、右様之大惠唯我等而已ならず、我親戚朋友も後來感覺可仕候、然るに、右教法之儀に於て相願候は、魯西亞にては他國に罷越、我教法を以て外人を教ふる事無之儀申上度候、自國中魯西亞人之内に、異俗之國人有之、譬へは韃靼人、バシキル人カウメキ人、及其外も、是等は吉利支丹の宗徒には無之、彼等方之教法は別種御座候、彼等には自分の寺刹并僧徒有之候得共、我政家はを許し、色々の神佛を拜し、是尊信いたし候事も、自身の心により候事、是其證據御座候付、相認之候、  
 一猶又、魯西亞船此八年以前并三年前、毛夷島

に罷越候前年、ラソワ人をして御領島に差越、ひそかに御島を伺せ候由御諭有之、此儀に付候ては、予等申上候儀有之候、夫毛夷島に來る魯西亞船、各其意異にして、其なす處の形狀も亦懸隔いたし候、初め船は商價のものに有之、亂妨の意を以て罷越、唯政家の不知のみならず、其船主も是を存不申、其仕業は盜賊の形狀御座候、然るに其次の船は自注、御座候、官家のものにて、扶助を乞ふて其價を贖ん事を願ひ候處、御答は不受得進退相迫り、日本之御法制御習俗は存不申、旁無據人用品少許を取候得とも、日本御役人の御損失相成候程は、悉く代料を以て相償候半と存罷在候、然處日本之御方々にも、歐羅巴の風俗并應接之法御存無之候故、初船の仕業を以、我等罷越候も同様之儀に被思召、我等も御免許無之事御尤之儀に御座候得とも、乍然只今爰に申上候通、船々の間懸隔いたし候儀は、此申上之通御承知可被下候、扱ラソワ人之儀は、我政家之申付を以、御島に罷越候儀には決而無之、并カムチャツカの官家も、彼等所爲に於て存不申、是我等庭と承知罷在候儀御座候、猶彼等カムチャツカの役

人共の相隠し、自身身上の利の爲にいたし候儀は、當所にて予等同居いたし候クリ、ツケ人アレキセイ、自身承知罷在候、君の覺書以來、ラソワ人の御取扱方、至而適然之儀御座候、右に付予等謹而感謝いたし候、予等罷歸候後、彼等仕業之儀は政家にも可申聞候、我等按するに、葛莫西都給役人共、彼等此後右様之儀不得仕様嚴制いたし、魯西亞皆國境界の如く、役人之免許無之候得者、妄に他國中に行不相成、總法之通可取計事御座候、一交易之儀に於て、我等謹而可申上儀有之候、魯西亞許多之國々と交易之約束有之といへども、然も何れの國人にても、予か政家、暴凌之形狀を以て交易を強ひ不申、唯雙方より相好、雙方之勝手に相成候故之儀御座候、右付而は、日本之御政家、新に異國と交易ある事を不被爲好儀候は、我政家會而強願いたし候儀には無之候、カムチャツカ并ヲホツカ諸縣、魯西亞領たる事も既に百年を過ぎず、其節總而日本交易は無之候得共、存立いたし候得者、此後交易無之とも立行可申事御座候、右之通御座候得者、日本御政家にも御承知可被下、我等自國に罷

歸候は、此覺書中、并高橋松前鎮臺より之御諭書を以て、御法制を申諭し、魯西亞此後御制に逆し、時々君を切し交易を願ひ候事無之様可致候、并此諭書に依て、我等彼高橋君、及君に至多之恩惠を奉感謝候、  
千八百十三年九月日  
フシリイ ゴロウイン  
フエトル モウ  
アンデレイ ハレブニコフ  
右反譯仕候上、在留魯西亞人共の爲讀聞候處、相違無之段申候付、奉差上候、以上、  
文化十四年九月 村上貞助  
上原熊次郎以上、筆記、北條

文化十年十月廿三日松前出書狀、  
一別紙之通按するに、別紙あるは、松前奉行、及び候處、無何事奉畏候に付、御捕之者カビタンゴロウエン并モール始め、マダロス、其外ラソワ人ヲロキセ迄八人共不殘、九月廿四日御引渡相濟、同廿五日同湊出帆、按するに、魯西亞を渡せしは廿六日、出帆せしは廿九日なり。同日帆影

見隠し候趣に御座候、是迄十一ヶ年之間、兩國のつれ當秋に至り穩に相解、此節之御取計は誠に天下の御大事に候處、御靜謐に相治り奉恐悅候、此節渡來之長へは、松前御奉行様無御逢、御吟味役方御逢被爲成候、則御奉行所へ進物として差出候品、左之通、  
一 一丈程  
緋ふらた切

右之品々は御差返しに相成、此方より被下候品は、左之通受納仕候、  
大坂酒 七樽  
白米 二十俵  
玄米 三十俵  
薪 五敷但、横角五百五十本、  
緋酢 五樽  
棒鱈 三十束  
大根 千五百本  
緋みかき何程とも相知れ不申候、  
一此節乗組之内、ヲロシヤ國日本通詞之名キセン  
フと申もの有之、日本文字其外言葉も、大體之儀は

相分り候よし、此方之通詞は、御調役下役村上貞助、在住勤方上原熊次郎、天文方表火之番足立左内殿、高橋作左衛門殿手附馬場佐十郎席持格にて、是も諸事立會之よし承知仕候、

一當四月、ヲロシヤ國の、フランス王責寄、舊都ムスコも被責取、既新都ベセレブルガまで危急の處、謀計を以、又々ヲロシヤ勝利を得、フランス二十萬之軍勢を追打に仕候所、纔二三千に成遁去候に付、手強追かけ、フランス本國迄追詰、右國境よりヲロシヤ凱陣仕候故、是迄多年フランス押領之阿蘭陀始め、其外歐羅巴之内、多分當年ヲロシヤ屬國と相成、又海國イギリス國とは和睦いたし候趣御座候、按するに、此條他事にわたれ、後考のため姑存す。  
一此節渡來之ヲロシヤ船は、長崎に渡來之紅毛船に見合候へは、第一之小方にて、石火矢等多分五百目筒位、一貫目筒位迄は有之候半、右を數挺仕懸、小筒は船中夥敷趣に御座候、  
一婦人兩人連渡、一人はイリコルト妾之よしにて、今一人は其頭役之者妾之由承り申候、  
但、カムシャーツカ賣女之由、面色相應に有之、

衣裳畫は紅毛女のことし、長崎秘記、文化十年九月廿六日、箱館奥の番所に於て、守衛を嚴重に備へ諸吏列居、高橋、柑本の兩士、首長イリコルトに官府よりの諭書を授け、且其虜八人を渡す、會長謹て拜戴し、虜人の請取書を捧、此度の謝儀として方物數品を獻す、然れども其品はた、ちに相返し、旅泊、薪水、食物の數を賜はり、魯西亞船本國に歸る、是よりして蝦夷の千島の外迄も、たえて浪立の事とは成ぬ、山本氏筆記、一千八百十三年第十月六日、自注、我文化十年九月廿五日、通事來りて、モウル及ヘレフニコフ、及帽子と佩刀を返し與へ、今日奉行、備等を免すへき命あれば、皆着服をし、刀を帶して、奉行の前に出へしと云しに、我等みな満足をなしぬ、此日、午時に我等を導き、奉行の館に至りしに、我等三人は甚た好き廳に居らしめ、水夫とアレキセイは別室に置たり、姑ありて又、我等三人を大なる廳に誘へり、爰には譯官、通事等二十人許、兩側に列座せり、奉行は侍官を從へて出て席に着ければ、諸官人彼に向て禮をなせり、其式みな前例のことし、但奉行の刀を持たる者、

刀を奉行の側におかず、兩手にて是を捧たり、奉行懷より大なる書札を出し、我等に示し、通事をもて、是は政家の命令書なりと云へり、此時諸官人は、皆頭を低れ、木偶人の如く靜り居たり、奉行其書を披らき高聲に讀たり、其意は別に記せることと、我等を捕へしは、ホーシトフ亂妨せしに因て也、然るに、其事は彼か一己の意に出たる事を證明せしによつて免し歸さる、從て明日、テイヤナ按するに、乗移るへしとなり、通事其意を我等に通し、我等承諾せしよしを反命しければ、又一人年長の官吏と熊次郎を、水夫等の處に遣りて、其意を示さしむ、其内に奉行、又別の書札を出し我等に讀開せ、貞助通辯せり、是は奉行より我等に示す處なり、其文に曰、備等三年以前、別たる日本の邊境に滞留せし處、今般本國に歸るへきになりて、予に於て悦ぶ處なり、殊にゴローインは、年長たれば格別に心勞有しに、念願の通り歸國の事成就せしは、予に於ても満足せり、さて日本國法にて異國人と交り、并異國船を日本海濱に寄する事を禁するは、備等已によく

知る處なれば、歸國の上此事を其政家に傳ふへし、又我等務て意を用ひ、備等に應接せしかども、固より備等の風習を知らざれば、毎に齟齬せし事も有へし、但各國習を殊にすれども、只誠實を盡せし事を察すへし、其餘は只備等無事に、速に歸國有ん事を祈る處也、我等是を聞て、奉行の懇切を諭しければ、奉行座を立、我等も旅館に歸れり、モウルは、此日も聊喜色なく、只日本人の所業こそ不審かしけれどてつふやきけり、一我等旅館に歸りければ、士卒等我等を賀すること多く來れり、其内に奉行に次く三人の重役は、書翰を以て我等を賀し、是を以記念させよとなり、其文に曰、備等久しく我國に日を送りし處、今般奉行より歸國を命せられ、已に起行の期となれり、我等も久しく備と交りたれば、今更別を惜めり、然るに松前の地は王都と隔絶し、萬事自由ならざる處なるに、備等恙なく暑寒を凌きて、かく手平を得て按するに、此歸國に臨めり、備等の悦ひ限りなからん、

我等においても亦喜悅少からず、なを旅途の恙なき事を祈る處なり、聊送別として此書を呈す、日本人の我等の歸國の事を悦へるは、實意とみえて、通事の話に、箱館第一の寺にて、信の願に由て、我等が無事に俄羅斯に歸らん爲とて、五日の間祈禱を爲さしむといへり、此日奉行より、一人の官吏と熊次郎をテイヤナに遣り、リコルドに我等か免されし事を告しむ、此に由て、予よりもリコルドに、按するに、船長なり、但しこの書簡には、イリコルトとあり、書を送るへしと云しかば、書して送れり、此夜通事等、旅館の樓にて我等を饗せり、卓上に鴨、雁、生物の精饌を排へ、酒筵盛也、終に又漆塗の箱篋を數品贈れり、是は彼等に惠める書籍の代として、官より償に出たる物を、按するに、以下脱文なり、日本人、我等か所持の品々書記して置しか、免さる、數日前に、其品を態給せしに、首大に一具なりき、按するに、此續解したし、上々は嚮に看守の者に與へし也、然るに、其首大には如何せしやと予に問しゆる、或官卒に與へたりといひて、姓名を云さりければ、強て其名を問ひ、其事後に露はれなば、其者咎

を蒙るなり、今其名をいへば彼に咎めなく、只其品を取上るのみなりと云り、予云けるは、我等が所持の品とても、歐羅巴の品に異なる事なければ、和蘭陀人より得たりといは、害なかるへし、一同月七日、自注、我九我等好き衣服に改め、看守下隷等器材を聚め行李に收めて、少しも残りなく持出せり、午時頃我等を導き海邊に至れり、此とき人夫夥しく出て、我等が行李并贈物等を持運へり、(食物は、船中の備として米五十俵、酒數樽餘りなり)我等を濱邊の賦稅處に近き舎に居らしめぬ、やかてリコルドは、サウユリと通事キセルフを伴ひ來り上陸せり、日本人是を導き、前日リコルドに出會せし家に至り、我等をも其處に將て行けり、此處には三平、兵五郎を初、諸官吏並居たり、其内の長官なるもの、一人の下吏に命じて、リコルドへ贈物の目録を臺にのせて出し、リコルドに讀しめ、又予か前に持來りしかは、予此書面は已に知る處なれども、又恭しく是を讀たり、次に又、イルコーツカ總督よりの贈物を出して返し與へ、又我等に賜はる歸路の食糧等の目録を予にわたし、終に別れ

を告て出る、一般に乗らんとせし時は、高田屋嘉兵衛も出て我等を教導し、奉行より出せる小舟にのらしめ、其外數艘の小船に、我等の行李、賜物、食糧を積入て濱を乗出たり、賦稅處より濱邊に至る途にて、我等か知るご知らざる日本人多く出て、別の情を述たり、爰に我等はしめ、本國を出て航海せしより、已に五年の久しきを經たり、其内日本の因となれる事、二年二月廿六日なり、(終りの六箇月は、免されて本國に歸るに定り、我船の來るを待たるなり)其間の艱難辛苦に堪て、今我帝家の船に乗り、我國の人々に逢事なれば、實に再生の思をなせり、其悅筆には盡しかたし、一同日晝後に奉行よりは、三四階も下なる日本の諸官吏并通事、學士等、テイヤナに來れり、其内貞助、熊次郎は、絹もて作れる玩物或は茶菓子等を贈れり、我等よりも諸客に、茶、甘き焼酒及リケウレン自注、酒名等を出し饗しけるか、甘き焼酒とリケウレンは、みな甚賞美し悦へるさまなり、其中にリコルドは、イルコーツカ總督の謝恩の書を通事に

渡しければ、その寫書に日本譯を施したり、又彼等我國帝の璽書を看む事を請ければ、予かうラヂミル自注、上の御押自注、此二を出し、卓上に置き是を示しければ、皆頭を卓上に低れ敬て是を看たり、一彼ら辭し去らんとせし時、親疎に準して少しつつの物を與へけるに、彼等人の見ざるやうに、密に是を請て袂に收めぬ、是に因て、大なるものは、みないなみてうけず、書籍、畫は嫌はぬ事と見えて、クルーセンステルン、并ラヘロツセ自注、人名、か地圖、或は額の縁に硝子を取除て、畫計を贈りたり、額の縁の硝子も僅なる品なれば、強て受よと勸めしかと請さりき、一テイヤナのクエイト自注、船屋の内には、諸官吏入り來り、其屋上には諸客群り居り、又小舟に乗り來れる兒女は、船の四周に圍ひて、俄羅斯船を看居たりしか、官吏等返り云ければ、皆乗り移り、船中を見廻りしかは、リコルド、彼等に俄羅斯船の記念也とて、羅紗の小裁、硝子玩物等を與へ、小兒には砂糖を與へければ、皆大に悦へり、次第に此客つとひ來り

て晩に及びければ、我等か休息も甚遅くなりぬ、一次の日、第十月八日、自注、我九彼小舟にて日本より送り越せし我等が行李を開き見しに、衣服は固より、僅なる小片子迄も失へるものなく、悉く日本人記號して、甲は誰、乙は誰の品と記せり、其内一つの箱に剃刀と鏡とを入置しか、其鏡は陸に運へる時碎けしとみえて、囊の内に其碎片ありて、牌子に此鏡は如何なる事にて碎たるや知らずと書せり、かくのごとく日本人の慎重なるには感嘆せり、(日本人は硝子鏡を用ひず、銅を以鏡とす、其透明なる事硝子に劣らず)我等か船に訪來りし上客は、高田屋嘉兵衛なりしか、彼我等にいひけるは、此上奉行へ恩諾の贈物はなすへからず、日本政治家の許さる處なり、奉行の意は唯速に出帆せん事を欲せりと、又水に缺く事もあらんとて、數艘の小船に我船の水桶をのせ、陸に至りて多く水を取來りて與へぬ、(リコルドは奉行を見されども、奉行はリコルドが上陸して賦稅所に至りし時に、物の蔭に居てリコルドを見しとなり)暹厄日本紀事、同月廿九日、魯西亞船箱館を歸帆す、時にかれイルコ

一ツカ役人書簡のよしをもて、海岸巡視の者に託し奉行所に出す、其書中、日本魯西亞の接境を定めんと  
の事ありて再渡を醸す、よて服部備後守より書取を  
もて、江戸に伺ふ旨あり、

文化十年十月六日、服部備後守より、柳生主膳正、  
安藤彈正少弼に贈る御用狀、

魯西亞人論書申渡、其外とも萬端無滞相濟、去る廿  
九日歸帆相成候間、御固等勿論番船之外取締とし  
て、下役以下之内、海岸を船にて見廻等爲致候處、  
右船出帆懸け、別紙書簡差出吳候様相頼候旨にて、  
御役所へ差出候間、一覽いたし候處、按ずるに、此書先  
簡下に載す。  
便申上候ヲホツカ書簡之趣にて、接境之儀返事承  
度と之儀有之候、右者此度一件に不拘儀にも有之、  
殊に國境を相定候杯と之儀は容易に存寄等難申上  
筋には御座候とも、魯西亞人共一體之様子、粗人情  
等も及承候ま、別紙取調差進申候、御一覽之上、  
格別按ずるに、別  
簡下に載す。御衆議にも違ひ不申候は、御内慮  
御伺可被下候、尤格別之事故、輒く可申上儀には無  
之候儘、猶被盡御談判、先攝津守殿按ずるに、若年  
寄細田正致。御内  
意御伺被下、御上被下され候様いたし度奉存候、

一別紙御内慮伺之儀は、名面認上不申候間、御連名  
相成候ても宜候は、右之通御取計有之候様いた  
し度奉存候、  
同人伺、

魯西亞船、出帆之節差出候書面之儀付、御内慮奉  
伺候書付

此度魯西亞船渡來歸帆之砌、御固等之儀は勿論、番  
船之外にも夫々爲取締、下役以下之内、海岸小船に  
て爲心付候ため差出置候處、右魯西亞船中より、一  
封差出吳候様相願候段、御役所へ差出候、右は、先  
達而差上候ヲホツカより書翰之内、接境等相定度  
段申越候趣返書之儀候處、右挨拶之儀は、此度一件  
に不相拘品にも有之、殊に句季も後れ候ゆる、伺之  
上申達候而者、迎も歸帆難相成、其儘に差置候處、  
此度差出置候書面之趣に而は、自國の對し彼等一  
己之申譯も難立、返酬相願候儀、得と勘辨仕候處、  
ヲホツカより差越候書面、和解之趣に而者、貴方諸  
君之御通徹、并有致之思召之様子を以相考、此方政  
家に而は、大日本之官地と及魯西亞と之間、接境  
之親睦を彌堅くせん事を希ひ候儀は、私存罷在候

付、甲必丹レイテナント、イリコルツへ、如何様と  
も貴邦適理之法を以て、此兩大國人之近昵を取結  
候様、差圖いたし置候、以來此親睦をなし候へは、  
兩方之益と相成候事疑なく、且唯今迄之如き不可  
敷事を以、接境之好を勸候儀は、會而無御座候、  
一日本之御政家、兩國人境界に於て、永久不變之應  
接所を定、好みを結ふ事を被爲好候は、當時魯西  
亞と唐山之間に有之候通、起基いたし度儀御座候、  
此一法有之候得者、此接境兩大國人之懇意堅く相  
成、且は不可辨或は不可信事、悉く斷絶可仕候、  
右接境を相定候儀は、兩國境界に於て永久不變之  
應接所を定、好を結び、唐山同様起基いたし度と  
儀は、兎角互市之儀を差挾、耽とは表し不申候得  
共、唇齒之間を不離、交易之意味をも相合候交底に  
も相見候、一體輕蔑之族に候得者、今日之正理に違  
ひ、規矩準繩之外を常々仕候人情に相見候間、御國  
法萬古不朽仕候様、いかにも御嚴重に示し被置候  
外は無御座哉に奉存候、乍去右接境之儀は不輕儀  
に御座候處、在留魯西亞人共ねも、御趣意之趣悉  
く示し遣候儀に付、實は是迄右體、御國制御國情之

通候儀は有御座間敷、歸國之上は猶得と、彼等より  
も打拂其外御嚴制之儀は勿論、御趣意之趣夫々可  
申開趣に候處、乍去一體西洋風俗は、魯西亞にも限  
り不申、至て悍猾に有之、常々の仕業も容易に相  
見、甚輕卒に候へは、自國に引競、本邦之糾律御嚴重  
之處、却て合點仕兼候儀もま、有之、此度在留之  
の共も、得と不違様申論置候儀には御座候得とも、  
一體人情之儀も本邦杯には表裏仕、意外を好候へ  
は、永年之内には、又々變革仕候儀も可有御座哉難  
計、蝦夷地之儀は隣候國界にも有之候へは、漂流人  
請取渡一片之場は、島々之内に御定被置候程之甘  
きも御座候は、却而向後、手をかへ品を替、渡來  
仕候儀も有之間敷哉、併不容易之儀にも御座候間、  
御内慮相伺候上、追々相伺候様可仕哉奉存候、依  
之、先御内慮奉伺候、以上、

十月

(下札)在留魯西亞人とも申開候は、紅毛魯西亞と  
は唯今敵國に付、漂流人等、彼國之船に御引渡相  
成候而は、何とも迷惑之趣、在留中申開候儀御座  
候、以上、松前蝦夷地御  
用留、栗園漫抄。

文化十年九月廿九日、在留魯西亞人とも御歸被下候は、爲御禮可被差上旨にて、イリコトツカ役人より差越候書狀之由申之、在留之者引渡相濟候後、魯西亞船より差出候横文字書反譯

大魯西亞諸國を統御せる英明の國王皇帝、官理邊界廣大之イルコトツカ轄之鎮臺、文官補佐のデイスウウイテリ、および官章をかゝるテレスキンより、大日本天子、公方、高位之官理、松前及北方之諸領大鎮臺に、感謝及び懇親之書翰、

是天子、公方、高位之官理、松前島及び北方之諸領大鎮臺君に申上候者、魯西亞の海上官、甲必丹ゴロウイン、ミチマンモウル、船司ハレブニコフ、并四人之船子被留候處、彼等貴方之擒に相成罷在候始終、彼等か自分に相叶候如く、總て不自由之儀無御座、又遂に邊界イルコトツカ轄鎮臺の予より願ふ所を以、彼等を魯西亞之甲必丹イリコルツに御歸被下、予此爲に歡娛仕、みづから貴方大鎮臺に、心中之感謝を可呈奉存候、

一貴方大鎮臺、右之被成方にて、日本御政家より魯西亞に親懇及び和議之御主意を被爲顯候付、予も

亦是を以て、往年より魯西亞日本之間、和議安穩斷絶不仕儀、ホウラシトフ我儘之仕業より分割いたし、クナジリ島に於て、日本之村落有之候事を不存、且は唯薪水之入用計にて此島に立寄、日本御政家に對し、其罪少き魯西亞甲必丹ゴロウイン、同伴一同強て被召捕候事も、やうやく不幸に不陷儀過喜仕候、

一此節の如き事にて、昔時よりある處の日本と魯西亞の懇親の結文を薄くいたし候用心の爲、又は此境を接へ候兩國之平和且安穩を彌堅くいたし候、將又兩國人に於て、利益となる睦敷應對を立候爲、予貴方大鎮臺に相願候者、右之事付、貴方上政家之思召御知らせ可被下候、扱又兩國人懇結約之爲、常に不動之福基を立へき所之睦敷應對には、雙方より何れの時に至り可申哉、其時節御差圖之儀、予君に相願候間、甲必丹イリコルツを経て、予に御答被下度存候、

鎮臺の所治イルコトツカ府に於て、繁榮之魯西亞皆國皇帝即位せしより十三年中五月三日に於て書呈す、

ニコライ テレスキン

(印)

右之通、反譯仕差上申候、以上、

西九月

足立 左内 馬場 佐十郎  
村上 貞助 上原 熊次郎

同日、魯西亞船出帆之節、差出候横文字反譯書、大松前鎮臺附第一之兩高貴高橋三平及柑本兵五郎諸君に、從葛莫西亞都加領并魯西亞帝之武船ヂヤナ役人イリコルツ、及甲必丹レイテナンツ、ゴロウイン、

彼高貴イルコトツカ鎮臺より、大松前鎮臺にクナジリ御役人に被留候魯西亞人御歸被下候に報ゆる感謝之書中、他之志願之儀申上候處、此儀に於ては、大松前鎮臺にも、帝都より之御命令無之候而は、御返答被下候儀も不相成由、私ども相考候處、彼高橋イルコトツカ鎮臺、右書面相認候節は、日本御政家より此方之人數御歸被下候節、右様之御返書自注、御論書之儀御座候、可有之とは不存儀と奉存候、然處今右之御答之譯に而は、私ども方より貴方御官家に

對し、不適并失禮之仕方有之儀と、我政家之もの共存候様相成、終に是を以て、私共罪科に落入候様相成可申と恐怖仕候、アレザノフ長崎において、日本人に對し彼れ不届之仕業を以て、みづから國王の怒を招き候事も御座候付、私ども別て右之儀心配仕候、依て謹而貴方高貴諸君に相願候は、何卒松前鎮臺に御願被下、イルコトツカ鎮臺之書狀を、帝都に呈上被下候様仕度候、ケ様に時節も後れ、我等此處に御答を相待候事も不被仰付候付、則私ども貴國之御法制に不違様出帆仕、則貴方之湊并貴方之地方近く、我船を寄せ申間敷候、乍然、明年六月七月之中、自注、本邦五月六日頃兵器無之小船、エトロフ島之北部、去る千八百十一年自注、一昨年之儀に御座候官船ヂアナ、クリ、ツケ人アリキセイを請取候處之邊に見え可申候間、其節何卒蝦夷を以、右御答書被下置度、謹て奉願上候、私ども此書相認候儀は、日本御官家に適然之禮敬を顯し不申、且は私ども不届之仕業付、只今之御答自注、御論書之儀御座候、出候儀と、我が政家之者ども存候様相成候ては、私ども自身我が政家之怒を招き可申と恐怖仕候處、御察被下候様貴方高貴

諸君に奉願上候、

ペートル イリコルヅ  
フシリイ ゴロウイン

甲必丹ゴロウイン印は當所に無御座候付、押し不申候、

千八百十三年十月十日、自注、本邦九月廿九日

右之通、反譯仕奉差上候、以上、

西十月

村上貞助  
上原熊次郎以上、蝦夷雜事記

一千八百十三年十月九日、自注、我文化十年九月廿八日、出帆せむと思ひしに風よからず、十日自注、我廿九日に碇を揚て、船をまきりしを望けるに、貞助、熊次郎、高田屋嘉兵衛は、我船を扶け引く處の小船にのりて送り來りぬ、陸の方には、男女集してこれを觀たり、已に沖へ乗り出しければ、親しかりし日本人等、我等が速に歸國するを祈ると呼び、我等も彼等が安全を祈ると呼つ、尙彼等に少しの贈物せんと云しか、彼等は已に足りぬとて謝して互に歸れり、日本人等、我船の影の見ゆるまで小舟に有しか、其内順風にな

りて、矢を射ることく岸を遠さかりぬ、扱も我等、日本にて幾許の艱苦をなして、曾て歐羅巴人は、日本人をバルバリア自注、國名人の如く思ひしか、今此國人の仁心ある事を知れり、予考るに、日本人和順の待遇にて、我第を免し歸せしは、俄羅斯國の猛き怒りを恐れし故ならん、我等を惠めるは、我等に應接の翅なり、自注、保按に、方便之義ならず故に彼か意にかなへる時の惠ま盡して後解したし、唯我等に主意を強く云はれる時は惠めり、日本人かくこゝろに恐るる事有れば、疾より和成すへきに、却て一旦は戦を決して、リコルドに我等を悉く殺せりと答て、實は厚く遇せり、もし俄羅斯の東境も、西境のことく盛大ならば、日本人も尙恐るへきに、東西國勢異なる事は、彼も知る所なれば、一旦は恐れざるならん、此記を讀は、全篇を通覽して、日本人の翅として辨理せし處と、我等が應接せし事とを比考せば、事の始末の審ならん、  
一箱館よりペテルバウルス自注、カムサツカカ海濱に至る海上迄は、甚難風多く、或夜は松前の東濱に漂ひし事もありき、予カイブホールン自注、南亞墨利加洲の地名の航海路に

### 通航一覽卷之三百十五

#### 魯西亞國部四十三

○蝦夷地亂妨始末 クナツリ島

文化十癸酉年十月十日、服部備後守箱館を發途し、蝦夷地を巡行して、同十七日松前に歸着し、翌十八日江戸に言上す、

文化十癸酉年十月十八日、服部備後守より、安藤彈正少弼に贈る御用狀、

魯西亞船渡來一件無滞相濟、去月廿九日彼船歸帆いたし候、然共、風順に寄乘戻し候程も難計、且又、跡取調等も御座候に付、當月九日まで箱館に罷在、翌十日箱館出立、東蝦夷地ワシノキまで廻村致し、旅中無滞昨十七日、松前御役所へ歸郷いたし候、則進達書一通差進申候、

同日進達、

先達而追々申上候通、魯西亞船渡來一件相濟、去月廿九日彼船歸帆仕候付、私儀、去る十日箱館表引拂、同所附村々之内、東蝦夷地境ワシノキまで見分

も、かゝるはけしき危殆の事はなかりき、只船を保つの備をのみ守らせたり、其委しき事は、予か紀行に載せられたは爰に贅せず、  
一 第十一月三日、自注、我十月廿三日、アワツカカ海濱自注、予ハスノ海濱に碇をおろしけるか、此とき葛模沙都加の山には、雪に埋れ人家の有へしと見え、爰にテイナヤに訪ひ來りしは、先ロイテナーナント自注、官名、ヤクスキンと、ウテルエフ自注、人名なり、我等を見て死せしもの、蘇生せし如く喜へり、次てまたロイテナント、ナルマンスコイと、ホシエスキ自注、人名も來れり、彼等と共に、晩に及て小舟にて、ペテルバウルスの濱に入て上陸せり、以上、遭厄日本紀事、

### 通航一覽卷之三百十四終

仕、昨十七日松前御役所歸郷仕候、依之此段申上候、以上、

服部備後守靖北

酉十月十八日

文化十年十月廿三日、松前出或書狀、

御奉行服部備後守様、九月十三日松前御出立、箱館

に御越、右御取計被爲濟候に付、當十七日松前に御

歸り御座候、長崎秘記、

同年十二月廿二日、服部備後守魯西亞船扱方行届し

旨、御沙汰のよし老中より傳ふ、同日、高橋三平同く

骨折たるにより黄金を賜ふ、此日、南部大膳大夫利

敬、かの地御用入費少からざるにより、拜借金仰付ら

る、自餘御手當及び御褒美願進達の事等、安藤彈正

少弼より達書、同十一月甲戌年正月十五日松前に到着

す、

文化十一年甲戌年正月十五日、安藤彈正少弼より、服

部備後守に贈る、去十二月廿五日御用狀松前着、

一當年魯西亞船クナヅリ、箱館に渡來之節、貴様御

取計方御行届被成、萬事無滞相濟候付、御賞詞之御

書付、去る廿二日、備前守殿按ずるに、老中牧野忠精、御直於溜、拙

者へ御渡被成候間、右御書付差進申候、

一去る廿二日四ツ時、高橋三平名代差出候様、備前守殿御書付御下けに付、鈴木甚内名代として罷出候處、魯西亞船クナヅリ、箱館に渡來の砌、遠海罷越骨折候付、金二枚被下之旨、御右筆部屋縁類において、大炊頭殿按ずるに、老中土井利厚被仰渡候、

一當秋、魯西亞船箱館に再び渡來節、貴様同所御越被成候付、彼是御失費等も可有之と存候に付、御手當之儀申上候處、願之通承付候様、去る廿二日備前守殿、布施藏之丞を以御下に付、今廿五日致返上候間、寫差進申候、

一高田屋嘉兵衛、クナヅリ、箱館に魯西亞船渡來之節、取扱骨折候付、御手當之儀御伺之通承付候様、

右同日御同人、同人を以御下けに付、承付返上いたし候間、寫取差進申候、

一天文方高橋作左衛門手附足立左内、馬場佐十郎、

右同斷に付、御褒美之儀、貴様御一名之被仰上書進達いたし候處、作左衛門よりも相願候に付、貴

様御願書は御留置被置候旨、右同日御同人、同人を以被仰渡候間、爲御心得寫差進申候、

御褒詞書付

御褒詞書付

服部備後守

當年、魯西亞船クナヅリ箱館に渡來之節、其方取計

方宜、行届候付、萬事無滞相濟、一段之事に候、此旨

可申聞との御沙汰に候、支配向之内、右に付骨折候

ものへは、出精之段可被申聞候、以上、魯西亞一件、

文化十年十二月廿二日、

金二枚

松前奉行支配吟味役

高橋三平

鈴木甚内

魯西亞船蝦夷地の渡來之節、遠海に乘渡骨折候に

付、被下之、

右於御右筆部屋縁類、大炊頭申渡、

同日、

南部大膳大夫

蝦夷地御用相勤候に付、連年物入多之上、當年領分

不少損毛有之趣相聞、可爲難澁と思召、度々増人數

差出、臨時之入用も可有之候に付、格別之譯を以、金

一萬兩拜借被仰付候、上納之儀は御勘定奉行可被

談候、且又先年之拜借金、當冬上納之儀は被差延

候條、可被得其意候、

右、於御白書院縁類、老中列座、大炊頭傳達書付渡之、

同日廿八日

天文方高橋作左衛門手附

足立左内

銀十枚

右、松前表に罷越、骨折相勤候に付被下旨、於燒火

之間、植村駿河守按ずるに、若年寄植村家長、申渡、以上、御書日次

同年正月二日、若年寄より今年魯西亞船渡來の刻、扱

の趣意三條及び論書を添て下知あり、去年九月廿九日、

魯西亞の接境を定めんとの書簡を呈し、再渡を期せしにより此事あり、備前守の船船帆の條、併せ見へし、但し、かく御下知ありて、再渡を待たれ終に渡來なきは、去年の示諭の、同廿九日、自後漂

國に通し、再渡を延引せしもの、察し、同廿九日、自後漂

流人請取渡しの事、及び同年三月初日、論書等の事に

より下知する旨あり、此年二月十日、嚙に異賊に捕はれし高田屋嘉兵衛、及び水主の所置も下知あり、

文化十一年正月二日駿河守渡、

當夏、魯西亞船此方之挨拶承候ため、エトロフ邊に

罷越候節可申聞趣、

一彼國より申越候接境を定、應對仕度由者、則通信

通商に相當、難成段者申迄も無之候、國境を立候儀

は、エトロフを限り、かの國はシモシリを限り、相



心得、その間に有之島々々者、按ずるに、島々々あるは、蝦夷島國によるに、ウルツプ、ヤンケチリホイ、レフンチリホイ、マカナル、の四島なり、エトロフより海路十里にして、ウルツプ、それより五里を隔てヤンケチリホイ、同島より一里を去りてレフンチリホイ、これより十五里にしてシモシリにいたる、但しマカナルは、レフンチリホイの南五里にあり、雙方より人家を差置間敷、もしかの國よりエトロフまで罷越候は、打拂ひ候段可申遣候、  
 一出帆懸け差出候書面之趣にては、長崎にてレザノット申立方不宜候付、御取上無之と申様の筋にて、不調法に成候、此度は論書之趣は、かの國の書面に拘わらず、此方の御制度計り申述候ゆへ、かの國へ持歸り候上、必定當人より申方不行届候付、又候ケ様之次第と申様に相成、答を得可申哉と迷惑いたし候趣に相聞え、無餘儀筋とも可申哉に付、何も支配吟味役心得を以、イルカフツカ、ヲホツカ之書面之趣者、我國之法度にて一々答に及び難く、依之奉行より返答者不致段、譯台申論し遣し、勿論此度罷越候船之もの、我國へ對し少しも不調法の筋等無之、夫ゆへ捕置候もの共も返遣し候、接境應對等の事は、國法にて難差許上は、罷越候もの之元計に拘り不申事に候段、ヲホツカ役人迄可申遣候、

一漂流人請取渡一片之場所は、島々の内にて定置候程之甘き有之、可然旨被申聞候得共、右は兼而之申論に齟齬いたし、送越方無之候は、不及差歸旨、申聞候者可然儀に候、乍去、島々引續候國柄に候得者、右程の事は弛め置候方、却て以後の渡來を經候筋にも可相成哉に付、若當夏罷越候節、此方之漂流人送越し方之儀承合候は、ウルツプまで送歸候儀者、勝手次第之旨相答、彼方より不申聞候は、此方より起し候て申候には不及候、  
 右之趣を以、申論書は程能相認差遣候様、可被取計候事、  
 同日同斷、  
 我國と其國との境に、たかひに音信を通ずる處を立度との事なれども、前々も申聞する通り、差許かたき國法なり、我國のものはエトロフを限り、その國の人はシモシリを限りとして、その間の島々へは、人家を設さるへし、しかるときは、互に出逢事もなくして雙方無事ならん、若その國よりエトロフまで來る事あらは、止む事を得ずこの方の國法通り、きひしく計ふへし、

一去年箱館を出帆の時、殘し置たる文體にては、その國より申越たる事共詳に答へず、我國の制度計り申論せしゆへ、その國へ持歸りて見せし時、必定此方への申方、明白ならぬに成へきかどうたかふとみえたり、その國の役人申處、我國の法度にさわるゆへ、一々答に及さるなり、去年渡來せし船中のものども、我國へ對し少しも無禮不法もなき譯は、留置しもの共を、殘らず歸したるにて知るへし、境をさため應接の所をたつる事は、我國法にて許さるなれば、渡來の者の取計に寄たる事にてはなし、此譯を能く心得歸りて、其國の役人に申聞すへし、

文化十一年三月十一日 柑本兵五郎祐之判  
 高橋三平重賢判

按ずるに、此月日不審なり、必追書の誤りなるへし、  
 同月廿九日、備前守より駿河守を以伺書へ添渡、漂流人請取渡之儀、ウルツプは空島に付、雙方より右島まで差送候而者、當人難儀可致段、一應尤之筋に有之候得共、たどへシモシリ、ラソワ人たり共、エトロフまで罷越候儀は不宜、決して寄附申間敷

候筋に候間、やはりウルツプ迄差送り候様、申聞せ可然候、此處斷然と無之候而者、隔絶之趣意難立候、尤から島々放し遣候事は、無理なる様には候得共、船を仕立、食物等相應に取入あたへ候は、いか様にも致し立歸候儀可相成候、勿論此方よりの漂流民は、不及差返旨申渡候程之事候間、右之通、離れ島へ送越候儀、難成候は、歸し候に不及候、此方へ漂流のものは、ウルツプに向、船を突放候段爲申聞可然事、

同年二月十日、服部備後守より、安藤彈正少弼に贈る御用狀、  
 當年、魯西亞船エトロフ島の渡來之節、御趣意可申論候趣、兼て御下知に付、右之心得を以、箱館表の乗船用意等之儀、高橋三平より懸合候處、同所詰合にて高田屋嘉兵衛相糺、其外彼地様子心得候もの等よりも申立候儀等、勘辨いたし候趣にて、別紙之通り返書差越候段、三平申聞候間、於當方も種々評議に及び候處、箱館詰申越候趣、尤之譯にも相聞候、尤フウレベツ、シヤナ兩所之内と申越候へ共、シヘトロの方へ、少も相懸候積りにて、シヤナへ出

張いたし、魯西亞船同所引付、論書爲相渡候之積りに取極、箱館へも申遣候、右之段可然被仰上候様いたし度存候、

同日同斷、

當年、魯西亞船エトロフ島の渡來之節、可申諭被仰渡御案文反譯爲致候處、別紙之通書差出申候、尤御案文と引競致勘考候處、横文字引付方も有之候て、再譯之てには違ひ候所も御座候得共、御趣意には相振れ不申候間、右之趣を以相諭候積り申渡候、且彼方に而了解いたし安き方に轉動いたし候趣、反譯いたし差出候間、右書面も相添差進申候、御伺之上、早々御下知御座候様いたし度存候、先づ最前差出し候反譯之方を以て相諭可申旨、高橋三平に申渡候、右之趣可然被仰上可被下候、

一論書名前之儀は、去年中クナヅリにて、魯西亞船へ相渡候之趣に相心得、吟味役名前を以差遣候方に取計申候、乍併、拙者朱印相用候方にも御座候は、早々御下知御座候様致し度、此段も御伺可被下候、  
同年三月廿一日、安藤彈正少弼より服部備後守に

贈る、去朔日出御用狀松前着、  
去る廿七日前書御書狀并反譯書二冊相添、駿河守殿に御直、主膳正を頼致進達候處、右御諭書、阿蘭陀文字にて相認候分一通按ずるに、横文字所見なし下同し、御添、今朝日備前守殿より駿河守殿御取次にて、秋山内記を以、主膳正に御渡被成候旨、同人より差越候間、則右阿蘭陀文字御諭書一枚并被遣候反譯書二冊、御書取相添差進申候、御落手之上、委細右書取之通、夫々御取計有之候様存候、右御報旁可得御意如此御座候、  
同月朔日、備前守渡、

覺

魯西亞人わ之諭書、阿蘭陀文字に而別に一通り爲認相渡候間、和文、魯西亞文共都合三通り、魯西亞人わ相渡し可被申候、  
一右阿蘭陀文字名前は、高橋三平、柑本兵五郎兩人を相添候間、和文并魯西亞文之名前も、同様相認可申候、  
一和文に計畫判相認、阿蘭陀文、魯西亞文には、不及其儀候、

同日同斷、松前奉行に

去酉年、箱館に渡來之魯西亞人共、當年もエトロフ島沖合迄渡來可致様子に候、右に付、品により同島シヤナ邊に引寄、猶又相諭候儀も可有之候間、エトロフに限り、打拂之儀用捨爲致可被申候、且又シヤナ邊爲警固人數引分候儀、松前奉行支配之もの申談候は、任差圖候様可被申付置候、

右之通、南部大膳大夫に相達候間、可被得其意候、同年二月十日、備前守林阿彌を以渡、松前奉行に

エトロフ島請負人

高田屋 嘉兵衛

右、魯西亞人船に被捕候處、罷歸候に付無構旨申渡、唯今迄之通、御用向爲相勤可被申候、

嘉兵衛に附添罷越候

水主

金

平

藏

藏

右、嘉兵衛手元に差置候内者構無之候、生國に歸り相願候は、如先格領内等之外、猥に他出不仕様可被申渡候、

エトロフ島番人小頭  
五郎 次

右、魯西亞船に被捕候處、罷歸候付、松前箱館役所之内にて、小遣等に召仕候様可致候、尤御勘定奉行可被談候、松前蝦夷地御用留、中陸渡録、  
同年九月十日、服部備後守より、蝦夷地諸島警衛筋の事伺ふむねあるに、十月廿七日自今遠境は、松前奉行組にて警固し、南部大膳大夫利敬、津輕越中守寧親の家來は、箱館松前詰の外、姑人數を引拂ふへきよし、老中より奉行及びひかの兩氏に達す、これ、去文化四年蝦夷地の警固嚴重にせられし、去年箱館において、懸々示諭ありて仔細を還され、被離服せし事等によりてなり、  
文化十一年九月十日、駿河守に進達、十一月十二日備前守書取添、秋山内記を以、即刻致承付、同人を以返上、

(承付)書面伺之趣下札伺之通相心得、打拂手當之儀、クナヅリ島地役同心相應に可差遣旨、御書取を以被仰渡、奉承知候、

戊十一月十二日

服部 備後守

南部、津輕兩家之儀、寛政十一未年、東夷蝦夷地初而御用地被仰出候砌、箱館よりシヤマニ、ウラカハ邊迄警衛被仰付、所々陣屋を設、嶮岨之場所者新道を開き、山川之流には橋を渡し、人跡を通、其後奥地一

圓上地被仰出、エトロフ、クナシリ迄、陣屋を取建勤番仕候處、猶又去る卯年、西蝦夷地土地被仰出、當時南部家は東地爲御固、箱館よりネモロ、クナシリ、エトロフに都合人數四百人差出越年仕、津輕家は西地爲御固、松前、江差、ソウヤ、北蝦夷地に都合人數三百人差出越年仕候處、右是迄連年引續、遠境離島迄も人數差出、當時之如く詰人數不相定以前、臨時人數相詰候年柄も不少、勿論大切之御固被仰付候儀に付、兩家において、至て嚴格に相心得、備頭等奥地爲見廻差遣候儀も有之、殊に遠境波濤を凌、寒地に相詰候事故、右人數之手當向も格別手厚に取計、其上諸色海上積送、大造に國用相懸候趣に及承候處、就中、去酉年之儀は、奥羽筋不作に而、南部家之儀別而困窮仕、既に私共道中筋、宿驛人馬繼立、止宿等迄も差支候趣を以、當春は外道中筋相廻候程之儀御座候處、此節は猶更必至と差支候由を以、二萬兩御下け金相願、蝦夷地御入用之内より、金一萬兩御下け之積り申上置候得共、右者全く一時之補ひ迄にて、未々右を以、取續候様には相成間敷哉、當年も七月中之大風にて、餘程作方にも障り

候趣相聞候間、彌不作損毛等有之候は、實に行立申間敷、殊に前書申上候通り、蝦夷地御用起立より當年迄、十六ヶ年御用相勤、凡年分一萬五千兩宛之出方に仕候而も、二十四五萬兩之臨時物入相掛り、此末年々入用も不少儀と奉存候處、右體次第に勝手向窮迫仕、難立行相成候は、終には無是非御用御免等之儀、相願申間敷にも無之、左候而は、是迄數年無滞勤番仕候勤功も難相立、又は右之功を以、高直し、官位昇進等も被仰付、其上度々拜借金被仰付候儀迄も、無詮様罷成殘念成儀に有之、殊に蝦夷地最寄之諸大名、右兩家程御手近成は無之、右故御固向御委任も有之候處、右之通困窮仕候而は、御手薄とも可申哉、旁何れ此上甘きを附、難儀不仕候而、御固永續仕候様之御沙汰無御座候而は、相成申間敷哉と奉存候間、勘辨仕候處、去る寅卯兩年、魯西亞之賊船、エトロフ北蝦夷地において亂妨仕、其後彼國之仕向難相分、右故翌辰年は、仙臺、會津家の臨時御固被仰付、已年はクナシリに、南部家増人數三百人被差遣候程之儀御座候處、其後追々右亂妨之始末、并彼國之事情も相分り、去酉年箱館にお

いて、魯西亞人共も御歸、御諭承服仕候に付、右一條は事濟候共可申哉、勿論當年は、去年差置候書面之挨拶承候爲、彼國之船一艘、エトロフ迄可罷越趣申置候へ共、右は別廉之儀にも有之、右爲取扱支配吟味役高橋三平被差遣之處、先便申越、其節申上置候通り、同人彼島に着不仕以前、一旦船形相見候儘に而附寄不申候由、其後應接仕候哉、又は其儘に而船寄不申候哉、難相分奉存候に付、猶又此上之儀、此節愚考仕候處、兼而及承候にも、彼國之船は四季之風波を不厭、自在に乘廻候由、其上カムサツカ續之島々には、潤懸り之場所も有之候由付、當年は右島々之内に繫泊仕、來年にも可罷越哉、素より寛か之性質にも御座候間、急速之取計は仕間敷、其上兼而交易之念慮深く候故、事を替品を替、兎角應接之線不斷様之取計のみ殘し候哉に奉存候間、此上何年可相掛哉、難見定候所、永く萬石以上之國用を費し、困窮彌増候儀良策とも難申、又年々御固人數被差遣候得共、其陣元一方之御備迄にて、廣大之蝦夷地一般之御備は、逆も難行届、賊船渡來仕、外場所において不法之儀御座候共、其防禦は可仕様無

御座、右體之節は、却而其地の人數被差遣候故、其間えも不宜様に相當り可申哉、土地住居之蝦夷人共計罷在、其餘は請負人共召遣ひ候番人稼方等之末々之もの共に候得は、彼方より手向ひ可仕様も有之間敷、又手向ひ仕候は、其場を立退候共、聊御威光に拘り候儀も有之間敷哉、右に付而は、寅卯兩年之一事は、去酉年迄に而相濟候と見切、先つエトロフ、クナシリ、北蝦夷地等之離島御固は御見合、地續に而東はネモロ迄、西はソウヤを限り、是迄之通り兩家御固被差遣方にも可有御座哉、右之通りエトロフ、クナシリ、北蝦夷地之御固、暫く御見合にも相成候は、兩家とも此上格別之甘きに相成可申、且先便安藤彈正少弼より申越候には、當年エトロフに、魯西亞船渡來仕、應對仕候哉難相分候得共、高橋三平儀は、旬季見計致出郷候様申遣候間、三平出郷之上、得と承札し、來夏は渡來も可致哉にも申候候は、東蝦夷地場所々々爲見分差遣候趣にて、支配吟味役並柑本兵五郎儀、當時箱館在勤罷在候間、明春陸通りエトロフ迄差遣、若渡來仕候は、爲取計可申哉と奉存候旨申越候間、其段御

内慮奉伺候處、右伺之通被仰渡候間、明春兵五郎罷越候に付而は、エトロフには、御固人數不被差遣候而は相成間敷哉、左候は、其節は箱館詰貳百人之内より、五十人を引分被差遣候而も、差支も有御座間敷、既に去る未年クナジリ島へ、魯西亞船渡來仕候に付、翌申年同島に増人數差遣候節、伺之上箱館詰之内より五十人引分、差遣候儀も有之、箱館之儀は、南部地方程近之儀に付、非常之節人數繰出方等も、差支之儀無之、尤右取計者明年限り、臨時之積を以、矢張船にて罷越、たとへ明年、魯西亞船渡來不仕候共、越年は不爲仕、旬季見計箱館引揚候積り、先右之通にて御試之上、彌居合候は、往々は場所々々御固は引揚げ、松前、箱館計之御固に相成候は、永久之御固も安堵相續可仕儀、奉存候、勿論打拂之御趣意肝要之儀に御座候間、兩家人數引取候得者、組同心共人數相増、エトロフ、クナジリ、北蝦夷地に爲相詰候様仕、打拂之御趣意聊相弛不申様、取計候積御座候得共、組同心共之儀、當時百六十人餘有之、多人數とは乍申、外勤向も有之候儀に付、大勢は難引分、一と場所に二十人宛も差遣置

候様仕、若人數不足之節は、最寄場所々々より繰上差遣候は、敢て差支之儀も有御座間敷と奉存候、乍然、右にては打拂之處若御懸念も有之、是迄之通可被差遣候は、松前、箱館并東西蝦夷地共、南部、津輕之御固者、不殘五六ヶ年も休息被仰付、跡御固之儀者、佐竹、富山之按ずるに、富山は越中國富山にして松平淡路守利幹をさすなるよし、兩家に可被仰付候哉、又は松前、箱館は、南部、津輕を御居被置、東蝦夷地者、ネモロよりエトロフ迄、佐竹に被仰付、西蝦夷地者、江差より北蝦夷地迄、富山に御固可被仰付候哉、一躰加勢人數心得をも被仰渡候儀に付、子細も無之儀と奉存候得共、是以臨機に寄加勢人數差出候儀は、相進候様にも可有御座候得共、追々異國に携り候御用筋濟寄候方に相成候時節に至り、入替御固仕候儀も、心取如何可有御座哉、併右申上候内、何れへか御沙汰無御座候ては、南部家之儀は、不遠内必至に差詰、若も御用御免等之儀申立も有之候而は、如何と奉存候間、御趣意之程も不相辨、右之段申上候儀恐入候得共、右等之所兼々勘辨仕罷在、一應不申候も、猶更恐入候儀に付、愚意之趣先御内慮奉伺候、尤安藤彈

正少弼にも、交代之節申談置候儀には御座候得共、前書申上候内、何れの方か御内意被下候は、猶又同人存寄をも打合申上候様可仕候、依之先私一名を以、御内慮奉伺候、以上、

戊九月

服部備後守

(下札)本文、當年エトロフにおいて、魯西亞船爲取扱、高橋三平被差遣候付、當三月廿一日箱館出帆仕候處、風順不宜、所々潤懸り仕、漸六月八日彼島に着仕候處、右以前五月廿四日、エトロフ沖合に異國船相見候趣に有之、右は風順之儀に付、無據儀には御座候得共、若此上、當年之通にも御座候而は、遙々離島に被差遣候詮も無之、彼船渡來可仕時節に後れ候間、來春之儀は陸地差遣候様にも可仕哉と、支配向にも相尋候處、箱館よりネモロ迄凡二百十五里程有之、夫より風待仕、クナジリに渡、又風待仕、エトロフに相渡候儀に御座候處、クナジリ會所元よりエトロフに渡り口アトイヤ迄、八十里程之場所通路無之、小船を以海岸搔送候儀に付、數日相懸り、其上右アトイヤよりエトロフに渡り口、僅十五里程の海上には御

座候得共、ヘルタルベと申場所、潮路至て六ヶ敷、右故毎度風待長く相懸り、陸路差遣候ても、七八十日は相懸り可申趣、支配向之もの申聞、左様ては矢張彼船渡來可仕時節以前に、彼地着仕候儀無覺束奉存候處、彼國之事情推察仕候得者、ごかく交易之意慮深く、事之縁不斷様にのみ仕向候間、急き候取計は仕間敷哉、左候得者、右取扱相濟候迄者、支配吟味役一人宛、エトロフに越年爲仕、彼是緩急之仕向に不拘、渡來次第を相待、御趣意申論候心得無之候而は、難相成儀と奉存候處、エトロフ之儀は格別之離島にも有之、既に當六月八日、高橋三平彼地着仕候趣は申越候得共、其後之否は、唯今以難相分程之儀にも御座候間、此後應接之儀は、クナジリに引付候方にも可有御座哉、勿論當年御渡可相成御論書に、此方はエトロフを限り、彼地よりはシモシリを限り候と申御文言有之候得共、其御論書御渡に付、クナジリに引寄候ても、敢て御趣意に相振候儀も有御座間敷哉、且右取扱方之儀、此上何年可相懸哉も難見定奉存候處、支配吟味役限り爲取扱候

様に而は、一人除切に仕置不申候而者難相成、御人繰等之儀、彼是差支候儀も有之、右者去年殘置候書面之趣御諭迄之儀に而、外に格別込入候懸合向も無之様にも奉存候間、來亥年よりは、クナジリにおいて、支配調役を爲取扱候様仕度、右之趣にも被仰渡候は、是迄クナジリ之儀は、調役一人宛差遣置候得共、右取扱相濟候迄は人物相選、調役、同並之もの兩人宛爲相詰候様可仕奉存候、右愚意勘考仕候趣、下札を以御内慮奉伺候、以上、

戊九月

同年十一月十二日、備前守秋山内記を以、備後守に渡、

覺

(下札)下け札伺之通相心得、打拂手當之儀者、地役同心相應に差遣候様可被取計候事、靖北録拾遺、

文化十一年十月廿七日、備前守より服部備後守に直渡、松前奉行に

蝦夷地警固之儀、去る卯年按するに、文化四年、異國船渡來以後者、別而嚴重に被仰出、奥地島々迄も多人數差出、

通航一覽卷之三百十五終

年々家來共骨折、費用も不少、難儀たるへく候、異國人之儀、是迄も反覆無常に候得者、此後之仕向未難計候得共、去酉年申論候趣も有之候付、一先遠境之警固者引拂被仰付候、來年は箱館詰人數計可被差出候、外國之備難差弛者勿論候得共、緩急に應し不申候ては、可及疲弊との儀を以、右之通被仰出候條、此上領内之手當等無油斷申付、萬一之儀有之候節者、急速に人數差出、手に合候様可被心懸候、委細之儀は松前奉行に可被談候、

右之通、南部大膳大夫に相達候、津輕越中守にも松前詰人數計差出候様相達候間、可被得其意候、魯西亞一件、

通航一覽卷之三百十六

魯西亞國部四十四

○漂流

寶曆三癸酉年、陸奥國佐井村鹿角郡にの船頭德兵衛、外水主十六人漂流して、魯西亞屬國カムサツカに着す、過半死失、七人存在して土着し、或は國王に仕ふるものあり、寛政四年漂流人の子、魯西亞使節と俱に松前に來りしといふ、

寶曆三癸酉年、一に云、延享元年と、然れども天明五年飛騨陣を以て是とすへきか、又一説に、寶曆十二年の頃、ロシアに漂流人ありて、今に大人存命し、子あり、其國を乞へば、松前といふと、疑は傳聞の誤、奥州南部領佐井村竹内德兵衛、外十六人、千二百石積の新艘に乗組、同年十一月十四日、佐井の湊開帆して難風に逢ひ、北方に漂流して赤人の國へ漂着す、德兵衛が親族勝右衛門、奥戸村伊勢屋安兵衛親族利八、大間村長松、宮古湊伊兵衛、長助等今に存生し、ロシアの土人となり、各所々に住居す、利八はカムサスカ土人、日本の通詞ビョトロと云もの、妹智となり、勝右衛門はイルクツコイに住居して、ロシアより銀錢二百文に抱へられ、イル

クツコイの役人となりしに、男子を生めり、此子諸人に勝たりければ、國主よりベイタラランセイチャと云名を與へ、天明三年に至り十七歳なりしか、國主より大船を造らしめ、水主七十四人を添て、勝右衛門の子を船師として、ゴロヲタラハンエリスカイと云港を開帆して、針路を南方に求め、蝦夷の地方に赴きしか、カラフトに到着して土人の爲に殺され、船は流れてウルツブ島アタツトイに漂着したりといふ、自注、此事の詳なるは、右漂流人の中、久助か赤人の國にて生れし子、イワンビリホイチタラヘースニコフと云もの、寛政四年魯西亞の聘使と共に、松前へ來れり、魯西亞紀聞、

寶曆三年自注、廣徳一千七百五十三年、十一月、南部佐井港船戸竹内德兵衛、花工水主共十七名、自佐井港開洋、俄遇大猛風、漂至東察加、時全活者德兵衛、勝右衛門、安兵衛、利八、長助等七人耳、東察加府乃遞送德兵衛等七人於上都、

親按するに、此書の撰者、千人、按、蝦夷雙紙以此事爲延享元年、今抄録以揭于左、

奥州南部領佐井村の竹内德兵衛といふ者、手船

に乗組、十七人にて千二百石積の新艘、延享元子  
 年十一月十四日、佐井の港を出帆して難風にあ  
 ひ、北の方に漂流して、赤人の國にいたる、徳兵衛  
 か親類にて勝右衛門といふ者、同領奥戸村伊勢  
 屋安兵衛親類にて利八、同領大間村の長松、同  
 所宮古湊の伊兵衛、長助等、以上五人存生のもの  
 ありて、赤人國の土人となり、五人各諸所に住  
 す、奥戸村の利八は、カムサツカ土人日本通詞  
 ビョトロといふ者の妹婿となり、勝右衛門は赤  
 人國のイルクツコイといふ所に住居して、赤人  
 の國王より銀錢二百箇にて抱へられ、イルクツ  
 コイの有司となりしに、終に男子を設け、此子庶  
 人に勝れければ、國王よりベイタラランセイ  
 チャといふ名を賜ふ、天明三卯年に當り、十七歳  
 になりしか、國王より大船を作り、水主七十人を  
 添へ、勝右衛門子船師として、ゴロイタラハンエ  
 リスコイといふ湊を開帆して、南方に針路をも  
 じめ、走せ出しけること云、赤人とも予按ずるに、此  
 最上徳内の撰にして、予は御普請役  
 とは己をさす下同し、に向ひては、何國に行しともい  
 はされども、日本の地を望しとみえて、蝦夷の地

方<sup>百三十</sup>に赴きし、終にカラフト島に着く、カラフト土  
 人どもに、船中の人不殘射殺され、その船は流て  
 ウルツプ島のアタツトイと云所に流れ寄りけ  
 る、按ずるに、以下他事にわたれど、  
 も、参考のためしはらく存す、時にエトロフ島の乙  
 名ハツバアインといふ蝦夷人、獵業のため此所  
 へ行ける、かゝる所に漂流船寄りてあり、即乗移  
 りみれば、無疵の死骸一つありて、外に船頭水主  
 も見えず、依て金銀、銀錢、羅紗、猩々緋類夥し  
 く、積主なき船に良産ある故に、拾ひ取隠し置、  
 船をは焼拂ひける、然る所に、毎年獵業に渡來る  
 赤人の船、遠沖より幽にみえて段々間近くなり、  
 頓て此島に着くと見えければ、時にハツバアイン  
 ノ思ふに、赤人の大船焼拂ひ、船中の荷物取隠し  
 たる事、もし顯はるゝに於ては、船中の人も殺し  
 たるやと疑ひもかゝらんとて、日和の善惡も見定  
 めず、遽て蝦夷船九艘に乗組、百人餘にてウルツ  
 プ島より出船して、我住所のエトロフ島に通け  
 歸らんと、潮の急流も厭はず、大難所の渡海する  
 に、折節惡風つよく吹、沖中にて九艘ともに浪に  
 覆へされ皆死しける、赤人共ウルツプ島に着船

して、其邊周章し残り居たる蝦夷人どもに尋ぬ  
 れは、ハツバアインといふもの、當島へ漂流の船  
 中に、死骸一つありて船主なければ、荷物取かく  
 し、にけ去りける次第明白に告ければ、赤人ども  
 是を聞大に怒りをなし、此島は赤人蝦夷兩國入  
 相の業行せし處なれば、難事ならば互に相救ふ  
 へき處、不法のいたし方とて鬱憤を含みける、赤  
 人は無理もなく、此方は非道なる事なれば、此旨  
 を赤人具に予に告げれども、予は赤人に向ひ答  
 る様もなく、口惜くも閉口したりけり、北海島船記、  
 蝦夷草紙  
 我邦の人、魯西亞國に到りしことは凡三度、寶曆三  
 年南部之者十七人、天明二年伊勢之者十七人、寛政  
 五年仙臺之者十六人漂着して、今現に其國に残り  
 て、日本の言語文字を教傳し、南部之者勝右衛門か  
 魯西亞にて生し子、ベイタラランセイチャの如  
 きは、天明三年蝦夷地に來船し、久助か子イワンピ  
 リホイチャタラヘースニコフの如きは、寛政四年其  
 聘使と共に、父母の國に來船せしか如きに至る、邊  
 要分界圖考、

を、リュヌの大船、東亞墨利加へ渡海往還の折節環  
 に救ひ助け、渠か所領の土地へ連れ參り、厚く手當  
 を與へ、彼國の婦女を妻とし、土地の産業を仕馴さ  
 せ、渡世のなり易きやうに介抱を加るといふ、蝦夷  
 の道知邊、  
 寛政四壬子年九月五日、十月に作る書あり、去天明二壬寅  
 年、魯西亞國に漂流せし伊勢國白子村安藝郡に屬す、船頭幸  
 太夫及び水主二人、かの船より蝦夷地ネモロに護送  
 す、よて松前若狭守道廣より江戸に注進す、此時、かの  
 を開かん事を願ふ、よて官より御目付二人を遣はされ、此地英國と  
 接をなすへき地にあらざれば、長時に參り訴ふへきよしを諭し、願  
 によりて信牌を與へ歸帆せしむ、事は渡來通  
 商願の條に詳なり、猶次卷併せみるへし、  
 天明二年自注、值彼一千七百八十二年、十二月、伊勢州白子商船神昌  
 丸船師幸太夫、舵夫合十六名、往志摩州鳥羽浦、裝  
 載米菴赴江戸、過駿河州洋、遇大猛風打破貨物、或  
 爲石撞破歷盡鯨濤羅浪、至明年望東北有嶋、咸賀得  
 復生之地、稍前維舟于一船岸、通船人口上岸、自注、  
 アミシツカ、在東、十月、倭羅斯聘  
 使阿旦刺姑思曼、刷還伊勢州白子村船戶幸太夫、磯  
 吉、小市三名、在彼邦屋和子加港、放洋到泊東部業

模洛海口、若狹守具狀啓江戸、北海島船記、  
魯西亞使聘の來りしことは、寛政四年其女帝エイ  
カテリナアンセウナより、聘使アダムチヲロウイ  
チラクスマンをして、我漂民を送て松前に來船す、  
邊要分界

天明二千寅年、伊勢國白子村神昌丸船主彦兵衛船  
頭幸太夫、外十六人乗組、同年十二月鳥羽出帆、  
駿河沖にて難風に逢ひ漂流し、翌卯年七月アミシ  
ツカ嶋へ漂着、同所に四年滞留せしに、赤人此島  
へ獵虎漁に來りし船あり、其船に便乞して、同七  
未年八月カムサスカに着船、同八申年チギリを経  
てオホツカへ入津、十一月セコツツカへ着、寛政  
酉年二月イルコワツカへ着、同三亥年二月ヲロシ  
ヤの城下ネテルホルへ着、女帝エイカテリナに謁  
し、同十一月城下出立、同四壬子年九月十三日、漂  
民幸太夫、磯吉、小市三人、魯西亞の聘使と同船ヲ  
ホツカ開帆、十月二日東蝦夷地ハラサンへ歸着、同  
五日按するに、漂民口書に據に、此月日は魯西亞の、ネモロへ  
月日なり、今我年號を續け書せしは不審なり、ネモロへ  
歸國す、自注、漂民幸太夫の始末は、別に記するものあれば、此  
記を採らす、○按するに、幸太夫の始末他に委しければ、別  
○魯西亞紀聞、

天明二年、伊勢國白子百姓彦兵衛船神昌丸、積高千  
石、

- 一船頭 伊勢國若松村百姓 幸太 夫四十
- 一荷物賄方 生國同斷 小 市四十
- 一水主 丑年按するに、四月二日、蝦夷地ネモロにて病死、  
寛政五年、四月二日、蝦夷地ネモロにて病死、  
生國同斷 磯 吉子二十
- 一上乘 右三人、今度魯西亞國の船にて送り還さる、  
紀伊國稻生村百姓 作次郎 九
- 一船親父 船中諸式 伊勢國若松村百姓 三郎 五
- 一船表賄方 帆之上下、舵の 伊勢國桑名村百姓 次郎兵衛 五
- 一水手 同年八月廿日、同所にて病死、  
伊豆國小浦村百姓 安五郎 七
- 一同 同年十月十六日、同所にて病死、  
伊勢國若松村百姓 清 七

- 一同 同年十二月十七日、同所にて病死、  
志摩國小濱村百姓 長次郎 郎
- 一同 同年十二月廿日、同所にて病死、  
伊勢國若松村百姓 藤助
- 一藝 辰年按するに、九月晦日、同所にて病死、  
天明四年、同所にて病死、  
生國同斷 與惣松
- 一水手 申年按するに、四月五日、カムシヤツカにて病  
死、天明八年、同所にて病死、  
志摩國小濱村百姓 勘太郎 郎
- 一同 同年四月十一日、同所にて病死、  
伊勢國若松村百姓 九右衛門 門
- 一 亥年按するに、正月十三日、イルコワツカにて病  
死、寛政三年、同所にて病死、  
生國同斷 幾八
- 一同 卯年按するに、七月十五日、船中にて病死、  
天明三年、同所にて病死、  
生國同斷 藤藏
- 一同 申年按するに、五月六日、カムシヤツカにて病  
死、天明八年、同所にて病死、  
生國同斷 藤藏

- 一同 右兩人は、病氣に而彼國の教法を受、姓名を改、  
イルコワツカに止り居る、  
以上合船十七名
- 一漂人を送還せし魯西亞の船を、エカテリナピリガ  
ンランと號す、長さ十五間、幅三間弱、  
一護送使臣 官ボロネタ
- 一船司 アダムキリロウイチラツクスマン 子二十八
- 一官クラボフシキ ワシリイヒヨードカウイイロフツヲ一フ 子五十五
- 一通事 官セリザント エゴルイワノウイチトルコフ 子三十四
- 一總理 同 イワンヒトリッポウイチタラムヘシニイフ 子三十六
- 先年、南部より漂流せし久助といへるもの、  
子なり、

一小船頭

官セリザント  
ワシ、レイイワノウイチヲシソーフ

一同

ヒーリツボエキモウイチムホツベレイフ

一先導

チミテレイヤコレウイチシヤバリン

此者、先年蝦夷の地アツケシ来て来りし由、

一商人

ウラスニキフルウイチバヒコーフ  
子三十一歳

一同

イワンギリゴレウイチボルノモシノイ  
子四十三歳

一〇〇〇〇

官セリザント  
ワシ、レイイワノウイチコーフ  
子十六歳

ヲホツカ郡官の子なり、

一〇〇〇〇

アレクセイツシレウイチロフツヲーフ  
子十六歳

船司の義子なりとも、北亞墨利加の人なりともいふ、

右之外小吏十名、水主十八名、漂人三名、

合船四十一名、北極開略、

寛政四年十一月、

幸太夫、磯吉兩人共、伊勢國龜山領に而、同國南若松村出生に而、十二年以前寅年據するに、天明二年、十二月、同國白子村彦兵衛所持之神昌丸と申船に、紀州御廻米積、作次郎と申者致上乘、都合十七人乗組、同月十三日同所出帆致、駿河國之沖に而同夜半過西風に而下り候處、俄に北之方より風吹來り、西北之風せり合楫折れ、翌朝荷物を捨柱を切、沖之方被吹流、翌卯年七月迄、八ヶ月之間海上にたゝよひ申候、其内、船之表とも共に不残みよしはなれ、香水も盡候に付、櫓之上にわさを打、穴を明、下の請物を置、雨を待候處、折能雨降、夫より雨も程能降候に付、水に渴無之候、其内、七月十五日夜乗組之内、幾八と申者相果申候、同月廿日朝、小市おき出、四方を見候得者、山之様成もの見掛候得共、もやかゝり候間見失申候故、又候打外、暫過再見候處、少し山を見付、皆々を呼出候内、もやも晴、山も能見候に付、表をともに致し、小き帆を拵、綱を二三本楫に致

し、漸に島近く乗付見候處、一向木も無之島に候得共、傳馬船を下し、薪、米二俵、并衣類夜具等積、皆皆乗候而岸に上り、山之方へ参り候得者、エゾ人之様成者十一二人連立、山之腰を傳ひ参候而、右之内五六人側へ参り候に付、始末申聞候處、一向言語通し不申、袖を引仕方に而致候に付、評議致候處、何れにもあのもの共おしへ候様参り候は、家居可有之と申候得共、参り可申と申者無之、彼是相談之上、小市、新藏、庄藏、清七、磯吉五人之者参り可申候由を申、彼者共跡に附、日本道半道ほど参り候と、山之上赤き衣類着、鐵砲を持候者兩人立居、五人之者を見ながら筒を打申候、其内、側へ参り、色色雙方より申聞候而も、一向言語通し不申、漸仕方に而致候而、先立山を下候間、跡に付北之方海之端に参候處、家居之様成者も見懸不申、近付候得は、麴室之ことに穴を掘、屋根にも土を覆候家に而、穴之口より内へ入候處、彼是日もたけ空腹に相成候に付、仕方に而致候處、魚之煮候と何やら白き物をあたへ候間給申、夫より磯吉、小市を殘置、三人之者召連、赤人兩人附添、道を替山之方へ参り候

に付、左候は、初め是に参り候道に而無之、其上、鐵砲鍵持参り候ゆゑ、何れにも殺に参候と相心得、迎も死候は、一所に死可申と存、磯吉儀、跡より追懸参り候處、赤人参り引戻し、小屋内へ入候間、無是非止り申候、彼是手間取候内、日も暮候處、鼻之障子と下唇に、角之様成物有之面體に、横に青き筋有之候女子二三十人參候間、大におどろき命も取候哉と存居候内、一人二人宛追々歸り申候に付、安堵致し臥申候、夜明候得者、船に置候兩人之衣類一つ宛、エゾ人共致持参候、船に残り候者共は、病人共有之候に付、夜具等岡に揚、岩穴有之、右岩穴之内に臥申候處、船は碇の綱を摺切、底は岩に而離れ取上、廻り計り岡に打揚申候に付、其岩穴に兩夜臥、翌日病人兩人をエゾ人に背負せ、赤人の小屋に参り申候、右赤人之儀者、ヲロシイヤ國王に運上を出し、ヲツコの皮、其外皮類を仕入候由、尤ヲロシイヤ商人共、人を雇手代を附、所々島々を遣候由、夫より漂流人共大勢之事故、小屋之内狭く候間、皮類入置候處之内に臥候由、赤人方に而も種々問候得共、言語相分り不申候、三十日程過、三日月



を書、下に丸を廿四書候而爲見候に付、打寄色々評議致候得共、相分り不申候、同年八月九日朝、煩居候磯吉親三五郎致病死候、同月廿日曉八時頃、次郎兵衛致病死候、同年十月十六日明六時頃、安五郎病死いたし候、同月廿三日明六時、上乘作次郎致病死候、同年十二月十七日明七時頃、清七致病死候、同月廿日明六時頃、長次郎致病死候、辰年按するに、天明四年、九月晦日朝五時、藤助致病死候、彼是島に罷在候内、半年程一向言語相分り不申候内、赤人共物取候而見せ、エトチョツと申候に付、皆々漸心附、此方より物を見せ、エトチョツと申候得者、向にて答候に付、夫より一つ二つ宛覺申候、島の上り候而三年目、七月頃船乗候處、着岸無間破船いたし候に付、何も力を落居候處、各致破船候船道具取揚置、木も無之島故、波に而流寄候材木等手傳進ひ、漸右破船より小さく作り、未按するに、七月十八日、アミシイツカ致出帆、千四百里、天明七年、五百間一里、但、同月八月廿三日、カムシヤアツカと申所の着いたし候、此所は、カムシヤアタと申エゾ人同様之もの致住居候處、ヲロシイヤ地續に而、ヲロシイヤより

代官等參居、夫々役人有之、町人等も致往居候由、當所に九ヶ月逗留致し候由、右島より召連參り候商人共、代官の引渡候得者、幸太夫は代官之宅に差置、殘八人之者は旅宿申付、役人一人、醫師一人、足輕一人附置、食物等は代官より相渡し差置申候、初程は、麥之粉様之もの給させ候得者、牛肉牛の乳など送り候而も相戻し、給不申候間、鮮肴干肴等爲給申候、然る處折節當所飢饉にて渴死致候者も有之仕合故、食物等少く、代官方にも盡候哉、一日に八人の牛肉五寸四分程一切、麥の引わり二つかみ程つゝ、わたし候に付、一向喰足り不申、氣分は平生體に候得とも、足はこひかね、漸歩行仕候仕合に而難儀候處、旅宿亭主櫻木を持參いたし、皮をむき、上之黒き皮をさり、甘皮を給候様教候間、右之通いたし給候得共、のんどへ通り不申候、乍併餓死いたし候には増こ心得たへ申候、代官より色々世話いたし、五月迄、如何様いたし候而も相凌候様、五月相成候得者、川も明き、魚も澤山取れ候由を申聞候内、申年四月五日朝五時、與惣松致病死、同月十一日明七時、勘三郎、同年五月六日晝八時、藤

藏致病死候、右飢渴漸相凌候内、五月相成川明き候而、鮭よりは大きく身之赤きチエブチャと申肴、澤山取候に付、其肴に而給續申候、夫より役人足輕差添、下代官カツヒタン是は妻を召連同道に而、同年六月十五日川船に乗、カムシヤアツカ出立致し申候、尤川之儀も所々に而次場有之、泊々に而繼替申候、右川船之儀、次場ごとに間屋一軒宛立居、冬は川氷候に付、そりにて犬に爲牽申候、川通十四五日路參り、一日山越致し、夫より又川船に乗、此度は下り船に而、其日之内數十里下り、七月朔日チキリと申所の着、尤當所迄カムシヤアツカより三百七十里有之候由、幸太夫銀三十五枚、外之者二十五枚つゝ、ヲホツカにて貰申候、  
一ホロトガレットと申所之者一人、ベンガレットと申所之者一人、是も先達而近所之島に而致破船、赤人に助られ、幸太夫カムシヤアツカに着十日以前、船に而致出帆、途中に而海水候に付、夫より陸通り當所の同時に着いたし候、  
一チキリよりヲホツカと申所に參居候得とも、船中食物取入候内、暫致逗留、同年八月朔日致出帆、

同月晦日八百里之海上、三十日相掛り候處、大勢乗組候に付、三日程食物水も盡、水之儀は一日に二度つゝ、茶碗に而計り、少しつゝ、相渡し、食はチエレムシヤと申草の鹽漬計給候に付、殊之外難儀いたし、陸通り相廻り可申旨評議之内、俄に順風に相成候間、着船いたし候、ヲホツカに十二日致逗留、同年九月十二日國王之荷物登り候に付、其役人同道に而致出立、此所よりヤコウツカ迄者、宿々無之候に付、食物其外、馬之飼葉等に至迄支度致し、馬に附候而、夜は木綿に而蚊屋之様成ものつり致野宿、半分道程參り候と雪降候に付、木枝を折、其上に皮を敷臥候、馬に乗候而も手足こゝへ候に付、時々馬より下り、馬を牽駁り候て、又候乘候、同年十一月九日ヤコウツカと申所の着、尤道法千十三里有之由、此所はヲロシイヤに而も、北東之角に而候間至て寒く、六七八月三月は晝夜無之、夜は尤日は入候得共、却而晝曇り居候日より明く候由、當所より按するに、蝦夷地ニモ、北海道迄は二千四百里程も有之候由、尤海上夏冬之無差別、水居人家もヤコウツカより五百里程之間は、ヤコト致住居候得とも、夫よりは致

住居候ものも無之候由、右海邊に獸之きは有之、象牙より少し白き角のよし、夏之内ひろひ賣買いたし候由、諸國にも渡り候由、同年十二月十三日、ヤコウツカ出立、此所より大なるそり之上に、箱番屋體之もの補理、夫を乗馬に爲牽申候、尤足輕差添候、西按するに、西元、二月七日、二千四百八十六里イルコウツカに着いたし候、此所に而へチエボルホ迄、傳注、歸國之願差出候に付、暫逗留いたし候處、錢十文つ、日々爲飯料、代官より出申候、然處初之返事に申參候は歸國無之、此方に罷在足輕成共、其外役人に器量次第可取立旨申來候に付、又候願書差出申候、其内、カムシヤアツカよりヲホツカ迄致同道候、下代官此所に着いたし、所々召連引合候に付、近付多出來、所に而呼出し咄致し候處、此度送り來候役人アタム親に、キリロと申もの有之、別而懇意罷成、彼是致世話歸國之相談いたし吳候、右躰之者二三人出來いたし、一日參り不申候と呼に參り候仕合に而、へチエルボルボ按するに、前にへチエルボホに作る、是非詳ならず、より之沙汰相待罷在候、二度目之返事には、此方に住居商ひ致候様、尤金子之儀は、國王より借、宿も

かし、年貢も取申間敷由申來候、右書狀參候而は、十文つ、の錢も出不申候に付、所々に而一飯つ、貫給居候、キリロは至て仁心之者にて、彼是心附朝夕之食事等も旅宿に送り候程に而、又候三度目願書差出、西二月七日より亥正月迄、相待罷在候得共何之沙汰も無之候に付、キリロ申間候者、兎角重役人共上ね不申立ゆゑ、右體引しろひ申候間、致同道へチエルボルボに相登り願候様可致旨に而致支度候内、乗組之内九右衛門と申者、同月十三日曉八ツ半時致病死候、然處支度も出來に付、同十五日キリロ、并にアタム弟一人、足輕一人同道に而登り申候、尤大さ成箱番屋様成ものを拵、そりを附、臥候も右之内に臥、馬に爲牽申候、尤乗組之内、死殘候者五人有之候處、一人は右病に而ヲロシヤヤ之宗旨に相成り、残り三人はイルコウツカに殘置申候、

一國主之花名持參に付、馬は國王より入用出候得とも、食物其外は、皆キリロ物入にて、晝夜道を急へチエルボルボまで、道法五千八百二十三里有之、モスクワと申所に一日逗留いたし、二月十九日着

いたし候、

一宿場之儀、宿に着を見懸、馬を差出附替引候、道之惡き場所は、そり一つに十八九より廿一疋位、馬を附爲牽候由、道宜處は八疋位に而爲牽候に付、一晝夜に付二百里位參申候由、着三日目に重役人のキリロ召連爲逢申候、夫よりキリロ病氣附候處、以之外大病に相成、三ヶ月程打臥候に付、看病彼是に而願も捨置申候、

一乗組之内新藏と申者、イルコウツカに残り居候處、大病相煩、ヲロシヤヤ之宗旨に相成申候、然處同年五月頃、國王之藥積登せ候節、右藥積に附へチエルボルボに登り申候、

一同年十月九日、國王より呼出有之逢被申、重役人を以日本に歸國致させ候旨被申付候、且又、十一月廿日、役人宅に呼候に付罷出候得は、國王より金と玉に而拵候香筥之様成る多葉粉入壹つ貫候、同日漂流人之事取扱候役人宅に呼寄、根付時計一つ、金之丸金に、表之方は當時之國王之姿、裡之方は元祖國王之姿之彫有之候を貫申候、尤時計多葉粉入は至而細工宜、此國之産物に而無之、スウエツユイ

傳注、雪 申國より渡り候由、金之丸金は、町人拵格外國益に相成候手柄致候者貫候由、當時之内に而三人所持之者有之候由、右之品首に懸往來致候と、何れの處に而も龜末致不申候由、

一へチエルボルボは、日本道二里四方も可有之候、町屋武士屋敷に至る迄、皆家作り四階五階之作り、往來之中には水道之由に而、十間程之川所々に掘廻し、兩岸は磨石之石垣に而、鐵に而三尺位之手摺を附、唐草様之もの彫物いたし、至而細工宜、石垣之石は色々之石を見事に築立、二十間あいはとに、水汲候下り口に岩岐を附、都合宜場所を橋を懸、尤石に而兩方より掛出し橋柱無之、中に而繼候而要害に成候様、中一枚はわあけ候様致し候、大河には船橋長百二間有之由、是も國王居所に附候方は、石垣見事に築立、諸國之廻船大船の分は海手に相掛り、中船迄は乗込候道筋は、中をひきく作り、流れ候とぶ中に有之候由、二十間に一つつ、兩側に千鳥掛に燈籠燈し候由、尤びいごろ細工に而、夜分往來之人挑灯持候もの無之候由、

一幸太夫に金錢百五十枚、小市、磯吉に五十枚つ

つ、并銀之丸金に而、幸太夫同様之品一枚つ、且道中乗候きびつかと云もの二つ、并路銀、傳馬四疋貫候、右路銀乗物等は、何れもキリロに相頼、世話いたし貫候、尤貫候金子之儀は、當國之金に而無之、ガラソツカヤの傍注、鳴金に而、小き丸金に候得とも、位宜候に付直段宜、一枚錢三百二十五文に相成候よし、九ヶ月致逗留候内、小遣に差支、所々懇意之所に而借用いたし遣候に付、致返金候、一ヘチエルボルボ逗留中、所々重役人或は町人、其外諸國より参り居候役人方被呼参り、日々馳走に成、旅宿に而物給候事は無之、重役人杯も度々城中にも同道致し候所、自身案内いたし見物いたさせ候、國王世繼も心安く被呼咄、子息達、息女達迄、日本人珍らしさの故歟、側近く寄度々相手に被致候、一亥十一月廿六日、ヘチエルボルボ出立、尤キリロ、新藏同道に而、モスクワに十四日逗留致し、子正月三日イルコウツカに着、先着致し候と重役人わ呼、當五月頃出帆致候様可申付旨申渡、酒食等馳走に相成罷歸り、彼是手間取、同年五月廿日、キリロ并アタム弟同道にて、通詞其外も同時に致出

立、六月十九日ヤコウツカに着、七月二日出立、八月三日ヲホツカに着、大船頭に出合、九月十三日同所出帆、十月九日日本之九月三日、當所按するに、蝦夷地ネモ参り、同五日潤懸り致し候、

伊勢白子村  
神昌丸船頭  
幸 太 夫  
赤人通詞  
エゴロトコロコフ

口上覺書

一子九月三日晝八ツ時頃に、ハラサン沖の大船一艘相見申候處、何方之船とも不相分、仍而、ニシベツより蝦夷船支度爲致、番人一人差遣可申と存候處、右之船より大鐵砲放し、此音に而恐れ、蝦夷人共一人も参候者無御座候處、晝七ツ時頃、右船よりはし船に而ハラサン陸の揚り候、依て様子見届に蝦夷人差遣候處、赤人に相違無御座候由申參、右之橋船直に沖の歸り候、翌四日晝四ツ時頃、赤人船より牛皮作り橋船にて、ニシベツ御小屋之下に付、夫より十二人揚り、内、日本人参り候に付、様子相尋候處、生國伊勢白子村彦兵衛と申者手船に而御座候、寅年駿河沖に而難風に逢漂流仕、赤人之國に

着、十七人之内、船頭幸太夫、小市、豊吉、按するに、磯同、右三人此度赤人船に而被送参り候由申事御座候、依而様子も眩と相分り兼候故、右船頭幸太夫申候は、沖合に掛り居候而は、遠方に御座候間、此邊に掛り潤御座候は、夫に参り申度と申事故、右番人申候には、是より先に、ネモロと申掛り潤有之由、致差圖候處、折節風筋能、直にネモロ之方にはせ参り候、翌五日早朝、私儀ニシベツ出立、風雨強く夜五ツ時頃に、ネモロ着仕候處、右赤人之船潤懸り致居候得共、雨強夜中之事故、其儘に致し置候、翌六日東風強雨降り、大荒に而海上行來相成兼候、七日右同様大荒に御座候、翌八日晝過より浮かに相成り、赤人之船は幸太夫呼に遣候處、日本人三人、外に赤人通詞、其外船頭共に御小屋より参り候、依而幸太夫に様子相尋候處、生國伊勢一見屋彦兵衛と申者手船神昌丸乗合十六人、外に紀州御上乗作次郎、以上十七人乘に而、紀州御城米積江戸廻之節、志摩鳥羽浦と申所より、寅十二月十三日出船、駿河沖に而梶を痛、夫より漂流仕、卯七月廿日にアミシイツカと申島に若仕候、此島に而乗船を

痛め、無據當所四年罷在候、然る處ヲロシヤより當島に、臘虎取に参り候赤人之船居合、右之船に而未年七月十八日に、アミシイツカ出船、同年八月廿三日カミシヤツカに着、當所よりヲロシヤ之地、私共乗合十七人之内、沖に而一人病死、アミシイツカに而七人、カミシヤツカに而三人病死仕、此節六人に相成、申六月十五日カミシヤツカ出立、同年七月朔日チキリと申村に着、此處代官あり、夫より申八月朔日に、チキリ村より出船、同年八月晦日にヲホツカに入津仕、申九月十二日にヲホツカ出立、同年十一月九日に、ヤコウツカ村に着、代官あり、夫より同年十二月、ヤコウツカ村出立、酉二月七日にイルコウツカ村に着、家數二千軒計、大名あり、當所に而、六人之内一人病死、四人は當所の殘置、船頭幸太夫儀は、イルコウツカ之役人同道に而、亥正月十五日出立、同年二月十九日、ヲロシヤ之城下ベチエルホルホと申所に着、夫より女帝に罷上り候處、難船之様子御尋に付、委細申上候處、其後日本に送船拵置候様に、役人わ被仰付、夫より女帝被仰渡候には、其方共、是より日本を送り届候間、此末

此方船難船等も有之、其地の参り候節は、御心添被成御送り被下度、猶又相互に商賣いたし度思召御座候は、随分船は差遣可申候、然共別而此方より商賣之儀は、願申儀に無御座候間、何れも勝手次第可被成候、此趣は其方歸國いたし候は、日本國王に可被申上候、右之趣、女帝より幸太夫に被仰付候、夫より十一月廿六日に、ヲロシヤ之城下出立、子正月三日にイルコヲツカ村に着、同年五月廿日イルコヲツカ村より出立、同年六月十九日に、ヤコヲツカ村に着任、同七月朔日にヤコヲツカ村出立、同八月十三日ヲホツカ村に着任、私共五人之内に、庄藏、新藏、右兩人此節病氣に而當所の殘置、子九月十三日ヲホツカ出船、十月三日ハラサンに着、同月五日ネモロに入津仕候、日本之九月は、ヲロシヤ之十月に御座候、

赤人通詞口上之趣

一ヲロシヤ之天下より、私共之役人に被申付候には、此度日本人三人送り遣候間、何分直に江戸表に相渡候様、殊に御狀并献上物等も持参いたし候事に御座候、何分行届次第可参存候得とも、此方に

而差留置候、然者時節も遅相成候故、此所に越年仕候、然上は、明三四月迄も當所に罷在、其内に松前江戸表よりも、御便り無御座候得者、早々當所より出帆江戸表に罷登申候、右之趣、赤人申達候、右赤人船五百石位、赤人總人數四十一人、外日本人三人、船頭幸太夫年四十一歳、小市四十六歳、豊吉二十六歳、

赤人役人名前

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 役人        | アタムラツクシマン             |
| 總支配       | ワシレイ                  |
| 通詞        | エコロトコロコフ              |
| 船頭        | ロブゾフ                  |
| 小船頭       | ワシレイヲレンフ              |
| 道先        | シヤバリ                  |
| 商賣人二人     | ウラスバヒコヲフ<br>イワンハラモシノイ |
| 東町支配ネモロ番人 | 駒藏                    |
| 同支配シベツ番人  | 勘四郎                   |

子九月

口書

東蝦夷地ネモロに赤人入着之趣、御尋に御座候、此段駒藏奉申上候、赤人之船、九月四日晝七ツ時過、陸より三里程沖に相見申候處、格好より帆大く、柱短く御座候故、定而日本船難風に逢、柱切と推量仕候に付、蝦夷共十人、駒藏乗組、沖に罷出、船近參候處、大筒兩度放し、蝦夷共大に驚、夫より色々申聞候得共、船近く參候事得心不仕、無據罷歸り、暮六ツ時頃ネモロに着仕候、夫より夜中運上家に而、燈籠明朝迄相詰罷在候、翌五日未明に、赤人船ネモロに入津仕候、早速橋船に而漂流之船頭、赤人之水主五六人乗合、陸に揚り候、犬一疋連參候、鐵砲は各一挺つ、持參仕候、右船頭運上家に参り申候と、先御久敷御座候と申述候、支配人不取合致膳立、右赤人共の食爲給候處、各一盃之内殘し申候、夫より船頭、富太郎様按ずるに、熊谷富太郎は、松前氏役人にて、ネモロにあり、何角御掛合之様子御座候得共、其趣意不奉承知候、

二つつ、持參仕、水取申候、赤人之船には乗込不申候、船之内一向不奉存候、殊に富太郎様より嚴敷被仰付、運上屋より誰も参り不申候、蝦夷共も一向恐れ參不申候、私共出立之節、運上家之脇の小屋掛致し、三間に十四五間程に相見申候、運上家より蝦夷共の申付、手傳爲致居申候、私共出立迄出来不申候、ネモロ之島に、羊と申毛物放置申候、陸より見候處、白く相見申候、勘四郎申上候、私儀はシベツに罷在候、譯合一向不奉存候、

右御尋に付申上候、定而御狀に委敷可被申上と奉存候、委細承知不仕罷登り申候、

子十月廿四日

駒藏印  
勘四郎印

町御役所

ネモロに此度参り居候赤人之儀、御尋に付奉申上候

一私儀、東蝦夷地異國境迄相越、見届可參様被仰付、當春三月出立、クナヅリ島に渡り、夫よりエトロフ島に渡り、夫よりウルツ島に渡り候は六月中旬、右島に而日和待仕居候内、同月廿五日六日大

荒、兩日雪降候、遠島々々相越候儀は、蝦夷共兼而不承知之所、右之趣も御座候得者、彌以遠島々々相越候儀成兼候儀申候得共、押而申付、彼之所に日和待仕居候内、又蝦夷共達而否み候得共、當島迄は先年度々被仰付相越候儀も有之候、某是非是非當年チリホイ島迄も相越可居と申付候得共、蝦夷共一同承知不仕、勿論チリホイ島は、船着甚不宣、越年仕候而は魚漁無御座、殊に寒氣強く難凌様、達而申事故、無據ウルツ島より罷歸、九月廿二日クナシリ島より地方ネモロ、同日晝七ツ半時分着船仕見候處、赤人乗船調掛り致し居候間、彼地に詰居候熊谷富太郎居小屋に參り、赤人之様子有増承居候所、漂流人幸太夫、重立候者と見え候赤人四人同道に而、小屋に來り初對面、互に挨拶に及候上に而、右幸太夫、私に申候は、船に可越候様申候間、翌廿三日富太郎同伴に而、船中に參り見候段は、左に記奉申上候、

相見え候、見送り之下びいごろに而張、帆柱は大小二本立、總櫓に而、船腹はしつくい様之物に而塗候様に相見え候、橋船三艘、内一艘は皮造りに而、長さ四尋位に候、碇は二本爪に而、二三挺相見え候、尤赤人に對面仕候處は、艦之方に御座候、九尺四方位之居間に而、額様之佛具様之物、鐵砲杯飾置、此外犬一疋、狎一疋、鶏一番飼置候様相見え候、右申上候通より、別に相替候品も見請不申候、以上、  
寛政四子年十一月十九日 工藤 庄右衛門  
近藤吉左衛門様  
尾山太左衛門様 按ずるに、吉左衛門は御右筆組頭なり、太左衛門は平御右筆なるへし。

等乗船仕候ヲホツカと申所より、都迄陸地通行仕、凡道規は五六千里御座候由、尤此方之五百間を一里と仕候様承知仕候、  
一赤人之國に而、鍛冶木挽坏之職人は、風車亦是水車之仕掛を拵候而、細工之手傳に仕、別に人夫不費様承知仕候、  
一幸太夫申候には、赤人共申様、是より江戸表に乘込候様申候得共、いか、可有御座哉、若御當國において御請取可被成哉之儀申候間、其段は如何に可有之哉と及挨拶、同人申候には、假令御請取被成迎も、此ネモロにおいて渡間敷哉、其譯は右之者ども風儀に而、都而他國を見分仕候事は、其人々之出精に而御座候由、依之此度乗船之者共も、日本之地致見分候得者、歸國之上譬へは其功により、此方旗本代官様之官位に立身も可有之様、既に先年來朝之節、ヲロシヤ之者も入交り、江戸表に出候様、其功により立身致し居候、其節江戸表において近付に相成候者共、此度書狀進物等之品、船中之者共之内、預り候もの有之様、幸太夫竊に咄し申候へ右來朝と幸太夫申候は、何國之人に而、江戸表

の出候儀を來朝と唱候哉、此所は分而承知不仕候、前書申上候通、其砌書留等は不仕候得共、○者相違之儀も可有御座哉と恐入候得とも、御尋に付、幸太夫竊に咄し合候段奉申上候、以上、  
寛政四子年十一月十九日 工藤 庄右衛門  
近藤吉左衛門様  
尾山太左衛門様 漂民幸太夫職吉歸國記事録、

通航一覽卷之三百十七

魯西亞國部四十五

○漂流

寛政四壬子年十一月二日、御目付石川六右衛門、西丸御目付村上大學に、今度漂流民護送の魯西亞人應接の御用を命せらる、此時、六右衛門内命に、同五癸丑年三月二日松前に到着し、同年六月廿一日同所において、魯西亞人に應對し、同廿四日漂流民を請とり、船中手當として穀類を賜ふ、

寛政四壬子年十一月二日、御目付石川六右衛門忠房、此度松前表御用に付、彼地を被差遣候間、可致用意旨、西丸御目付村上大學一同、於御右筆部屋縁類、若年寄衆出座、堀田攝津守按するに、若年寄正致、申渡候、別段御書付を以、此度蝦夷地のフロシヤ國より、伊勢國漂流人を送り來候に付、右爲御用被差遣旨被仰渡候、同月四日、今度異國人に應對仕候節、名面雜人に混不可然候に付、將監と改名仕候様被思召候旨、松平越中守按するに、老中定信、迄御内慮之趣に付、御同人

より御請被申上候、

同五癸丑年正月廿二日江戸出立、三月二日松前着仕、東蝦夷地ネモロの異國人爲迎、支配向差遣、運送之品々御船を以差送り、其外於松前表、異國人旅宿取建、若狹守濱屋敷を以、應對所に御取繕修履申付、南部慶次郎、津輕出羽守家來、警固之手配等及差圖、六月廿日異國人松前表到着、廿一日應對御取建所大手總柵御門内津輕出羽守人數、中仕切御門より南部慶次郎人數、弓、鐵砲、長柄、旗、馬印等相かざり合警固、御立關御門内松前若狹守按するに、若狹守は去年十月家督にて、同年十一月被罷り、人數禮服、私共は衣冠、支配向席々に相詰、異國人對話、松前志摩守方初相贈候書簡、按するに、志摩守は去年十月隱居なれど、この書簡を贈りしは、隱居以前なり、文字不通之御趣意申渡、御書付相添、支配向爲立合、若狹守家來より相渡候、其後フロシヤ國正使アタム、副使ロシレイ、通辭エオル三人御席を呼出、拜領物申渡、大長刀三振一箱、庭上に御米百俵積置、右相濟而、御國法書私爲讀聞、正使アタムに、御徒目付相渡候、同日異國人に、伺濟之品々使者を以相贈候、同月廿四日再應對仕候、御國法書之趣奉長候段、國字にて請書差

出、漂流人兩人請取之、石川家請、

寛政五年六月廿四日、幸太夫、磯吉請取引替書付、今度送り來る漂流人幸太夫、磯吉、松前地において請取處の證、件のことし、

寛政五癸丑年六月

石川 將 監印  
村上 大學 印

覺

一大麥 六十一俵但、四斗入 一小麥 二十七俵但、四斗入

一蕎麥 三俵但、四斗入 一鹿肉 六樽  
右者、船中手當として差遣之、  
六月魯西亞船來一件、

寛政四年、

南部慶次郎

此度、フロシヤ人、伊勢國之漂流人差送り、蝦夷地に致着岸候、右に付爲御用、御目付石川六右衛門、村上大學松前に被差遣候、依之物頭二組宛之人數用意いたし可被置候、委細之儀は兩人相心得候之間、萬端可被談候、

右同様、津輕出羽守にも、老中鳥居丹波守按するに、忠意、相渡、翌年四月、兩使松前を下着して、領主の居館において、異國人に會し漂流民を請取、漂流人幸太夫磯吉、歸國紀事録、

同年九月十八日、文恭院殿吹上に於て漂流民を御内覽あり、老中、若年寄及び近侍の輩御側に候す、官醫多喜永壽院、桂川甫周命によりて事情を尋問す、  
寛政五年九月十八日、將軍家吹上へ御成、魯西亞國より歸朝せる幸太夫、磯吉を御覽あり、彼者本は勢州白子の船頭なり、天明二亥年按するに、十二月、寅年誤り、駿州の沖にて難風に逢ひ、魯西亞に北一萬四千里、漂着し、彼國に滞留する事十二年にして、今年九月三日、按するに、去年九月五日、蝦夷のネモロの地に送り歸されしと、片山氏筆記、近世東西略史、

漂流民御覽席圖



漂民之圖

寛政五年九月十八日、吹上之於上覽所、去天明二年壬寅十二月十三日、勢州白子を出船し、其夜駿州の沖にて、俄に大風吹放たれ、同三年卯七月廿日、魯西亞の屬島アミシツカと云地へ漂着いたし、夫よりカムサスカ、イホツカ、イルヲツクといふ地を經歷し、歐羅巴洲なる魯西亞のみやこへ出、女帝に見えて許を請、去年九月三日、蝦夷のネモロと云地にて、彼國の船にて送り歸されたる神昌丸の船頭大黒屋幸太夫、同水主磯吉なる者を按ずるに、九月三日は、を渡來せし日次にして、ネモロに著せしは、同月五日なり。上覽有、御物見の正面に御座を懸、御透見被遊、御座之右之方御入側には、松平越中守、按ずるに、老中定信、加納遠江守、平岡美濃守、高井主膳正、按ずるに、遠江守は若年寄格御側、美濃守は御側、御側衆列座、其前に張出しを構へ、御小納戸頭取龜井駿河守、小野河内守、多喜永壽院、桂川甫周列座、是等は事由を尋訪すべき旨を命せらる、次に御目付中川勘三郎、矢部彦五郎、此兩人は今日の執事なり、御座の御後は御小姓、御左は御小納戸群居せり、御白洲に床几一脚を居る、これは彼二人のもの、爲儲

けたるなり、扱午の初に向とする頃ほひ、幸太夫、磯吉を召出され、幸太夫齡四十二、髪をは上に組て後に垂れ、黒き絹にて包、黒き氈毛を以はさみ、襟をは黄金にて製したる少き鐘のこきものを懸、桃色銀莫臥兒にて製したる筒袖の外套に、赤き玉の衣紐を施し、同しをり物の袴をはき、こん地の錦のしたきを着、足は白莫大小の上に、魯西亞革の深沓をはき、魁藤の杖を突、磯吉は齡二十八、同し様に髪を組、幸太夫懸たる如き物を、銀にて作りたるをかけ、笠を脇はさみ、紺哆囉呢のうはきに、銀のぼたんを付、したきは猩々緋に黒き縁を懸たるを著し、黃黒間道の天鷲絨の袴をき、白めりやすのうへに深沓をはき、是は幸太夫沓とは少違、半より上柿色の革を繼たり、製作は同し様なり、諸共に笠を地に置、拜をなして床几に坐したる體、更に此國の人とはみえず、紅毛の形に髻髻たり、夫よりかの二人に問を下すに、こたふる所的實にして、聊も虚誕なし、誠に千古の一大奇事也、一其方とも、最初着船したる所は、何と申地成や、アミシツカと申島へ漂着仕候、此所に四年罷在候

内、食事は魚の潮蒸、黒百合の根を水にて煮、碎て白酒の如くに致し候物をたへ居申候、女は腮に二本、鼻の穴に二本角有之面體、并手の甲に青筋を入墨に仕候、其通り自然に生候物には無御座、鯨の牙にて筆の軸の大きに削、長二三寸懸はつし相成候様に拵候、常にははつし居申候、男子は被髪にて、男女とも鳥の毛を着、穴居に御座候、又カムサスカと申地へ罷越、在留の中、乗組の内六人死亡仕候、其病跡日本にては見及び不申、チャンと申病に御座候、自注、和蘭にてシケケルホ、イクと云青眼牙疳なり、此地に魯西亞の加比丹自注、官名なり、赤毛にも有、チモヘオシホイチと申者に出逢ひ、オホツカと申地へ連渡られ、夫よりイルカウツカと申地に四年滞留仕候、此所は寒氣殊に甚敷、冬の間は外出仕候には、裘を着し、狐皮にて面を包、眼計出して歩行仕候、若引合の透間より耳鼻などを顯し候得は、こゝへて石のここと堅く相成、家に入暖氣を得候へは忽脱落申候、頬先などはるくりたるこことく抜落申候、右の節は、乳酪に丁子肉桂の末を加へ、口を撫候得は愈申候、嚴敷寒氣を請候得は、手足脱落申候、既に同船之者庄五郎と申者、右之症に

而相惱候所、彼國之醫師大成鈎を懸候鋸にて足を挽切、焼酒にひたし候木綿にて、切口を包療治仕候、煎藥は硝子に入與へ申候、勿論療治前にも飲せ申候、食物の手宛は、一日に銅錢十文つ、相渡候、右之錢にて牛肉に麥などを調へ給申候、十文にて一日の雜費十分に御座候、乍去右之錢後には繁々相渡し不申候、不自由に候は、元手借吳候上、地代年貢等も取申間敷候間、商人に相成候へは、追々取立申候ま、奉公仕候とも致し、彼地の人に相成候様、一向相勤め候得とも、何分日本へ歸國仕度願に御座候故、一向承引不仕、兎角仕候而露命を繫、あれは歸國願之事相願候へとも、一圓埒明不申候は、中にて支へ、女帝の御聞に達し不申故のよし、承り出し候に付私一人都へ登り、帝へ直訴仕候、其砌女帝は、へーホルと申所に御座被成候、私儀早速被召出所、宮中には數多の官人嚴重に相詰、玉座の左右には、官女雪のこことく圍繞仕候故、心恥しき様に猶豫仕候へは、御老中も可申官人、手を取て女帝の御前へ伴ひ、兩手を重出し候様に教られ候故、右のこことく仕候へは、帝御手を差延、指先を私掌の

上へ、そと御のせ被成候を、三度いた、き候て、骨候様に可仕と教へられ候間、如右仕候、これははしめて帝へ見え候時の禮儀のよしに御座候、歸國願も早速相すみ申候、借王城の構へは、一向城とは相見不申候、練土にて土蔵作り仕、或は石にて疊上、五重六重に仕候、家の二重目三重目迄、築山泉水などを拵、花畑など作申候、下地を銅にて張、其上へ土を入候もの、よしに御座候、家作之儀は、王城も平人のすまひも、左迄違候儀無御座候、一火災の儀如何候哉、

右申上候通、家居大かた練土石にて御座候間、火災は甚稀に御座候、彼地に居候内、火事兩度御座候、二階の火事を三階にて存不申、尤隣家等にて猶更存不申候様に御座候、畢竟土家焼失仕候儀は無御座候、家内の道具或は造作等、焼失仕候迄に御座候、乍去木にて家作仕候所は、随分火災も御座候よし承申候、

一城櫓の上に、大成自鳴鐘有之由、見及候哉、殊之外大造成物にて御座候、車の大き、此國にて仕る水車の輪はとつ、相見申候、

一城門の上に、魯西亞中興の帝伯多録の像有よし、見及候哉、

伯多録の像は、靈屋に安置仕御座候、御寶庫に大成磁石有之候、大き三尺計にて四角に仕、筋金を入候て釣下御座候、其四角に百貫つ、の碇一挺つ、吸付居申候、磁石の脇に仕懸候螺旋を扱候へは、吸所の喰違候故にや、四方の碇地に落申候、又はねちを戻候へは、件の碇飛付、如元吸付申候、

一ムスクワに大石火矢有之由、見及候哉、銃口へ仰向に臥候て、手を延候所指先少しつかへ申候、長さ三間計に相見申候、同所に大鐘御座候、燒落候よしにて、鐘は大地に喰入居申候、廻を掘石垣致、其内へ下り候而見候に、其大なる事言語に絶し申候、重き日本の四貫五貫<sup>カ</sup>百目を一貫目に仕、二千五百貫目有之候由、小山の如く相見え申候、一駝は見及候哉、

ヤカウツカよりイルコウツカへ参り候道にて見申候、一體鼠色にて、殊外大きく、脊に瘤有之候、頭は殊外細長く、小さきものに御座候、ヘルヘルウツと申候、

一多ばこは此方同様に候哉、きせるは焼物に候哉、金物に候哉、

此方のより下品に御座候、やはりタバコ申候、きせるは、やきもの、金石も御座候、水晶にて天火をとり、夫にてたべ申候、私どもは無勿體候故、天火にてはたべ不申候、何故と尋申候間、もつたるなきむね申候へは、わらひ申候、

一武藝に稽古いたし候哉、右の體、一向見及不申候、足輕體の人鐵砲稽古仕候を見物仕候、専ら足の踏を習ひ申候、弓は侍の持候體見及不申候、獵師の持候を見懸申候、至極そまつ成ものにて、蝦夷人の弓同様に御座候、乃ものは一向切不申候、金色は荒砥にて白研に仕候ことく御座候、

一老中とも相見申候人、往來の體如何候哉、是は至て手輕に御座候、輿高く立派に作り、車の輪四つに仕、馬六疋にひかせ申候、輿の内には四人程乗申候、私儀も折々御老中と同車にて野遊ひに出候事有之候、女帝の行幸迎も手重儀無御座候、先驅兩人立候ものみに御座候、乍併跡備はよほごみ

え申候、人留之儀無御座候、

一首に懸候は何にて候哉、腰に下るものは何にて候哉、

腰に提候は、女帝より賜り候時計にて御座候、襟にかけ候は、メンタアリと申物にて、片面は開祖伯多録帝乗馬の像、形面は當今女帝アカテリナの肖像に御座候、是を女帝より賜り候、此メンタアリを懸候ものは、魯西亞國中何方へ参り候ても、兎略の取扱ひ不仕候、總而私共儀は、制外に仕御座候へは、何方へ参候而も、答め人も無御座候、食事の節杯も、御老中宅へ参、一所に給へ候事なども御座候、

此問答終て、上にも暫入御、漂民にも晝食を賜ふ、諸支度相濟て御白洲へ召出さる、此度は幸太夫は油綠色の多羅呢、磯吉は老虎色の多羅呢なり、一其方共、魯西亞にて救命の恩、其外の厚情仇には存間敷事に有之候、如何そんし罷在候哉、大切に存居可申事に候、

恩儀においては、聊も仇には存不申、乍去大切と申程の儀は無御座候、

一左程に恩義も有之候所、何故強て願を立、日本へ



相戻り候哉、

乍恐、日本國に老母妻子兄弟共も御座候へは、恩愛の情相忘かたく、其上食物等は不自由にて、難儀仕候而已ならず、第一言語明かに相通兼、朝夕心にまかせざる事勝に御座候、身命を擲ひたすら歸國仕度段、相願候事に候、

一言葉は覺候ては無之候哉、

是迎も聞取に御座候へは、誠に以萬分一にて、まさかの所に至て、一向相通辨仕候事相成兼、何角に付不辨利成事のみは御座候、唯餓こゝへ申さる程の用を辨候迄の事に御座候、

一歸國之儀申渡候節、何ぞ彼申付候事無之哉、

老中と可申役人、歸國の砌被申候は、世界の國々大抵我國と交易通商せざるは無之候に、日本のみ通信無之候、此度汝等を送還候に因、交易の儀を取結ひ度事有之候、乍去強てと申筋にては無之候と、くれくも申合られ候、此儀帝より被仰渡たるにて無御座候、至右役人の存寄にて、被申聞候事と推察仕候、

一彼地にて耶蘇宗門に入、改宗致候者は四十二日

水を浴、うしろを向て唾吐し、其上にて名を改候よし、勿論名を改候節も、水を浴せ候よし見及候儀有之候哉、

御尋のことくに御座候、名を付候時は、いつれ水を浴せ申候事と相見え、七夜に小兒の名を付候節も、大抵に水をたへ、小兒を水中に三度浸候上にて、名を付申候、小兒殊外啼申候、

一宗門に入不申候は、左様の儀見及申ましく候事に有之候、

前にも申上候通、私共は制外故、何方に參如何様の儀を見候而も、左迄答る者も無御座候、右體之儀、心まゝに見物仕候儀に御座候、

一十文字に致候を貴候儀、見及候哉、自注、是切支丹の法器なり、

是は家々の入口に懸、人之首に懸申候、名をキリストと申候、但此十文字にては無御座候、末廣かりに、横木三本入候物に御座候、都而人の宅に參候節は、參りかゝりに先佛壇を拜し、其上にて主人挨拶仕候事に御座候、歸り候節も主人は暇乞不仕、佛壇拜しさへ仕候得は、よろしき事に御座候、佛の事をこしつと申候、こしつとは上と申ことにて、すな

はち天の事を申候様に承り申候、

一硝子を吹候を見候哉、

私ベチエルボルへ出候節、旅中高端世話仕吳候キリロと申候者、硝子師にて候間、彼宅に罷在候内見物仕候、石を粉に仕、山鹽と小麦のことき物、其外に二品程交物に仕候、是は承候へ共教不申候、板硝子を吹候には、先徳利のこときものを吹、筒に吹立、山鹽にて堅に筋を引、穴に入候へは、右の筋より二に破候様に成申候、右を三方土に重て塗塞候竈の内へ並へ焼候へは、兩方へのひ、平に相成申候、

一瀟の製法見及候哉、

隨分見物仕候、地を掘候て甕をいけ、厚板にて蓋を仕、多く穴を明け上へ土をかけ、松杉の類總て脂多木を積候て、火を懸申候、火廻り候時分、上より生草を覆ひ蒸焼に仕候得者、下の甕へ自然に溜り申候、瀟一斗出候へは、上に水六升ほど漉へ候物にて御座候、水共に煎煉仕、收貯申候、

一哆囉呢の織方見及申候哉、

是又見物仕候、綿羊の毛を紡き候て、突籽にて織申候、織上候節水を噴き、毛硬き刷毛にてこすり、疊

付申候、

一魯西亞は冬至の頃は、殊の外日短にて有之よし候、如何に覺候哉、

さのみ短き様にも覺不申候、只五月頃より八九月頃迄は、夜中も殊外あかるく、曇候畫よりはきと仕候、細に認候物なども、燈なしにみえ申候程に御座候、

一何ぞ格別恐敷と存候事に逢候儀は無之候哉、

左程恐敷儀にも逢不申候、唯可恐は彼國の寒氣に御座候、最初にも申上候如く、耳鼻も解落、手足切落候時宜御座候へは、是程おそろしき儀は無御座候、

一鴈は年中居候や、

大抵年中居申候、其内春中句より秋の初まで別て夥敷、卵をもうみ返し申候、家々にも羽を切、鷺のことくに養置、卵を取食料に仕候、雄四五羽に雌三四十宛附置申候、卵の味は甚よろしきものに御座候、

一ムスクワに、大成石橋有之候よし、見物致候哉、其橋は損候て、どふじは板にて假橋を懸往來仕候、

一彼地にて、日本の事そんし居候哉、何事に不依存居罷在候、日本の事實に詳にて候、書物并日本圖なども見及申候、日本人にては、桂川甫同様、中川淳庵様と申御方の御名をば、何れも存居申候、日本の事を書候書物の中にも、書のせて有之候様に承及申候、

中川淳庵は若州の醫なり、往年病死仕候、彼邦には官醫の様に覺居申候、

一水車、風車は見及候哉、

水車前々に有之候、鍛冶屋、錢座等皆水車相用候、風車は羽根四枚にて、殊の外大造成物に御座候、是は流川無之所にて相用申候、尤風無之節は廻り不申候、

一都の入口に、彼國の掟、石に彫付有之候由、見及候哉、

一見仕候得共、文體相分り不申候、如何様成儀共辨別仕かね候、

私共、歸國願度々差出候得共、兎角遲滞仕候故、日本へ通信仕候段、兼々承及候故、紅毛人に便日本へ送返吳候様相願候所、魯西亞の帝へ差出候歸國願

ひ、願下しに仕、魯西亞の手を放れ候は、送り歸し可申候よし申候、海上何はと懸り可申哉と相尋候へは、三年懸り候よし答申候、魯西亞より、左程年月は懸り不申候様に承り候へとも、萬一願引しらい申候は、紅毛人に相願可申上存居候内、歸國の儀被申渡候事、

イルコウツカにて、朝鮮人を見申候、唐人をも見申候、北京の人の由に御座候、

冬中穢に乗、氷の上を犬に牽せ申候、一人に犬四疋懸申候、殊外早きものに御座候、貴人は馬にて引せ申候、

ベチエルボルに、鼠程の野猪、兎、雀程の矮鶴御座候、野猪は歸國の節持歸り可申と存、三疋迄飼置申候處、彼地の者とも、所詮保ち申ましく候段申聞候へとも、若やと存飼置候處、不殘落申候、

當今は女帝にて、御名をアカテリナアンキセウナと申、御年六十四、太子は御名バウルベトロイチと申候、御年三十九、皇孫は二人、御名アレキサンデルハウセイナと申、御年十六、一人は御名コンスタンチンパウロイチと申、御年十四に御成なされ候、

右件の問答終、其後二人の漂流は御暇給り、きじ橋の外成御厩に泊に歸ぬ、家も昇平大和の御代に生れ出、御身近く仕ふまつる故に、すてにかゝる事をも見聞すれ、去にても、たゞに聞指へき事ならねはとて、柄短きふんでをとりて、ひそかにしるし終こと爾なり、栗園渡抄、漂流御覽記○按するに、此記事官醫桂川甫周の記すところなり

同年甲寅年六月十一日、漂流二人多年艱難を凌ぎ、歸朝せし事を賞せられて金子を賜ひ、番町御藥園中に居住せしめ、御手當あり、

寛政六甲寅年六月十一日、采女正按するに、老中戸田氏教、渡す、

幸 太 夫  
磯 吉

右之者ども、外國に漂流致候處、年月之艱難を凌、無恙歸國仕候事、奇特なる志に付、金三十兩つ、被下之、

一此度は別儀、在所は不相返、當地に被差置候、住所之儀は、番町明地藥草植場之内住居爲仕、月々爲御手當、幸太夫に金三兩つ、磯吉に金二兩つ、相渡可申候、

一兩人とも勝手次第妻を呼迎へ、安堵いたし住居候様可被致候、尤植物手傳等申付候儀は先見合、無役に而差置可被申候、

一外國之様子等、みたりに物語杯不仕様可致候、右之趣被得其意、當人にも可被申渡候、且又兩人領主へも、何れもより按するに、何れもさあるは、何役にか伯御預の園中に置れしをもちへは、詳ならされとも、かれを官醫遠江長いづれもさすは、官醫なるへし、可被達候、身分之儀は、藥草植場に差置候者とも一同、何れもに而差配可被致候、

寛政六甲寅年六月十一日、靈數類典、

同年八月五日、今度歸國漂流の内一人、去年ネモロにて死去せしか、其妻十三年農業をなし、夫をまちし志を賞せられ、白銀及ひ夫の雜物を下し賜る、其旨御勘定奉行より、かれか領主に達す、

寛政六年八月五日、

去丑年、ヲロシヤ國より歸國致候節、旅中に而病死致候勢州龜山領之内南若松村水主小市妻、十三年以前より後家を立、四十石之田地を持、農業いたし罷在候段御聽、誠奇特成志に付、今度銀十枚被下、并小市彼國より所持着用いたし候衣類、諸道具

被下之、

右之通被仰渡候、  
右御勘定奉行久世丹波守に、留守居呼出申渡、

石川日向守領分勢州  
河曲郡南若松村  
小市 後 家

夫小市儀、外國に漂流いたし候處、年月艱難を凌、志も變せず、歸國之儀相願、蝦夷地迄も罷越候處、病死致候に付、後家の銀十枚被下、小市所持申候品、別紙相渡候旨申渡之、

戸田采女正殿御差圖

小市所持之品

- 一玉面銀國王之印一枚、是は、公儀に御止被成候
- 一毛織ふとん、裏毛がは一つ 一萌黃羅紗着物一つ
- 一紺羅紗着物一つ 一花色羅紗胴着一つ
- 一黒羅紗胴着裏、とろめん一つ 一稿天蠶絨胴着一つ
- 一白羅紗胴着一つ 一花色羅紗合羽、裏白布一つ
- 一島布蒲團一つ 一布一鹿皮着物一つ
- 一島布胴着一つ 一布單もの一つ
- 一毛織帯一つ 一白布地半

文 一綿入はんでん

以上栗岡漫抄、雜事記

- 一つ 一飛色羅紗股引一つ 一紺羅紗股引
- 一つ 一鳥天鷲絨股引一つ 一白布股引
- 一つ 一黒羅紗笠、裏毛一つ 一標卷二つ
- 一毛織頭巾一つ 一布頭巾一つ 一羅紗手袋一掛
- 一印刷一つ 一革沓四足 一めりやす下沓三足
- 一風呂敷更紗三つ 一白布大風呂敷二つ
- 一かは袋五つ 一島布袋一つ
- 一鏡大針一本 一小縫針一本
- 一はり入一つ 一糸一包 一こはせ二つ
- 一くし一枚 一庖丁二丁 一鋏二丁
- 一銅小錢一つ 一させる筒一つ 一同二本
- 一さし四本 一銀錢十六文 一銅錢大十四枚
- 一紙、紋がら有十七枚 一四十七品
- 本國より持參之品
- 一分判二兩二分 一風呂しき二つ 一柳こり
- 一もめん布子一つ 一印刷 一多ばこ入
- 一四文錢十六文 一もめんさいふ
- 一淺黄もめん股引 一折本一冊
- 一足袋六そく 一守袋 一小錢三十六

### 通航一覽卷之三百十八

#### 魯西亞國部四十六

○漂流

文化元甲子年九月、去寛政五癸丑年魯西亞國に漂流せし陸奥國寒風澤濱<sup>宮城郡に</sup>の水主四人を、かの船より長崎に護送し來る、<sup>こは、國王より使節をもて書宣を捧げ通商を請へる刻なり、其始末は渡來通商願の條に詳なり、</sup>よて奉行肥田豊後守、成瀬因幡守これ<sup>を</sup>請こり、<sup>を</sup>請を遂げ、同乙丑年五月廿日江戸に伺ひ、同年閏八月、領主松平政千代周宗家人に渡す、  
文化元甲子年九月、魯西亞船より長崎護送の漂人口書、

異國に漂流仕候陸奥國之四人口書

禪宗	松平政千代領分 奥州宮城郡寒風澤濱 長九郎伴水主	左	平三歳
同所	善五郎伴同	同所	夫 丑六十
同宗	津 太	同所	夫 丑六十
儀	同國桃生郡渡善寶之濱 源三郎伴同	同所	平 丑四十

### 通航一覽卷之三百十七終

右申口

同所  
太十郎等同  
十五三十  
按するに、原本太  
十の宗旨を脱す、

私共異國に漂着仕候處、去子九月魯西亞船より送  
り來候に付、踏繪被仰付、國元出船積荷物之品并漂  
着之次第、彼國逗留中之始末、有體可申上旨、御吟味  
御座候、此段私共儀、十三年以前丑十一月按するに、寛  
政五癸丑年奧州牡鹿郡石之卷沖船頭平兵衛より被雇、松平政  
千代用木、雜小間木、四百本并賣米千百石程、江戸表  
の相廻候積、石之卷米澤屋平之丞船八百石積若宮  
丸の積請、沖船頭平兵衛、權取同國宮城郡寒風澤濱  
左太夫、水主同所銀三郎、民之助、同郡石濱辰藏、石  
之卷清藏、初三郎、善六郎、市五郎、同郡小竹濱茂次  
平、吉郎次、炊き石之卷巳之助、私共四人都合十六  
人乗組、碇七頭、檜綱五總、いちひ綱三綱、芋綱二綱積  
込、仙臺役人より之送狀等船頭請取之、同月廿七日  
右石之卷湊出船、同國東名と申所に汐繫り致し、同  
廿九日同所出船、凡五十里程沖迄走り候處、申西之  
風吹出、度々船中に波打込、追々樓も打越候程之荒

波に罷成、同十二月朔日楫を被吹折、船危く相成候  
に付、乗組之者とも髪を拂、神佛へ祈誓をかけ、身命  
限り相働候得共、地方一向不相見、同風吹續候に付、  
同三日帆柱を伐捨、同四日五日之頃と覺、米凡半分  
程追々勿捨相凌、其後は少々洋間も有之候間、漂ひ  
罷在候内、翌寅正月六日七日之頃、又候大波に被採  
立候間、残り米之内凡半分程猶又勿捨、表之方に綱  
二總引せ、淫水を揉り相凌候而已、方角も眩と不相  
分候に付、流れ次第にいたし罷在候處、同十一日艦  
を打破、通り之口者其以前打破り、同日上王礪も裂  
候に付、綱を以締め捻を懸け、帆を解卷肌に打込、取  
掛之方轆轤座片樓も波に被取候に付、乗組之者不  
殘表之方に居申候處、二月五日表之方も打破り、取  
掛之方表垣廻り迄波に被取候間、糶米二百俵程殘  
置、其外は勿捨漂ひ候内、同三月朔日、表之方下り綱  
二綱、碇二頭、五尺板共波に被取、夫より次第に風和  
き、同三日海上に蠅付候丸木一本流寄候に付、地方  
近寄候哉と力を得里數を札に書、神圖を上げ候處、  
地方千五百里と神圖下り、天氣も能候間、同六日表  
之帆棟を中之車立に結び付柱に致し、帆を打懸け

綱を爲引、風に任せ走り或漂ひ罷在、三月四月中も  
同様にしたし、呑水は雨降り候節天水を取溜置、湯  
を凌候内、同五月六日辰巳之風にて走り、地方へ乗  
寄申度、又候神圖上げ候處、地方二百里と神圖下り、  
夫より日々神圖上げ候處、追々地方近く相成、同八  
日には五十里と申神圖下り、翌九日四ツ時頃東北  
之方に雪積候高山を見出、同十日には一里程に地  
方相見候間、乗組之者共一同相悅候得とも、本船に  
ては乗り付かたく候間、端舟を下し、糶米三俵其外  
手廻之品積移、本船は岩間に乗捨置、船魂を持、十六  
人共端船より上り候處、日本地とは不相見、砂地に  
て人家も無之に付、異國にても可有之哉と存候得  
共、可相尋人も不居合候に付、いたし方なく、右島に  
日數十日程罷在、人家有無之儀又々神圖を上げ候  
處、五十里程に人家有之趣神圖下り候に付、猶又端  
船に乗り、地方に添奥之方へ參り、同六月四日烟相  
見候に付、人家と相察し、其所を自當にいたし尋參  
り候得は、人影相見え候に付、近寄候處不見馴人罷  
出候に付、全異國に漂流致し候儀と存候處、何歎詞  
を懸け手招等致し候得共、一向相分不申、怖敷存船

を寄せ不申候處、追々右同様之者十人計罷越、相招  
候に付、是非なく船を寄せ候處、右船陸に引上げ候  
様仕形いたし、彼者共打寄引上げ吳申候、右者共者  
鬚有之、髪并面色も黒く、蝦夷人之様相見、夫より水  
井鱈王餘魚に似寄候魚杯持參り吳候に付、貴請私  
共煮候而食し申候、此所はランテレットケフースト  
ロと申島之由、跡にて承申候、然處船頭平兵衛儀、船  
中より腫氣相煩段々差重り、同八日同所にて相果  
候に付、私共砂地を掘り埋、右所に日數十日程と覺  
罷在候得共、是迄異國へ漂流之後は猶更之儀に付、  
私共心積りを以申上候儀に御座候、然處同月十三  
日と覺、私共を外へ連參り候様子にて、何か申開候  
得共一向通し不申、暫く過魯西亞人之由、頭より革  
之着物を被り、筒袖にて手を通し、革にて張候船に  
て水竿二本持參り、私共二本柱か一本柱之船に  
て參候哉と、仕形いたし相尋候様子に付、一本柱に  
て參候趣相答候處致合點、其節日本人と申儀相分  
候様子相見、右魯西亞人、私共乘參り候端船を島人  
ともに卸させ、此船に乗候様致仕形、右之者も一同  
乗組、魯西亞人共住居候所へ連參り候様子仕形致

し、右端船に帆をかけ走り出、同夜四ツ時頃、魯西亞國より之出張所有之候所へ着致し、此所には三四百石積位之魯西亞船も参り居、三十人餘乗組、陸にも三十人餘も罷在、三年目に交代致し候由、右船之船頭日本詞少々相分、私共同所に一ヶ年程致逗留、養育に預り、日々禁物に相成候流木等を拾ひに出候得共、冬者日本より餘程寒氣強、手足も痿候程にて働き不相成候に付、家内之事而已致し、食事も穀物無之に付、日々蛙、鱒、鱒等之魚類計食し罷在候處、私共逗留中魚類計食し候ては宜かる間敷に付、此節は二年目に交代致し、外に連越候間船に乗り候様、船頭申聞、革之着物一宛十五人の呉候に付賞請、右船に乗組翌卯四月三日と覺、同所出船、同廿七日サンハメウと申島へ着候處、右之處にも魯西亞人四十人餘罷在、同所に取溜有之候獵虎、水豹等積込、二日程罷在出船いたし、アミセイツカと申島に著し、同所にも二日程逗留致し、ヲホウツカと申所之邊の着候處、凡五百石積位之船五六艘も繋り有之、此所にも魯西亞より代官相詰候役所、并人數二百軒餘も有之、私共を右役所引渡候様子にて、食

事はパンをくわせ、表口六間餘、奥行八九間程有之候、役人體之宅と相見、板敷に腰懸を置候家に、十五人共差置申候、同八月十八日役人参り外に連越候由に付、出立致し候様仕形致し、追々出立いたしヤコウツカと申所迄罷越候、道中人家無之候間、雪降り候節も日々野宿致し、馬に喰せ候草も雪に埋もれ、馬過半斃候に付、魯西亞人先の参り、ヤコウツカより三疋牽参り私共を出迎、同十月十三日ヤコウツカへ着、此所は家數凡二千軒程も相見え、私共は荒木にて組建候家に差置、宿主より日々パン豕等をくわせ、逗留仕候内、市五郎儀腫氣相煩、其所より醫師を懸け候得共、煎藥者無之水藥を吞せ、或赤き草之實の様成物を食せ候上、同所に有之候病人小屋に連参り候に付、私共も罷越見候處、病人二三十人も打臥罷在候、同十一月廿四日又候役人参り、此所出立いたし候様仕形いたし、右之者差添同所出立、村名不存宿屋跡之所に着候處、市五郎養生不相叶、十月廿三日相果候段、飛脚體之者参り爲相知申候、都而右小屋にて相果候者は、其小屋に居合候共打寄葬吳候仕來之由に付、如何致し葬候哉存不申、

私共儀は翌朝雪車之様成物之上に、箱を取附け置屋根を造り、右箱に二人つ、乗せ、馬に牽せ出立いたし、道中は川端を通り、或河水氷り候節は其上を涉り、翌辰正月廿四日エリカウツカと申所へ着、此所にも魯西亞より代官参り居、荒木にて組建候板葺の家、又は石にて疊上げ候家とも三千程有之、私共着候日より、十文に當り候銅錢一文つ、代官より銘々へ日々被與候に付、役人體之者世話致し、凡五六間位之家を借請、一ヶ年に銅錢二貫五百文程之宿賃相拂候處、追々諸色高直に相成、右手當計にては足合不申候に付、石土等を持運ひ候雇稼き致し、一日五十文又は三十文位之賃錢を貰ひ、能働候者は百文取候儀も有之、同所に凡八ヶ年程逗留致し候内、吉郎次儀傷寒相煩候に付、代官より醫師を遣候處、市五郎同様水藥を相與候迄にて、煎藥其外丸藥散藥等も無御座候、然處追々差重り、未二月廿八日相果候に付、葬度旨相願候處、彼國之宗旨に無之者は寺に差遣候儀は不相成候間、私共方にて葬候様申、代官より長き棺を拵吳候に付、死骸を仰向に入れ蓋を釘にて打付、魯西亞人墓所之

脇に持参り埋め置、其後石屋より道具を借り、私共細工に而、日本奥州小竹濱阿部屋吉郎次七十三歳と石に彫付、墓之上に建申候、然處去々亥三月初旬之頃此所出立爲致魯西亞之都へ連参り候由、代官より申渡し有之、同人より羅紗之着物股引沓等、私共十三人の呉れ、同月七日役人差添、前書同様之車に乗せ出立いたし、道法不存繼場にて馬を繼替、晝夜罷越、食事もパンを車之中にて食し、使用之外下り候儀無御座候、然處同所出立之翌日より左太夫、清藏病氣付候間、差添之者の相願、追々快氣次第差送候積跡宿へ差戻、殘十一人出立日々道中致し、月日を不覺カラスナヤリツと申所へ致着、此所にも魯西亞より代官参り居、家數千軒程も有之様に相見、同所出立トンスケと申所へ着候處、右同様魯西亞より代官并タツタリヤ人、魯西亞人入交住居致し候由、同所出立エカランボルカと申所へ着候處、是又魯西亞人、タツタリヤ人罷在、同所出立コソタリと申所へ着候處、家數二百軒程有之、此所にもタツタリヤ人住居、夫よりペーリマと申所迄罷越候處、銀三郎病氣付候間、同所に殘置、追而快氣

次第跡より送吳候様、附添之者へ頼置、殘十人カザニ申所へ着、此所にも魯西亞之代官并タツタリヤ人住居致し、家數凡二千軒ほども有之賑敷所に、雜穀皮類も多く有之候由、同所出立、魯西亞之内モスコウと申所へ着、此所には國王之親類住居致し候由、差添之者申聞、一日逗留いたし出立、右エリコウツカ出立之内より凡四十八日經て、同四月廿七日と覺、十人とも魯西亞之國都ビゼリボルカへ着致し、左太夫、清藏、銀三郎は、前書之通病氣に付途中に居残り、其後如何相成候哉、出會不仕候、然處ビゼリボルカ着之上、代官所へ相届候様子に相見、私共を代官之宅に差置、近日國王之前へ差出候間、其節は日本姿にて罷出候様、國王より申付有之由にて、十人之者に日本仕立縷子之着物并羽織等、代官を以被相與候に付貫請申候、同五月十五日代官所へ被呼出、明日國王之前へ差出候旨申渡有之、翌十六日右代官同道、私共并民之助、辰藏、初五郎、善六、茂次郎、巳之助、十人共相揃、代官所より道法三四町隔り候國王之屋敷へ罷越候處、城構は無之、石にて疊上候二町四方も有之候様に相見、門

内には番人體之者、兩側に二人つゝ、鐵砲を持罷在候迄にて、格別備等有之様子相見不申、夫より一町程奥へ參り候得者、國王と相見え、着物何品とは不存候得者至て立派に有之、金銀玉を以飾り候衣裳にて、老母之手を取、役人體之者三人召連罷出候に付、私共平伏致し候處、彼國にては屈候禮無之候間、立罷在候様通詞を以て申聞候に付、其通に致し候處、跡より引續、王之婦人も右同様美々敷美裳にて、召仕と相見候女五六人附添罷出、通詞者私共側に附添罷在候處、國王より右通詞を以、私共何れも日本へ歸度候は、追而差返可申、彼國の居殘度存候者は勝手次第之旨、銘々に尋有之、詞委敷相分り候に付、私共四人者何卒歸國致し度旨相願候得共、殘六人之者は彼國に居殘度旨相答候處、先引取候様申渡有之に付歸罷、此度私共を連渡候魯西亞人使節宅へ被呼參り候處、是又石にて疊上候大家にて御座候、右通詞共先年彼國に致漂流、去丑年按ずるに、寛政五年松前へ送り來り候生所勢州白子幸太夫と一緒に致漂流、同所新藏と申者之由、當時魯西亞役人に相成、名をニコライ、バートルイチと相改、彼國之女を

妻に致し、子供も有之由相咄、日本之様子をも相尋候に付、相應に挨拶致し、其後私共家に妻子共五人相暮、召仕之者は無御座候由、右使節方逗留中、國王より申付有之候由にて、私共は夜具并縷袴、其外合羽之様成雨具等拵吳候に付貫請、夫より代官所へ參り、同所に逗留いたし候内も、國王より馳走之由にて、食物はパン、豕、猪、魚類、酒等迄一日に兩度つゝ、被相與、凡一ヶ月半程罷在候内、車に乗、役人附添、所々見物に出候得共、遠方へ出不申候、其後芝居見物に兩度參り候處、一向相分り不申候、然處同六月中旬頃、日本へ渡海之船より差返候間乗船致し候様、代官より申付候上、國王より被與候よしにて、四人の羅紗一反吳候に付、即日船場まで罷越候節彼國に殘候六人之者、見送に參り候得共、歸國不同意より爰に不和に相成候に付、染々挨拶も不致相別れ、私共は小船に乗、本船を繋居候カナシタと申所へ參り、右本船の乗組候處、國王より使者を以、袂時計一宛并金錢廿文つゝ、銘々に被與、使節其外大勢乗込、同所出帆いたし、コフベイガハニと申所并アングリヤと申湊に致沙繫、其節は使節上陸致し、

七日程罷在船に歸候間、カナリヤと申所へ渡り水を取、直に出船致し、同十一月末頃アメリカの内エカレナと申所へ致着船候處、此所之人物衣類は着せず、何れも裸になり居申候、此所に而帆柱を買ひ取立替、豕、野牛、鶏等之食物を調へ積込、去子正月初旬同所出帆、凡四ヶ年程を經、マルゲータと申所へ着船いたし候處、此所の人物は七尺計も有之、何れも裸に成、男者總身に墨を入れ、女も裸にて前には草木の葉を覆ひ居申候、往古は人を喰ひ當時は死人を喰候由、既に私共船之際に死骨を持參り、何品に成共取替吳候様との仕形致し、男女多人數海に入り、船端に罷在魯西亞人とも頓着不致候處、晝夜附添、仇は不致候得共、船中いつれも氣遣に存候哉、玉なき鐵砲を放候處、漸退き申候、此所にヲロシヤ人共水取に上陸致し候處、家居は無之、何れも穴を掘り住居致し、海上二千里程も有之由、四月下旬と覺、サンベーツケと申所へ船繋りいたし、豕、猪を調へ候積り之處、其所之者共家一疋を羅紗と替吳候様仕形致し候に付、魯西亞人共承知不致、出船致し、同七月初旬カムシヤツカと申所へ致着船

候上、當所に詰合候代官之下役一人乗組、同八月五日同所出船、日本之地を志し走り候處、琉球國之沖にても可有之哉、小山を見出候に付、晝は山を傳ひ、夜は沖を乗り、追々走り候處、同九月初旬長崎より七八里沖迄近寄、碇を入候處、御役船と相見候船一艘乗付、何國之船に候哉之尋に付、私共出合、魯西亞國仕出之船にて、日本漂流人四人乗組居候段相答候處、追々外御役船も數艘附申候、其後十一月中旬魯西亞使節の者病氣に付、願之上陸被仰付候節、私共儀一同上陸被仰付、梅ヶ崎小屋に魯西亞人と同居仕候内、同十二月初旬頃より太十郎儀、折狂氣に相見、何か不相分事而已申居候處、同月十七日四ツ時過、儀平は外に出、左平、津太夫は太十郎臥居候側に居候處、不計太十郎聲を立候に付立寄見候處、髮剃刀を口中に突込、疵付出血致し候に付、魯西亞人小役之者駆付け及物取上、私共打寄致介抱、子細を尋候共、相分り不申、御當所御役人中并醫師外科等相見、療治被相加候様申上候處、勿論魯西亞人の對し、兼而申合等は無之哉之旨、御吟味御座候得共、會而左様之儀不及見聞、全く亂心にて右

の始末に候儀と奉存候、右之通申上候處、彼國滯留中切支丹宗門之勸達候儀は無之哉、若右體之様子有之候は、有體可申上旨、御吟味御座候、此度私共儀彼國において、切支丹宗門等勸に逢候儀も無之、右體之様子見聞及儀は勿論、如何と心附候儀も毛頭無御座候、若隱置追而相顯候は、如何様之御答にも被仰付候、一私共武具類積乘候哉、且金銀所持いたし候哉、彼國滯留中、商賣ケ間敷儀不致候哉之旨、是又御吟味御座候、此段私共出船之節、武具類決而船積不仕、船頭平兵衛儀、脇差一腰所持いたし候得共、難船之節立願のため海中に捨、錢も五貫三百文船中に有之候を、是又投捨申候、右之外脇差并金銀等所持仕候者無之、商賣ケ間敷儀決而不仕候、一往來切手并札守等致所持候哉之旨、御吟味御座候、此段私共往來切手は所持不仕候得とも、浦賀御切手并仙臺役人中より之送狀、伊勢被等、船頭所持仕

罷在候を、此度持歸り、則御取上に相成申候、一於彼國金銀其外賁物之分、御吟味御座候、此段彼國滯留中、金銀銅錢其外衣類、道具、小間物等賁候分、別紙を以申上候通に御座候、右之通相違不申上候、以上、  
文化二年丑三月廿九日

御奉行所  
左 平 津 太 夫  
儀 平 太 平

(下け札)右太平儀、去子十二月以來亂心體病氣に而、申口相分り不申候間、私共代を兼、御吟味を請候處、相違無御座候、依之下け札を以申上候、  
左 平 津 太 夫  
儀 平

- 漂流人四人之者此度持歸り候品之覽  
一 浦賀切手之由申立候書付、二枚 一 奥州仙臺より之送狀二通 一 若宮丸錢財布一 一方針  
一 一木綿綿入二 一同拾五 一同單物一  
一同半合羽一 一同纏袴一 一同帶二筋  
一同股引三 一同脚半一 一同足袋一足

- 一同風呂敷一 一秩父單合羽一 一同解黃裏  
一 一岸島解黃表一 一披綿一 一毛織小  
手當一 一矢立一 一紙入一 一鉄一  
一伊勢被一  
魯西亞國において賁物品々之覽  
一金錢八十文 一銀袂時計四 一日本仕立絹  
綿入四 一同羽織四 一絹纏袴四 一同股  
引四 一同帶四筋 一木綿并麻纏袴二十九  
一同股引十 一同風呂敷八 一火打三  
一染木綿三 一角根付二 一櫛一枚 一鉄  
ボタン七 一鉄二挺 一髮剃刀ハアカ十七  
一髮剃刀箱一 一錐二本 一錫罐一 一同  
匙一 一硝子瓶一 一同玉四 一硝子箸之  
折れ一 一煙管三本 一針入一 一麻蒲團  
五 一毛織袴三 一同單帶一筋 一同股引  
二 一同合羽四 一めりやす并木綿帽子七  
一同股引并足袋二十四 一革袋三 一同帽子  
三 一同沓五足 一紙入四 一手貫二  
一毛皮一枚 一同袋一 一椰子水香二  
一フラスコ三 一鏡二面 一目鏡一 一横

文字本一冊 一世界圖并船之繪十三枚 一油繪二枚

右者、彼國滯留中稼溜候金銀銅錢を以買調、或は知人より追々貰申候、

右書面之通、御改を請候處相違無御座候、尤持戻之品并貫物とも不殘被遊御取上、追而被及御沙汰旨被仰渡、奉畏候、

文化二年丑三月廿九日

左 平 津 太 夫  
儀 平 太 十

御 奉 行 所長崎志續編、

文化二乙丑年四月、同斷按するに、此口書長崎奉行巨細に尋問せしものにして、おのつち、海外の事を察するに足れり、他日もしかの土人等本邦に漂着すとも、扱ひの一助ともなるべし、是に姑存す。

一最初漂着仕候所ランテレッケヲーストロと申島に而、都而島之事を、ヲーストロと申候由に御座候、魯西亞より致支配、一向に草木等も相見不申砂地に有之、奥地の方には眞白に雪之積候高山相見、人物は蝦夷人に似て、獸之皮或鳥之毛之付候皮をも身に纏ひ、冠り物もなく、素足に而歩行申候、食物

は魚肉而已を喰ひ、五穀野菜之類は曾而無之、薪は奥地より流木を拾ひ貯置、居所は地を掘て穴藏様に屋根丸くいたし、土に而塗り、其中に芝草を敷罷在候、此邊は臘虎、水豹、乾鱈、雪魚、鱒魚杯多有之、漁業而已を渡世に致し申候、右漁候魚類は都而食物にいたし、臘虎、水豹之皮は、魯西亞人と布、反物之類と交易いたし、尤魯西亞人出張所有之、右出張所に魯西亞人三十人程罷在、三ヶ年目に致交代候由、右往返いたし候船は、日本船に而は三四石積位に相見、檣柱有之、舳船并近邊往き通ひ候船は外廻を海獸之皮に而造り、中にも一人乗り之小舟は外廻をルカルカ革之餘りにて乗り候人之襟に纏ひ付候故、縦ひ波に打覆され候とも、船之内は勿論人之身にも水染み不入様拵へ申候、此海獸之事はセーウシセーウシと申候、形は馬程有之、面馬より少短く、兩頬より下げ候角長三四尺も有之、柔和成様子に相見え申候、氣候は暑は弱く寒は強く、夏とても漂流人共は綿入二つ程つゝ、着いたし居、冬に相成候而は、雪夥敷積り、寒強く、手足も痺れ候程に而、外之働者不相成、一同住所に籠り居申候、春三月頃に至り候而、漸雪も解

候得は、漁業に取懸り申候、

但、此年月之儀は魯西亞之年月には無之、漂流人とも心覺之年月に有之、尤満月之頃を月中とい

たし、數へ候事故、違候儀も可有之由に御座候、

此邊之島々人之名を、都而アヲヲウドと唱申候、

一サンバメウ、是も魯西亞支配之島に而、ランデレツケ同様之風土にて、諸事相替儀無之、同所より此所迄船路千里程有之、

但、此里數之儀、一里と申候は日本之三分一位にも當り可申哉に覺候由に御座候、

此所にも魯西亞之出張所有之、魯西亞人四十人程も罷在、尤此島には二日程船繋りいたし居候而已に付、委敷儀は存不申候、

一アミセイツカ、是も魯西亞支配之島に而、ランデレツケ、サンバメウ同様之風土に而、サンバメウより千二百里程有之、

但、都而村落之名をツカと申候由に御座候、

尤纒之島に而、蠟虎は澤山に有之、此所にも魯西亞人之出張所有之、魯西亞人數之儀は、不相替住居いたし罷在、先年此島へ日本人幸太夫と申者致漂着

候旨、魯西亞人咄申候、尤此所にも二日程船繋りいたし居候故、委敷儀は存不申候、此島よりヲホーツカヲホーツカに參り候海上より、カムシヤツカ之出崎も遙に相見申候、

但、此カムシヤツカを、カムシカツカとも唱へ申候由に御座候、

一ヲホーツカ、此所は小き湊にて、大船は無之、日本船ならば凡四百石積之船五六艘繋り居、家數二百軒計りも有之、魯西亞より之代官詰候役所有之、魯西亞人多住居いたし、家作りは荒木に而組建、壁は無之、屋根は板にて葺、根太も荒板を敷有之候、カムシヤツカ之人杯も入交り有之候、是をカムシヤダカムシヤダと唱へ申候、

但、此カムシヤダと申候は、カムシヤツカ之人と申事之由に御座候、

鹿之皮之着物を頭より冠り、此邊よりは食物もパンを食し、牛馬ともに少々有之、草木杯は有之候得とも、五穀は出來不申候、

一ヤコウツカ、此所は家數二千軒程有之、魯西亞之代官も住居致し、此邊よりは畑地杯は少々有之、専



麥を作り、牛馬、豕、野牛、綿羊、鷄、杯も飼有之、此邊虎も稀には出候由、熊は多く有之、既に漂流人之内左平野宿致し候所に而、夜分馬二疋熊に被取申候、此所之人をヤコウツカと唱申候、

但、此ヤコウツカと申は、ヤコウツカ之人と申由に御座候、

一ヲホーツカより此所迄凡千里程も有之、其間一向に人家も無之、歩行に而往來いたし候者は曾て無之、悉く馬に乗り往返致し、勿論繼場と申も無御座候故、ヲホーツカよりヤコウツカ迄繼通に付、一人馬二三疋つゝ、差出、暮に及候得者野宿致し、パンを食し水を呑、飢を凌ぐ而已、馬には其邊之草を爲喰申候、且ヲホーツカを八月中旬に出立いたし、漸く十月十三日ヤコウツカへ着致し候處、其内毎日之様に雪降候處、野邊之枯草も雪に埋み、秣少く候而馬も過半斃れ申候、右道筋格別之高山は無之、平地多して川も有之候得共、悉く氷候に付、其上を涉申候、夏杯は數日川留に逢候儀も有之旨承り及候、此邊冬は至て寒氣強く候處、悉居所に閉籠罷在候、其内身貧之者或馬士杯は、適々外之働致し候者有

之、右之者共は、面部等腫痛之腐爛致し見苦御座候、春に至り暖氣に相成候得者癒候由、此所よりは道中馬繼も有之、其間二十里三十里或五六十里、一日里程宛も有之、雪車之様成物之上に箱を取附け、其中に二人程宛這入、其車を馬二疋三疋、或繼場遠き所は四疋も五疋も差出、晝夜挽せ、右馬に風鈴を附け置、繼場を參り候得者、其音を聞附馬を差出候、尤右車も繼場に而繼替候事も有之候得共、漂流人共參り候車は繼之車に而馬計繼替、此邊より地名は失念、大河は失念、名有之候、多は川縁を行、又は陸地に懸り、勿論此河夏は通船有之、多は船に而往返致し候由之處、其砌は河水一面に氷候故、其上を車に而被挽候、此河エリコウツカと申所迄凡二千五百里程有之、幅狭き所にては、日本里數三里餘も可有之、又廣き所にては際り相見不申候、且繼場之儀も委は覺不申候得共、エリコウツカ迄之間、ヲウヨウクマと申所有之、此邊之人の名を、ブラツケと唱申候、

但、此邊に而人之事をツケと申候由に御座候、一エリコウツカ、此所は川湊にて、日本船ならば三

四百石積位と相見候船數艘繋り有之而、此船夏はヤコウツカ邊へ通ひ候由、家三千軒程も有之、是迄之内に而は、尤繁昌之地にて、家作り等も石にて疊上げ、立派に相見候も有之、風俗ヤコウツカ邊同様と申内にも餘程宜、土地も打開、畑地杯も澤山有之、布等多分織出申候、氣候もヤコウツカ同様と申内、少々は暖にて、草木等も生立宜、魯西亞より代官相詰居、此邊之政務を取計、此所之代官は餘程重役之様子相見、遠方へ出候時供十人計召連、平常は五六人も召連歩行申候、村役人をゴロジニジと唱申候、ゴロジとは村之事、ニジとは役人と申事之由に御座候、是より國都迄は七千里程有之候得共、道路宜、旅人悉く車にて往返致し、尤車は馬に晝夜牽せ申候、川渡等有之候得者、車共に乘せ渡り申候、

一カサニ、此地エリコウツカより五千里程有之、シベリイン之内、第一之都會之地にて、往昔鞭而韃未た魯西亞に隨する時は、其長此地に住居致し候由、是より無程魯西亞之本國之内に入候由、此所にも魯西亞之代官住居いたし、魯西亞人、韃而韃人入交り住居致し、此所より製出候鹿、野牛等之革、至而

上品に有之、ヲホーツカ邊より此邊迄を、都而シベリインと唱へ申候、一モスコウ、此地は魯西亞本國之内に而、カサニより千二三百里餘有之、エリコウツカよりは是迄之間所々にルカ有之候得共、二十四五里位より近き間は無御座候、此所は魯西亞之舊都に而、國王之親族住居致し、是迄になき廣き町續きに而、是より國都ビゼリボルカ迄之道筋七百里之間、不殘野面石を以敷詰、兩側には絶間なく櫻之並木有之、

但、此櫻花は咲き不申候由に御座候、尤車往來至而繁く候に付、道も損候哉毎日道普請いたし居、尤此間は里續に而、道普請も其里々之役に致し候由、漂流人共も此所には、一日逗留致し候に付、委敷儀は存不申候、尤魯西亞本國之内はシベリイン邊よりは、土地も宜相見え申候、一ビゼリボルカ、此處は當時之國都にて、王之居所城構は無之、都而磨き石を以て、高さ六七丈位に奇麗に疊上げ、瓦葺にて五階作りにいたし、内は壁も天井も眞白に塗立、扱表之入口は高さ一丈程横二間程も有之、左右共石に而疊上げ、扉は木に而鐵之

金物を打、此所に鐵砲を持候番人、兩側に二人宛立罷在、夫より奥へ入候處、凡四五間四方又は八九間位之所幾間も有之、間毎に明り取は硝子障子に而、仕切には、高さ八九尺幅三四尺之硝子之大鏡を建、其縁は金銀玉を鑲め、一間には番人二三人又は四人位も立會、或佛間と覺しき所には、三四尺四方計り之額に、人之姿を畫きし物を數枚懸置、是又金銀玉を澤山に遣ひ飾り立、又は芝居之間も有之、其所には役者十五六人、芝居稽古を致し罷在、段々奥の方へ參候處、高さ三丈餘二圍計り有之白き磨石之丸柱、所々にて四本程見請、尤右座敷に者自然上りにいたし、何となく五階の上へ上り候處、奥の方より從者三人程召連、王罷出、帽子は不被、筒袖之着物を着、黒き股引をはき、袈裟之様成物を懸け、衣服其外共金銀玉にて飾り立、老母之手を取罷出、其跡より王之婦人も罷出候處、老母并婦人之裝束、是又帽子は不被、筒袖之着物に、裾之廣かり候袴を三尺計りも引、是又金銀玉を澤山に飾り立、何れも甚立派にて光り輝き申候、跡より附添之女共四五人、是等も相應之裝束に而立出申候、其節先年幸太夫と

一緒に漂流致し候伊勢之國白子之者由、新藏と申者、當時は彼之國之名を附、ニコライバートルイチと申、年頃四十六七歳に而、右之者罷出通辯致し、漂流人とも平伏致し居候處、此國には屈候禮は無之候間、立候様申開候に付、立上り候處、其時日本は歸度者有之候哉と被尋候に付、此度歸り候四人は、歸國仕度段申立、殘之者共は彼國に居度旨申立候處、開濟有之、且右老母も婦人も、日本は歸度哉被申、漂流人共之肩を撫て被勞候、夫より退出いたし申候、右王居之廣さは、凡三町四方も可有之哉と相見申候、

に相分り、其類限りにて、他商他職人之者は雜り住居致し不申候、尤役人は右町々に入交り住居致し、右之居所も王居に准し、屋敷構と申者無之、是又右にて疊上げ候家にて、大家小家數多御座候由、足輕町は別に有之候、右は官所入用にて長屋を建、其内を仕切住居致し、多人數有之候由、此町は餘程廣き場所にて、平日鐵砲之稽古致罷在候、右之外文藝武藝之稽古所又は遊女町等も御座候由、是等は見及不申候、都而國都之内、總體に而は三里四里も可有之哉に見請申候、其後此度致渡來候使節之衆へも、兩度被呼參候處、是又餘程の大家にて、随分立派に相見申候、前書通辯致し候新藏宅にも參候處、凡三四間四方位之家にて、彼國之女を妻に致し、子供も三人出生致し、召仕等は相見不申、新藏一同漂流致し候日本人、外に一人罷在候由に候得共、逢候儀無御座候、

申、其上色々王より馳走有之候、一此所滯留中、車に乗り役人附添所々見物致し、尤遠方へは遣不申候、其節芝居見物に兩度參り候處、定芝居之由に而、大成園を丸くいたし、棧敷も五段に懸有之、見物一ぱい候得は、木戸并所々之窓の戸を立、夜分之如く眞暗に相成候得者、夥敷蠟燭を燈し候故、殊之外見事に輝き申候、偕又舞臺の方へは幕幾通りも有之、此頃は何々をいたし候と申候得は、其様子を浮繪に畫き候幕を引、其幕殊之外見事に御座候、幕明け候得は、仕懸等大造にいたし、役者立出、狂言をいたし、色々之拍子を取躍り申候、尤男役者は男にて、女役者は女にていたし、凡役者三十人程有之候由、都て狂言は他國之事をいたし、其風俗を真似る故、唐人、黒坊、エギリス人、其所々之人之真似を致し候、乍去一向相分不申、晝頃より初め夕方には仕舞申候、右之外に小芝居も所々有之候由に候得共、見物いたし不申候、一又クスカモリと申而、珍敷蟲獸杯見せ候家有之、蟲并獸之子は多分硝子器之内に入、燒酒漬にいたし置、大成獸等は骨を組立置、見せ申候、右之内別而

珍敷は、羽之生候小兒と、頭二つ有之候小兒有之、死骸を生候様に飾り立、見せ申候、世界中に有とあらゆる蟲獸有之候由に候得共、耽と覺不申候、

一大成袋并小き船を拵へ、袋と船と細引にて繋ぎ、其袋に風を合せ、右船へ男兩人乗り空へ上り申候、其上り候時、戯れに歸候期無覺束由にて、暇乞抔致し候而、靜に上り空へ遙に上り候時は、袋は見え候得共、人は一向見え不申、程過候而落來候を見物いたし候、此時は國王之好に而、何方より上り何方へ落候様にと差圖いたし候由之處、落候處違候に付、其後又候いたし直させ申候、其時遠方より見候故、委敷儀は見請不申候、尤上り候には、風強過候而も又弱過候而も不相成故、能々風を見定候而上り候由に御座候、

一又エリコウツカに罷在候内、輕業之様成事を致見物候、其仕形は長き階子の板を敷、夫を雪積り候高き岡にな、めに立て懸け置、上より水を灌ぎ候得は、忽に氷り申候、其所を上より小き船に人二三人、或四五人も乗せ、右階子之上より突下し候得は、其はつみにて下に落候而も、平地を二三十間走

り申候、或又高く材木を積上げ、其上に車を仕懸、其車に箱をく、り附け、箱之内へ人を二人乗せ候而、其車を廻し候得は、高く上り候を見物致し候、

一ピゼリボルカより二十五里程隔、カナシタと申能き湊有之、此所は歐羅巴洲之内國々は勿論、亞墨利加洲其外諸國之船夥敷入港仕罷在、交易專に致し候場所に御座候、

一人物之儀、魯西亞本國之人物は色白く、髮毛赤く丈け高く、衣服は官人其外身元宜き者共は、羅紗之類を襦袢之様に仕立、筒袖にいたし、股引并革之沓をはき、都而能人の分は絹類を着致し候、榮にいたし候、官人は程々に隨ひ、飾りは色々替候得共、多分此度渡來之魯西亞人共之様に御座候、女之衣服も筒袖に而、腰より下を細く仕立、腰より下廣り候袴を着、腰より上を長く引候を宜方にいたし、髮之毛には白き粉を振りかけ結申候、其節は帽子は被り不申候、平生は小き帽子を被り申候、

一人は色黒く、髮被するに、此間縫物あるへしを脱ぎ、縫物ある絹類小き帽子を被り、着物魯西亞人同様に相見え、中人以上之者は羅紗之類を着し、輕き者は革之着物を着

し、尤何も股引并革之沓を踏申候、

一シペリイン邊之人は、顔色黒く、逞敷、毛髮も黒く形も大く、一體下品に而、衣類は革并麻等を着し、冬は帽子被り、夏は被不申、股引并沓を踏申候、女は頭より被り候着物を着し、腹迄有之候股引并沓を踏み申候、シペリイン之内に而も、フラツケヤコウデは殊之外賤く、魯西亞にては不性成者をヤコウデ之様など賤め申候、

一食物之儀、魯西亞本國并シペリイン邊も、麥に而造り候パンを定食いたし、牛、豕、野牛、鳥類、魚物を添物に食申候、野菜は少く大根、人參、南瓜、胡瓜等も少々有之候得共、味ひ至て薄く御座候、菜之類、蕨等は澤山に有之候、味噌醬油等は曾而無之、酢之様成物御座候、酒は麥にて、油は多分麻之實をしほり申候、鹽は澤山有之候得共品合悪く、カムシヤツカ邊は鹽至て高直に有之候、夫より島々に至り候而は、魚肉而已食し申候、

一家作之儀は、魯西亞本國之内は、大家之分は石を高く疊上げ、屋根は板を敷、其上に鍍之延金を張り、其上を瓦葺にいたし候、小屋は木を以て組立、屋

根は板に而葺申候、都而壁は無之、屋根も茅葺、藁葺等は無御座候、シペリイン邊も右に准し候得共、小家がちに御座候、夫より島々に至り候而は、穴を掘り室之様に屋根を丸くいたし、木草を覆ひ、其上に土を置、其内に住居仕候、

一金銀錢之儀、金錢は色々御座候由之處、委敷儀は存不申、銀錢は一文、十文、二十五文、五十文、百文と品々有之、銅錢一文、二文、五文、十文と四色程御座候、賣り候と買候とは相場も違申候、

一仕置之儀、死刑は不及見聞、入墨は顔之内額と兩頬と三所を入、敵は十ヶ位より、科之次第に寄、段々數多相成候由、強く被敵候者は、脊中之皮破れ血流れ申候、其外鼻をそき候刑も有之候由に御座候、

一土地之儀、眞土之所多く砂地之所も有之、田は一向無之、畑計りに而裸麥、小麥、麻等を重に作り申候、

一草木之儀、木は五葉之松多く、花之不咲櫻之木、柏杯も有之、其外雜木有之候得共、委敷覺え不申、竹は一向に無之、草も品々有之候得共、格別珍敷草は見請不申、却て花類は少く、梅、櫻杯も鉢植にいた

し、火床之側に差置、漸花を咲せ申候、  
 一山川之儀、格別高山は無之、先は野原がちに御座候、川も場廣きには少き方に御座候、  
 一禽獸之儀、牛、馬、豕、野牛、綿羊抔多く、鶏、家鴨之類品々飼申候、虎も邂逅には有之候由、鶴は見懸不申候、鷹抔は夏之内計り居申候、其外は都而日本と變り候儀無御座候、  
 一氣候之儀、暑は弱く、寒は強く、夏は日甚永く、夜は至而短く、暮候より纒之間夜分にて、無程夜明け申候、冬は日甚短く、夜は至て永く御座候、夏は雷鳴度々有之、日本より強様に覺申候、冬は雪度々降り申候、降り候程之雪積る計にて解け不申候、漸春三月頃に至り、解け懸り申候、シベリイン邊は別而寒も強く、雪も三尺位迄相積り申候、  
 一産業之儀は、魯西亞本國之方は、耕作山獵漁業は勿論、綿羊を多く飼ひ置、夏に相成、女は右綿羊之毛を拵み糸に引、羅紗之類を織り、或麻之糸を取り、布を織り、又所に寄品々之革を製し申候、蠶并木綿作等は會而無御座候、  
 一絹木綿等之儀は、悉く他國より相廻り候を、國用

にいたし候由に御座候、且山獵之儀は、多分は銃炮を相用候得共、シベリイン之内に而半弓を相用候者間々有之、就中ウエリホノアンガリツケと申所之人名はトレヲースと唱へ、至而半弓達者に御座候由、右は唐國近き所之由承り及候、  
 一祝儀之儀、日本之十二月中頃を正月と定、毎月朔日より八日を祝日と極、老若男女業を休、着物抔替遊歩行、寺參り等いたし申候、且年越と申は無御座、銘々誕生日に至り候を、年一つと定申候、  
 一神佛之儀、神と申は不及見聞、寺院所々に有之、本尊は繪馬之様成物に、人之形之様成物を書有之候得共、何か不相分、夫を本堂之様成所に懸置、信心致し候、墓所も有之、死者を葬候時は、長き棺を拵へ、死者を仰向にねさせ候而入れ、蓋を打付、其儘親族之者打寄かつき、寺へ持參り、引導を請候上、墓所へ持參土葬にいたし、死別は日本同様に甚愁傷仕候、石塔は大成野面石を置、夫に横文字を切付申候、他國者は其墓所へは葬せ不申候、別に他國者計り葬り候墓所御座候、且寺之住持は總髮に而、髻剃り不申、袖幅廣き着物を着し、其外弟子之様成者も有之、葬禮

之時は右住持も弟子も出、何か經文之様成物を讀み葬り申候、尤他國之者をは葬不申候、既に漂流人之内、吉次郎病死致し候節は、外漂流人共打寄葬候迄にて、寺にては一向構ひ不申候、  
 一病人小屋々に有之、貧窮者又は他國之者は、右病人小屋に入れ置、療養を加へ、賄等迄悉く官所より手當有之候、醫師も御座候得共、外科療治にて、多く水藥或一味藥を用ひ、本道と申者無御座候、  
 一非人乞食體之者は多く御座候得共、穢多之様成者は無御座候、

魯西亞船渡海船路之様子

一魯西亞同國之内カナシタ之湊を、去々亥六月中旬頃出船致し、重に西之方を志し走り候處、去七月初旬頃コウベイカハニと申所に着船致し申候、此所カナシタよりは劣り候湊にて、人物等大様魯西亞人の通に御座候、此所に廿七八日滯船致し、月日不覺同所出船申、西方を志し走り候處、アンケンリヤ之内、地名失念湊へ廿四五日經候て、月日不覺着船、此所に七日程船繋りいたし、其内使節も上陸致し候、コウベイカハニよりは宜湊に而、人物は魯西

亞人同様にて、月日不覺同所出船、未申之方を志走り候處、二ヶ月餘相懸り、カナアツヤ島と申所に着船、此所に而は水を取入候而已、三四日滯船致し、月日不覺同所出船、重に未之方を志走り候處、是より亞墨利加洲の渡候、洋中には賊船有之由にて、本筋之船路をは迦し、外之乗筋を走り候處、漸三ヶ月半程相立、亞墨利加洲之内、國名失念エカレナと申湊に着船、且是迄參候洋中にて逢難風、橋を折候に付、此所にて作事いたし申候、此國は歐羅巴洲之内ポルトガルと申國より支配致し、ポルトガル人入交罷在、土地之人物は黒坊にて、男は平生裸之上に前垂之様成物を纏ひ、女は單物之筒袖之着物を着し罷在、至而暑き所にて、十一月頃候處、難堪程熱し候に付、漂流人共は折々水をあび湊き、此邊にて日を北之方に見請申候、一ヶ月餘滯船いたし、去子正月初旬同所を出船いたし、未申之方を志暫走り候處、至而寒強洋中を通り、夫より西之方又は真北を走り候處、マルケータと申島に四月初旬着船致し、此邊は日を真上に見請、至而暑き所にて、人物は異形に有之、丈七尺計に見え、男は面部總身共入

墨致し、丸裸にて積鼻輝を致し不申、女は總身の計り入墨致し、草の葉にて前を蔽ひ罷在、穴を掘其中に住居候由、昔は生きたる人之肉をも喰ひ、當時にても死人之肉をは喰ひ候由、怖敷體にて鬪體杯を持、船之側に遊き參り、何品をも取吳候様仕形等致し、其外男女とも大勢追々游參り候得共、魯西亞人とも貪著不致、併船中水乏相成候に付、此所に而水を取入候に付而は、舢舨船に鐵砲、武器等を用意いたし罷越、漸水を汲參り候、且又晝夜とも海中に居候者共儀に付、夜中碇を奪取間敷候に付、始終から鐵砲を放し威し罷在、二日程滯船いたし、早々出船仕、一同甚心遣いたし候、此所よりは漂流人どもは、方角を失ひ何れの方を指走り候哉不覺、四月下旬頃と覺、サンヘーツケと申島の着船いたし候、此島之人物面色等、日本人に差而相替儀無之、是又皆裸にて、厚き紙之様成物を積鼻輝にいたし罷在、女は右紙之様成物を腰巻にいたし罷在、此島には豕も有之候由に付、替物に可致旨仕形いたし、彼者共に見せ候處、豕を持參り、羅紗一反と取替度など、兎角慾深き事而已仕形いたし候に付、替物不致、七日程滯

船致し居、尤湊には船を入れ不申、早々出船いたし、夫より方角不覺走り候處、七月初旬頃魯西亞之屬國カムシヤツカに着船仕候、此所には三十日程滯船いたし居、則當所之代官之下役一人、此所より魯西亞船に乗組、去子八月五日頃同所出船いたし、午之方又は未申之方を志走り候處、同月廿八九日頃と覺、琉球洋之由にて難風に逢ひ、高波船中に打込、船損所等出來致し候得共、漸相凌ぎ、同九月六日長崎湊に着船仕候、  
一魯西亞國出船より長崎迄之里數は、覺不申候由に御座候、  
右之通申立候、尤異國滯留中、猥に他所へは出不申候に付、諸事委敷儀は相辨不申候段、漂流人共申之候、以上、  
巳四月  
肥田豊後守  
成瀬因幡守魯西亞國

候書付

肥田豊後守  
成瀬因幡守

此度魯齊亞船より送來候日本漂流人、松平政千代領分陸奥國之者四人、吟味仕候之處、十三ヶ年以前丑十一月陸奥國の者十六人乗組、松平政千代用木小間木、賣米等積込、江戸表に相廻候積にて、同國杜鹿郡石之卷湊出帆仕候處、逢難風魯齊亞屬國之内に漂着仕候、夫より魯齊亞本國に相送候途中に而、右人數之内三人は病死仕候、三人之者は病氣に而途中に殘し置、十人彼國に罷越居り候處、右之内六人者彼國に相止り、残り四人此度魯齊亞船より送り越候旨申聞候に付、魯齊亞國在留中、宗門之儀に付勸候筋も無之哉之旨、再應吟味仕候處、宗門等勸候儀會而無之段申之候、宗旨の儀相尋候處禪宗にて、銘々在所に寺も有之由申之候、踏繪も申付候處、何之疑敷儀も無御座候、依之漂流人共如先例、何れも揚り屋に安置、外人に一切對談爲仕申聞敷旨、番人わ申付、漂流人共魯齊亞國之物語等、番人たりとも咄し申聞敷旨申付置候、則漂流人ども吟味仕

候口書、并彼國にて相與候品、持戻り候品書、ヲロシヤ國の様子書も入御覽、取計方左に申上候、  
一右漂流人四人、如先例領主に引渡候様可仕候哉、  
左候は、長崎表に請取之者差越候様、政千代に被仰渡候様仕度奉存候、寛政七卯年安南國漂流仕候松平陸奥守領分之者、唐船より送來候節、并同九巳年韃靼國の漂流仕候松平若狹守領分之もの、唐船より送來候節、御下知之上長崎表に請取之者差出候、其外前々私領之者、領主より爲請取家來差越申候、一右漂流人領主に引渡候者、國許に差込、領分より外に猥りに不爲致仕居候様可申渡候哉、  
前々外國に漂着候者、右之通申渡候、  
一漂流人四人之者共は於魯齊亞相與へ候衣類、反物、小間物等は、前々之通其儘爲取候様可仕候哉、漂流人ども於魯西亞國に貫候金錢八十錢、并稼溜候金錢六文、銀錢大小六百九文、銅錢八文、漂流人ども持歸り候に付、何れも取上之、右代長崎會所銀を以相渡候様可仕候哉、  
前々漂流人金銀錢持歸り候節は引替、日本銀并錢相渡申候、

右之通奉伺候、以上、

丑四月

肥田豊後守  
成瀬因幡守

同年六月六日、大炊頭殿の御直に主膳正、和泉守按ずるに、俱に御勘定奉行、立合、先達而御下り、一通三冊相添上、

長崎表の魯西亞人連渡候、日本漂流人取計方之儀に付、評議仕候趣申上候書付

柳生主膳正

中川飛騨守

石川左近將監

小笠原和泉守

松平兵庫頭

按ずるに、俱に御勘定奉行、

此度、長崎表の渡來之魯西亞船より送來候松平政千代領分奥州之者四人、長崎奉行より請取方之儀相伺候に付、評議仕可申上旨被仰渡候、此儀先年蝦夷地の魯齊亞船入津送來、松前表迄御目付御差遣請取候、伊勢國漂流人幸太夫、磯吉、追々御吟味之上、在所は御歸し無之、相應之御手當被成下、御當地の差置候儀に御座候、此度罷歸り候者共も一體

之趣意者、同様之儀にも可有御座哉に奉存候、併最初幸太夫之節は、彼國之風儀も不相知、彼もの共も何様之儀を申合罷歸候哉難計儀、且は彼國之儀共猥に申唱候様にては然る間敷、又品に寄御尋之儀も可有御座哉との御趣意も有之哉にて、當時之姿にも被成置候哉にも奉存候、然る處彼等儀も、外に何之子細も無御座趣相聞え、此度之者共逆も難計儀とは乍申、先同様之儀に可有御座哉に奉存候、すへて唐國は勿論、安南、暹羅、呂宋國に漂着仕候者共、吟味相濟候上は、生國の差戻し候仕來に御座候、此度漂流人共、十三年以前異國に漂着仕候處、追々吟味之上、疑敷筋も相聞不申候旨、長崎奉行申上候儀等も有之候得者、是まで仕來之趣を以、取計候様被仰渡候方にも可有御座候哉、尤異國にて貴請候品之内、横文字本并世界圖船等取上、金銀錢等も取上、右代會所銀を以引替爲相渡、漂流人四人之者長崎表に爲請取相越候様、政千代家來に相逢、尤此者共は、以來みたりに彼國之儀申觸し候儀無之様精々申付、他國出等は不爲致候様可仕旨相達候様、肥田豊後守、成瀬因幡守に被仰渡候方と奉存

通航一覽卷之三百十九

魯西亞國部四十七

○漂流

文化三丙寅年七月二日、去享和三癸亥年陸奥國牛瀧村北郡にの船頭繼右衛門外水主十三人、上總沖において漂流し、六人存在して、魯西亞國屬島ホロムシリ島に漂着し、土人に助けられて、此日エトロフ島に歸着す、よて同島詰役人等穿鑿を遂げ、同廿七日箱館に注進す、

文化三丙寅年七月、魯西亞屬島ホロムシリ島より、エトロフ島歸島の漂人口書、并同島役人書狀、

- 南部大膳大夫領分
- 奥州北郡牛瀧村
- 慶祥丸沖船頭
- 繼右衛門 門四十四
- 右同郡同郡同村
- 同賄役
- 右衛門 門二十九
- 右同村
- 水主
- 吉五郎 門四十一

通航一覽卷之三百十八終

候、且右之通被仰渡候は、幸太夫、磯吉、是迄何之子細も無之候所、此度之漂流人は在所に御歸しに相成候、御留置候にも及申間敷候間、在所に罷歸度存候は、御歸可被成旨、然共暫く家業にも相離候儀にて、今更在所に罷歸り候而も、他國出等も不相成候而は、暮方にも差支、是迄之通罷在候方勝手に候者、其通之旨御尋之上、兩人存寄次第に被仰渡候にも可有御座哉奉存候、依之御渡被成候御書付一通、帳面三冊返上仕、此段申上候、以上、

丑六月外國書

文化二年閏八月、朝廷詔松平政千代、使其臣往長崎携漂民來、由是政千代命武頭平井林太夫徒目付窪田榮助往長崎、十二月平井林太夫等二人、帶漂民四名回江戸、北海島船記、



ネテレと申者に御座候、同人より、私ども日本の歸國いたし度哉と相尋候間、いかにも歸國いたし度段相頼候處、相返し可申旨申開候、尤着仕候節より、ランネテレ方に六人とも廿日程罷在候處、差圖に付人分任、繼右衛門、吉五郎、勘右衛門儀は矢張ランネテレ方に差置、專右衛門儀はイワン方へさし置、岩松、彌内はツセリ方に差置、鮭、海帶、水豹、鳥類、百合之根等、彼等より食物に爲仕候、寒氣に向候得は、鳥革を繼服をこしらへ、水豹の革を以て履を作り、彼等より厚く手充仕吳候に付、相凌罷在候、右之島のものどもは佛像を首に懸居、并小兒は鉛にて十文字形の様之物首に懸居、佛像の様成ものを畫、家之内に掛置候得とも、私どもへ右佛像を祈候様申進候儀は無之故、私共も拜し候儀無御座候、然る處去已七月上旬、レンシャア島之ものマキセン、外男夷四人、女夷四人にて、都合九人乗組、夷船一艘ホロムシリ島へ相渡候間、歸便を以私ども日本へ相戻し可申候旨、ランネテレ申開候に付、彼地へ相越候は、船はランネテレ方へ差置、右レンシャア島マキセン外男女八人乗組歸帆に付、私共六人乗組、

七月下旬同所出帆仕、船路凡二十里程ランネコタ島相渡、同所に六日罷在、夫より船路十二里程にてムシリテ島相渡、同所に十日程罷在、船路凡十八里にてテツコホツケ島相渡、同所に六日程罷在、夫より船路凡六里程にてモトワ島相渡、同所に五日罷在、夫より船路八里程にて、去已閏八月レンシャア島相渡、同島之内ムシリケに罷越、乗組來候夷人マキセン方に、當分之内私共一同罷在候、夫より繼右衛門、吉五郎儀は、矢張同人方に罷在、專右衛門儀はマツへ方に差置、岩松儀はハチ方に差置、勘右衛門儀はワセリ方に差置候、六人一同に罷在候節、ウルツプ島より本國の歸帆仕候由にて、ワロシヤ人男九人、女二人、女子一人、十二人船一艘にて乗組、去る已八月レンシャア島若岸罷在候、海岸通船にて罷通り、下の方島外れに越年仕候に付、私どもよりは三四里も隔罷在候儀に付、應對仕候儀無御座候、此島住居之様子并喰物等、ホロムシリ島同様、彼等より喰事爲仕相凌越年仕候、然る處當春食料不足に相成候に付、未だ時候早く有之候得とも、男夷マキセン、マツへ、ワセリ、ハチ、女夷三人、私

ども六人、都合十三人乗組にて、夷船一艘相仕立出帆仕候積り、支度仕候處、マキセン申開候は、私共相送候上は、彼等歸帆之節人數不足に付、歸帆仕兼候趣申開候に付、其節はエトロフ島にて相頼、同所に夷人爲乗組歸帆爲仕候旨申談候得は承知仕、當二月十三日レンシャア島出帆仕、船路二里程にてウセシリ島若仕、同所に鳥類多有之候に付、食料相貯、三月十八日同所出帆仕、船路五里程にてケトイ島へ相渡、同廿二日同所出帆仕、船路七里程にてシムシリ島相渡、此島水豹漁仕、四月廿五日同所出帆、チリホイ島へ相渡可申處、東風強右之島越兼、船路十五里程にてマカルル島相渡、エトロフ島より罷歸り、レンシャア島夷人男女小兒ども十四人、私共より十四五日以前着仕罷在候處、是まで私ども送り來候、マキセン外男女ども、最早先島へは不相越候間、船一艘打立遣候間、其元ども計罷越候様申開候に付、私ども事海路不案内之儀に付、何卒送り吳候様に頼候得とも承知不仕、此島にて船打立可申と存候處、木品無之候間、船路凡四里程にてチリホイ島へ相渡り、寄木を以て夷船一艘打立、船具

等までも不殘相揃、私ども相渡、右之船にて當御島へ按ずるに、エトロフ島をさす、下同し、相渡り候海路等委細相おしへ、マキセン、ワセリ、マツへ、ハチ并女三人より、私どもへ鷲の尾鳥革繼候衣服、魚類之齒并食糧等相贈、右島にて相分れ、私ども計五月廿六日チリホイ島出帆仕、船路凡九里程にて、ウルツプ島へ相渡り、同所に風順も無之三十日餘罷在候、和波之節は漁事仕、或は山へ罷越ゆりの根を掘り、食物に仕相凌罷在り、六月廿八日同所出帆、船路十里程にて當御島アトイヤへ着仕、當二日朝四ツ時、シベトロ村へ罷越候處、御番屋より船等御差出被下、着岸仕候處、早速上陸被仰付、御手當被成下難有奉存候、私ども宗旨之儀は、繼右衛門、專右衛門、吉五郎、岩松、彌内は禪宗にて、寺は南部領佐井村長福寺、勘右衛門は淨土宗にて、寺は同領同村發心寺にて御座候、何卒國元の御差戻被下置候様奉願上候、右ホロムシリ島漂着仕、當御島相渡候始末、且前書申上候外島相渡不申、此段申上候通相違無御座候、以上、

文化三寅年七月



岩 松爪印 勘右衛門同  
彌 内同 吉五郎同  
專右衛門同 繼右衛門同

エトロフ島御詰合御役人中様  
ホロムシリ島に漂着仕、エトロフ島に渡來候風俗  
一頭は總髮にて長く打曲、草を以結有之、  
一髭少々生へ有之候、  
一衣類は鳥の革を繼立、丈け長く筒袖、  
一足へは革履を相用ひ候、  
右之通にて、夷船に乗組六人之者共、當二日シベト  
番屋に上陸、何れも健に罷在候、以上、  
寅七月 戸田又太夫

一蝦夷船 長二大五尺九寸五分、幅一尺、一車械八本  
一細引一房 一艦一本 一帆柱一本 一き  
な四枚 一鯨鱈五枚半 一鐵釜一五升焚程、和物  
一鍋一五升焚程 一小刀二挺和物 一本二本にて和物  
一水桶一但二升入 一煙草箱一つ 一へて箸四本  
一垢柄杓一本 一椀四つ 一垢汲一つ

一鐮一丁 一やす二本一本鐵一本竹 一草綱一筋  
一はなし一つ 一釣針一本 一革履縫形木一  
足分、但是は、シベトロ岸着之節乘來候船、并船具  
之分、  
右繼右衛門所持之品  
一鳥革繼衣服一つ 一鳥鷲尾九十九尻 一籠  
一つ和物 一木綿五布風呂敷一つ和物 一革履一  
足 一をきな齒根付一つ夷地物 一あつし一枚  
一數珠一連和物 一印形一つ 一木綿引解片  
表一つ和物 一夜具一つ  
右專右衛門所持之分  
一鳥革繼衣服三つ 一草履三足 一大鳥鷲尾  
六十六尻 一小鳥鷲尾二十四尻 一をきな齒  
三本 一齧齒六本 一とと齒五本 一臘虎  
手革四枚 一ととの膽一つ 一水豹膽一つ  
一てんき一つ 一髮拔一つ 一鷲の爪一  
連  
右吉五郎所持之分  
一鳥革繼衣服二つ 一草履二足 一大鳥鷲  
尾二十八尻 一うすへう二尻 一糟尾二尻

一母衣一羽 一まさり一枚 一同さま計一  
つ和物 一白足袋一足和物 一齧齒一本  
一麻五布風呂敷一枚 一五布蒲團一枚 一を  
きな齒九本 一猿革一枚和物  
右岩松所持之分  
一をきな齒七本 一大鳥鷲尾八尻 一粕尾  
十一尻 一草履一足 一鳥革繼衣服三枚  
一鯨筋一把 一齧一 一あつし一枚夷物  
一臘虎一

島マキセン母エトロフ島に罷在候間、相届吳候様  
頼候に付相糺候處、當島にレシヤア島、マキセン  
母と申ものは無御座之段申聞候、一砥石一つ和物  
一大まさり一枚 一髮剃刀一挺和物 一花色  
木綿拾合羽一つ 一黒縮緬頭巾一つ和物  
一白木綿帶真一筋 一木綿前かけ一つ 一木  
綿四布蒲團引解裏表一つ 一脇差 一木綿わ  
た入一つ 一股引一足 一足袋二足 一木  
綿手拭三つ 一木綿單襦袢一つ 一守袋一  
つ  
右繼右衛門所持之分  
外に船札一包和物  
右之通、六人者共所持仕罷越候に付、相改取上置申  
候、以上、  
寅七月 戸田又太夫  
(下れ札)但、書面之内印形一つ相渡置申候、右和物  
之儀、何も極古にて御座候、夜具蒲團は取上置切  
にては右代り品番屋より差遣不申候得は、彼等  
難儀も可致候哉に付、當御番屋より渡候代り品  
も無之候付、品之分は先相渡置候、

右勘右衛門所持之分  
一鳥革繼衣服一つ 一草履二足 一大鳥鷲  
尾三十一尻 一糟尾鷲尾十尻 一をきな齒  
五本 一まさり一枚 一てんき一つ 一守  
袋一つ和物  
右勘右衛門所持之分  
一鳥革繼衣服一つ 一草履一つ 一同縫無  
之分二つ 一大鳥鷲尾一つ 一糟尾鷲尾二  
十五尻 一をきな齒三本 一をきな齒割四  
枚 一鯨の筋一把 一火打箱一つ  
一銀錢五つ 但、是はレシヤア島、ワセリより同  
小青玉

右繼右衛門所持之分  
一鳥革繼衣服一つ 一草履一つ 一同縫無  
之分二つ 一大鳥鷲尾一つ 一糟尾鷲尾二  
十五尻 一をきな齒三本 一をきな齒割四  
枚 一鯨の筋一把 一火打箱一つ  
一銀錢五つ 但、是はレシヤア島、ワセリより同  
小青玉



一右船具は不殘シヤナハ差遣す、  
 一七月十五日、間宮林藏（按ずるに、蝦夷地在住なり）分間御用に付、シベトロ（着）同十七日蝦夷船にて出帆、同廿日歸る、林藏アトイヤ野宿之節見付候、渡來之者アトイヤ（上り）、休息仕候跡捨置候、彼地之産之着類等有之候由申聞候、右に付て又太夫と申談、私アトイヤ乍見分、右之品夷人に取寄せ、後々證據にも相成可申候に付、可參候よし申合置候、天氣相にて日和も無御座、七月廿六日罷越候、

一鳥革織着物二つ 一手覆一つ（但、上革羅紗の標のもの）  
 一足袋四つ（但、羅脊板） 一木綿風呂鋪（但、和物、花色地）  
 一編笠一つ（但、革にて作る） 一檜皮まさはた一把  
 一帆（但、表チロシヤ織サイミの標之地、裏和物、しよ木綿）  
 右之通、シベトロ番屋に取寄置候、アトイヤハ船を引揚、コロタ石之所ハ土を寄平にいたし、釜等かけ候様子に相見え候、

一私儀も六月廿一日舍那出立場所、場所御用向相濟、ヘトへにて、成連丸、通力丸荷役仕候内、七月四日シヤナより渡來一件、不輕儀に付、東浦イソヤより二人鐵砲爲持召連、同五日より同十二日迄見分

相濟、同十四日、シベトロハ罷越、シヤナより御沙汰御座候まで、シベトロハ罷在候事御座候、  
 右は七月廿七日迄之儀、相認上候、

寅年掛りエトロフ越年 調役 菊地惣内（南船部）

同四丁卯年四月廿四日、漂人六人を箱館に召しよせ吟味ありて、同年六月三日口書を出す、（此口書、前條の口書と大綱同しといへども、これは去年、エトロフ島に於いて、調役等吟味の口書なり、これは今年箱館に於いて再吟味の口書にして、文化元年渡來の使節レザノツト、長崎よりカノ國カハン港に歸帆の時、この漂民の港にありて、見聞せし事等に涉り、凡て事情委しく、且口書の時日同しからざるにより、今別提す、また漂民必領主に引渡しありしなるへけれども、今その記を得ず、  
 文化四丁卯年、去年ホロムシリ島より歸國の漂民口書

南船部大膳大夫領分  
 奥州北郡牛瀧村百姓  
 源右衛門船  
 沖船頭  
 水主 右衛門 門三歳  
 同 專 右衛門 門九歳  
 同 吉 五郎 門四歳  
 同 彌 郎 門二歳  
 同 彌 郎 門一歳

右申口

水主 勘 右衛門 門四十四歳  
 右牛瀧村 同類 岩 松卯二十歳

私共儀、文化元年七月魯西亞國屬島之内、ホロムシリ島に漂流、夫よりカムチャツク之内、カワムシツ島に罷越、同所より小船に乗組、エトロフ島迄渡海致し候始末、御吟味に御座候、

此段一同申上候、繼右衛門儀は家内五人相暮し、專右衛門は家内四人相暮し、吉五郎は家内二人相暮し、彌内は家内七人相暮し、勘右衛門は家内七人相暮し、岩松は兄友右衛門厄介に罷成、一同船乗渡世いたし罷在候、然る處牛瀧村百姓源右衛門方に雇入に相成、同人持船三年造り、五百八十二石積慶祥丸に、私共并水主牛瀧村平次郎、同國脇之澤村庄兵衛、同國長子村伊之助、同國川内村福松、仙之丞、吉五郎、藤藏、都合十三人乗組、箱館辨天町濱屋次兵衛、同所大町辰巳屋七郎兵衛方より、江戸鐵砲洲栖原屋久次郎、四日市鎌倉屋庄兵衛方へ相送り候、箱館附臼尻村御産物積請候積りにて、去る享和三亥

年九月南部領脇之澤村出帆、同月下旬箱館湊に入津致し、船御改を請、右荷主共より之上乗源次郎乗組、同十月同所出帆、臼尻村に着岸致し、同所において、鹽鏝三萬千六百六十本積入、右之内三分一は御買上に相成候よし、箱館御役所より之御送状、辰巳屋七郎兵衛代庄兵衛と申ものより請取、右源次郎共都合十四人乗組、同年十一月八日朝戌亥之風にて臼尻村出帆いたし候所、同日夜に入南部領尻吉村沖合にて大荒致し、高波船楹を打越、船中の海水相増、船危く相成候に付、積荷物之内凡五六十石目も刳捨、漸く相凌ぎ、翌九日仙臺領とふの湊へ入津いたし、同所において難船改を受け、同月十三日同所出帆致し、同領どうなん湊に入津、夫より同所出帆奥州岩城之内中之作湊に入津致し、同所にて糶米等買入、同月廿八日同所出帆いたし、翌廿九日常州銚子浦沖より、總州九十九里濱沖合に走參り候内、日も暮れ候處、同夜四ツ時頃より北風に相成、雨降出し、九ツ時頃次第風雨強、明け方に相成彌風雨烈敷、高波船中の打込、海水五尺程も御座候間、乗組一同身命を抛相働候處、翌晦日も同様故、種々手當い

たし波に漂ひ罷在候所、彌北風吹募り大時化に罷成、楫取候ものごもの頭上より高浪打越候間、追々積荷勿捨候へ共、船危く相成候に付、船中一同相談いたし、櫓切捨何も髪を切、神佛に誓ひ相凌ぎ居り候處、同十二月初日雨降り止、同日夕七ツ時頃より少々風も和き候處、三宅島凡十里程にも見請候に付、右島の着岸仕度、帆桁を柱に建走向け候へとも、棹取不申候内、翌二日西北風強く吹替り、又候高波船中へ打込、三宅島地方より三日之間、沖に吹出され、辰巳之風に相成候間、猶又地方へ船寄せ度、帆を懸け二日二夜程走候間、最早地方も近く相成候儀ご何れも相歡ひ罷在候處、又々西北風に吹替り、四日程之内遠沖に被吹離、漂ひ罷在候内、同月廿九日牛瀧村楫取平次郎儀、持病積氣相發り相果申候、翌享和四子年<sup>按ずるに、今年二月十三日文化改元</sup>、正月申頃迄引續き、西北風強く、遠沖に被吹離、永々の大荒にて船中一同相勞れ、一向働方不相成、最早絶命いたし候儀ご覺悟仕候處、同月下旬より波和き、日和に相成候間、何卒地方に船寄度、猶又帆桁の帆を懸け走り候所、二月下旬頃殊の外暖氣なる海上に參り候處、脇之澤村

水主庄兵衛、持病之積氣差發り、同月三日相果申候、此海上に三月上旬迄漂ひ罷在候内、南風吹來り候間、西之方を心懸け走り候處、雨降り出し風雨烈敷大時化に相成、度々高浪船櫓を打越、是迄之大荒にて船所々相損し、□□□居候間今にも崩れ、一同相果候儀ご存詰候儀は度々有之候處、不思議に船相保ち、右大風にて北之方へ吹き被流候處、四月頃に相成、寒氣絶へ兼候間、何れの國地へ參り候哉ご何も打驚き候へとも、一向山も不相見候間、いたし方なく、船へ敷候竹箆又は船棹杯を焚、漸く寒氣相凌き漂ひ罷在候處、永々洋中を漂ひ居り候間、追々糧米吞水にも差支候に付、積荷残りの方も御座候間、食用に仕度候得とも、鹽物之儀故咽乾き致難儀候に付、食用仕かたたく、朝夕の食事も飯少々宛相用ひ、香水は櫓之上の穴を明け、船中に流れ込候様に拵、雨水を取候て漸相凌罷在候、然る處永々寒暖不同之海上を漂ひ、其上食物不足致し候故歎、乗組のものご病人多く御座候、内長子村伊之助總身黒く罷成、骨痛致し、四月下旬相果、夫より七月上旬迄之内、箱館荷主よりの上乘源次郎并川内村水主福松、

仙之丞、吉五郎、藤藏儀も、右伊之助同病にて相果申候、繼右衛門、勘右衛門儀も病氣にて起居も不相成候に付、専右衛門、彌内、牛瀧村吉五郎、岩松四人にて介抱、彼是船中之手當等いたし、漂流罷在候へとも、一向地方も不相見、同年七月十八日頃ご覺遙に山を見懸け候間、一同相悦ひ山近く走參り、碇二頭を以船繋、舢舨の乗組、有合候衣類并殘米一斗二三升、其外鍋釜杯積入、其節何れの地方歎不相知、魯西亞國屬島之内ホロムシリ島東浦之方に漂着仕候處、海岸通昆布夥敷御座候間、定て蝦夷地之内にも可有之と存、右最寄四日程之内人家相尋候へとも、一向見當り不申、繼右衛門、勘右衛門儀は病氣に有之候處、追々食物にも差詰り、誠以當惑仕候内、南風強く吹出し、繫置候慶祥丸、碇綱吹切り遠沖に流失いたし候間、旁以此所に罷在候ても無詮儀故、舢舨船一同乗組、方角等之儀も不心付、右之所より東北之方に出船いたし、ホロムシリ隣島シムチヤウ島は、渡海之間僅一里計も有之候に付、同地方ご心得渡海いたし、夫より同島乗外し候處、凡四五里の海上を相隔、廣大なる地方相見候間、兼て物語に承

り及候蝦夷地之内之離島にて、向地は松前地方に可有之とぞんし、シムチヤウ島より八月中旬頃渡海仕候處、人家無之候間、夫より右地方東浦通二日程之内船行仕候得とも、一向人家不相見候間、猶先々の罷越度候へ共食物無之、海藻杯を拾ひ、漸々飢を凌ぎ罷在候處、此邊食物に可致品も不相見候所、勘右衛門儀は上陸も成兼候程之病氣に罷在、繼右衛門儀は漸々杖にすかり上陸いたし候間、其邊に有之候流木を集め、焚火致し爲相凌、此所にて一同飢死仕候儀ご覺悟いたし候間、誰一人船を引上候ものも無之、其儘波打際に捨置、何れも古郷之事杯存出し落涙のみ仕、濱邊に打臥罷在候處、其節名前不相知ホロムシリ夷人イハン、外男女八人并魯西亞國出家一人乗組、右島よりカムチャツケ之内カツシ湊に罷越候小船一艘、遙向之出崎之間に相見候儀、彌内見付候て、一同に爲知候間、誠以蘇生仕候心地いたし、定て此方之漁船にも可有之と存、濱邊に立出相招き候處、沖合よりも見付、船寄せ上陸仕候處、何れも革服を着し、髭をはやし、蝦夷人ごもの風俗故、彌奥蝦夷地之内に可有之と、安心致し